



SMFG SUMITOMO MITSUI
FINANCIAL GROUP

ディスクロージャー誌
2007

平成18年4月1日～平成19年3月31日

三井住友フィナンシャルグループ
三井住友銀行

最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループを目指して

LEAD THE VALUE

私たち三井住友フィナンシャルグループが目指すもの。

それは、お客さまにとって真に価値あるサービスを提供する

金融のプロフェッショナル集団です。

絶えず変化する市場で、つねに一步先を行くVALUEを提供するために

グループの一員ひとりひとりが

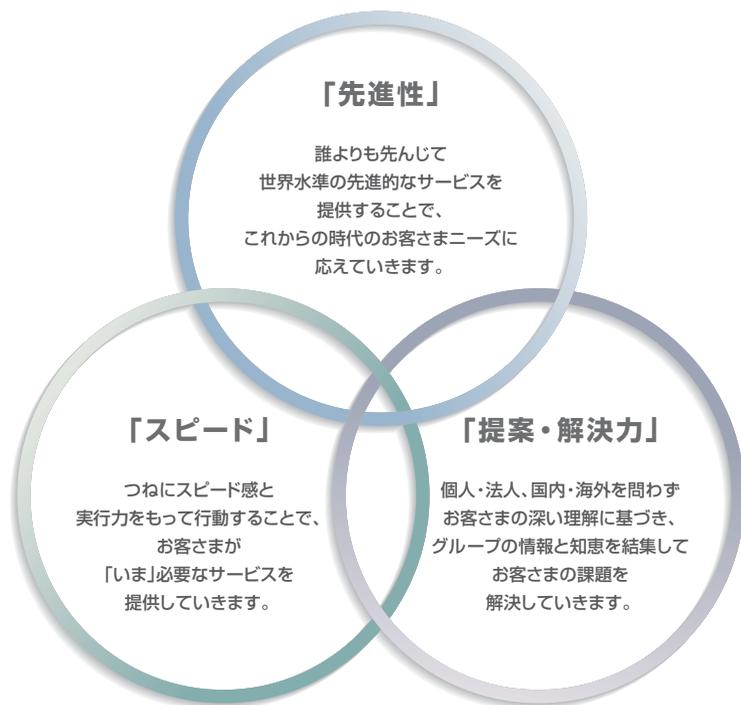
「その道のスペシャリスト」としての誇りをもって考え、行動します。



三井住友銀行
頭取
奥 正之

三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長
北山 禎介

その行動を支えるのは、私たち本来の3つの力です。



さまざまな分野のスペシャリストが組んで、

新たなVALUEを生み出す。

そして、お客さまと向き合って最適なサービスを提供する。

その結果、信頼できるパートナーとして選ばれること。

これが私たちの約束です。

目次

● トップメッセージ	2
● 中期経営計画「LEAD THE VALUE計画」の概要	6
● お客さまへのアプローチ	12
個人の皆さまへのサービス	12
法人の皆さまへのサービス	14
法個人一体ビジネスへの取り組み	16
投資銀行ビジネス	17
国際ビジネス	18
市場性取引ビジネス	19
● グループ各社の紹介	20
● 財務ハイライト	22
● 業績の概要と分析	26
● 不良債権の現状	32
● リスク管理への取り組み	36
● 企業としての社会的責任	45
● コーポレートガバナンス	46
● 内部監査体制	47
● コンプライアンス体制	48
● 環境活動	50
● 社会貢献活動	54
● 人の尊重と人材活用	58
● 資料編	61
コーポレートデータ	62
財務データ	85
● 決算公告	252
● 開示項目一覧	292

本誌は、銀行法第21条および第52条の29に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。本誌には、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクと不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境に関する前提条件の変化等に伴い、予想対比変化する可能性があることにご留意ください。

株式会社 三井住友フィナンシャルグループ
広報部 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2
TEL (03) 5512-3411

平成19年7月

株式会社 三井住友銀行
広報部 〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2
TEL (03) 3501-1111

トップメッセージ

平成18年度は「成長に向けた地固めと、変化への耐久力強化の年」。
平成19年度からは中期経営計画の戦略施策のもと、付加価値極大化を通じて、
最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループを目指します。



三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長

北山 禎介

皆さまには、平素より温かいご支援、お引き立てを賜り、心から御礼申し上げます。本ディスクロージャー誌の発刊にあたりまして、今後の経営方針等について説明いたします。

平成18年度総括：「成長に向けた地固めと、変化への耐久力強化」

平成18年度の経済金融環境を顧みますと、まず、海外では、米国経済が住宅投資の大幅な落ち込みにより減速いたしましたものの成長を持続し、アジア経済や欧州経済も景気拡大を続けました。わが国におきましても、輸出の増加と堅調な企業業績に支えられた設備投資の拡大により、緩やかな景気拡大が続きました。金融資本市場におきましては、昨年7月のゼロ金利政策解除以降、日本銀行が政策金利を引き上げたことを反映して、短期市場金利が上昇しました。一方、長期市場金利は、新発10年物国債の流通利回りが昨年5月に2%に達しまし

たが、物価上昇への期待感の後退等から、18年度末には1.6%台に低下いたしました。昨年7月以降、上昇基調にあった日経平均株価は、本年2月に大きく下落いたしましたものの、18年度末には、前年度末をやや上回る水準に回復いたしました。

金融界では、昨年6月、幅広い金融商品について横断的な利用者保護の枠組みを整備した金融商品取引法が成立いたしました。また、昨年12月には、全面的に内容を見直した新たな信託法が成立すると共に、出資法の上限金利の引き下げ等を柱として、貸金業の規制に関する法律等の一部改正が行われました。

このような経済金融環境の下での当社グループの平成18年度を総括しますと、19年度以降の成長に向けた地固めと、変化への耐久力強化に集中的に対応した年であったといえます。すなわち、三井住友銀行（以下「SMBC」）単体ベースの業務純益は、前年度比2,250億円減益の7,406億円となりましたが、これは、国内外の金利動向等を踏まえて債券保有リスクを削減するべく、国債を中心に債券の売却を進め、売却損を計上したこと等が主因です。更に、SMBCの保有するプロミス株式に対して、保守的に投資損失引当金を計上したこと等の影響もあり、SMBC単体の当期純利益は、前年度比2,038億円減益の3,157億円となりました。この間、昨年10月には、当初の目標より約1年半前倒して公的資金の完済を果たしました。また、昨年4月にSMBCが金融庁より受けました、法人営業部による金利スワップ販売に関する行政処分を重く受け止め、かかる事態の再発防止と信頼回復に向け、内部管理体制の一層の高度化を図りました他、海外におけるマネーロンダリング防止を含むコンプライアンス体制の強化にも着手いたしました。加えて、金融商品取引法の施行を展望したコンプライアンス態勢の強化やバーゼルⅡ対応等、新しい規制環境への適応を進めてまいりました。なお、個人向け金融コンサルティングや投資銀行ビジネス等、成長事業の強化につ

きましても、着実に進めました。

平成18年度の当社グループの連結決算におきましては、SMBCにおける減益や、プロミスにかかる持分法投資損失等を要因として、連結経常利益は前年度比1,649億円減益の7,986億円、連結当期純利益は前年度比2,455億円減益の4,414億円となりました。一方、リテール証券業務におけるSMBCフレンド証券の完全子会社化、リース・オートリース事業における住友商事グループとの戦略的共同事業化に加えて、本年4月にはコンシューマーファイナンス分野におけるセントラルファイナンスとの戦略的提携に合意するなど、グループ戦略についても更に推進いたしました。

新中期経営計画

「LEAD THE VALUE計画」の策定

当社は、公的資金の完済、並びに足許の経営環境の変化等を踏まえ、19年度から21年度までの中期経営計画を策定いたしました。私共は、三井住友フィナンシャルグループ（以下「SMFG」）の持つ本来の力を、これまでも戦略ビジネスの収益事業化の過程で発揮してきた、「先進性」「スピード」「提案・解決力」にあると再確認し、この付加価値を極大化することにより、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指してまいります。当社はこの3年間、

- ◆「成長事業領域におけるトップクオリティの実現」
- ◆「グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現」、
並びに
- ◆「株主還元の実現」

という、3点の経営目標を実現すべく、成長事業領域の重点的強化と企業基盤の整備の、2点の戦略施策に積極的に取り組んでまいります。21年度における財務目標としては、

- ◆連結当期純利益6,500億円

三井住友銀行
頭取
奥 正之



- ◆連結当期純利益RORA1%程度
- ◆連結Tier 1比率8%程度
- ◆経費率40%台前半（SMBC単体）

を目指します。なお、計画期間中の連結当期純利益ROEは、10～15%程度となる見込みであります。

平成19年度の経営方針

19年度は、「成長に向けた地固めと、変化への耐久力強化」に集中して取り組んだ18年度とは一線を画し、「中期経営計画の実現に向けた第一段階」として、成長投資を通じたビジネスボリュームの拡大へと、舵を切ってまいります。

具体的には、成長事業の強化に必要な、人的資源の増強や、ITシステムも含めたインフラ強化に向けて、経営資源を先行投入いたします。一方で、「お客さまの目線に立った営業活動」をビジネスボリュームの拡大に結び、SMBCのマーケティング部門の粗利益を約1,000億円

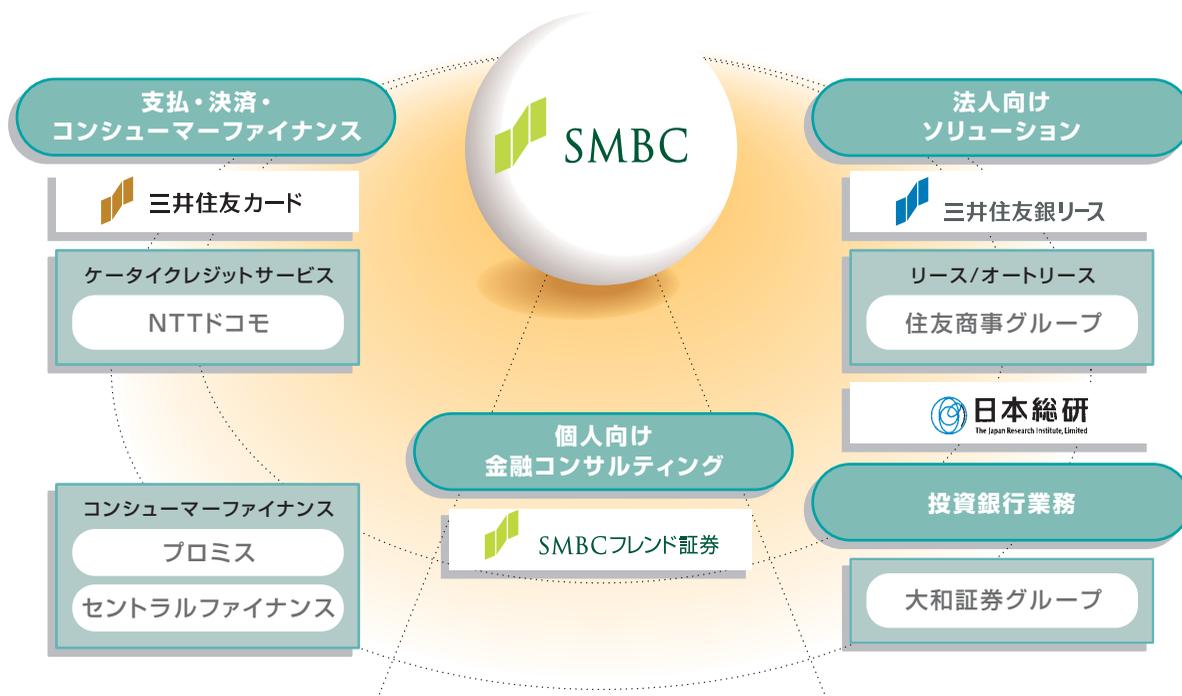
成長させることで、中期経営計画の第一歩を踏み出したと考えております。そして、その成果を、平成20年度以降の持続的成長を支えるための資本蓄積と株主還元
の拡充に充てたいと考えております。19年度の業績予想としては、SMBC 単体当期純利益で4,100億円、SMFG 連結当期純利益で5,400億円としております。

お客さまとともに

私共は、これまで、グループの総合力を活かし、付加価値の高いサービス提供に努めてまいりました。SMBCにおいては、より多くの個人のお客さまが資産運用相談、ローン相談をご利用いただけるよう、平日夜間や休日にも営業するSMBCコンサルティングプラザ、並びに、資産運用、住宅ローンに特化した専門拠点であるSMBCコンサルティングオフィスを増設いたしました。

また、ご好評をいただいております「三大疾病保障付住宅ローン」に、5つの慢性疾患に関する保障を追加した他、三井住友カードと協働して、利用料や年会費のご負担を無くした新しいパッケージサービスであります「SMBCファーストパック」の取り扱いを開始するなど、お客さまにより一層ご利用いただきやすい商品・サービスの提供に努めました。中堅・中小企業のお客さまに対しては、引き続き、無担保で第三者保証を不要とした「ビジネスセレクトローン」を中心に、多様なお借入ニーズにお応えしてまいりました他、事業承継や海外進出をきめ細かく支援する体制を構築いたしました。中堅・大企業等のお客さまに対しては、昨年4月に「コーポレート・アドバイザー本部」を設置し、SMBCが持つノウハウ・情報を集約すると共に、大和証券SMBCとの協働等を通じて、お客さまの高度化、多様化する経営課題の解決に資するソリューションの提供に努

◎SMFGのグループ戦略(概要)



めてまいりました。海外におきましては、新興・成長市場での取り組みを強化するべく、ホーチミン支店、シドニー支店、ドバイ支店等を開設いたしました他、成長著しい中国におきましては、中国本部を設置すると共に、天津濱海出張所および蘇州工業園区出張所を開設するなど、拠点の新設や推進体制の整備を進めました。今後は、前段でご説明しましたようなグループ戦略の推進を通じまして、グループベースでの商品ラインナップの更なる拡充に、引き続き注力してまいります。

加えて18年度には、「CS・品質向上委員会」を設置いたしました。今後、お客さまのご意見、ご要望を、より積極的に経営に活かすことで、業務の品質を向上し、お客さまの満足と信頼を獲得するべく努めてまいります。こうした取り組みを通じて、金融界にとどまらず、サービス業全体のなかでのCS最先端企業を目指してまいります。

株主・市場、社会とともに

当社は、効率性と長期的視点に立った業務運営等を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持してまいります。具体的には、今後も引き続き、資本の質・量両面での拡充を進めると共に、中長期的な企業価値向上の観点から、戦略分野への経営資源投入を一段と積極化してまいります。また当社は、株主の皆さまへの利益還元を強化する観点から、18年度の普通株式1株当たりの配当金を、前年度比4,000円増配し7,000円といたしました。19年度には、更なる株主還元の拡充といたしまして、18年度対比で3,000円増配の10,000円とし、その半分の金額を中間配当としてお支払いする予定です。

更に、環境問題や社会的課題につきましても、当社グループの持つ機能を最大限発揮し、本業を通じて積極的に取り組んでまいります。

グループ各社社員とともに

当社グループは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指しています。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成していきたいと考えております。引き続き、職場の活性化を図ると共に、プロフェッショナルな人材の確保・育成のための諸施策を講じてまいります。

当社グループは、以上ご説明しましたような取り組みにおいて着実な成果をお示しすることにより、ステークホルダーからの付託にお応えしてまいりたいと考えております。今後ともなお一層のご理解、ご支援を賜りましますよう、お願い申し上げます。

平成19年7月

三井住友フィナンシャルグループ
取締役社長

三井住友銀行
頭取

北山 稔 介 奥 正 之

新中期経営計画「LEAD THE VALUE計画」の概要

当社グループは、平成18年10月に公的資金返済を完了し、経済金融情勢や競争環境といった当社を取り巻く経営環境が大きく変化したことを踏まえ、平成19年度から21年度までの3年間を計画期間とする新たな中期経営計画「LEAD THE VALUE計画」をスタートさせました。

新計画の策定にあたり、当社が持続的な成長を果たすために最も重要なことは、お客さまに期待以上の価値を提供し、お客さま自身の価値向上をリードする存在であり続けること、と整理いたしました。私どもは、SMFGの持つ本来の力を、これまでも戦略ビジネスの収益事業化の過程で我々が発揮してきた、「先進性」「スピード」「提案・解決力」にあると再確

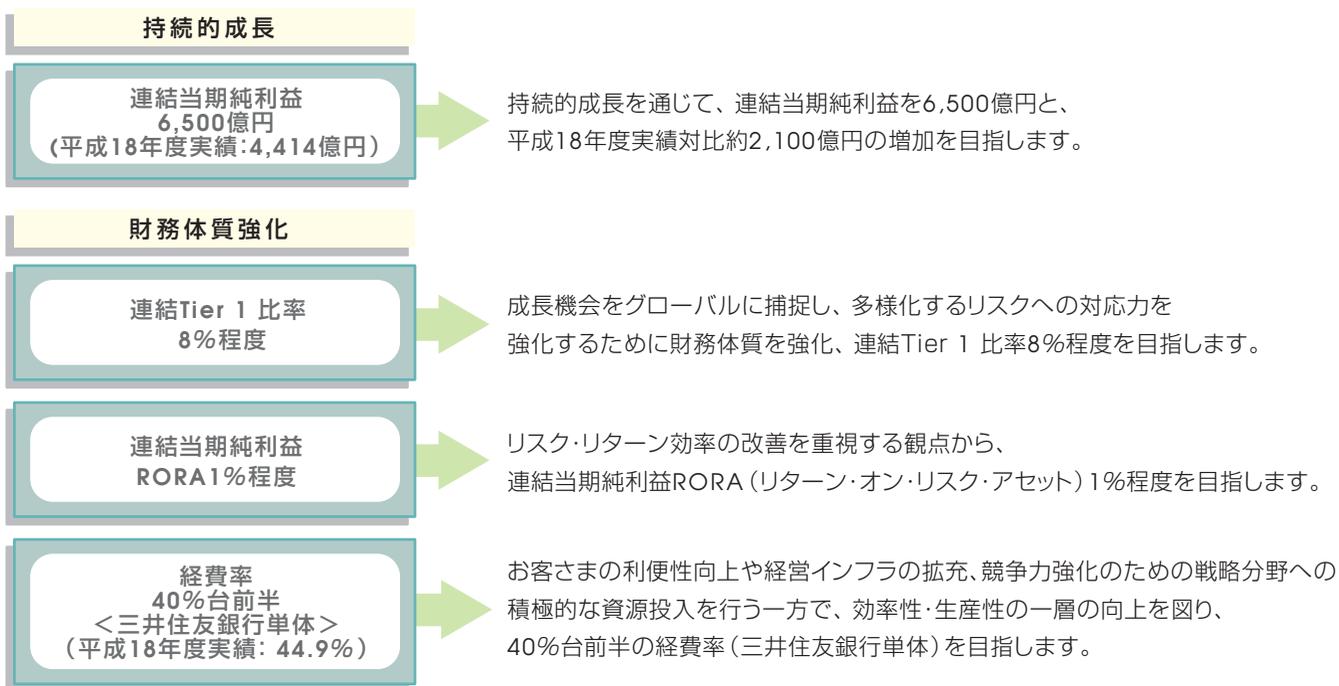
認し、この付加価値を極大化することにより、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指していきます。

当社はこの3年間、

- 成長事業領域におけるトップクオリティの実現
- グローバルプレーヤーにふさわしい財務体質の実現
- 株主還元の充実

という、3点の経営目標を実現すべく、成長事業領域の重点的強化と企業基盤の整備という戦略施策に積極的に取り組んでいきます。

本中期経営計画の最終年度であります平成21年度における財務目標は以下のとおりです。



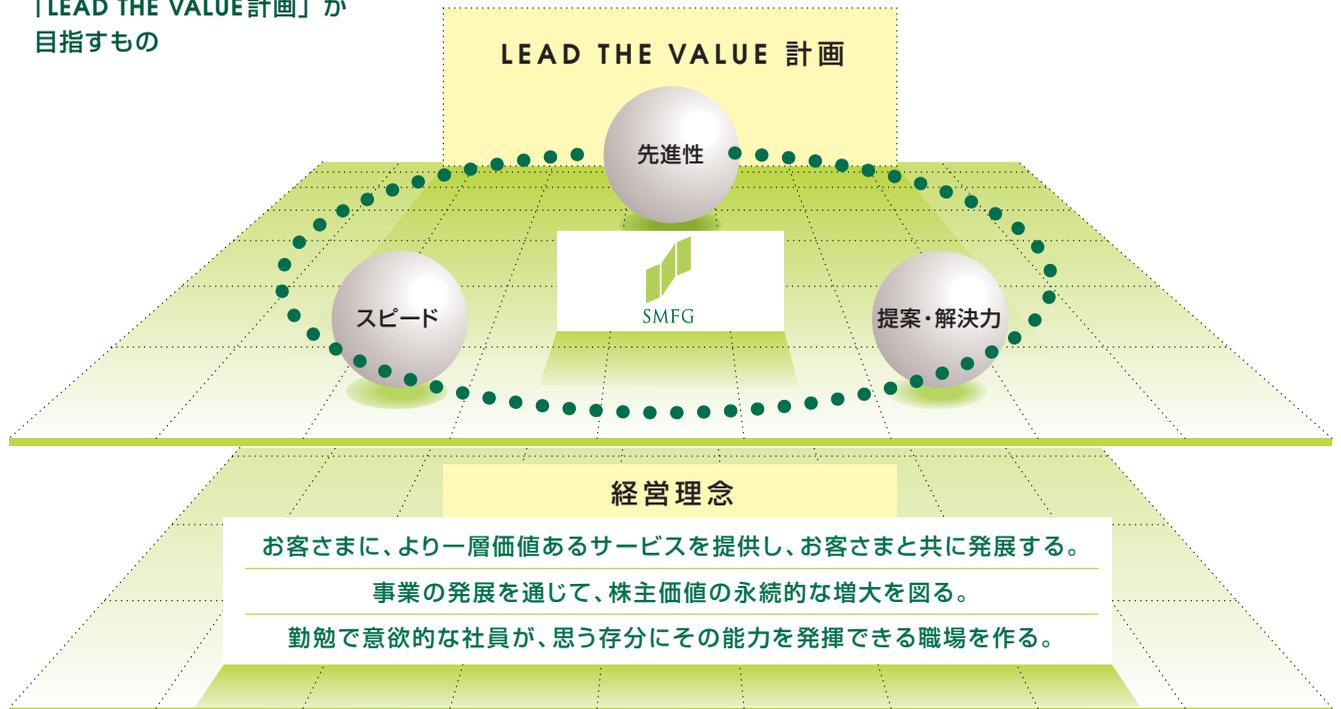
なお、本中期経営計画期間中の連結当期純利益ROEは10～15%程度となる見込みです。

本中期経営計画では、成長事業領域に積極的な投資を行い、グローバルプレーヤーにふさわしい財務体質を構築し、持続的成長を支える企業基盤を整備することを通じて、お客さまに提供する商品・サービスの質を向上させていきます。同時に、計画の着実な進捗に合わせ、株主の皆さまへの利益還元も強化していきます。具体的には、平成21年度における連結

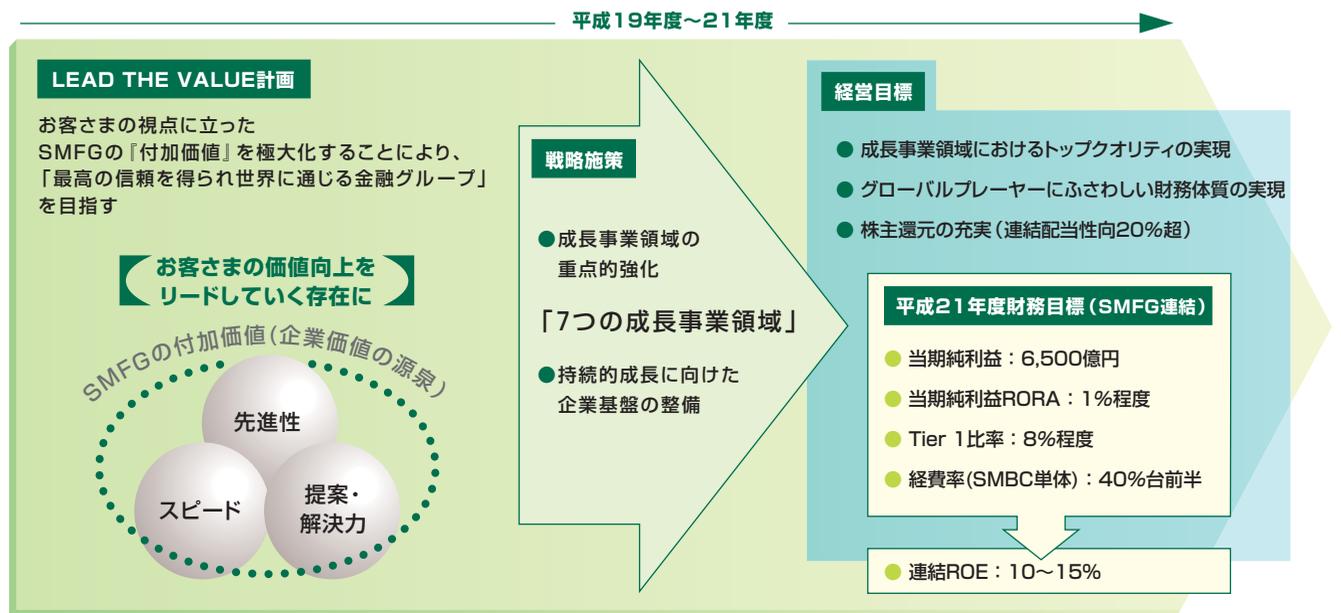
当期純利益に対する配当性向を20%超とすることを目指していきます。

当社グループは、本中期経営計画の遂行に全役職員一丸となって全力で取り組み、持続的成長を通じて、企業価値の更なる向上を目指していきます。

◎新・中期経営計画： 「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」
「LEAD THE VALUE 計画」が
目指すもの



◎「LEAD THE VALUE 計画」の概要



◎計画期間中の主な経済金融指標の前提

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
名目GDP成長率(年率)	2.5 %	2.9 %	2.4 %
TIBOR3カ月物レート(期中平均)	0.72%	1.12%	1.16%
10年円スワップレート(期中平均)	1.87%	2.10%	2.12%
ドル円(期末値)	115円	115円	115円

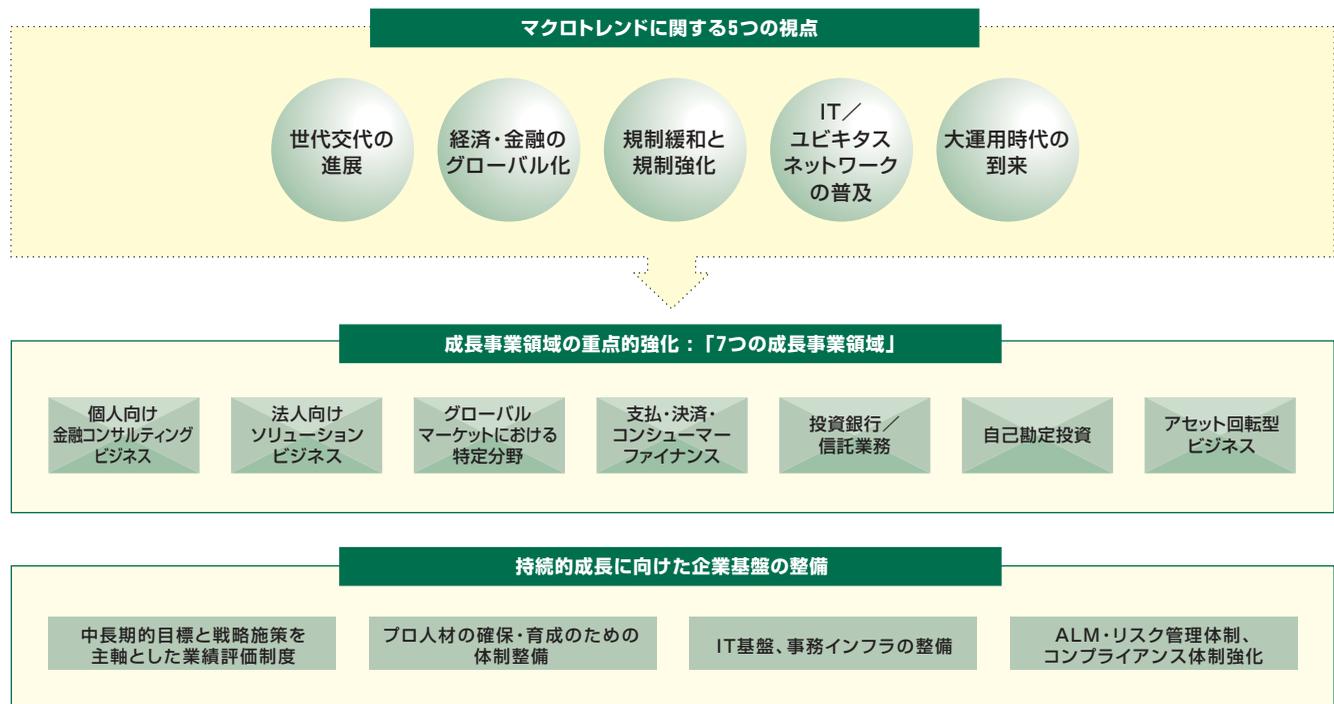
◎「LEAD THE VALUE 計画」における戦略施策の考え方

当社はこれまで、いち早く戦略ビジネスを見極め、高い生産性・効率性をベースとした独自のビジネスモデルを構築することで、収益力を強化すると共に、アセットクオリティを大幅に改善することで、ボトムライン収益を回復、平成18年度、公的資金を当初計画比1年半前倒して完済、収益力の強化、財務体質の改善の両面で着実に成果を挙げてきました。

しかしながら、この間の環境変化に目を転じると、国内貸出市場の競争激化や労働市場の逼迫など、前回の経営計画策定時の想定を超えた変化が起きている。今後、当社が、

収益機会となるマクロトレンドを着実にとらえ、グローバルな競争環境下で成長を持続させていくためには、リストラ・合理化の徹底等を通じて収益を極大化するといった、従来のアプローチから、中長期的な視点に立った成長投資を積極的に行いながら、持続的な成長を実現するアプローチへと転換を図る必要があると考えています。こうした問題意識に基づき当社グループは、「LEAD THE VALUE 計画」において「成長事業領域の重点的強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2つの戦略施策を展開していきます。

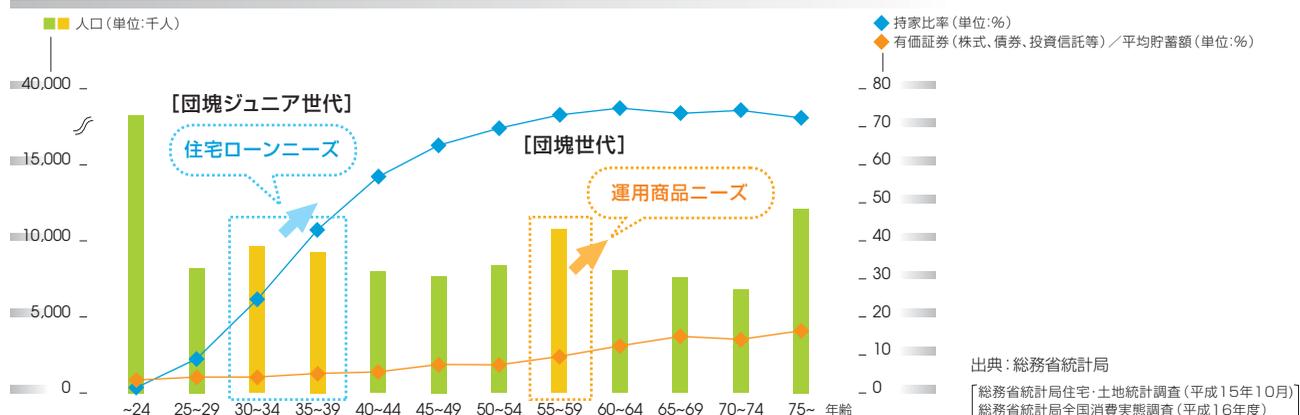
◎「LEAD THE VALUE 計画」の戦略施策



マクロトレンド

◎「世代交代の進展」：少子高齢化、団塊世代の大量退職

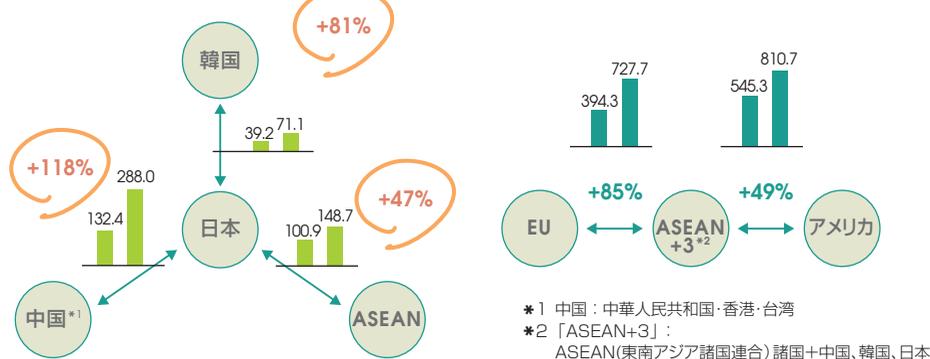
年齢別人口構成、持家比率、家計金融資産



◎「グローバル化の進展」

ASEAN+3域内の貿易額増加率 平成11年～平成17年: +115%

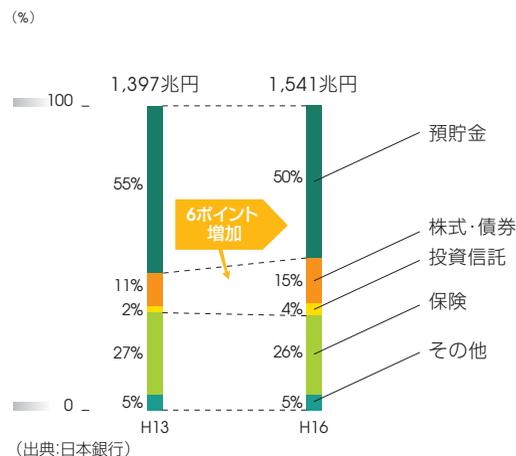
(数値は輸出入額の合計、単位:10億ドル)



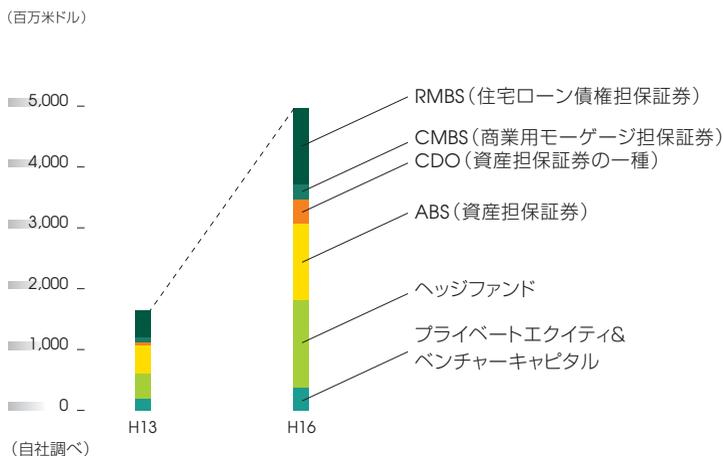
日本企業の海外現地法人売上高の増加

◎「大運用時代」：『貯蓄から投資へ』世界的な過剰流動性・運用手段の多様化

日本の家計の金融資産における「投資」の割合



グローバルマーケットにおけるオルタナティブ投資の拡大



成長事業領域の重点的強化

今後大きく成長する事業領域にフォーカスし、その領域においてお客さまの期待を超える価値を提供することによってトップクオリティを実現、持続的成長を果たします。本計画期間において特に注力する成長事業領域は以下の7つです。

① 個人向け金融コンサルティングビジネス

これまで戦略分野として強化してきましたが、規制緩和・制度変更の進展、少子高齢化等のマクロトレンドを受け、今後もお客さまのニーズは多様化、高度化し、順調に市場の拡大が続くものと予想されます。

当社グループでは、引き続き、お客さまのニーズと規制緩和等の環境変化をタイムリーにとらえた新たな商品・サービスの提供に努め、チャンネルの拡充やコンサルタントの増員を進めます。また、規制緩和の進展に合わせ、投資信託・保険・証券・信託等の金融サービスをワンストップで提供可能なトータルコンサルティングの実現を目指します。

② 法人向けソリューションビジネス

当社グループでは、中小企業のお客さま向けの無担保貸出商品の拡充や投資銀行業務の強化、三井住友銀行におけるコーポレート・アドバイザー本部の設置等を通じて、法人のお客さま向けのソリューションビジネスを戦略分野としてかねてより強化してきました。今後も、企業の成長段階に応じた多様な資金調達ニーズや、世代交代による事業承継ニーズ等、お客さまの経営課題解決に資するソリューションへの需要の裾野は大きく拡大すると予想されます。

当社グループでは、事業承継、プライベートバンキング並びに職域取引等、個人のコンサルティングニーズと法人のソリューションニーズが交差する事業領域への対応力を強化するために、18年4月に三井住友銀行内にプライベート・アドバイザー本部を新設、また、エクイティ投資を通じた成長企業の育成・支援投資を所管する部署として投資営業部を新設いたしました。今後、ソリューション提供力を一段と高度化し、増大する需要に対応していきます。

③ グローバルマーケットにおける特定分野

グローバルに資金調達ニーズや再編ニーズの拡大が見込まれる成長産業への取り組みや、経済発展が著しいアジア地域における取り組み、および、プロジェクト・ファイナンス、船舶ファイナンス等、当社グループが既にグローバルな競争力を有しているプロダクトへの取り組みを、アライアンスや買収への積極的な取り組みを含めたフランチャイズの更なる拡充や、人員の戦略的投入、グローバルベースでの推進体制の整備を通じて重点的に強化、特定分野におけるデット関連ビジネスでグローバルトップレベルを目指していきます。

④ 支払・決済・コンシューマーファイナンス

電子マネーの普及等、支払決済手段は益々高度化していきます。当社グループはこの流れを先導し、お客さまに、先進的で利便性が高く、安全な支払・決済サービスを提供していきます。

コンシューマーファイナンスにつきましては、「業界トップ企業としての更なる飛躍を目指す」とのビジョンの下、三井住友カードを中心とするクレジットカード事業を更なるアライアンスを含め強化、積極的な成長戦略を展開していきます。また、プロミスとの提携事業につきましても、消費者金融市場の環境変化等を踏まえつつも、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズに応えるべく、継続的に強化していきます。

⑤ 投資銀行・信託業務

法人のお客さまのグローバルな事業展開と、投資家のグローバル化が進展するなか、お客さまの事業戦略に応じた高度なファイナンス手法の提供が求められています。このような動きに対応するために、当社グループでは投資銀行戦略を積極展開、大和証券SMBCとの協働を含め、投資銀行の各事業分野においてマーケットリーダーを目指していきます。また、信託法制の改正を受け、益々有用性が向上した信託業務の強化を図り、お客さまのニーズにお応えしていきます。

⑥ 自己勘定投資

グローバルな運用市場の拡大と投資対象の多様化をとらえ、伝統的な融資業務以外の、メザニン、エクイティやファンド投資といった分野へと、当社の投融資のフロンティアを拡大していきます。リスク分散を重視したポートフォリオを構築することによって、資産効率、資本効率を向上させていきます。

⑦ アセット回転型ビジネス

貸出等を通じて当社グループのバランスシートで引き受けたリスクを加工し、さまざまなリスク選好を持つ投資家に提供する「リスク加工業」への進化をリスク管理の高度化とともに進め、お客さまの運用・調達ニーズへの対応力の強化と、当社グループの資産効率の改善を図っていきます。

持続的成長に向けた企業基盤の整備

中長期的な経営目標や戦略施策を主軸とした業績目標・評価制度の導入、成長事業領域においてトップクオリティに挑戦するプロフェッショナル集団を育成するための体制整備、戦略展開に柔軟に対応できるIT基盤・事務インフラ等の整備を進め、コンプライアンス態勢を強化し、ALM・リスク管理体制を高度化することによって、付加価値の極大化を目指していきます。

◎成長事業における実績 (SMBC 単体)

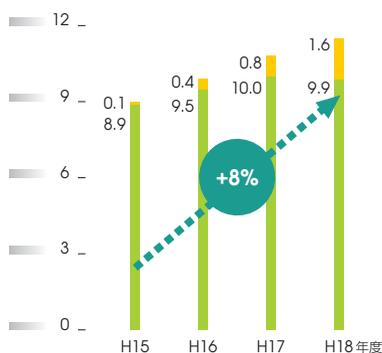
個人預り資産残高 (投信、個人年金保険)

(単位:兆円、末残) ■ 個人年金保険累計額 ■ 投信預り残高



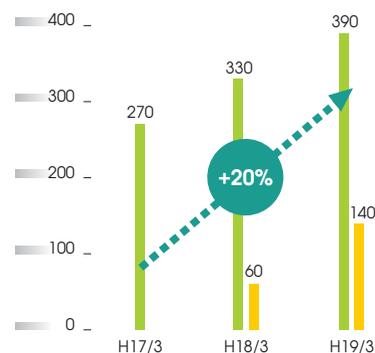
住宅ローン

(単位:兆円) ■ 証券化残高 ■ 期末残高



コンシューマーファイナンス (末残)

(単位:10億円) ■ 無担保カードローン ■ ウチ プロミス提携分



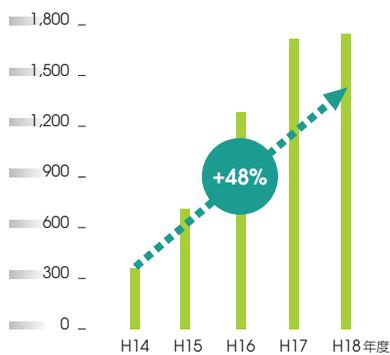
シンジケーション

■ 組成金額 (単位:兆円)
◆ 組成件数 (単位:件数)



ビジネスセレクトローン (残高)

(単位:10億円)



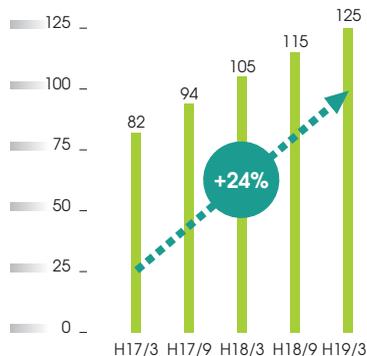
Global e-Tradeサービス (契約数)

(単位:千件)



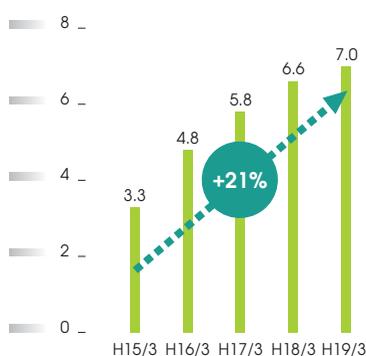
パソコンバンクWeb21 (契約数)

(単位:千件)



One's ダイレクト契約者数

(単位:百万人)



インターネット取引件数

(単位:百万件)



注: 緑の円内の数字は、年平均成長率

お客さまへのアプローチ

■ 個人の皆さまへのサービス

SMFGでは、グループ各社が協働して個人のお客さまへのサービス向上に取り組んでいます。

三井住友銀行では、「One's next『ひとりひとり』のこれからを提案するサービス業へ」を個人ビジネスのブランドスローガンに掲げ、お客さまのニーズを原点とした「個人金融サービス業No.1」の実現に向けてさまざまな取り組みを行っています。

具体的には、商品・サービスの開発力、専門性の高い人材による相談力、ブロック制を核としたエリアマーケティング等を最大限に活用し、個人のお客さまに幅広く質の高い金融サービスを提供することに努めています。

その結果、平成18年度の実績は、個人年金販売額4,617億円、個人向け投資信託預り残高3兆4,215億円（平成19年3月末現在）、外債・仕組債販売額1,122億円、住宅ローン残高13兆5,575億円（平成19年3月末現在）とお客さまから高い評価をいただいています。

また、平成17年12月より新規取り扱いを開始しました一時払終身保険の販売実績については、平成19年3月迄で735億円となりました。

金融コンサルティングビジネス

平成18年度には、投資信託・生命保険等の新商品を導入した他、平成19年1月からはSMBCフレンド証券が提供する投資一任付き資産運用サービス「SMBCファンドラップ」の取り扱いを開始するなど、資産運用に関する商品ラインナップの拡充を図りました。

ローンにつきましては、平成17年10月より取り扱いを開始した「三大疾病保障付住宅ローン」が大変ご好評をいただいております。取り扱い開始以来、平成19年3月末までの取組額は約3,700億円となっております。また、本商品は「2006年日経優秀製品・サービス賞 最優秀賞」を受賞しました。

会員制サービスにつきましては、まもなくセカンドライフを迎える50代後半のお客さまを主対象とした会員組織「One's next クラブ 50s」・女性向け会員組織「One's next クラブ Woman」共に、お客さまにご入会いただきやすいように入会条件を一部変更しました。

資産運用・ローン等のご相談に休日・平日夜間にもお応えする「SMBCコンサルティングプラザ」を平成19年3月末現在で67拠点まで、またコンサルティング業務に特化した小型店舗「SMBCコンサルティングオフィス」を22拠点まで拡大しました。平成19年4月には新規に東戸塚支店を出店するなど、今後ますますお客さまに身近で便利なコンサルティングネットワークの構築を目指して積極的な展開を図っていきます。



決済ビジネス

三井住友銀行は、平成19年4月より、日本国内の有人店舗内に設置しているATMにおいて、中国国内の各銀行が発行する中国銀聯ブランドが付与されたキャッシュカードおよびクレジットカード(以下銀聯カード)による出金・残高照会サービスを開始いたしました。本件に先立ち、平成17年12月より三井住友カードが開拓する日本国内の加盟店における銀聯カードでの支払決済を可能にするサービスを提供開始しています。

三井住友カードがNTTドコモとの戦略的提携に基づき平成17年12月より開始した新クレジットサービス「三井住友カードiD」については、平成19年3月末の契約者数は約23万人であり、「iD」が使える加盟店も約15万店舗に拡大しています。

今後も、総合カード会社としてのノウハウを最大限活用し、小額から高額までの決済インフラを構築し、お客様へのさらなるサービス向上を目指していきます。

リモートバンキング「One's ダイレクト」につきましては、常にお客さまのニーズに応えたサービスメニューの充実・利便性の向上に努めている結果高い評価を得ており、平成19年3月末の契約者数は約744万人となり、平成18年3月末比約84万人増加しています。

また、平成18年度はさまざまな手数料等の改定を行いました。

三井住友銀行のOne's plusのご契約のあるお客さまは、これまで、当行本支店ATM、コンビニam/pmにあるATM(@BANK)での時間外手数料が、当行とのお取引に応じて条件付きで無料となっていました。平成19年3月12日より商品性を改定し、コンビニATM(イーネットATM、ローソンATM、セブン銀行ATM)の時間外手数料および利用手数料と、One's ダイレクトでの当行本支店宛振込手数料(電話(オペレータ)でのお手続きを除く)についても当行とのお取引に応じて無料としました。更に、One's plus利用料についても平成19年2月21日のお引き落とし日より一律無料としました。

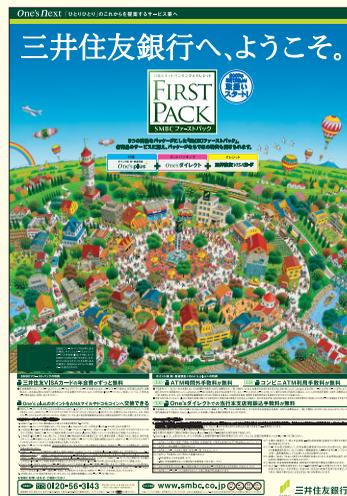
コンシューマーファイナンスビジネス

平成17年4月より三井住友銀行、プロミス、アットローンの3社で開始しましたコンシューマーファイナンス事業につきましては、平成19年3月末時点でACM(ローン契約機)の設置台数が623台、貸付金残高が2,760億円と確実に拡大しています。

Topics

◆ SMBC ファーストバック

三井住友銀行と三井住友カードは協働で、平成19年3月12日より「One's plus」「One's ダイレクト」「三井住友VISAカード」の三つをパッケージした「SMBC ファーストバック」の取り扱いを開始いたしました。「One's plus」の各種特典に加えて、クレジットカード年会費永年無料(ゴールドカードは除く)・提携先(ANA・NTTドコモ)へのポイント交換が可能という独自の特典が受けられます。



■ 法人の皆さまへのサービス

法人取引推進体制の強化

マーケティング体制の強化

中堅・中小企業のお客さまのニーズに沿った商品開発やさまざまな経営課題への対応力強化を目的に、平成19年4月に「SME業務部」を「法人マーケティング部」へ部名を改称し、マーケティング体制の強化を図りました。法人マーケティング部では、ビジネスマッチングを通じた事業拡大のサポートを行うグループや、病院、学校などの経営課題に専門に対応するグループを新たに設置し、中堅・中小企業のお客さまに対する幅広いソリューションを行っています。

成長マーケットへの取り組み強化

高い技術や革新的なビジネスモデルをもつベンチャー企業や成長企業のお客さまでは、昨今、資金調達ニーズの多様化が進み、融資と投資の両面での対応が不可欠と考えています。

平成16年4月に取り扱いを開始した成長性評価型融資「Vファンド」に加え、今般、エクイティ投資を通じた成長企業の育成・支援投資を強化すべく「投資営業部」を新設いたしました。グループ会社である「エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ」も含め、成長企業の多様化する資金調達ニーズへ積極的な対応を行っています。

公共・金融マーケットへの取り組み強化

地域における公共団体や地域金融機関とのお取引を一層充実したものとするため、地方公共団体・中央官庁との取引を所管する「公共法人営業部」と地域金融機関との取引を所管していた「本店営業第六部」の機能を集約し「公共・金融法人部」を新設しました。

公共・金融法人部では、中央官庁・地方公共団体・地域金融機関との取引を通じて、地方における産業振興・民営化ビジネスへ積極的に取り組んでいきます。

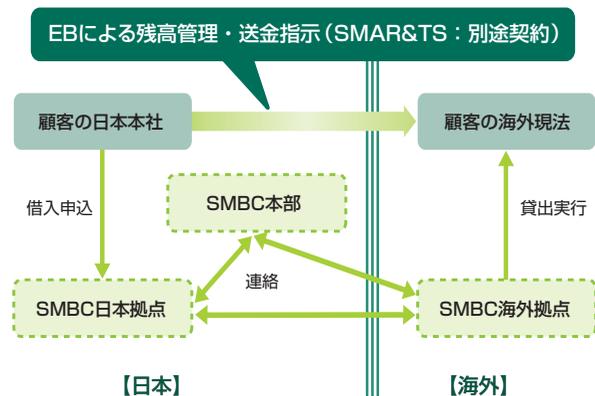
お客さまのグローバル化への対応

三井住友銀行では、大企業から中堅・中小企業にいたる多くのお客さまのグローバルな企業活動を積極的にサポートしています。

グローバルベースで高度な連結経営を行う大企業のお客さまに対しては、資金管理の効率化や財務面でのガバナンス強化等のニーズに対し、グループ企業間の資金管理や資金移動をシームレスに提供する国際CMSや複数国での借入枠を一つの契約にまとめたコミットメントラインといった先進的な商品の開発および提供に努めています。

また、中堅・中小企業のお客さまに対しては、海外進出前後における各種情報の提供やアドバイスに加え、日本国内で海外現地法人の資金調達関連手続きを完了できる「アジアビジネスローン」のご提案などにより、円滑な海外事業の展開に貢献していきます。

■ アジアビジネスローン スキーム図



環境ビジネスへの取組

SMFGでは「グループ環境方針」に基づき、①環境負荷軽減、②環境リスク対応、③環境ビジネスの3つを柱として環境配慮行動に取り組んでいます。

中核となる三井住友銀行では、平成18年2月より環境意識の高い中堅中小企業のお客さまに優遇金利でご融資する「環境配慮企業支援ローン」の取り扱いを開始しておりますが、平成19年1月には対象企業をビジネスセレクトローン等をご活用頂いているお客さまに拡大すると共に、環境認証の対象として地方自治体などが運営する認証を加えるなど、更に多くのお客さまにご利用いただけるようになり、平成19年3月末までの取組額は約100億円となっております。

また平成18年12月には主に環境ベンチャー企業を対象としたビジネスコンテスト「eco japan cup 2006」を環境省等と主催した他、19年3月には昨年に引き続きビジネスマッチングの場として「環境ビジネス交流会」を実施しました。今後も引き続きさまざまな面で環境に関わるお客さまのサポートをしていきます。



Topics

◆女性向け経営セミナーを開催

平成19年2月、「女性の起業と経営術を磨く」をテーマにセミナーを開催し、起業を目指す女性や起業間もない女性経営者など約350名が参加しました。

「時間管理」をテーマにした基調講演の他、実際の起業経験者に加え当行従業員も参加したパネルディスカッションでは、テーマの通り起業経験についてや、会社経営の魅力、ベンチャー企業をサポートする銀行の役割について語られるなど、大変好評でした。

セミナー後の懇親会にも多数の方に参加頂き、参加者同士で名刺交換が行われるなど、終始和やかな雰囲気で行われました。



コーポレート・アドバイザリー本部

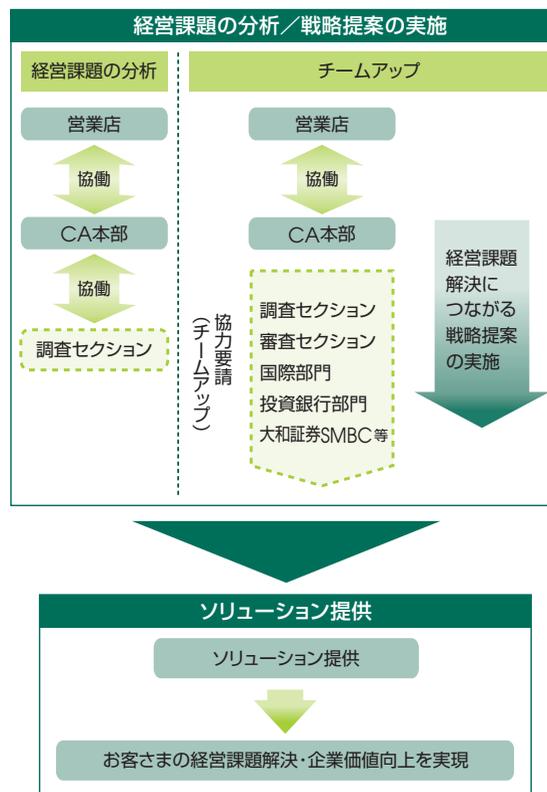
三井住友銀行では、公開企業などを対象とした法人取引を強化する目的で、平成18年度期初にコーポレート・アドバイザリー本部（以下、CA本部）を設置しました。

CA本部は、業種ごとのグループ編成により業種別の知見・情報を集約し、法人部門および企業金融部門の営業店に加え、投資銀行部門や調査セクション等の各本部、更には大和証券SMBC等とも協働し、事業拡大や企業再編等、高度化・多様化が進むお客さまの経営課題にお応えし、企業価値向上に貢献することをミッションとしています。

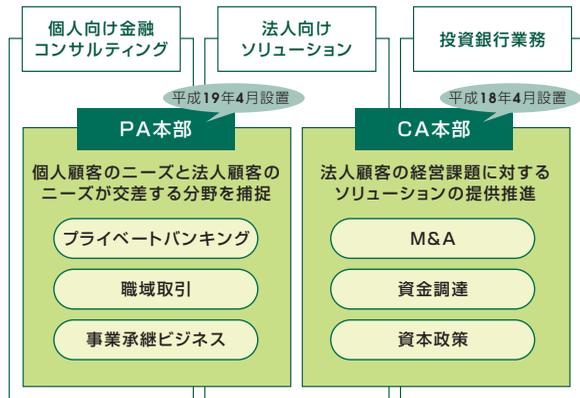
CA本部では、業種横断的組織であることや法人部門および企業金融部門双方のお客さまを担当していること等の強みを活かし、さまざまなご提案を行っています。

平成19年度も引き続き各種ご提案を行っていくとともに、お客さまの経営課題の解決に繋がる総合的なソリューションの提供に努めていきます。

「チームアプローチ」イメージ図



■ 法個人一体ビジネスへの取り組み



プライベート・アドバイザー本部

三井住友銀行では、平成19年4月にプライベート・アドバイザー本部（PA本部）を新たに設置しました。

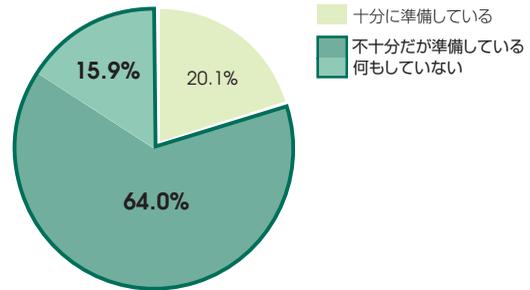
起業家富裕層の出現、団塊世代の大量退職、企業経営者の高齢化・世代交代の時代が到来するという環境をビジネスチャンスの拡大ととらえ、設置した組織です。

『特別な運用提案を受けたい』、『円滑に事業を承継したい』、『社員にとって納得感のある福利厚生制度を準備したい』といったお客さまの声の高まり、ニーズの多様化にお応えするため、高度なサービスの提供および新しいビジネスプロセスの確立を目指します。

PA本部は、プライベートバンキング事業部、承継ビジネス事業部、職域取引事業部の3つの事業部で構成され、銀行内はもとより、グループ会社、関連会社等との連携により、営業店をサポートし、「ひとつの銀行」として、お客さまに最適かつ質の高い商品・サービスを提供していきます。

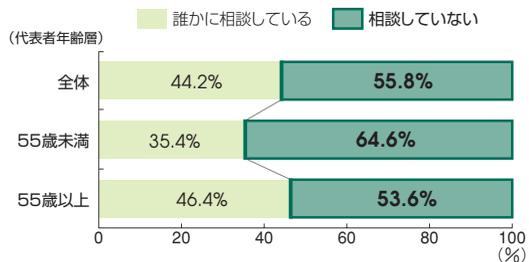
- プライベートバンキング事業部は、オーダーメイド型商品の開発、商品ラインナップの一層の拡充や高度な運用手法等を用いた総合的な運用の提案を行います。また、営業店担当者と共に、お客さまをきめ細かくサポートする体制を構築しています。
- 承継ビジネス事業部は、将来の事業承継に課題や不安をもつお客さまに総合的なサポートを実施しています。オーナー資産の拡大、主宰企業の発展を主眼として、円滑に事業の承継ができるよう、お客さま個々のご事情に合わせた最適なプランを提供しています。
- 職域取引事業部では、法人のお客さまの社員取引推進と人事・福利厚生諸制度の構築をお手伝いしています。平成18年4月からは確定拠出年金推進室を設置し、運営管理業務も手がけています。銀行では対応できないニーズをお持ちのお客さまに対しては、関連会社・提携会社の商品・サービスの中から最適な組み合わせをご提案・ご紹介しています。

■ 事業承継の準備状況



後継者を決定しても約8割が承継準備が不十分

出所:中小企業白書平成18年版



経営者の過半数は事業承継について誰にも相談していない

出所:中小企業白書平成18年版

■ 確定拠出年金(企業型)実施事業主・加入者数推移



出所:厚生労働省資料

■ 投資銀行ビジネス

SMFGの投資銀行ビジネス

商業銀行として永年にわたり築き上げてきた幅広いお客さまとの取引関係をベースに、成長事業分野である投資銀行ビジネスを積極的に展開しています。多様化・高度化するお客さまの資金調達・運用ニーズや、M&A・リスクヘッジ・決済等に関する経営課題に対し、三井住友銀行投資銀行部門とグループ会社の総力を結集して最適なソリューションを提供し、各分野のマーケットリーダーを目指します。

平成18年度の成果

MBO/LBOファイナンスの大型案件を手掛けた他、ファンドを通じたメザンファイナンスの取り組みを行う等、事業再編関連ビジネスを拡大させました。また、邦銀初の専門部署「船舶ファイナンス室」を設置し、高まる船舶建造資金ニーズへの対応力を強化しました。シンセティックESOPの開発、大規模な排出権取引の取りまとめを行うなど、新規業務への取り組みも積極的に行いました。

大和証券SMBCとの連携

大和証券SMBCは、平成18年度リーグテーブルにおいて普通社債主幹事で第2位、IPO公募・売出ブックランナーで第1位となりました。また、米国の調査会社トムソンファイナンシャルから平成18年度国内総合部門の「ハウス・オブ・ザ・イヤー」に選出されるなど、市場での高い評価を得ています。

Topics

◆プロジェクトファイナンス

「グローバル・アドバイザー・オブ・ザ・イヤー」受賞

三井住友銀行は、平成18年のプロジェクトファイナンス財務助言額が171億ドルと世界一位になるとともに、英国の専門誌プロジェクト・ファイナンス・インターナショナルより邦銀として初めて「グローバル・アドバイザー・オブ・ザ・イヤー」を受賞しました。これは三井住友銀行のプロジェクトファイナンス業務が市場の高い評価を得た結果であり、今後もマーケットリーダーとしてスピーディーで高品質なサービスを提供してまいります

グローバルプロジェクトファイナンス*

平成18年		(百万ドル)
1	SMBC	17,109
2	Ernst & Young	15,804
3	Price Waterhouse Coopers	14,235
4	HSBC	9,687
5	Societe Generale	7,215
6	Citigroup	4,818
7	KPMG	4,317
8	Royal Bank of Canada	2,859
9	Investec	2,835
10	BNP Paribas	2,517

船舶ファイナンスブックランナー**

平成18年		(百万ドル)
1	DnB NOR	13,691
2	Nordea	13,334
3	BNP Paribas	5,306
4	Citigroup	4,682
5	ING	3,622
6	Fortis	2,951
7	SMBC	2,715
8	Calyon	2,689
9	SG CIB	2,386
10	HSH Nordbank	1,995

普通社債主幹事*

平成18年度	引受金額	シェア
1	みずほ証券	17,716億円 26.0%
2	大和証券SMBC	15,115億円 22.2%
3	三菱UFJ証券	10,295億円 15.1%
4	野村証券	10,012億円 14.7%
5	日興シティグループ証券	5,678億円 8.3%

新規公開株式公募・売出ブックランナー*

平成18年度	引受金額	シェア
1	大和証券SMBC	3,445億円 33.4%
2	野村証券	2,612億円 25.4%
3	日興シティグループ証券	1,947億円 18.9%
4	ゴールドマン・サックス証券	893億円 8.7%
5	三菱UFJ証券	337億円 3.3%

* 出典：トムソンファイナンシャル

** 出典：* MARINE MONEY

■ 国際ビジネス

SMFGの国際ビジネスは、三井住友銀行の国際部門を中心に、内外の企業、金融機関、各国政府・公営企業等の、グローバルに事業展開するお客さまに対してサービスを提供しています。

充実したネットワークとグループ総合力で 高度な金融サービスを提供

三井住友銀行と大和証券SMBCの連携や、SMFGグループ各社によるシナジーを通じてグループ総合力を発揮し、お客さまのニーズにワンストップで応え、より付加価値のあるサービスを提供することに注力していきます。

また、お客さまの利便性向上、新興・成長市場へのアプローチのため、新規拠点の開設で海外におけるネットワークを強化しています。今後も戦略地域を意識しマーケットに応じた拠点展開をしていきます。更に、ローカル従業員を営業拠点長など重要なポストに積極的に登用、地域密着型のサービスを目指します。

グローバル体制への移行

三井住友銀行の特色であるプロダクト力を更に強めることを目的として、トレードファイナンスやシップファイナンスなど一部のプロダクト・業種について地域横断的に対応できる体制とし、お客さまからのグローバルなニーズに対する最適な金融サービスの提供を行います。

新興市場・成長市場への展開

欧米地域、アジア諸国だけでなく、中近東、中東欧、ラテンアメリカといった、新興市場・成長市場におけるニーズへの対応を強化します。各成長市場の特性に応じた最適なサービスの提供を心掛け、環境変化も意識しながら、各市場での柔軟で積極的な取り組みを行います。

ポートフォリオの継続的な最適化

バーゼルII（新BIS規制）を念頭に置き、証券化商品への取り組みや、“buy and sell”型のローンビジネスへの志向により、引き続き資産効率向上に努め、従来から取り組んできた回転型ビジネスを更に促進させるため、クレジット加工、ディストリビューション力を強化していきます。

コンプライアンス体制の強化

グローバルな業務展開にはコンプライアンスの更なる強化が不可欠との認識から、海外コンプライアンス室・米州コンプライアンス室の設置や、本部に所属する統括コンプライアンスオフィサーの海外駐在により、コンプライアンス体制の強化に注力します。

そして、国際ビジネス特有の広大なマーケットにおいて、多様なビジネス機会を捕捉し、日本およびアジアを強みとするグローバルな商業銀行を目指します。



Topics

◆ ネットワークの強化

資源・エネルギー分野に特化したヒューストン出張所（平成18年6月）、プロジェクトファイナンスにフォーカスした欧州三井住友銀行ミラノ支店（平成18年10月）など、マーケットの特性に応じたユニークな拠点を新設。平成19年3月には、中東ビジネスの拠点として、ドバイに邦銀初となる支店を、また中国では天津濱海（ピンハイ）出張所（3月）、蘇州蘇州工業園区出張所（4月）を開設し、海外ネットワークを更に強化しました。更に北京支店の開設準備も進めています。

◆ 温暖化ガス排出権取引

ブラジルにおいて、同国最大手の商業銀行であるブラジル銀行と提携し、温暖化ガス排出権取引の紹介をスタートしました。これは、温暖化防止・京都議定書が定めた先進国と発展途上国の協力の枠組みを活用したものです。昨年、十数件の排出権をまとめ上げて日本の購入者へ紹介した案件が画期的と評価され、ブラジル三井住友銀行が、Financial Times紙の環境関連表彰のAchievement in Carbon Finance部門で優秀賞を受賞しました。SMFGの社会的責任（CSR）を重視し、今後も環境関連事業を推進していきます。

◆中国本部の設置

成長市場である中国大陸において、規制緩和・市場開放・制度変更等に、より迅速に対応できる体制を整備すべく、中国大陸全拠点を一体として所管する「中国本部」、「中国統括部」を設置しました。これにより、お客さまのニーズに対応した商品・サービスの提供によるお客さま満足度の向上、リスク管理・コンプライアンス体制の一層の強化を推進します。

◆韓国・国民銀行との提携

韓国で個人・中小企業取引と地場金融商品に強みを持つ国民銀行との協力により、日韓におけるお互いの進出企業に対する金融サービスの強化や、ストラクチャードファイナンス、貿易金融等で協働を行うことで、韓国およびその他海外マーケットにおける新しいビジネスチャンスの獲得を目指します。日系進出企業のお客さまに対しては、韓国における地場通貨建資金調達メニューをはじめ、より高度な各種金融サービスの提供が可能となります。

■市場性取引ビジネス

SMFGは三井住友銀行の市場営業部門において、資金・為替・債券・デリバティブ等の取引を通じ、高度化・多様化するお客さまの市場性取引ニーズにお応えし、より付加価値の高いサービスの提供に努めています。

市場営業部門では①お客さまからのオーダーフローの拡大、②ALM体制・トレーディングスキルの強化、③運用手段の多様化、の3点を軸に、適切なリスク管理のもと、内外のマーケット動向をタイムリーにとらえ、収益力の維持・強化に注力しています。

お客さまの利便性向上

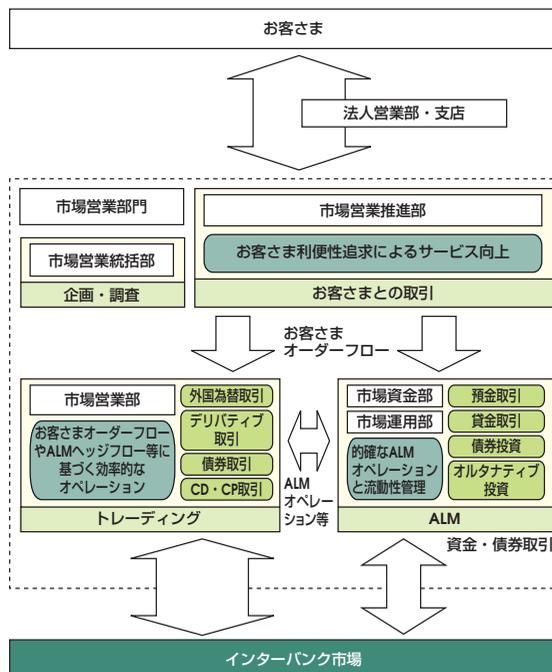
平成18年度にはマーケティング部門とも協働して法人・個人のお客さま向けの市場性取引のサービス体制拡充や、「i-Deal」(アイディール、インターネットを通じた為替予約等の締結システム)の機能向上などを実施しました。

今後も引き続き、お客さまの市場性取引ニーズに万全にお応えし、業界最高水準のサービスでフルサポートしていくことを目指します。

ALM・トレーディング業務

市場営業部門ではALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)とトレーディング業務を通じ、市場リスク、流動性リスクをコントロールしつつ、オルタナティブ投資等の運用手段を拡充・多様化や、各種裁定機会をとらえることによる収益の極大化を図っています。

引き続き相場環境に応じた適正なリスクアロケーションを行い、安定的な収益確保を目指していきます。



Topics

◆お客さまのニーズに合わせたサービスの拡充

「i-Deal」(アイディール、インターネットを通じた為替予約等の締結システム)の機能向上を継続的にを行い、お客さまの利便性向上を図っています。

また、M&A等の大口資本取引関連の為替リスクヘッジに対するサービスや、アセアン・香港・上海の各拠点でのアジアビジネスの推進体制を拡充し、お客さまの多様なニーズに的確にお応えしています。

◆運用手段の多様化と適切なALM

金利・為替に加えオルタナティブ(代替)投資を推進し、運用手段の拡充・多様化を実現しています。また、相場環境に応じて適切にALMを行っています。

グループ各社の紹介 (平成19年3月末現在)



www.smfg.co.jp

三井住友フィナンシャルグループは、銀行業務を中心に、クレジットカード業務、リース業務、情報サービス業務、証券業務などのさまざまな金融サービスにかかる事業を行っています。

経営理念

- お客さまに、より一層価値あるサービスを提供し、お客さまと共に発展する。
- 事業の発展を通じて、株主価値の持続的な増大を図る。
- 勤勉で意欲的な社員が、思う存分にその能力を発揮できる職場を作る。

商号：株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 (英文：Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.)
 事業目的：子会社である銀行およびその他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理ならびに当該業務に附帯する業務
 設立年月日：平成14年12月2日
 本社所在地：東京都千代田区有楽町1丁目1番2号
 取締役会長：奥 正之 (三井住友銀行頭取兼最高執行役員を兼任)
 取締役社長：北山 禎介 (三井住友銀行取締役会長を兼任)
 資本金：1兆4,209億円
 上場取引所：東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所 (すべて市場第一部)

グループ各社の紹介

三井住友フィナンシャルグループ・三井住友銀行・三井住友カード



www.smbc.co.jp



三井住友銀行は、平成13年4月にさくら銀行と住友銀行が合併して発足しました。平成14年12月、株式移転により持株会社株式会社三井住友フィナンシャルグループ(SMFG)を設立し、その子会社となりました。

三井住友銀行は、国内有数の営業基盤、戦略実行のスピード、更には有力グループ会社群による金融サービス提供力に強みを持っています。SMFGの下、他の傘下グループ企業と一体となって、お客さまに質の高い複合金融サービスを提供してまいります。

商号：株式会社三井住友銀行
 事業内容：銀行業務
 設立年月日：平成8年6月6日
 本店所在地：東京都千代田区有楽町1-1-2
 頭取：奥 正之
 従業員数：16,407名(就業者数)
 拠点数
 国内 1,464カ所
 (本支店463(内被振込専用支店38)、出張所156、代理店1、付随業務取扱所20、無人店舗824)
 海外 36カ所
 (支店18、出張所5、駐在員事務所13)
 (注) 国内拠点数は、コンビニエンスストアATMを除いています。

格付情報 (平成19年6月末現在)

	長期	短期
Moody's	Aa2	P-1
Standard & Poor's	A+	A-1
Fitch Ratings	A	F1
格付投資情報センター (R&I)	A+	a-1
日本格付研究所 (JCR)	A+	J-1+

財務情報 (3月期)

(連結)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
経常収益	27,170	26,913	27,502	29,256
経常利益(△は損失)	2,821	△ 997	8,620	7,166
当期純利益(△は損失)	3,016	△ 2,789	5,635	4,017
純資産額	27,221	26,339	35,982	54,124
総資産額	998,432	974,783	1,044,185	985,706



www.smbc-card.com



三井住友カードは、国内における「VISA」のバイオンアとして、また日本のクレジットカード業界を牽引する一員として、多くのお客さまに支持されてきました。三井住友フィナンシャルグループにおける戦略的事業会社として重要な役割を担っており、高いブランド力と総合的なカード事業の展開力を活かし、お客さまのニーズに合ったクレジット機能を中心とする決済・ファイナンスサービスを提供しています。カード

ビジネスを通じて「安心で豊かな消費生活の実現」に積極的に貢献し、トップブランド企業としての更なる飛躍を目指しています。

商号：三井住友カード株式会社
 事業内容：クレジットカード業務
 設立年月日：昭和42年12月26日
 本社所在地：[東京本社] 東京都港区新橋5-2-10
 [大阪本社] 大阪府中央区今橋4-5-15
 代表者：月原 紘一
 従業員数：1,909名

格付情報 (平成19年6月末現在)

	長期	短期
日本格付研究所 (JCR)	A+	J-1+

財務情報 (3月期)

(単位：億円)	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
カード取扱高	32,584	35,987	41,813	47,538
営業収益	1,263	1,321	1,482	1,576
営業利益	185	231	258	141
会員数(千人)	12,758	13,462	14,067	14,951



三井住友銀リース

www.smbcleasing.co.jp



三井住友銀リースは、大型設備投資ニーズに応えるコーポレートリースを得意としており、省エネ貢献型設備のリース、店舗・工場・倉庫等の不動産リース、国内企業の海外進出に伴う設備のリース、インターネットを活用したネットリース・販売ネットリース等、多彩なサービスを織り交ぜたソリューション提案を展開しています。オートリース、レンタルおよびリース信託等の関連業務にも、グループを挙げて積極的に取り組んでいます。

平成19年10月には住商リース(株)と合併する予定であり、三井住友フィナンシャルグループが持つ財務ソリューション提供力を活かした銀行系リース会社の顧客基盤・ノウハウと、住友商事グループが持つ多様なバリューチェーンを活かした商社系リース会社の顧客基盤・ノウハウを結集・融合して、質・量の両面で本邦ナンバーワンのリース事業確立を目指します。

商号：三井住友銀リース株式会社
事業内容：リース業務
設立年月日：昭和43年9月2日
本社所在地：[東京本社] 東京都港区西新橋3-9-4
 [大阪本社] 大阪市中央区南船場3-10-19
代表者：石田 浩二
従業員数：916名

格付情報 (平成19年6月末現在)

	長期	短期
格付投資情報センター (R&I)	A	α-1
日本格付研究所 (JCR)	A+	J-1

財務情報 (3月期)

	(単位：億円)			
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
リース検収高	5,557	5,800	6,155	5,836
営業収益	5,530	5,891	6,197	6,300
営業利益	232	280	322	315



日本総研

The Japan Research Institute, Limited

日本総合研究所は、情報システム・コンサルティング・シンクタンクの3つの機能を有機的に結び付けた、付加価値の高いサービスを提供する知識エンジニアリング企業です。金融をはじめとするさまざまな分野に対応した経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築、アウトソーシングサービスの提供を行っているほか、国内外の経済調査分析・政策提言等の情報発信、新事業の創出を行うインキュベーション活動等、多岐にわたる活動を展開しています。

平成18年7月、主として三井住友フィナンシャルグループ関連企業以外のお客さまに向けたITソリューション提供力の一層の強化を図るため、日本総合研究所を会社分

割し、(株)日本総研ソリューションズを設立しました。三井住友フィナンシャルグループのシステム開発・運用で培ってきた豊富なノウハウをベースに、産業・金融・公共のあらゆるフィールドのより多くのお客さまに最適なITソリューションを提供していきます。

商号：株式会社日本総合研究所
事業内容：システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務
設立年月日：平成14年11月1日
本社所在地：[東京本社] 東京都千代田区一番町16
 [大阪本社] 大阪市西区新町1-5-8
代表者：木本 泰行
従業員数：2,877名
 (含(株)日本総研ソリューションズ)

www.jri.co.jp



財務情報 (3月期)

	(単位：億円)			
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年*
営業収益	1,051	1,112	1,158	1,118
営業利益	76	63	52	61

*平成18年7月に分社した(株)日本総研ソリューションズの計数を含めて表示しています。



SMBCフレンド証券

www.smbc-friend.co.jp



SMBCフレンド証券は、平成15年4月に明光ナショナル証券とさくらフレンド証券が合併して発足しました。更に、平成16年4月に住友生命の関連会社である泉証券と合併し、平成18年9月、株式交換により三井住友フィナンシャルグループの100%出資会社となりました。

SMBCフレンド証券は、業界トップクラスの財務基盤と高い経営効率を誇るフルラインサービスの証券会社として、北海道から九州まで全国に店舗を展開しています。

リテール向け事業を中核に、「リテールマーケットで日本を代表する質の高い証券会社」を目指し、お客さまのニーズに応じた質の高い商品・サービスの提供に努めています。

商号：SMBCフレンド証券株式会社
事業内容：証券業務
設立年月日：昭和23年3月2日
本社所在地：東京都中央区日本橋兜町7-12
代表者：玉置 勝彦
従業員数：1,836名

財務情報 (3月期)

	(単位：億円)			
	平成16年*	平成17年	平成18年	平成19年
営業収益	483 83	523	685	587
営業利益	188 16	180	310	212

*SMBCフレンド証券(上段)、泉証券(下段)

財務ハイライト

三井住友フィナンシャルグループ

◆ 連結

(金額単位 百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	3,506,386	3,552,510	3,580,796	3,705,136	3,901,259
経常利益(△は経常損失)	△515,749	342,844	△30,293	963,554	798,610
当期純利益(△は当期純損失)	△465,359	330,414	△234,201	686,841	441,351
純資産額	2,424,074	3,070,942	2,775,728	4,454,399	5,331,279
総資産額	104,607,449	102,215,172	99,731,858	107,010,575	100,858,309
リスク管理債権残高	5,770,700	3,297,981	2,227,445	1,243,160	1,067,386
貸倒引当金残高	2,243,542	1,422,486	1,273,560	1,035,468	889,093
有価証券の評価損益	△30,643	575,612	696,339	1,373,337	1,825,168
1株当たり純資産額(円)	106,577.05	215,454.83	164,821.08	400,168.89	469,228.59
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)(円)	△84,324.98	52,314.75	△44,388.07	94,733.62	57,085.83
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益(円)	—	35,865.20	—	75,642.93	51,494.17
自己資本比率(第一基準)(%)	10.10	11.37	9.94	12.39	11.31
自己資本利益率(ROE)(%)	—	31.68	—	33.15	13.07
株価収益率(PER)(倍)	—	14.71	—	13.72	18.74
従業員数(人)	42,996	42,014	40,683	40,681	41,428

- (注) 1. 有価証券の評価損益は、「その他有価証券」の時価と取得原価(又は償却原価)との差額を記載しております。なお、株式については、主として期末日前1カ月の平均時価に基づいて算出しております。詳細は27ページをご参照ください。
2. 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
3. 平成18年度から、純資産額及び総資産額の算定に当たっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 平成18年度から、1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
5. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を適用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。

◆ 単体

(金額単位 百万円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
営業収益	131,519	55,515	258,866	55,482	376,479
うち関係会社受取配当金	128,265	47,332	251,735	46,432	366,680
経常利益	119,634	51,188	253,448	48,264	364,477
当期純利益	124,738	50,505	252,228	73,408	363,535
資本金	1,247,650	1,247,650	1,352,651	1,420,877	1,420,877
(発行済普通株式数) (株)	5,796,000	5,796,010	6,273,792	7,424,172	7,733,653
(発行済優先株式数) (株)	1,132,100	1,132,099	1,057,188	950,101	120,101
純資産額	3,156,086	3,172,721	3,319,615	3,935,426	2,997,898
総資産額	3,413,529	3,403,007	3,795,110	4,166,332	3,959,444
1株当たり純資産額 (円)	231,899.30	232,550.74	257,487.78	330,206.27	342,382.75
1株当たり配当額					
(普通株式) (円)	3,000	3,000	3,000	3,000	7,000
(第一種優先株式) (円)	10,500	10,500	10,500	10,500	—
(第二種優先株式) (円)	28,500	28,500	28,500	28,500	—
(第三種優先株式) (円)	13,700	13,700	13,700	13,700	—
(第1回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第2回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第3回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第4回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第5回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第6回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第7回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第8回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第9回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第10回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第11回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第12回第四種優先株式) (円)	19,500	135,000	135,000	135,000	135,000
(第13回第四種優先株式) (円)	3,750	67,500	67,500	—	—
(第1回第六種優先株式) (円)	—	—	728	88,500	88,500
1株当たり当期純利益 (円)	18,918.33	3,704.49	38,302.88	6,836.35	46,326.41
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	15,691.82	3,690.72	25,178.44	6,737.46	41,973.46
自己資本比率 (%)	92.46	93.23	87.47	94.46	75.72
自己資本利益率 (ROE) (%)	8.52	1.57	15.47	2.38	13.71
株価収益率 (PER) (倍)	11.21	207.86	18.95	190.16	23.10
配当性向 (%)	15.98	80.97	7.81	46.64	15.31
従業員数 (人)	94	97	115	124	131

(注) 1. 従業員は全員、三井住友銀行等からの出向者であります。

2. 平成 18 年度から、純資産額及び総資産額の算定に当たっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第 5 号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第 8 号)を適用しております。

3. 平成 18 年度から、1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)が改正されたことに伴い、「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。

◆ 連結

(金額単位 百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	3,549,937	2,717,005	2,691,357	2,750,274	2,925,665
経常利益(△は経常損失)	△467,509	282,159	△99,752	862,062	716,697
当期純利益(△は当期純損失)	△429,387	301,664	△278,995	563,584	401,795
純資産額	2,142,544	2,722,161	2,633,912	3,598,294	5,412,458
総資産額	102,394,637	99,843,258	97,478,308	104,418,597	98,570,638
リスク管理債権残高	5,683,134	3,229,219	2,186,739	1,219,383	1,047,566
貸倒引当金残高	2,201,830	1,375,921	1,239,882	1,006,223	860,799
有価証券の評価損益	△27,471	568,407	678,527	1,337,192	1,852,971
1株当たり純資産(円)	15,353.34	25,928.02	23,977.62	41,444.83	67,823.69
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)(円)	△10,429.29	5,238.85	△5,300.46	9,864.54	7,072.09
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益(円)	—	5,231.31	—	9,827.19	7,012.46
自己資本比率(国際統一基準)(%)	10.38	10.89	10.60	10.77	12.95
自己資本利益率(ROE)(%)	—	25.38	—	30.15	12.95
従業員数(人)	35,523	33,895	32,868	32,918	31,718

- (注) 1. 有価証券の評価損益は、「その他有価証券」の時価と取得原価(又は償却原価)との差額を記載しております。なお、株式については、期末日前1カ月の平均時価に基づいて算出しております。
2. 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
3. 平成18年度から、純資産額及び総資産額の算定に当たっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
4. 平成18年度から、1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。
5. 連結自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を適用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

■ 損益の状況【単体】



■ 保有株式(上場・店頭)の状況【単体】

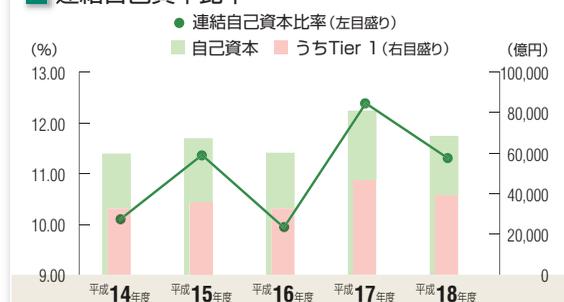


■ 金融再生法開示債権及び不良債権比率【単体】



(注) 不良債権比率 = 金融再生法開示不良債権 / (金融再生法開示不良債権 + 正常債権)

■ 連結自己資本比率



(注) 三井住友フィナンシャルグループの連結自己資本比率を表示しております。

◆単体

(金額単位 百万円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	2,418,024	2,322,363	2,289,372	2,287,935	2,451,351
うち信託報酬	7	334	2,609	8,626	3,482
業務粗利益(A)	1,760,684	1,584,127	1,522,861	1,552,033	1,344,490
経費(除く臨時処理分)(B)	647,040	583,995	582,365	586,459	603,888
経費率((B)/(A)×100)(%)	36.7	36.9	38.2	37.8	44.9
業務純益	875,511	1,000,132	1,291,972	810,593	782,330
業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額)	1,113,643	1,000,132	940,495	965,573	740,601
経常利益(△は経常損失)	△597,188	185,138	△71,680	720,933	573,313
当期純利益(△は当期純損失)	△478,304	301,113	△136,854	519,520	315,740
純資産額	2,279,223	2,870,870	2,752,735	3,634,776	3,992,884
総資産額	97,891,161	94,109,074	91,129,776	97,443,428	91,537,228
預金残高	58,610,731	60,067,417	62,788,328	65,070,784	66,235,002
貸出金残高	57,282,365	50,810,144	50,067,586	51,857,559	53,756,440
有価証券残高	23,656,385	26,592,584	23,676,696	25,202,541	20,060,873
リスク管理債権残高	5,169,531	2,774,889	1,735,863	914,173	721,064
金融再生法に基づく開示債権残高	5,261,345	2,811,234	1,824,622	960,095	738,667
貸倒引当金残高	2,074,797	1,250,751	989,121	816,437	677,573
有価証券の評価損益	△17,857	556,146	651,385	1,316,206	1,832,891
信託財産額	166,976	429,388	777,177	1,305,915	1,174,396
信託勘定貸出金残高	35,080	10,000	9,780	7,870	5,350
信託勘定有価証券残高	—	4,645	81,840	238,205	267,110
資本金	559,985	559,985	664,986	664,986	664,986
(発行済普通株式数)(千株)	54,811	54,811	55,212	55,212	56,355
(発行済優先株式数)(千株)	967	967	900	900	70
1株当たり純資産額(円)	17,846.95	28,641.10	26,129.71	42,105.57	67,124.90
1株当たり配当額					
(普通株式)(円)	19.17	4,177	683	5,714	763
(第1回第一種優先株式)(円)	10.50	/	/	/	/
(第2回第一種優先株式)(円)	28.50	/	/	/	/
(第五種優先株式)(円)	13.70	/	/	/	/
(第一種優先株式)(円)	—	10,500	10,500	10,500	/
(第二種優先株式)(円)	—	28,500	28,500	28,500	/
(第三種優先株式)(円)	—	13,700	13,700	13,700	/
(第1回第六種優先株式)(円)	/	/	485	88,500	88,500
1株当たり当期純利益					
(△は1株当たり当期純損失)(円)	68,437.74	5,228.80	△2,718.23	9,066.46	5,533.69
潜在株式調整後					
1株当たり当期純利益(円)	66,527.24	5,221.53	—	9,050.63	5,487.21
配当性向(%)	—	79.88	—	63.02	13.89
自己資本比率(国際統一基準)(%)	10.49	11.36	11.32	11.35	13.45
自己資本利益率(ROE)(%)	—	22.49	—	26.57	10.13
従業員数(人)	19,797	17,546	16,338	16,050	16,407

(注) 1. 平成14年度の損益項目については、過年度との実質的な比較のために、合併前の旧三井住友銀行(平成14年4月1日~平成15年3月16日)の計数を含んで表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、合併前の旧三井住友銀行の損益を含んでおりません。

2. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権の定義については、209ページをご参照ください。

3. 有価証券の評価損益は、「その他有価証券」の時価と取得原価(又は償却原価)との差額を記載しております。なお、株式については、期末日前1カ月の平均時価に基づいて算出しております。詳細は31ページをご参照ください。

4. 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、取締役を兼務しない執行役員は従業員数に含んでおりません。

5. 平成14年度の1株当たり配当額は、旧三井住友銀行が三井住友フィナンシャルグループに支払った中間配当額を記載しております。

6. 平成18年度から、純資産額及び総資産額の算定に当たっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

7. 平成18年度から、1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。

8. 単体自己資本比率は、平成18年度から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を適用しております。なお、平成17年度以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

業績の概要と分析

連結決算の概要

平成18年度の三井住友フィナンシャルグループ連結決算の概要は以下のとおりとなりました。

I 業績

平成18年度連結決算は、連結子会社181社(国内125社・海外56社)、持分法適用会社62社(国内35社・海外27社)を対象としています。

平成18年度連結決算は、内外金利動向を踏まえ、債券ポートフォリオのリスク削減を図るべくポジションの圧縮を進め売却損を計上したことから、その他業務利益中の国債等債券損益が大幅減益となったことを主因として、連結粗利益が前年度比1,839億円減少の1兆9,061億円となりました。この連結粗利益に、営業経

費、不良債権処理額、株式等損益、持分法による投資損益等を加減した経常利益は、不良債権処理額が同1,873億円減少した一方で、持分法適用会社の業績下振れ等に伴い持分法による投資損益が同1,360億円減少の1,041億円の損失となったことを主因として、同1,649億円減益の7,986億円となりました。またこれに、特別損益及び法人税等を加減した当期純利益は、同2,454億円減益の4,413億円となりました。

また、預金残高は、平成18年3月末比1兆3,220億円増加して

◆連結子会社・持分法適用会社数

(単位 社)

	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
連結子会社数	162	181	19
持分法適用会社数	63	62	△1

◆損益の状況

(金額単位 百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
連結粗利益	2,090,149	1,906,173	△183,976
資金利益	1,161,607	1,168,592	6,985
信託報酬	8,631	3,508	△5,123
役員取引等利益	619,591	609,185	△10,406
特定取引利益	32,807	125,625	92,818
その他業務利益	267,511	△738	△268,249
営業経費	△853,796	△888,561	△34,765
不良債権処理額 ①	△333,571	△146,186	187,385
貸出金償却	△69,355	△81,415	△12,060
個別貸倒引当金繰入額	△45,047	△77,446	△32,399
一般貸倒引当金繰入額	△120,078	53,370	173,448
その他	△99,091	△40,695	58,396
株式等損益	47,119	44,730	△2,389
持分法による投資損益	31,887	△104,170	△136,057
その他	△18,233	△13,374	4,859
経常利益	963,554	798,610	△164,944
特別損益	79,807	8,180	△71,627
うち減損損失	△12,303	△30,548	△18,245
うち償却債権取立益	31,584	1,236	△30,348
うち退職給付信託返還益	—	36,330	36,330
税金等調整前当期純利益	1,043,362	806,790	△236,572
法人税、住民税及び事業税	△69,818	△87,818	△18,000
法人税等調整額	△226,901	△218,770	8,131
少数株主利益	△59,800	△58,850	950
当期純利益	686,841	441,351	△245,490
与信関係費用 ①+②	△301,987	△144,950	157,037
<参考>連結業務純益(金額単位 億円)	12,254	9,242	△3,012

(注) 1. 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役員取引等収益 - 役員取引等費用) + (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)
 2. 連結業務純益 = 三井住友銀行業務純益(一般貸倒引当金繰入前) + 他の連結会社の経常利益(臨時要因調整後) + 持分法適用会社経常利益 × 持分割合 - 内部取引(配当等)

72兆1,562億円となり、譲渡性預金残高は、同1,194億円減少して2兆5,892億円となりました。

一方、貸出金残高は、平成18年3月末比1兆4,221億円増加して58兆6,893億円、有価証券残高は、同4兆9,683億円減少して20兆5,375億円となりました。

純資産は、5兆3,312億円となりました。そのうち株主資本は、連結当期純利益の計上、公的資金返済に伴う自己株式の取得及び消却の実施等の結果、2兆7,416億円となりました。

◆資産・負債・純資産

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
資産	107,010,575	100,858,309	△6,152,266
うち有価証券	25,505,861	20,537,500	△4,968,361
うち貸出金	57,267,203	58,689,322	1,422,119
負債	101,443,151	95,527,029	△5,916,122
うち預金	70,834,125	72,156,224	1,322,099
うち譲渡性預金	2,708,643	2,589,217	△119,426
少数株主持分	1,113,025		△1,113,025
純資産	4,454,399	5,331,279	876,880

(注) 平成19年3月末から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これに伴い、少数株主持分は純資産に含まれております。

II 有価証券の評価損益

平成19年3月末の有価証券の評価損益は、平成18年3月末比4,696億円増加して1兆8,124億円の評価益となりました。このうち、純資産直入の対象となる「その他有価証券(含むその他の金

銭の信託)」の評価損益は、株式の評価益が増加したこと及び債券の評価損益が改善したこと等により、同4,519億円増加して1兆8,254億円の評価益となりました。

◆有価証券の評価損益

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末			平成19年3月末			
	評価損益	評価益	評価損	評価損益	平成18年3月末比	評価益	評価損
満期保有目的	△30,781	580	△31,361	△13,065	17,716	200	△13,266
その他有価証券	1,373,337	1,771,170	△397,833	1,825,168	451,831	2,032,120	△206,952
株式	1,702,690	1,722,129	△19,438	1,972,647	269,957	1,987,337	△14,689
債券	△297,233	988	△298,222	△157,367	139,866	1,805	△159,173
その他	△32,120	48,052	△80,172	9,888	42,008	42,977	△33,089
その他の金銭の信託	209	209	—	322	113	322	—
合計	1,342,765	1,771,960	△429,195	1,812,424	469,659	2,032,643	△220,218
株式	1,702,690	1,722,129	△19,438	1,972,647	269,957	1,987,337	△14,689
債券	△328,288	1,294	△329,583	△170,613	157,675	1,825	△172,439
その他	△31,636	48,535	△80,172	10,391	42,027	43,480	△33,089

(注) 1. 「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めております。

2. 株式については主に期末日前1カ月の平均時価に、それ以外は期末日の時価に基づいております。

3. 「その他有価証券」及び「その他の金銭の信託」については、時価評価しておりますので、上記の表上は、連結貸借対照表価額と取得原価(又は償却原価)との差額を計上しております。

なお、平成18年3月末の「その他有価証券」の評価損益のうち、時価ヘッジの適用により費用に計上した額が3,193百万円ありますので、資本直入処理の対象となる額は、同額加算されます。

III 連結自己資本比率

平成19年3月末の連結自己資本比率は、11.31%となりました。連結自己資本比率の分子となる自己資本額は、6兆8,527億円となりました。また、分母となるリスク・アセット等は、60兆5,403億円となりました。

なお、連結自己資本比率は、平成19年3月末から、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びそ

の子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき算出しております。平成18年3月末は「銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件」(平成10年大蔵省告示第62号)に定められた算式に基づき算出しております。

◆連結自己資本比率(第一基準)の状況

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末
Tier 1 (基本的項目)	4,645,905	3,903,257
Tier 2 (補完的項目) (自己資本への算入額)	4,067,736	3,640,226
控除項目	△619,279	△690,759
自己資本額	8,094,361	6,852,723
リスク・アセット等	65,322,349	60,540,346
連結自己資本比率	12.39%	11.31%

IV 配当政策

当社は、銀行持株会社としての公共性に鑑み、健全経営確保の観点から当社グループ全体の内部留保の充実に留意しつつ、企業価値の持続的な成長を通じて、安定的かつ継続的に利益配分の増加を図る方針であります。また、中期経営計画「LEAD THE VALUE 計画」の最終年度である平成21年度における連結当期純利益に対する配当性向を20%超とすることを目指してまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。また、期末配当は株主総会の決議事項、中間配当は取締役会の決議事項とし、中間配当につきましては、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

上記方針に基づき当年度の普通株式の期末配当につきまして

は、前年度末比4,000円増配の1株当たり7,000円といたしました。また、各種優先株式は、それぞれ所定の金額といたしました。なお、中間配当につきましては、内部留保の状況等を勘案し、当年度は実施しておりません。

内部留保につきましては、企業価値の更なる向上を目指し、「成長事業領域の重点強化」と「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点を基軸とした戦略的施策に投入してまいります。

V 繰延税金資産

繰延税金資産は、税引前利益の計上による回収を主因として、繰延税金負債と相殺後の純額で、平成18年3月末比1,658億円減少して8,362億円となりました。

繰延税金資産の計上は、財務の健全性の確保の観点から前期に引き続き保守的に行っております。

◆繰延税金資産の状況

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
繰延税金資産純額	1,002,125	836,270	△165,855
繰延税金資産純額/Tier 1比率	21.6%	21.4%	△0.2%

▶ 単体決算の概要

平成18年度の三井住友銀行単体決算の概要は以下のとおりとなりました。

I 業績

平成18年度は、業務粗利益が前期比2,075億円減少の1兆3,444億円、経費(除く臨時処理分)が同174億円増加の6,038億円となりました。これにより、業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額)は、同2,249億円減少して7,406億円となりました。

この業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額)に、不良債権処理額、株式等損益などの臨時的な損益を加えた後の経常利益は、同1,476億円減益の5,733億円となりました。

これに、特別損益、法人税等の税金を加減した当期純利益は、同2,037億円減益の3,157億円となりました。

II 損益の状況

業務粗利益

業務粗利益は、前期比2,075億円減少して1兆3,444億円となりました。これは、内外金利動向を踏まえ、債券ポートフォリオのリスク削減を図るべくポジションの圧縮を進め売却損を計上した

ことから、その他業務利益中の国債等債券損益が大幅減益となったことに加え、ポジション圧縮、長短金利差の縮小に伴う円貨バンキング収益やトレーディング収益の減少などにより、市場営業部門の収益が減少したことが主な要因であります。

経費

経費(除く臨時処理分)は、前期比174億円増加して6,038億円となりました。これは、既存業務については引き続き合理化等による削減を進める一方、ミドル・スモール層法人向け貸出などの重点分野への積極的な資源投入やCS向上に向けたチャネル等のインフラ整備を実施したこと等が主な要因であります。

業務純益

以上の結果、平成18年度の業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額)は、前期比2,249億円減少して7,406億円となりました。

◆ 業務純益

(金額単位 百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
資金利益	954,544	937,452	△17,092
信託報酬	8,626	3,482	△5,144
役務取引等利益	366,675	353,416	△13,259
特定取引利益	11,937	101,620	89,683
その他業務利益	210,248	△51,482	△261,730
業務粗利益 (除く国債等債券損益)	1,552,033 (1,562,354)	1,344,490 (1,456,903)	△207,543 (△105,451)
国内業務粗利益	1,266,488	1,149,941	△116,547
国際業務粗利益	285,545	194,548	△90,997
経費(除く臨時処理分)	△586,459	△603,888	△17,429
人件費	△192,359	△190,630	1,729
物件費	△360,720	△378,240	△17,520
税金	△33,379	△35,017	△1,638
業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額) (除く国債等債券損益)	965,573 (975,894)	740,601 (853,015)	△224,972 (△122,879)
一般貸倒引当金繰入額	△154,980	41,728	196,708
業務純益	810,593	782,330	△28,263

[参考]

◆ 業務部門別業績

(金額単位 億円)

業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額)	個人部門	法人部門	企業金融部門	国際部門	市場営業部門	本社管理	合計
平成18年度	1,615	4,201	1,583	747	340	△1,080	7,406
前年度比	△99	△828	△120	+61	△1,678	+414	△2,250

(注) 1. 前年度比は金利影響・為替影響等を除いた行内管理ベースであります。

2. 「本社管理」内訳：(1) 優先証券コスト・劣後調達コスト、(2) 自己資本運用益、(3) 部門間の調整 等

臨時損益(不良債権処理等)

臨時損益は、前期比1,193億円減少して2,090億円の損失となりました。これは、関連会社株式に対する投資損失引当金の計上等により、その他臨時損益が同798億円減少の884億円の損失となったことが主な要因であります。

なお、臨時損益に計上された不良債権処理額1,316億円に一般貸倒引当金繰入額及び償却債権取立益を加えた与信関係費用は、企業の再生に係る取り組みを進めてきたことや資産劣化リスク低減の実績が引当率の低下として表われてきたこと等により、同1,414億円減少して894億円となりました。

経常利益

以上の結果、経常利益は前期比1,476億円減益の5,733億円となりました。

特別損益

特別損益は、前期比121億円減益の136億円の利益となりました。

当期純利益

法人税、住民税及び事業税については、165億円となりました。また、税効果会計による法人税等調整額は2,546億円となりました。これらの結果、当期純利益は前期比2,037億円減益の3,157億円となりました。

◆経常利益・当期純利益

(金額単位 百万円)

	平成17年度	平成18年度	増減
業務純益(除く一般貸倒引当金繰入額)	965,573	740,601	△224,972
一般貸倒引当金繰入額 ①	△154,980	41,728	196,708
不良債権処理額 ②	△106,560	△131,676	△25,116
株式等売却益	70,085	50,204	△19,881
株式等売却損	△13,367	△546	12,821
株式等償却	△31,257	△38,559	△7,302
株式等損益	25,460	11,098	△14,362
その他臨時損益	△8,559	△88,439	△79,880
臨時損益	△89,659	△209,017	△119,358
経常利益	720,933	573,313	△147,620
うち動産不動産処分損益	1,457	—	△1,457
うち固定資産処分損益	—	△1,680	△1,680
うち減損損失	△6,300	△3,680	2,620
うち償却債権取立益 ③	30,605	455	△30,150
うち退職給付信託返還益	—	36,330	36,330
うち子会社整理損	—	△17,809	△17,809
特別損益	25,739	13,615	△12,124
法人税、住民税及び事業税	△13,512	△16,507	△2,995
法人税等調整額	△213,639	△254,680	△41,041
当期純利益	519,520	315,740	△203,780
与信関係費用 ①+②+③	△230,935	△89,491	141,444
一般貸倒引当金繰入額	△154,980	41,728	196,708
貸出金償却	△12,650	△50,468	△37,818
個別貸倒引当金繰入額	△15,825	△44,358	△28,533
貸出債権売却損等	△79,659	△37,262	42,397
特定海外債権引当勘定繰入額	1,575	412	△1,163
償却債権取立益	30,605	455	△30,150

III 資産・負債・純資産の状況

資産

銀行単体の総資産は平成18年3月末比5兆9,062億円減少して9兆1兆5,372億円となりました。これは、海外で高格付け企業への貸出やプロジェクトファイナンス等を積極的に行ったこと等により、貸出金が同1兆8,988億円増加した一方、内外金利動向を踏まえ、債券ポートフォリオのリスク削減を図るべくポジション圧縮を進めたこと等により、有価証券が同5兆1,416億円減少したことが主な要因であります。

負債

負債は、平成18年3月末比6兆2,643億円減少して87兆5,443億円となりました。負債が減少したのは、海外を中心に預金が

1兆1,642億円増加した一方で、資産の減少を反映して資金調達を減少させたことが主な要因であります。

純資産

純資産は、3兆9,928億円となりました。このうち株主資本は、2兆7,935億円となりました。内訳は、資本金6,649億円、資本剰余金1兆3,675億円(うちその他資本剰余金7,025億円)、利益剰余金7,610億円となっております。

また、評価・換算差額等は、1兆1,993億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金1兆2,598億円、繰延ヘッジ損益△847億円、土地再評価差額金242億円となっております。

◆資産・負債・純資産

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
資産	97,443,428	91,537,228	△5,906,200
うち有価証券	25,202,541	20,060,873	△5,141,668
うち貸出金	51,857,559	53,756,440	1,898,881
負債	93,808,652	87,544,344	△6,264,308
うち預金	65,070,784	66,235,002	1,164,218
うち譲渡性預金	3,151,382	2,574,335	△577,047
純資産	3,634,776	3,992,884	358,108

(注) 平成19年3月末から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

IV 有価証券の評価損益

平成19年3月末の有価証券の評価損益は、平成18年3月末比2,748億円増加して1兆8,281億円の評価益となりました。このうち、純資産直入の対象となる「その他有価証券(含むその他の金

銭の信託)」の評価損益は、株式の評価益が増加したこと及び債券の評価損益が改善したこと等により、同5,167億円増加して1兆8,332億円の評価益となりました。

◆有価証券の評価損益

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末			平成19年3月末			
	評価損益	評価益	評価損	評価損益	平成18年3月末比	評価益	評価損
満期保有目的	△30,782	577	△31,359	△13,064	17,718	200	△13,265
子会社・関連会社株式	267,575	270,285	△2,710	7,958	△259,617	85,505	△77,547
その他有価証券	1,316,206	1,695,589	△379,383	1,832,891	516,685	2,028,694	△195,802
株式	1,632,404	1,649,881	△17,476	1,978,749	346,345	1,990,476	△11,727
債券	△282,254	727	△282,981	△151,444	130,810	748	△152,193
その他	△33,943	44,980	△78,924	5,587	39,530	37,469	△31,882
その他の金銭の信託	209	209	—	322	113	322	—
合計	1,553,208	1,966,661	△413,453	1,828,107	274,899	2,114,723	△286,615
株式	1,899,979	1,920,166	△20,186	1,986,707	86,728	2,075,981	△89,274
債券	△313,307	1,033	△314,341	△164,690	148,617	768	△165,458
その他	△33,463	45,460	△78,924	6,090	39,553	37,972	△31,882

(注) 1. 「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権及び商品投資受益権も含めております。
 2. 株式のうち子会社・関連会社株式に該当しないものについては期末日前1カ月の平均時価に、それ以外は期末日の時価に基づいております。
 3. 「その他有価証券」及び「その他の金銭の信託」については、時価評価しておりますので、上記の表上は、貸借対照表価額と取得原価(又は償却原価)との差額を計上しております。
 なお、平成18年3月末の「その他有価証券」の評価損益のうち、時価ヘッジの適用により費用に計上した額が3,193百万円ありますので、資本直入処理の対象となる額は、同額加算されます。



不良債権の現状

三井住友銀行は、平成18年度において「持続的成長」に向けた財務基盤の一段の強化に取り組んできました。

アセットクオリティが改善してきたことから、平成19年3月期のクレジットコストは895億円となり、平成17年度対比で1,414億円減少しました。

金融再生法に基づく不良債権残高は7,387億円、不良債権比率は1.2%となりました。今後も、不良債権処理の過程で蓄積したノウハウを、業務推進に積極的に活用し、企業再生・事業再編等、新たなビジネスへの取り組みを強化していきます。

I. 自己査定と償却・引当について

1. 自己査定について

三井住友銀行は、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準に基づき、厳格な自己査定を行っています。この自己査定手続きは、与信先の債務履行の確実性を示す指標である債務者格付の下位格付決定プロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系は整合させています。

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、更に各取引先の担保・保証条件等を勘案して、債権回収の危険性または価値毀損の危険性の度合いに応じてⅠ～Ⅳの区分に分類しています。また、三井住友フィナンシャルグループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様に自己査定を実施しています。

債務者区分定義	
正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義	
I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

2. 償却・引当について

償却とは、債権が回収不能となった場合、または債権が回収不能と見込まれる場合に、その債権について会計上損失処理を行うことです。償却には、回収不能額をバランスシートの資産項目から引き落とし損失処理を行う「直接償却」と回収不能見込額を資産の控除項目の貸倒引当金に計上することにより損失処理を行う「間接償却」があり、この間接償却のことを一般的に引当処理と言っています。

三井住友銀行は自己査定に基づいて決定された債務者区分ごとに償却・引当基準を定めており、その手続きの概要は下記のとおりとなっています。また、三井住友フィナンシャルグループ全体のリスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様な償却・引当基準を採用しています。

償却・引当基準	
正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき、将来の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。また、大口要管理先を主体としてDCF法的手法も導入。 *グループ分けは、「要管理先債権」と「その他の要注意先債権」に区分し、後者を更に財務内容や与信状況等を勘案して細分化。
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたIII分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算出し個別貸倒引当金(注2)を計上。なお、大口先で、かつ、合理的なキャッシュフローの見積りが可能な先を主体としてDCF法的手法も導入。
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたIV分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則直接償却し、III分類の全額について個別貸倒引当金(注2)を計上
(注1) 一般貸倒引当金	貸金等債権を個別に特定せず、貸出債権一般に内在する回収不能リスクに対する引当を行うもの
(注2) 個別貸倒引当金	その全部または一部につき回収の見込みがないと認められる債権(個別に評価する債権)に対する引当を行うもの

※ディスカウント・キャッシュフロー法的手法とは

三井住友銀行は要管理先・破綻懸念先の大口先を主体として、ディスカウント・キャッシュフロー（割引現在価値＝DCF）法的手法を採用しています。DCF法とは、債権の元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権について、「当該キャッシュフローを当初の約定利率、または取得当初の実効利率で割り引いた金額」と「債権の帳簿価額」との差額に相

当する金額を貸倒引当金として計上する方法のことを言います。このDCF法は、より個別性が高いという点において優れた手法である一方、その引当金額は、債務者の再建計画等に基づいた将来キャッシュフローの見積りのほか、割引率や倒産確率等、DCF法を採用するうえでの基礎数値に左右されることから、三井住友銀行では、その時点における最善の見積りを行うよう努めています。

II. 与信関係費用について

与信関係費用はクレジットコストとも言いますが、これは引当処理の場合は貸倒引当金の追加繰入額、最終処理の場合は回収不能額から既引当済みの金額を差し引いたものになります。

平成19年3月期の与信関係費用は下表のとおりとなっています。

■平成19年3月期の処理実績（三井住友銀行単体）

（単位：億円）

与信関係費用	895
一般貸倒引当金繰入額	△417
貸出金償却	505
個別貸倒引当金繰入額	444
貸出債権売却損等	373
特定海外債権引当勘定繰入額	△5
償却債権取立益	△5
貸倒引当金残高	6,775
部分直接償却（直接減額）実施額	2,983

■平成19年3月期の処理実績（三井住友フィナンシャルグループ連結）

（単位：億円）

与信関係費用（連結損益計算書ベース）	1,450
貸倒引当金残高	8,891
部分直接償却（直接減額）実施額	4,901

（注）平成18年3月期より償却債権取立益を与信関係費用に含めて表示しております。
また、利益には△を付しております。

■引当金残高

（単位：億円）

	三井住友銀行単体	三井住友フィナンシャルグループ連結
貸倒引当金 合計	6,775	8,891
一般貸倒引当金	5,308	6,836
個別貸倒引当金	1,448	2,036
特定海外債権引当勘定	19	19
部分直接償却（直接減額）実施額	2,983	4,901

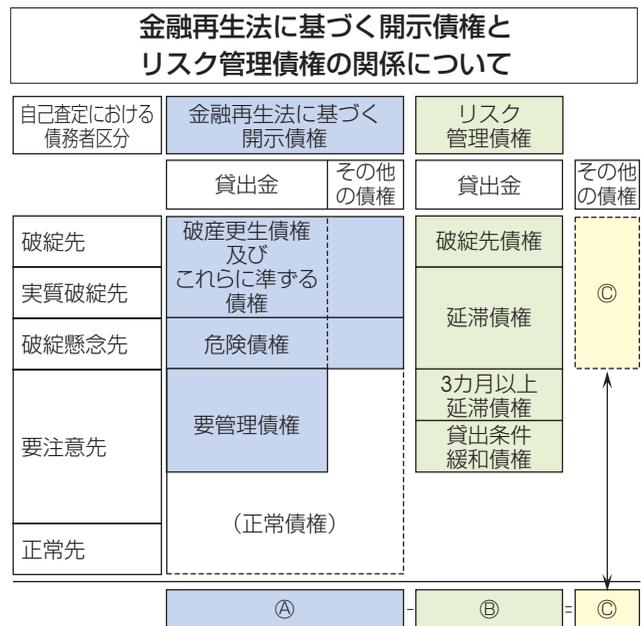
Ⅲ. 不良債権の開示とオフバランス化の進捗について

1. 不良債権開示の概念について

不良債権とは、銀行が保有する貸出金等の債権のうち、元本または利息の回収に懸念があるものを指します。不良債権の開示にあたっては、銀行法に基づくもの(リスク管理債権)と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくもの(金融再生法開示債権)があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分にしたがって開示区分が決定されます。金融再生法の開示区分概要およびリスク管理債権と金融再生法開示債権の相違点は下表のようになっています。

開示債権の区分の概要	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権のうち、回収不能または無価値と判定された部分(Ⅳ分類額)を直接償却した残額。このうち、全額引当をしているⅢ分類額を除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上。
要管理債権	自己査定における要注意先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返および自行保証付私募債の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権。

リスク管理債権は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返および自行保証付私募債が開示対象に含まれないという点を除き、金融再生法に基づく開示債権と一致しています。なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合、原則として「不計上」としていますので、金融再生法に基づく開示債権において開示される未収利息はありません。



2. 不良債権開示額実績について

平成19年3月期の金融再生法開示債権とリスク管理債権は以下のようになっています。三井住友銀行の平成19年3月末の金融再生法に基づく不良債権残高は、7,387億円となり、平成18年3月末の9,601億円から2,214億円減少しました。また、不良債権比率は、平成18年3月末比0.5%

減少し、1.2%となっています。今後とも、企業再生への取り組みや債務者区分の改善の推進等を通じて、不良債権問題の再発防止に努めるとともに、与信ポートフォリオの健全性の更なる向上に引き続き積極的に取り組んでいきます。

■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	平成18年3月末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,089	△556	1,938
危険債権	3,001	△1,733	3,848
要管理債権	3,297	+75	5,060
小計	7,387	△2,214	10,846
正常債権	605,422	+45,573	648,156
合計	612,809	+43,359	659,002
部分直接償却(直接減額)実施額	2,983		4,901

(注) 平成19年3月期より自行保証付私募債(当行がその元本の償還及び利息の支払の全部または一部について保証している私募による社債)を新たに開示債権の対象に加えております。

■ リスク管理債権

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	平成18年3月末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破綻先債権	338	△ 71	607
延滞債権	3,576	△ 1,935	5,073
3カ月以上延滞債権	206	△ 29	220
貸出条件緩和債権	3,091	+ 104	4,774
合計	7,211	△ 1,931	10,674
部分直接償却(直接減額)実施額	2,669		4,303

■ 自己査定、開示および償却・引当との関係(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

自己査定の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率	
		非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類		個別貸倒引当金	一般貸倒引当金
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,089 (①)	担保・保証等により回収可能部分 973 (㉔)	全額引当 116	全額償却 (注1)	157 (注2)	100% (注3)		
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 3,001 (②)	担保・保証等により回収可能部分 1,387 (㉕)	必要額を引当 1,614		1,291 (注2)	80.0% (注3)		
破綻懸念先								
要注意先	要管理債権 3,297 (③) (要管理先債権)	要管理債権中の保全部分 1,070 (㉖)			要管理債権に対する一般貸倒引当金 989	44.9% (注3)	18.5% (注3)	
要注意先	要管理先債権以外の要注意先債権					6.5% [12.7%] (注4)		
正常先	正常債権 605,422	正常先債権			5,308	0.3% (注4)		
					特定海外債権引当勘定 19			
総計		不良債権比率(㉗ / ㉘) 1.2%		貸倒引当金 計 ⑥個別貸倒引当金+要管理債権に対する一般貸倒引当金		6,775	引当率 (注5) ⑥ / ㉗ 61.6%	
①+②+③ 7,387		㉔担保・保証等により回収可能部分 (㉔+㉕+㉖) 3,430		㉙左記以外 (㉙-㉚) 3,957		2,437		
		保全率 ((㉙+㉚) / ㉗)					79.4%	

- (注1) 部分直接償却(直接減額)2,983億円を含んでおります。
 (注2) 金融再生法開示対象外のオン・バランスおよびオフ・バランス資産に対する引当が一部含まれております。
 (破綻先・実質破綻先41億円、破綻懸念先119億円)
 (注3) 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」および「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しております。
 (注4) 「正常先債権」および「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に對

- する引当率を示しております。
 ただし、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を示しております。
 (注5) 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた額に対する引当率を示しております。

3. オフバランス化の進捗状況について

不良債権のオフバランス化とは不良債権の最終処理とも言い、売却や直接償却等の手続きにより銀行のバランスシートから不良債権を落とすことを指します。

三井住友銀行では、平成18年度において5,865億円のオフバランス化を実施しました。

■ オフバランス化の実績(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

	平成17年3月末 ①	平成17年度		平成18年3月末 ②	平成18年度		平成19年3月末 ③
		新規発生額	オフバランス化額		新規発生額	オフバランス化額	
破産更生等債権	4,483	705	△ 3,543	1,645	568	△ 1,124	1,089
危険債権	9,244	4,818	△ 9,328	4,734	3,008	△ 4,741	3,001
合計	13,727	5,523	△ 12,871	6,379	3,576	△ 5,865	4,090
				増減(②-①)			増減(③-②)
破産更生等債権				△ 2,838			△ 556
危険債権				△ 4,510			△ 1,733
合計				△ 7,348			△ 2,289

(注) 新規発生額とオフバランス化額は、上期と下期の額を単純合算した金額であります。したがって、上期に新規発生した先で下期にオフバランス化した額は、それぞれに計上されておりますが、その金額は平成17年度で2,314億円、平成18年度で788億円であります。

リスク管理への取り組み

リスク管理の基本的考え方

金融・経済の自由化、グローバル化、ならびにIT技術の進展等により金融機関のビジネスチャンスが拡大していく一方で、金融業務に付随するリスクはますます多様化、複雑化してきています。このような環境のなか、金融持株会社経営においては、従来にもましてリスク管理、すなわちリスクの把握とそのコントロールが重要になってきています。

当社は、グループ全体のリスク管理を行うに際しての基本的事項を「リスク管理規程」として制定しています。この中で、リスク管理の基本的な考え方として、(1)当社がグループ全体として管理すべきリスクの種類を特定したうえで、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を策定する、(2)当社は、グループ各社が当社の定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」に則し、適切なリスク管理態勢の整備を図るよう必要な指導を行う、(3)当社は、グループ各社が適切にリスク管理を実施しているかをモニタリングする、ということを決めています。

管理すべきリスクの種類とリスク管理体制

当社は、グループ全体として管理すべきリスクの種類を(1)信用リスク、(2)市場リスク、(3)流動性リスク、(4)オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク等)と分類し、更にグループ各社が各々の業務状況等に応じ、管理すべきリスクの種類を特定するよう必要な指導を行い

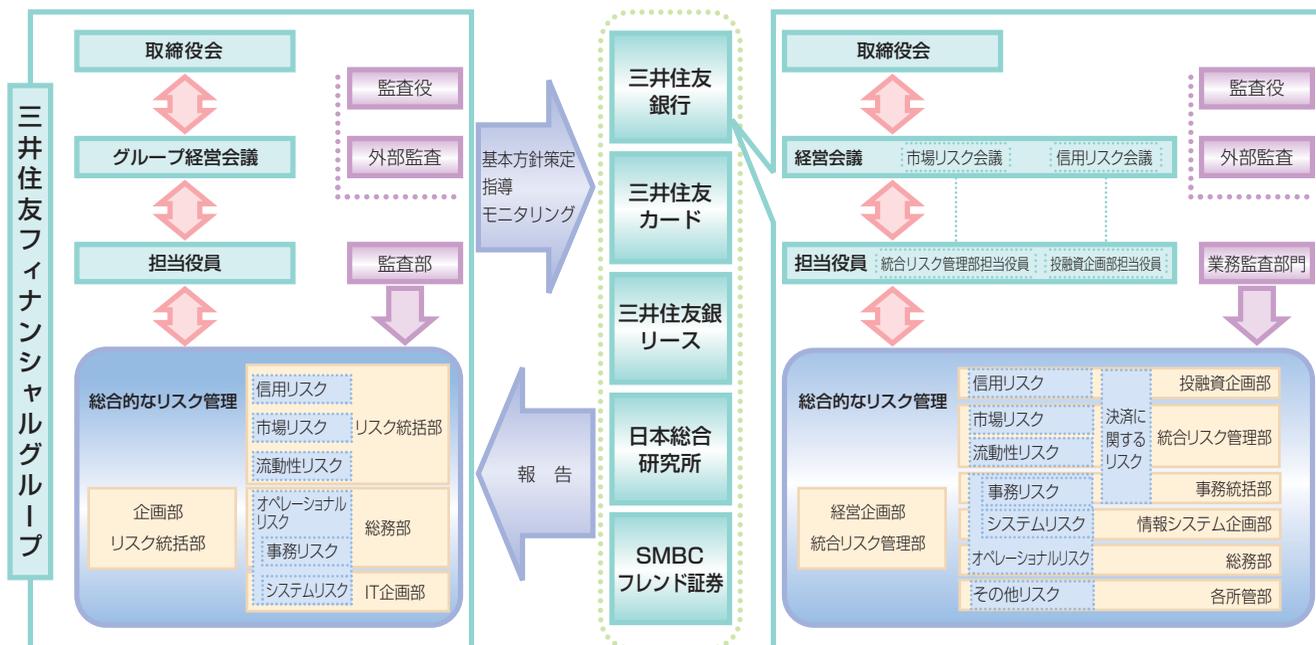
ます。また、管理すべきリスクの種類は随時見直し、環境変化に応じて新たに発生したリスクを管理すべきリスクとして追加することとしています。これらのリスクを総合的に管理する観点から、グループ全体のリスク管理を統括する機能を有した「リスク統括部」を設置し、企画部とともに各リスクについて網羅的、体系的な管理を行っています。

更に、リスク管理の重要性に鑑み、経営陣が「グループ全体のリスク管理の基本方針」の決定に積極的に関与する体制としています。具体的には、「グループ全体のリスク管理の基本方針」は、グループ経営会議で決裁のうえ、取締役会の承認を得るというプロセスをたどります。グループ経営会議、担当役員、リスク管理担当部署等は、こうして承認された「グループ全体のリスク管理の基本方針」に基づいてリスク管理を行います。

一方、傘下のグループ各社では、「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえて、リスク管理体制を構築しています。例えば、三井住友銀行では、前記(1)～(4)のリスクおよび決済に関するリスクについて、特にリスク管理担当部署を定め、リスクカテゴリーごとにその特性に応じた管理を実施するとともに、これらのリスクを総合的に管理する観点から、各業務部門から独立した「統合リスク管理部」を設置し、経営企画部とともに、各リスクを網羅的、体系的に管理することとしています。

また、リスク管理の基本方針の決定には経営陣が積極的

■三井住友フィナンシャルグループのリスク管理体制



に關する体制としており、特に信用リスクおよび市場リスク・流動性リスクに関しては、経営会議において、経営会議役員と関連部長から構成される「信用リスク会議」、「市場リスク会議」を開催し、リスク管理に関する業務執行上の意思決定体制の強化を図っています。

リスク管理の方法

当社は、「グループ全体のリスク管理の基本方針」において、「連結ベースで管理する」、「計量化に基づく管理を行う」、「業務戦略との整合性を確保する」、「牽制体制を整備する」、「緊急時や重大な事態に備えた対応を行う」、「態勢の検証を行う」といった「リスク管理の基本原則」や「リスク管理のプロセス」を定めるとともに、グループ会社のリスク管理を適切に実施するための具体的な「運営方針」を定めています。

グループ各社においては、「グループ全体のリスク管理の基本方針」に基づき、定期的かつ必要に応じて随時、各リスクカテゴリーの管理の基本方針を見直し、適時、適切な方針に則って管理をしています。当社は、これをモニタリングし、必要に応じ適切に指導を行っています。

また、総合的な観点から、リスクとリターンのバランスをとった管理を実現し、かつ十分な健全性を確保するために、経営管理制度の一環として「リスク資本による管理」を実施しています。これは、信用・市場・オペレーショナル

の各リスクについて、グループ各社の業務特性に応じ、適切かつ効果的な方法で当社の経営体力（自己資本）の範囲で資本配分を行うものです。例えば、三井住友銀行には、信用、市場、オペレーショナルリスクの各リスクにリスク資本を配分するほか、信用、市場リスクにおいては、期中にとりうるリスク資本の最大値を「リスク資本極度」として定め、リスク管理を行っています。また、流動性リスクについては、資金繰り計画および資金ギャップの枠組みで管理しており、その他のリスクカテゴリーにおいてもそれぞれの特性に応じた管理を行っています。

バーゼルⅡ(新BIS規制)への対応

銀行の健全性を確保するための国際的な取り決めであるバーゼル合意(いわゆるBIS自己資本比率規制)が、銀行業務の多様化やリスク管理技術の高度化に対応するためバーゼルⅡ(新BIS規制)へと改定され、本邦では平成19年3月末より適用されています。

バーゼルⅡにおいては、銀行の内部管理手法を活用した自己資本比率の算定が認められる一方で、リスク管理態勢の強化が求められています。また、開示情報の拡充により、リスク管理への市場規律を促しています。

当社では、従来より、各リスク管理への取り組みの中で、バーゼルⅡも念頭に置いた態勢の整備を行っています。

なお、当社の取り組みや各種計数については、「リスク管理への取り組み」や資料編の「自己資本比率に関する事項」等において、開示しています。

■三井住友銀行のリスク管理の枠組みとリスクカテゴリーの関係

主な枠組み	カテゴリー	
リスク資本による管理	信用リスク	
	市場リスク	バンキング・トレーディングリスク
		政策投資株式リスク
		その他 市場関連リスク
	オペレーショナルリスク	事務リスク
		システムリスク
資金繰り計画/資金ギャップ	流動性リスク	
リスク特性に応じた管理	その他リスク (決済に関するリスク等)	

信用リスク

信用リスクとは、「与信先の財務状況の悪化等のクレジットイベント(信用事由)に起因して、資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし滅失し、損失を被るリスク」をいいます。

海外向け与信については、信用リスクに隣接するリスクとして、与信先の属する国の外貨事情や政治・経済情勢等の変化により損失を被るカントリーリスクがあります。

当社では、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統一的に管理すること、個別与信ならびに与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的および経常的に管理・把握すること等の基本原則を定め、グループ全体の信用リスクの把握・管理を適切に行うとともに、管理体制の高度化を推進しています。

信用リスクは、当社が保有する最大のリスクであり、信用

リスクの管理が不十分であると、リスクの顕在化に伴う多額の損失により当社の経営に甚大な影響を及ぼしかねません。

信用リスク管理の目的は、このような事態を回避すべく、信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内にコントロールし、当社グループ全体の資産の健全性を維持するとともに、リスクに見合った適正な収益を確保することによって、資本効率や資産効率の高い与信ポートフォリオを構築することにあります。

三井住友銀行では、以下のように信用リスク管理を実施しています。

1. クレジットポリシー

経営理念、行動規範を踏まえ与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定しています。

広く従業員にこのクレジットポリシーの理解と遵守を促し、行内で徹底を図るとともに、新しい自己資本比率規制であるバーゼルⅡ（新BIS規制）等を踏まえたリスクセンシティブな信用リスク管理を追求し、より付加価値の高い金融仲介サービスの提供により、株主価値の拡大や社会的貢献を果たしていくことを目指します。

■三井住友銀行の債務者格付体系

債務者格付	定義	自己査定 債務者区分
1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
3	債務履行の確実性は十分にある。	
4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境等が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
6	債務履行は現在のところ問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先 うち要管理先
8	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等、実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

2. 信用リスク評価・信用リスク計量化

個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体の信用リスクを適切に管理するため、すべての与信に信用リスクが存在することを認識し、行内格付制度により与信先あるいは案件ごとの信用リスクの程度を適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行い、信用リスクを定量的に把握・管理しています。

(1) 行内格付制度

行内格付制度は、ポートフォリオの特性に応じた管理区分ごとに設けています。事業法人等あて与信に付与する格付には、与信先の債務履行の確実性を示す指標である「債務者格付」と、「債務者格付」をもとに案件ごとの保証、与信期間、担保等の取引条件を勘案した与信の回収の確実性を示す指標である「案件格付」があります。「債務者格付」は、取引先の決算書等のデータを格付モデルにあてはめて判定した「財務格付」を出発点として、実態バランスシートや定性的な評価を反映して判定します。与信先が海外の場合には、各国の政治経済情勢、国際収支・対外債務負担状況等の分析に基づき国別の信用力の程度を評価した「カンントリーランク」も考慮します。なお、自己査定については「債務者格付」の下位格付決定プロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系は整合性を確保しています。

「債務者格付」および「案件格付」の見直しは年1回定期的に行うほか、信用状況の変動等に応じ、都度行っています。

中小企業向け融資や個人向けローン、プロジェクトファイナンス等のストラクチャードファイナンスには、それぞれの特性に応じた格付制度があります。

行内格付制度は投融資企画部が一元的に管理し、格付制度の設計・運用・監督および検証を適切に実施しています。格付制度の検証においては、予め定めた手続き（統計的な検定を含む）に基づき、格付制度の有効性、妥当性を、主要な資産について年1回評価しています。

(2) 信用リスク計量化

信用リスクの計量化とは、与信先におけるデフォルトの可能性の程度に加え、特定の与信先・業種等へのリスク集中状況、不動産・有価証券等の担保価

金融再生法 債権区分
要管理債権
危険債権
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権

格の変動等が損失額に与える影響も勘案のうえ、与信ポートフォリオあるいは個別与信の信用リスクの程度を推量することをいいます。

具体的な手法としては、債務者ごと、与信案件ごとに過去のデータの蓄積（データベースの構築）を行い、格付別デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、個社間の信用力相関等のパラメータを設定しています。PDやLGDについては自己資本比率を算出するものと、原則、同一の推計値を使用しています。これらのパラメータに基づき、同時デフォルト発生シナリオを1万通り作成し、損失発生シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する方法（モンテカルロシミュレーション法）を採用しています。この計量結果に基づきリスク資本の配分を行っています。

更にポートフォリオの集中リスクの把握や景気変動に対するシミュレーション（ストレステスト）等のリスク計量も実施し、業務計画の策定から個別与信のリスク評価の基準まで幅広く業務の運営に活用しています。

3. 個別与信管理の枠組み

(1) 融資審査

法人のお客さまへの融資にあたっては、まず、返済能力や成長性を見極めるため、キャッシュフロー分析などの財務分析をはじめ、業界の動向、技術開発力や商品等の競争優位性、経営管理能力など、総合的に評価を行ったうえで、貸出案件ごとの資金使途、返済計画などの妥当性を検証することにより、的確かつ厳正に与信判断するよう努めています。

また、従来からの融資慣行の見直しに取り組むなかで、

審査プロセスの改革を進め、お客さまにとって、資金使途などに応じた貸出の条件や審査の判断基準が分かりやすいものとなるように努めるとともに、融資条件が明確になるようにコビナンツの利用等を進めています。

一方で、中小企業を中心にお客さまの資金ニーズに積極的かつ迅速に対応するために、中小企業専用の信用リスク評価モデル等を活用して審査プロセスを定型化し、「ビジネスセレクトローン」等を効率的に推進する体制の整備に努めています。

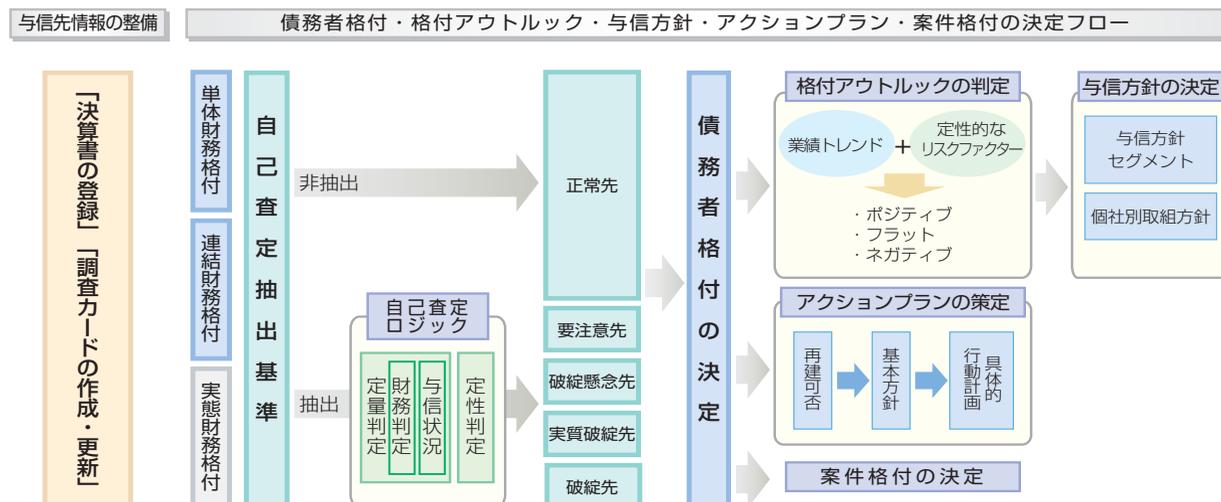
個人のお客さまへの住宅ローンの融資にあたっては、長年、行内に蓄積された与信データの分析に基づき構築した審査モデルを利用して与信判断を行っています。モデルを利用して合理的な与信判断を効率的に行うことにより、お客さまへの迅速な回答とともに、貸倒リスクのコントロールや柔軟な金利設定を可能としています。

また、アパート経営等の事業を営まれる個人のお客さまの融資には、事業収入予測を踏まえたリスク評価モデルを用いて、的確な与信判断を行うとともに、事業計画見直しのアドバイスにも活用しています。

(2) 債務者モニタリング

融資案件の審査に加えて、「債務者モニタリング制度」に基づき経常的に与信先の実態把握を行い、格付・自己査定・与信方針等を見直すことで、与信実行後の問題発生の兆候をいち早くとらえ、早期の適切な対応に努めています。具体的には、与信先から新しい決算書を入手した段階で定期的に行う「決算モニタリング」と、信用状況・与信状況の変動等に応じて都度行う「経常モニタリング」を下図のプロセスにて実施しています。

■三井住友銀行の債務者モニタリング制度



4. 与信ポートフォリオ管理の枠組み

個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオとしての健全性と収益性の中長期的な維持・改善を図るため、以下を基本方針とした管理を行っています。

(1) 自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

自己資本対比許容可能な範囲内でリスクテイクするために、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として「信用リスク資本極度」を設定しています。その極度の下、マーケティング部門別のガイドラインや、不動産ファイナンス、ファンド・証券化投資等の業務別ガイドラインを設定し、定期的にその遵守状況をモニタリングし、適切なリスクコントロールに努めています。

(2) 集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、過度にリスクが集中している業種向け与信の抑制、大口与信先・グループに対する与信上限ガイドラインの設定や重点的なローンレビューの実施等を行っています。

また、国別の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定しカントリーリスクの管理を実施しています。

(3) リスクテイクとリスクに見合ったリターン確保の確保

信用リスク管理手法の高度化を背景にリスクテイク型貸金にも取り組む一方で、信用リスクに見合った適正なリター

ンを確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト・資本コスト・経費控除後収益の改善に取り組んでいます。

(4) 問題債権の発生抑制・圧縮

問題債権および今後問題が顕在化する懸念のある債権については、ローンレビュー等により対応方針・アクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化支援、回収・保全強化策の実施等、早期対応に努めています。

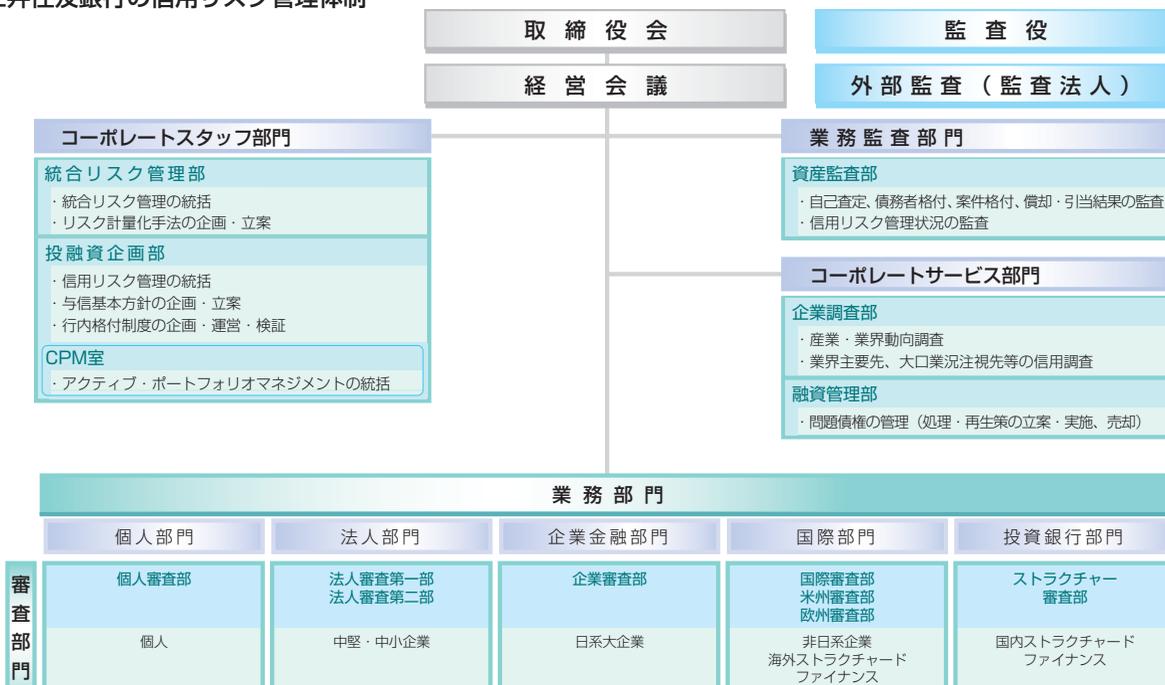
(5) アクティブ・ポートフォリオマネジメントへの取り組み

クレジットデリバティブや貸出債権証券化等の市場を活用した取引手法により与信ポートフォリオの安定化を目指した機動的なポートフォリオコントロールに積極的に取り組んでいます。

5. 信用リスク管理体制

信用リスク管理体制としては、コーポレートスタッフ部門の投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程・稟議規程の企画および管理、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオ管理等、信用リスクの管理・運営を統括しています。信用リスク計量化(リスク資本、リスクアセット)についても、統合リスク管理部と協働して銀行全体の信用リスク量の管理を行っています。また、部内室のCPM室は、貸出債権の証券化等の市場取引を通じて与信ポートフォリオの安定化を目指すアクティブ・ポー

■三井住友銀行の信用リスク管理体制



トフォリオマネジメント機能を強化して、より高度なポートフォリオ管理の実現に努めています。

コーポレートサービス部門の企業調査部は、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じ、主要与信先企業の実態把握、信用悪化懸念先の早期発見、成長企業の発掘等に努めています。また、融資管理部は、主に破綻懸念先以下に区分された問題債権を所管し、処理・再生策を立案、関連サービサーであるSMBCビジネス債権回収の活用や債権売却の実施などにより問題債権の効果的な圧縮に努めています。

業務部門においては、部門内の各審査部が中心となって営業店とともに所管与信案件の審査、所管ポートフォリオの管理等を行っています。与信権限は、格付別の金額基準をベースとした体系とし、信用リスクの程度が大きい与信先・与信案件については審査部で重点的に審査・管理を行っています。

また、各部門から独立した資産監査部が、資産内容の健全性や格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理状況等の監査を行い、取締役会・経営会議等に監査結果の報告を行っています。

なお、機動的かつ適切なリスクコントロール、ならびに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として「信用リスク委員会」を設置しています。

市場リスク・流動性リスク

市場リスク・流動性リスク管理の体制

市場リスクとは、「金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を被るリスク」をいいます。

流動性リスクとは、「運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達が余儀なくされるリスク」をいいます。

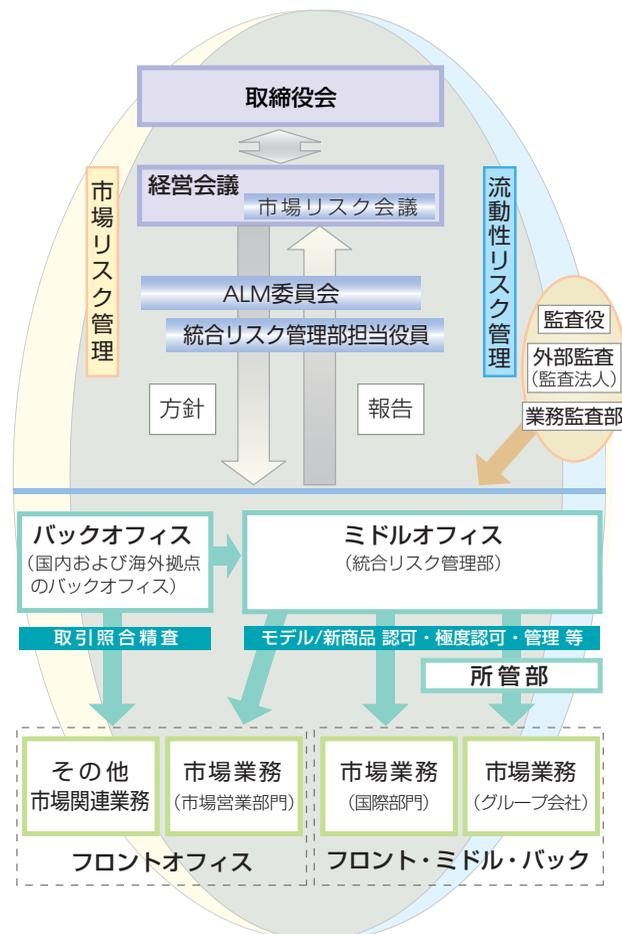
当社では、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント・ミドル・バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保すること等を基本原則とし、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理の一層の向上に取り組んでいます。

三井住友銀行では、当社が定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、市場リスク・流動性リスク管

理の基本方針、リスク枠等の重要な事項については、経営会議で決定のうえ、取締役会の承認を得る体制としています。また、市場取引を行う業務部門から独立した統合リスク管理部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しています。同部は、リスク状況をモニターするとともに、定期的に経営会議および取締役会等に報告を行っています。更に、三井住友銀行では、月次でALM委員会を開催し、市場リスク・流動性リスクの枠遵守状況の報告、およびALM運営方針の審議等を行っています。

万が一の事務ミスや不正取引等を防ぐためには、取引を行う業務部門（フロントオフィス）への牽制体制の確立が重要です。三井住友銀行では、業務部門に対するチェック機能が事務部門（バックオフィス）と管理部門（ミドルオフィス）の双方から働くように配慮しています。これらのリスク管理態勢については行内の独立した業務監査部門が定例的に内部監査を実施し検証しています。

■三井住友銀行の市場リスク・流動性リスク管理体制



市場リスク

市場リスクについては、自己資本等の経営体力を勘案して定める「市場リスク資本極度」の範囲内で、市場取引に関する業務運営方針等に基づき「VaR（バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額）の総量枠」や「損失額の上限值」を設定、管理しています。

三井住友銀行のVaRモデルは過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成し、損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法（ヒストリカルシミュレーション法）を採用しています。

また、市場リスクを要因別に見ると、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなどに分類できます。これらのリスクカテゴリーごとにBPV（ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価損益変化）など、各商品のリスク管理に適した指標と統合的なリスク指標であるVaRを併用してきめ細かなリスク管理を行っています。

平成19年3月期（平成18年4月～平成19年3月）のVaRの状況は以下のとおりです。

三井住友銀行で採用している内部モデル（VaRモデル）については、定期的に監査法人の監査を受け、適正と評価されています。また、モデルから算出されたVaRと損益との関係を検証するバックテストを日次で実施しています。平成18年度のトレーディングのバックテストの結果は以下のとおりです。グラフ上の斜めに走る線よりも点が下にある場合は、当日予測したVaRを上回る損失が発生したことを表しますが、平成18年度は発生回数が0回であり、三井住友銀行のVaRモデル（片側信頼区間99.0%）は適正にVaRを計測しているものと考えられます。

市場はときに予想を超えた変動を起こすことがあります。このため、市場リスク管理においては、数年に一度起こるかどうかの事態を想定したシミュレーション（ストレステスト）も重要です。三井住友銀行では、過去の市場変動を再現したシナリオ、過去の市場変動と無関係なシナリオ、および特定のリスクファクターに対して特定の市場変動を適用したシナリオに基づき、ストレステストを月次で行い、不測の事態に備えています。

■ VaR の状況

（単位：億円）

	三井住友フィナンシャルグループ連結		三井住友銀行連結		三井住友銀行単体	
	トレーディング	バンキング	トレーディング	バンキング	トレーディング	バンキング
平成18年6月末	21	570	21	532	16	453
平成18年9月末	29	428	29	397	24	351
平成18年12月末	31	471	31	435	26	393
平成19年3月末	29	476	29	441	23	398
最大	47	789	47	755	42	691
最小	21	368	21	334	15	294
平均	29	516	29	481	25	430

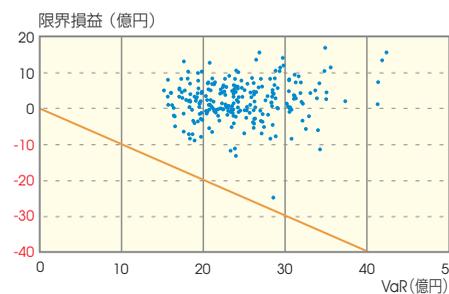
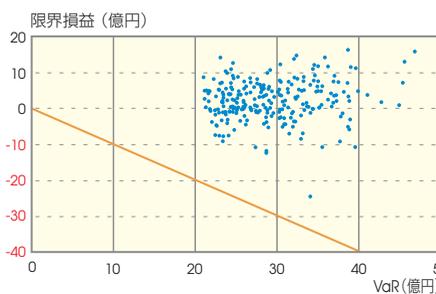
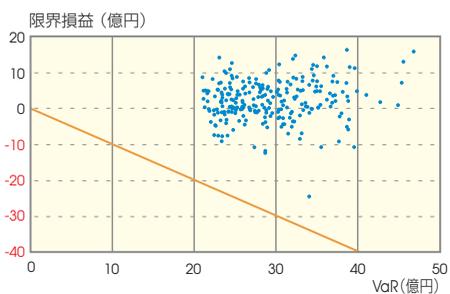
（注）保有期間1日、片側信頼区間99.0%、計測期間4年間のVaR（ヒストリカルシミュレーション法により日次で算出）。主要連結子会社を含み、トレーディングは個別リスクを除く。

■ バックテストの状況（トレーディング）

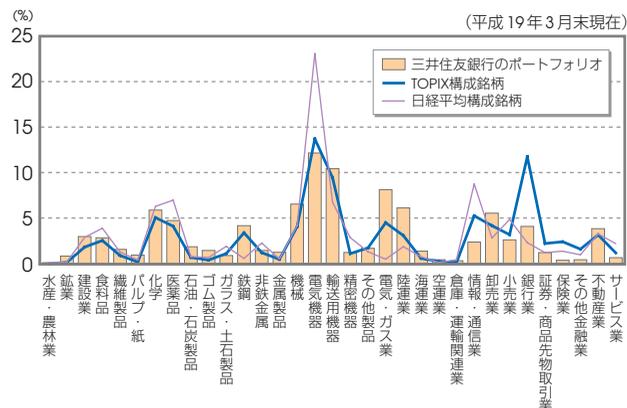
1. 三井住友フィナンシャルグループ連結

2. 三井住友銀行連結

3. 三井住友銀行単体



■上場株式ポートフォリオ業種別構成比率



統合リスク管理部では株価変動リスクを適切に管理・運営するため、政策投資株式に対してリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しています。

三井住友銀行では、政策投資株式の株価変動リスクを経営体力に応じた適正規模とするため簿価圧縮を進めてきた結果、現状、株式残高はTier 1の50%程度となっています。

流動性リスク

三井住友銀行では流動性リスクについても重要なリスクの一つとして認識しており、「資金ギャップに対する極度・ガイドラインの設定」、「流動性補完体制」および「コンテンツジェンシープランの策定」のリスク管理の枠組みで、短期の資金繰りにおいて市場性調達に過度に依存しないように適切な管理を行っています。

日々のリスク管理では、資金ギャップ極度・ガイドラインの管理を行うことで、流動性リスクが過度に累増することを回避しているほか、緊急時に備えて資金ギャップ極度・ガイドラインの圧縮などのアクションプランを取りまとめたコンテンツジェンシープランを策定しています。また、万一の市場混乱時にも取引の遂行に支障をきたさないよう、米国債などの即時売却可能な資産の保有や緊急時借り入れ枠の設定等の調達手段を確保しており、外貨流動性の管理にも万全の体制を構築しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから生じる損失にかかるリスク」をいいます。

当社では、グループ全体のオペレーショナルリスクの管

理を行うに際しての基本的事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定したうえで、重要なリスクの認識・評価・コントロール・モニタリングのための効果的なフレームワークを整備すること、リスクの顕在化に備え事故処理態勢・緊急時態勢を整備すること等を基本原則とし、グループ全体のオペレーショナルリスク管理の向上に取り組んでいます。また、当社は、バーゼルⅡ(新BIS規制)において、自己資本比率規制の枠組みにオペレーショナルリスクが加えられたこと等を踏まえ、オペレーショナルリスクの計量化、およびグループ全体の管理の高度化に取り組んでいます。

三井住友銀行では、当社が定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、オペレーショナルリスク管理の基本方針等の重要な事項については、経営会議で決裁のうえ、取締役会で承認を得る体制としています。また、オペレーショナルリスク管理全般を統括する部署として総務部内にオペレーショナルリスク管理室を設置し、同室が事務リスク、システムリスク等の管理担当部署や計量化を担当する統合リスク管理部とともに、オペレーショナルリスクを総合的に管理する体制をとっています。更に、これらのオペレーショナルリスク管理体制については、行内の独立した業務監査部門が定期的に内部監査を実施し、検証を行っています。

具体的なオペレーショナルリスク管理の手続としては、各部店で発生した内部損失データの収集および分析を行うほか、定期的に、各部店でリスクコントロールアセスメントを行い、その業務プロセス等から網羅的にオペレーショナルリスクを伴うシナリオを特定したうえで、各シナリオの損失の額および発生頻度の推計を行っています。また、各シナリオはその影響度を評価したうえで、影響度の高いシナリオについては各部店でリスク削減計画を策定し、オペレーショナルリスク管理室で、そのリスク削減計画の実施状況をフォローアップしています。更に、収集した内部損失データやシナリオ等を用いて、オペレーショナルリスクの計量化を行い、定量的な管理を行っています。

こうした内部損失データの発生状況、リスクコントロールアセスメントによるシナリオの結果、およびリスク削減状況等については、定期的にオペレーショナルリスク管理室の担当役員に報告するほか、行内の横断的組織である「オペレーショナルリスク委員会」を設置し、定期的にリスク削減策等の協議を行う等、実効性の高い体制としています。また、定期的に、これらのオペレーショナルリスクの

状況を経営会議、取締役会に報告し、基本方針の見直しを行っています。

事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務処理を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスク」をいいます。

当社では、「すべての業務に事務リスクが所在する」との認識に基づき、事務リスク管理体制を整備すること、自店検査制度を整備すること、コンティンジェンシープランを策定し、事務リスク発現による損失を最小限にすること、定量的な管理を行うこと等を基本原則とし、グループ全体の事務リスク管理の高度化を推進しています。

三井住友銀行では、当社が定める「グループ全体のリスク管理の基本方針」を踏まえ、「事務管理規程」において、事務にかかる基本的指針を、「事務運営および事務処理にかかるリスクとコストを把握し、これらを適切に管理すること」「事務品質を向上させ、お客さまに対して質の高いサービスを提供すること」と定め、行内体制を整備しています。また、事務管理にかかわる基本方針の策定、重要な見直しに際しては、経営会議および取締役会の承認を得ることとしています。

更に、本規程に則り、事務リスク管理の基本的指針を「事務リスク管理規則」に定めています。本規則では、行内に「事務統括部署」「事務規程所管部署」「事務運営所管部署」「事務執行部署(主に営業部店・支店サービス部)」「内部監査所管部署」「顧客サポート部署」の6つの部署を設置し、事務リスクを適切に管理する体制をとっています。また、事務統括部署である事務統括部内に専担のグループを設置し、グループ会社も含めた管理強化に取り組んでいます。

システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムの停止や誤作動、不正利用等により金融機関が損失を被るリスク」をいいます。

当社では、情報技術革新を踏まえ経営戦略の一環としてシステムをとらえること、セキュリティポリシーをはじめとした各種規程や具体的な管理基準を定めシステムリスクの極小化を図ること、またコンティンジェンシープランを策定し、発現したシステムリスクに対しても損失を最小限に抑えることを基本原則とし、システムリスク管理体制を整備し、適切なリスク管理を実施しています。

三井住友銀行では具体的な管理運営方法として、金融庁「金融検査マニュアル」・(財)金融情報システムセンター

(FISC)「安全対策基準」等を参考にリスク評価を実施し、リスク評価結果をもとに安全対策を強化しています。

銀行のコンピュータシステム障害によって引き起こされる社会的影響は大きく、また、最近のIT革新、ネットワークの拡充やパソコンの利用拡大等によりシステムを取り巻くリスクが多様化していること等を踏まえ、コンピュータシステムにおいては、安定的な稼働を維持するためのメンテナンス、各種システム・インフラの二重化、東西コンピュータセンターによる災害対策システムの設置等の障害発生防止策を講じております。また、お客さまのプライバシー保護や情報漏洩防止のために、重要な情報の暗号化や外部からの不正アクセスを排除する対策を実施するなど万全を期しています。更に、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを作成し、必要に応じ訓練を実施するなど、万が一の緊急時に備えているほか、今後も、さまざまな技術の特性や利用形態に応じた安全対策を講じていきます。

決済に関するリスク

決済に関するリスクとは、「決済が予定通りできなくなることにより損失を被るリスク」をいいます。本リスクは、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の複数のリスクで構成されることから横断的に管理する必要があります。

三井住友銀行では事務統括部が取りまとめの部署となり、信用リスク所管部である投融資企画部、流動性リスク所管部である統合リスク管理部と共同でリスク管理態勢の整備を行っています。

企業としての社会的責任

当社は「21世紀の新たな複合金融グループ」として、社会からの期待に応え、社会における責任を果たすことにより「最高の信頼」を獲得することを目指しています。

「最高の信頼」を獲得するためには、「お客さま」「株主・投資家の皆さま」「環境・社会」「従業員」の4者に価値を提供し、その結果として社会全体の持続的な発展に貢献していくことが不可欠であり、それが当社グループの「社会における責任」、すなわち「CSR (Corporate Social Responsibility)」であると考えています。

当社グループが社会的責任を果たすための体制につきましては、「お客さまへのアプローチ」「リスク管理への取り組み」のページおよび次ページ以降に詳述していますが、ポイントは以下のとおりです。

第一に、お客さまにより高い価値ある商品・サービスを提供し、お客さまと共に発展していきます。

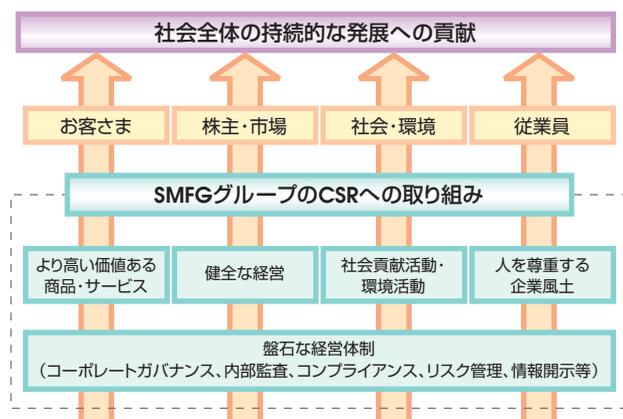
第二に、コーポレートガバナンス体制、内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制、情報開示体制等を整備して盤石な経営体制を構築し、健全な経営を堅持していきます。

第三に、社会貢献活動・環境活動に継続的かつ積極的に取り組み、社会への貢献、地球環境の保全等に努めていきます。

第四に、人を尊重し、従業員がその能力を遺憾なく発揮できる自由闊達な企業風土を醸成していきます。

当社は、CSRへの取り組みを強化するため、「グループCSR委員会」を設置するほか、企画部内に「グループCSR室」を設置しています。また、当社グループでは、

■当社(当行)におけるCSRの考え方



以下の「ビジネス・エシックス」を、CSRの共通理念として定め、グループ全体でCSRに積極的に取り組んでいます。

また、当社では、持株会社としてグループ各社の業務の適切性を、実効的に管理・検証すべく、「グループ業務管理室」を平成18年7月に設置したほか、19年4月には、グループ各社のCS推進状況を把握し、必要に応じ対応を協議する場として、「グループCS委員会」を設置しています。

【ビジネス・エシックス】

I. お客さま本位の徹底

私たちは、お客さまに支持される企業集団を目指します。そのために、常にお客さまのニーズに合致するサービスが何かを考え、最良のサービスを提供することにより、お客さまの満足と信頼を獲得します。

II. 健全経営の堅持

私たちは、自己責任原則に基づき、公正、透明かつ健全な経営を堅持する企業集団を目指します。そのために、株主、お客さま、社会等のステークホルダーとの健全な関係を維持しつつ、効率性と長期的視点に立った業務運営、適時かつ正確な情報開示を通じ、持続的な成長と健全な財務体質を堅持します。

III. 社会発展への貢献

私たちは、社会の健全な発展に貢献する企業集団を目指します。そのために、企業の公共的使命と社会的責任を自覚し、広く内外経済・産業の安定的な発展に貢献する業務運営に努めると共に、「良き企業市民」として社会貢献に努めます。

IV. 自由闊達な企業風土

私たちは、役職員が誇りを持ちいきいきと働ける企業集団を目指します。そのために、人間性を尊重すると共に、高い専門性を持つ人材を育成し、もって、自由闊達な企業風土を醸成します。

V. コンプライアンス

私たちは、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指します。そのために、私たちは、業務の遂行において常に、私たちのビジネス・エシックスを意識すると共に、監査や検査の指摘に対する速やかな行動を確保し、もって、法令諸規則や社会の良識に則した企業集団を確立します。

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

当社およびグループ各社では、「経営理念」を当社グループの経営における普遍的な考え方として定め、企業活動を行ううえでの拠り所と位置付けております。経営理念に掲げる考え方を実現するために、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題の一つと考えています。

当社の体制

当社では監査役制度を採用し、監査役は5名を選任していますが、このうち3名は社外からの選任です。監査役は、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し取締役等から営業の報告を聴取するとともに、重要な決裁書類の閲覧、内部監査部署や子会社、会計監査人からの報告聴取等を通じて、当社・子会社の業務執行状況を監視しています。

また取締役会については、取締役会の議長に取締役会長が就任し、業務全般を統括する取締役社長との役割分担を行っていることに加え、取締役会内部委員会の設置、社外取締役の選任により、その実効性を強化しています。

取締役会内部委員会には「監査委員会」「リスク管理委員会」「報酬委員会」「人事委員会」の4つの委員会を設置していますが、すべての委員会において社外取締役が委員に就任し、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しています。特に監査委員会と報酬委員会では、社外取締役が委員長を務めることで、ガバナンス機能の一層の強化を図っています。

なお、社外取締役には、業務執行の適法性・妥当性確保の観点から専門家（公認会計士・弁護士・経営コンサルタント経験者）を選任しています。

一方、グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「グループ経営会議」を設置しています。同会議は取締役社長が主宰し、取締役社長の指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえて採否を決定したうえで執行しています。

また、グループ各社の業務計画に関する事項については、「グループ戦略会議」を設置し、当社およびグループ各社の経営レベルで意見交換・協議・報告を行っています。

更に、三井住友銀行については、当社の取締役9名（うち社外3名）のうち、8名（うち社外3名）が、同行の取締役を兼務することを通じて、業務執行状況の監督を行っています。また三井住友カード、三井住友銀リース、日本総合研究所の3社については、当社の各社所管部担当役員等が非常勤取締役に就任、社外取締役として業務執行状況の監督を行っています。

更に当社では、健全な経営を堅持していくために、会社法に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を内部統制規程として定めるとともに、内部統制システムの整備による磐石な経営体制の構築を重要な経営課題と位置付け、取り組んでいます。

三井住友銀行の体制

三井住友銀行では、監査役制度を採用し、監査役は6名を選任していますが、このうち3名は社外からの選任です。当行は、「業務執行機能」と「監督機能」を分離して経営の透明性と健全性を高める観点から執行役員制度を採用、執行役員が業務を執行し、取締役会は主としてその監督にあたる体制としています。

取締役会長は、取締役会の議長に就任し、業務全般を統括する頭取との役割分担を行うとともに、執行役員は兼務せず、主として業務執行の監督にあたっています。また、三井住友銀行でも、12名の取締役のうち社外取締役を3名選任し、監督機能の一層の強化を図っています。

業務執行を担当する執行役員は取締役会が選任しており、平成19年6月末現在、頭取をはじめ70名が執行役員として委任を受けています（うち8名は取締役を兼務）。

業務執行に関する最高意思決定機関としては、取締役会の下に「経営会議」を設置しています。経営会議は頭取が主宰し、頭取が指名する執行役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等については、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営会議を構成する役員間で行った協議を踏まえ採否を決定したうえで執行しています。

また、頭取は、経営会議を構成する役員の中から、本店各部を担当する役員および各業務部門を統括する役員を指名し、経営会議で決定された範囲内の事項について、各々の職務分掌に基づいて業務執行を委ねる体制としています。

内部監査体制

グループの内部監査の運営体制

当社では、取締役会に「監査委員会」を設けていることに加え、経営における内部監査の位置付けを高め、監査をより実効的なものとする観点から、グループ経営会議の一部を構成する会議として「内部監査会議」を設置しています。「内部監査会議」は四半期ごとに開催し、内部監査部署より内部監査に関する重要事項を付議・報告する体制としています。このような体制のもと、業務ラインから独立した内部監査部署として、監査部を設置しています。

監査部は、グループの最適な経営に資するため、グループの業務運営の適切性や資産の健全性の確保を図ることを目的に、当社各部署に対する内部監査を実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性を検証しています。また、監査部は、グループ各社の内部監査機能を統括し、各社の内部監査実施状況について、バックデータの検証やサンプルによる実査等を取り入れたモニタリングや、必要に応じて監査を実施することで、各社の内部管理態勢の適切性・有効性を検証しています。これらの結果に基づき、監査対象拠点や関連部署並びにグループ各社に対して、提言・指導を行っています。

三井住友銀行においても、業務ラインから独立した内部監査部署として、業務監査部門に業務監査部と資産監査部を設置しています。また、当社と同様、経営会議の一部を構成する会議として「内部監査会議」を設置し、業務監査部門から内部監査に関する重要事項を付議・報告する体制としています。

業務監査部は、本店各部、国内外の営業拠点、銀行傘下のグループ会社を対象とした、コンプライアンス、市場リスク・流動性リスク、事務リスク、システムリスクの監査を所管しています。本店各部署に対する監査としては、個別

の業務やリスク管理上の重要テーマ等にフォーカスし、銀行全体の内部管理態勢を組織横断的に検証する「項目監査」に注力しています。また、営業拠点に対しては、単なる事務不備の点検に止まらず、各拠点のコンプライアンス態勢や事務リスク管理態勢等の問題点を指摘し、改善を提言する監査を行っています。

資産監査部では、格付・自己査定 of 正確性の検証を含む信用リスク管理態勢の監査を行っています。

その他のグループ各社においても、各々の業態の特性に応じて、内部監査部門を設置しています。

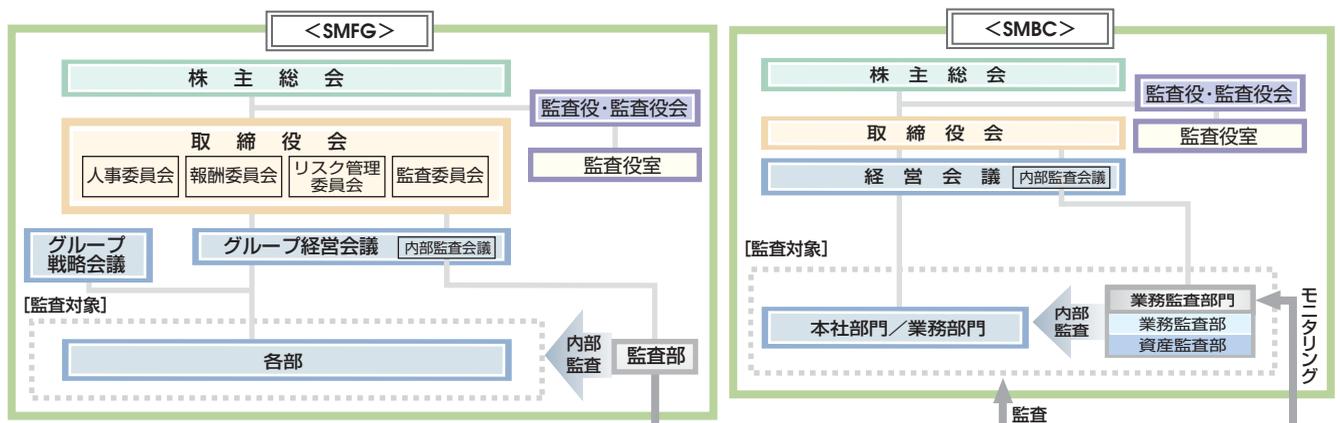
内部監査の高度化・効率化に向けた取り組み

監査部では、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会（IIA）*の基準に則った監査手法を導入し、リスクベース監査を行うとともに、これをグループ各社にも展開しています。

また、グループの内部監査機能の統括部署として、内部監査に関する内外の先進情報の収集とグループ各社への還元、外部の専門家を招聘したグループ各社に対する全体研修の実施、内部監査に関する国際的資格の取得推進など、グループの内部監査要員の専門性向上に努めています。

更に、監査の有効性を向上させるべく、IIAの基準を踏まえた内部監査の品質評価についても、グループ全体で積極的に取り組んでいます。

(*）内部監査人協会 (The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))
内部監査人協会 (IIA) とは、内部監査人の専門性向上と職業的地位確立を目指し、1941年に米国で設立された団体です。内部監査に関する理論・実務の研究を行っているほか、内部監査の国際的資格である、「公認内部監査人 (CIA)」の試験開催および認定を行っています。



コンプライアンス体制

三井住友フィナンシャルグループのコンプライアンス体制

コンプライアンスに関する基本方針

三井住友フィナンシャルグループは、複合金融グループとしての公共的使命と社会的責任を果たすべく、より一層コンプライアンスの徹底に努め、もって、真に優良なグローバル企業集団の確立を目指しています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループは、コンプライアンスについて、グループのCSRに関する共通理念である「ビジネス・エシックス」(P45)においてこれを定め、その強化を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス面からのグループ管理

三井住友フィナンシャルグループは、金融持株会社として、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点から、グループ会社のコンプライアンス等に関して、適切な指示・指導、モニタリングが行える体制の整備に努めています。

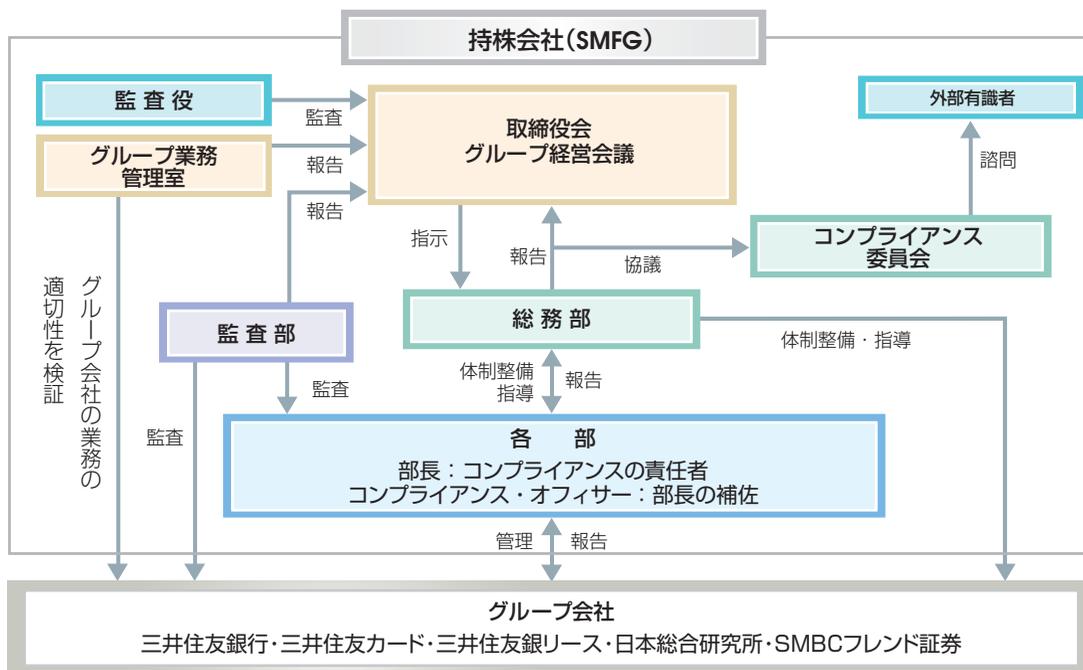
具体的には、グループ会社との定例打合せや個別面談等

を通じて、各社の自律的コンプライアンス機能の状況を管理していますが、平成19年度については、①独占禁止法遵守の徹底、②法令諸規則への対応状況のフォローアップ、③利益相反防止態勢の強化、などを重点施策と位置付け、グループ各社によるコンプライアンス活動状況のモニタリング等を実施しています。

法務リスクの管理

法令諸規則違反や契約違反、法的な検討が不十分なことによる損失の発生といった法務リスクについては、規制緩和等を背景に、従来以上に、適切な管理が求められるようになってきています。

そこで、三井住友フィナンシャルグループでは、法務リスク管理規則を制定し、業務に関わる法令諸規則に関する情報の収集や、新種商品・業務の検討、契約等における手続を定め、もって、法務リスク管理の高度化を図っています。



三井住友銀行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命と社会的責任に照らし、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

三井住友銀行では、三井住友フィナンシャルグループの基本方針を踏まえ、全役職員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求めるなど、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス体制と運営

三井住友銀行では、「各本店が自己責任において事前にコンプライアンスにかかる判断を実施し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしています。

この二元構造を維持し、有効に機能させていくために、総務部と法務部の2つの部からなる「コンプライアンス部門」が、経営の指示のもと、コンプライアンス確保のための体制整備を企画・推進すると共に、各本店に対する指示・モニタリングや、各本店のコンプライアンスにかかる判断のサポートを実施しています。

具体的な三井住友銀行のコンプライアンス体制の枠組みは、下図に示す通りであり、このような枠組みを有効に機能させるべく、三井住友銀行では、次のような運営を行っています。

コンプライアンス・マニュアルの制定

役職員が行動を選択する上で、その目標・指針となるよう、60の行動原則からなるコンプライアンス・マニュアル

ルを取締役会の決議をもって制定し、役職員に周知徹底しています。

コンプライアンス・プログラムの策定

三井住友銀行および連結対象各社におけるコンプライアンスを有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進めています。特に平成19年度は、商品・サービスに関するチェック態勢の強化や、平成19年中に施行される予定の金融商品取引法への遺漏なき対応の他、独占禁止法や利益相反等に係るリーガル・チェック等態勢の強化、更なる情報セキュリティの強化などを重点目標として掲げ、行内ルールの整備や、研修、モニタリングの強化を進めています。

コンプライアンス・オフィサー等の設置

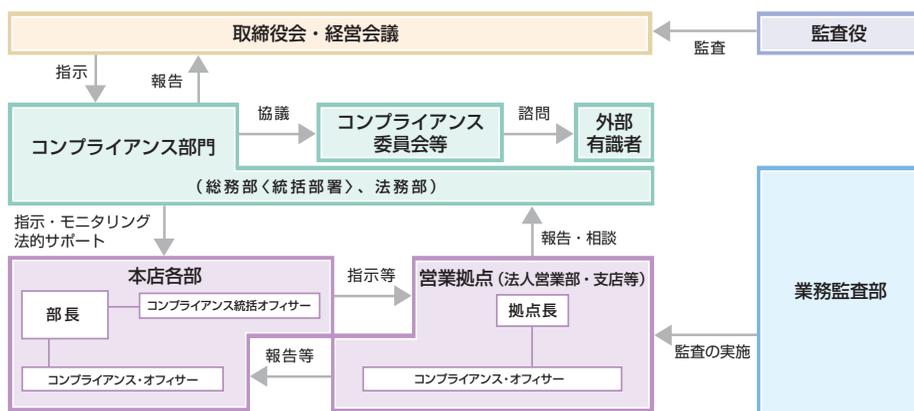
各本店に設置しているコンプライアンス・オフィサーに加え、法人部門、個人部門など一部の業務部門においては、業務推進ラインから独立した「コンプライアンス統括オフィサー」を配置し、営業拠点のコンプライアンス活動の指導・監督を実施しています。

コンプライアンス委員会等の設置

行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、行内の横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、関連部長を委員としていますが、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、外部有識者を諮問委員として迎えています。

更に、平成18年には、コンプライアンスやCSに係るモニタリング機能の強化とその客観性を確保する観点から、社外取締役、外部有識者を主要メンバーとする業務管理委員会を設置しています。

■コンプライアンス体制の基本図



三井住友フィナンシャルグループと環境問題

地球環境の保全は、現代の最優先課題の一つです。金融機関の公共性や社会に対する責任を踏まえれば、金融機関が環境問題に真剣に取り組むことは、当然の責務といえます。

当社およびグループ会社は、環境問題を重要な経営課題と認識し、活動の基本方針として「グループ環境方針」を定めています。また、グループCSR委員会を設置し、グループ各社で連携した活動を推進しています。

「グループ環境方針」

<基本理念>

当社グループは、「持続可能な社会」の実現を重要課題のひとつであると認識し、地球環境保全および汚染の防止と企業活動との調和のため継続的な取り組みを行い、社会・経済に貢献します。

<グループ環境方針>

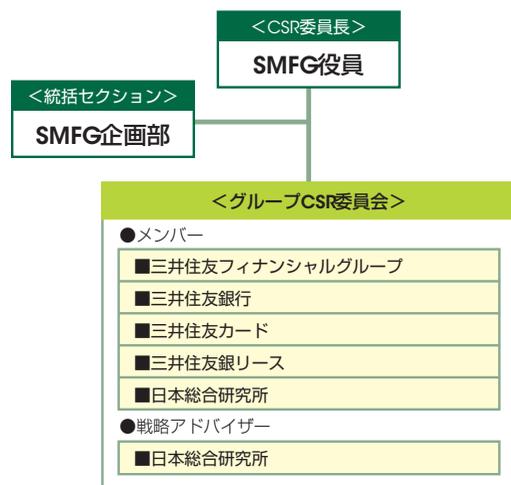
- ◆ 地球環境の維持向上に貢献できる商品・情報・ソリューションの提供を通じてお客さまの環境問題への対応をご支援します。
- ◆ 環境に関するリスクを認識し、当社及び社会全体の環境リスクの低減を図ります。
- ◆ 省資源、省エネルギー、廃棄物の削減などの取り組みを通じ、社会的責任の履行を果たします。
- ◆ 環境関連法令・規則等を遵守します。
- ◆ 環境に関する情報を開示し、社内外との対話を通じて環境保全活動の継続的な改善を図ります。
- ◆ 本方針の社員への徹底と社内教育に努めます。
- ◆ 「環境経営」を積極的、かつ効果的に実践するために、各事業年度に目的・目標を設定し、それらの見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。
- ◆ 本方針は、当社ホームページ等で公表し、外部からの要請があれば配付を行います。

平成17年6月29日 株式会社 三井住友フィナンシャルグループ 社長 北山 禎介

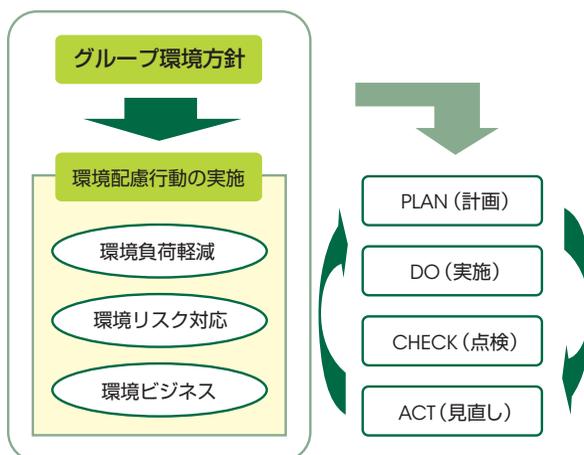
三井住友フィナンシャルグループでの環境配慮行動

当社グループでは、「グループ環境方針」に基づき、①環境負荷軽減(社会的責任の履行)、②環境リスク対応、③環境ビジネス、の3つを環境配慮行動の柱としています。グループCSR委員会では、この柱を中心に環境目標を設定し、計画の策定、実行、点検、見直しのPDCA サイクルに従い、計画的に環境活動に取り組んでいます。なお、三井住友銀行および日本総合研究所は、環境マネジメントシステムの国際規格である、ISO14001の認証を取得しています。

「グループCSR委員会」



「環境配慮行動とPDCAサイクル」



●グループ会社での主な取り組み

項目		三井住友銀行	三井住友カード	三井住友銀リース	日本総合研究所
環境負荷軽減	エネルギー、紙資源使用量削減	○	○	○	○
	グリーン購入推進	○	○	○	○
	環境教育	○	○	○	○
環境リスク対応	与信上の環境リスク対応	○	—	○	—
	リユースを目的とした売却推進	—	—	○	—
	環境に関する政策・施策提言の実施	—	—	—	○
環境ビジネス	環境配慮事業等への資金供給	○	—	—	—
	土壌汚染、ISO 認証取得支援ビジネス推進	○	—	—	○
	省エネ型ビジネスの推進 (ESCO、ESP 事業等)	—	—	○	○
	書籍の出版等の情報提供	—	—	—	○

●ISO 14001 認証
(三井住友銀行、日本総合研究所の証書添付)



進めています。平成 19 年 3 月時点で、83.7%の紙の出力を停止しております。その他、相談窓口専用パソコン「MCステーション」の設置や、紙の通帳を発行せずにインターネット画面で取引内容を確認できる「Web通帳」、法人向けインターネットバンキングである「パソコンバンクWeb21」を推進することで、帳票などの削減を図っています。

●エネルギー使用量の削減

当社グループは電力などのエネルギー使用量削減についても毎年度目標を設定し、積極的に取り組んでいます。三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、三井住友銀リース、日本総合研究所は、政府が進める国民運動「チームマイナス6%」に参加しています。

三井住友銀行では、日本自然エネルギー（株）のグリーン電力証書制度を活用し、自らの省エネルギー、環境対策に役立てています。平成 18 年 4 月～平成 19 年 3 月までの発電量は、900,000kWh となっています。また、当該グ

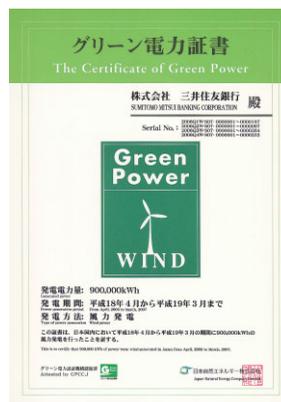
リーン電力と排出権の購入により、本店ビルのカーボンニュートラルを実践しています。また、三井住友銀リースにおいても東京本社ビルを、三井住友カードでも大阪本社ビルを排出権購入によりカーボンニュートラルにしています。

環境負荷軽減

環境負荷軽減活動とは、オフィスでの省エネルギーや紙の使用量削減といった、直接的な環境への負荷を軽減する活動を意味します。

●ペーパーレスの志向

三井住友銀行や日本総合研究所では、ITの活用と業務プロセスの見直しによるペーパーレスを志向し、社内資料などの業務に関する情報の電子化（データベース化）等を推進しています。三井住友銀行では、電子帳票システムを導入し、センターで作成している営業店向け帳票の電子化を



●環境教育

環境負荷軽減を進めるうえで、従業員の環境活動に対する意識を高めることが重要です。グループ各社では環境マネジメントシステムに関する教育を年間教育プログラムの一つとして取り入れており、定期的な研修や、eラーニングシステムを利用した環境教育などを実施しています。

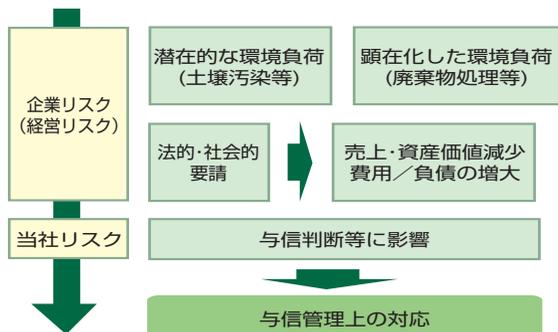


環境リスク対応

企業活動における環境負荷が大きく顕在化した場合、当該企業の経営に深刻な影響が発生することがあります。金融機関にとって与信先の環境リスクは、自らの与信リスクに直結するリスクであり、銀行等が与信判断を行うに際しては、環境リスクの視点を織り込んでいく必要があります。

このため、三井住友銀行では、与信業務の基本規程である「クレジットポリシー」の中で、与信環境リスクを明記しており、担保不動産の土壌汚染リスクに対応するため、不動産担保のうち一定の条件を満たすものについては、土壌汚染リスクの評価を義務付けています。

(環境リスクの種類)



平成 18 年 7 月には改定エクエーター原則を再採択し、プロジェクトファイナンスにおける環境・社会評価を進めています。なお、エクエーター原則とは、プロジェクトファイナンス実行にあたり、対象事業による環境や社会への配慮を確認し、そのリスク評価を実施するガイドラインのことです。

環境ビジネスの推進

環境ビジネスは、金融グループが本業を通じて社会的な責任を最も効果的に果たせる分野であり、当社グループでは特に力を注いでいます。三井住友銀行では、平成 17 年度より、銀行全体で環境ビジネスを統合的に推進するために「Eco-biz 推進協議会」を定期的で開催し、環境ビジネスを推進しています。

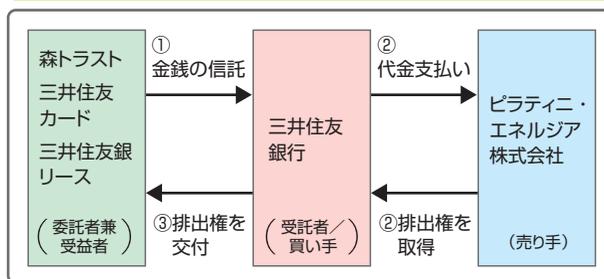
具体的な取り組みとしては、国内企業に対する排出権取得に関わる情報提供業務を平成 17 年より開始、平成 19 年 6 月からは排出権の小口購入ニーズにも対応(図 1)しています。

また平成 18 年 2 月には、「環境配慮企業支援ローン」(図 2)を創設、平成 19 年 1 月に同商品の改定を行い、中小企業のお客さまにより使いやすいものとなりました。平成 19 年 3 月時点で約 100 億円の取り組み実績となっています。

更に、平成 19 年 3 月には、環境省の後援のもと、「環境ビジネス交流会～With チームマイナス 6%」を開催しました(図 3)。当行のビジネス交流会としては、過去最大規模で、623 社 1,600 名の参加となり、600 件もの商談が実施されました。

(図1)

信託機能を活用した小口排出権取引サービス(平成19年6月)



(図2)

環境配慮企業支援ローン創設 (平成18年2月)

- 中小企業を対象とした環境配慮型融資。
- 環境認証の取得を目指すお客さまも対象とし、より多くの中小企業のお客さまに環境への配慮を呼びかけていくことを目的とした商品。

(図3)

環境ビジネス交流会の開催 (平成19年3月)

- 当取引先の環境ビジネスにおける販路拡大、仕入先拡大、提携ニーズに対応 (=顧客満足度向上)。
- 同ビジネスへの参入検討、企業価値向上や経営戦略策定への組込をビジネスマッチングを通じ後押し。
- 当日は、623社1,600名が参加。81のブース出展と600件の商談が実現。

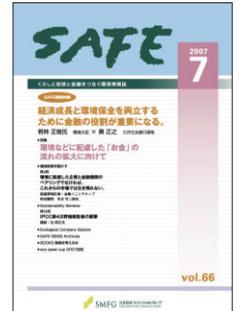


- 市場有望性：環境省予測30兆円市場(平成12年)→58兆円(平成32年)
- 顧客ニーズ：環境ビジネスでの販路拡大ニーズ等
- 社会的背景：京都議定書
(平成17年2月発効。平成24年までに温暖化ガスを▲6%)
家電リサイクル法、循環型社会形成推進基本法

グループ全体で環境に関する情報提供を推進

●環境情報誌「SAFE」の発行

SMFGでは、環境情報の提供を目的に、平成8年から環境情報誌「SAFE」を隔月で発行しています。発行部数は約4,000部で、環境先進企業へのトップインタビューや法規制動向など、時事の話題を掲載。グループ会社のお取引先等へ送付しています。



●UNEP (国連環境計画)「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」への署名

当社は、UNEPの環境声明に署名しています。UNEPとは国連の環境専門機関で、業界別の支援組織を設置し環境保全活動を推進しています。当社は金融業界が参加するUNEP FI (国連環境計画・金融イニシアティブ)に参加しています。

●カーボンディスクロージャープロジェクト(CDP)への署名

SMFGは、CDPに署名しています。CDPは、気候変動問題に関心を持つ機関投資家や金融機関が連携して、環境問題に対する姿勢や取り組みに関する情報開示をグローバル企業に要求し、その結果を報告書として取りまとめるプロジェクトです。

環境関連の社会貢献活動 ～SMBC環境プログラムC・C・C富良野自然塾～

三井住友銀行は、脚本家の倉本聰さんが北海道の富良野で進める環境事業を支援しています。この活動は、閉鎖されたゴルフ場の跡地6ホール分を使用し、ボランティアの協力を得ながら苗を育て、元の森に回復さ

せる自然返還活動と、落ち葉で敷き詰められた道を裸足で歩いたり、自然の音を聞き分けたりしながら五感で地球を感じる環境教育を行うものです。



平成19年7月社員体験企画の様様

社会貢献活動の基本的な考え方

当社およびグループ各社は、金融グループとしての高い公共性を認識し、本業での活動を通じて社会の発展へ貢献することが重要と考えます。一方で、日常業務を通じた社会への貢献に加え、豊かな社会を実現するための『良き企業市民』としての活動も欠かせません。当社およびグループ各社は、『良き企業市民』としての社会的責任を果たすべくさまざまな社会貢献活動も行います。

社会貢献活動方針

当社およびグループ各社は、『良き企業市民』としての役割を認識し、豊かで持続可能な社会の実現を目指し社会貢献活動を行います。この社会貢献活動を積極的に行うため、企業で活動を企画・実施するとともに、社員のボランティア活動を支援します。

社会貢献活動の柱

当社およびグループ各社は、以下の4つの分野を社会貢献活動の柱としています。

福祉活動、地域・国際社会、環境活動、文化・芸術・教育

福祉活動

豊かな社会の実現に貢献するための福祉活動を行っています。

●書き損じはがき、テレホンカード、切手等の募集・寄贈

当社では、グループ会社の社員から「書き損じはがき」を募集し、未使用切手に交換のうえ、通信費としてボランティア団体に寄贈しています。

また、三井住友銀行では社内で「未使用テレホンカード」を募集、三井住友カードでは「使用済み切手」「使用済みプリペイドカード」を募集、SMBCフレンド証券では「使用済み切手」を募集し、ボランティア団体に寄贈しています。

●手話講習会の開催



三井住友銀行では、耳の不自由な方への理解を深めることや業務を通じた社会貢献として店頭でのお客さまサービスの向上を目的とし、平成9年度より毎年、手話講習会を開催しています。平成18年度は約100名の有志社員が10回の講座を受講しました。また、平成17年より、耳の不自由な講師による日常生活での感じ方等に関する講演会を、手話通訳士による通訳のもとで開催しており、平成19年4月には有志社員約930名が参加しました。受講後

は、店頭でのお客さまとの会話や、手話を使ったボランティア活動への参加など、各自の受講成果をさまざまに活かしています。

●ボランティア体験講座の開催

三井住友銀行では、社員が業務後や休日を利用して気軽にボランティアを体験できるイベントを開催しています。平成18年度の取り組みは、次のとおりです。このほかに、ボランティア活動に関する各種情報を社員に案内し、積極的な参加を呼びかけています。



*盲導犬、介助犬、聴導犬のデモンストラーションなどを通して、補助犬への理解や障害のある方のサポートの方法を学ぶ親子参加のイベントを開催しました。



*災害や戦争、経済的困難等に苦しむ開発途上国の子供たちの現状について学ぶとともに、当行店頭等で受付けている外国コイン募金の通貨別仕分け作業を行う、親子参加の国際協カイベントを開催しました。



* 耳の不自由な方による講義の後、日本語字幕付きの邦画を音声なしで鑑賞し、聴覚障害への理解を深めるイベントを、複数企業と1大学との共同により開催しました。



* 地雷除去活動への理解と支援を呼びかけるチャリティーコンサートを、複数企業と1大学との共同で開催しました。



* 経済的な理由などで就学できないラオスの小学生への奨学金と保健衛生プロジェクトに寄付しました。



* 経済的な理由などで就学できない中国農村部の女子児童に奨学金を寄付しました。

●高齢者支援団体への寄付

SMBC フレンド証券は、平成 19 年 4 月、高齢化社会に対応する企業に投資を行うテーマ型投資信託の販売で得た収益の一部を、高齢者の生きがいと健康作りを推進する団体に寄付しました。



* アフガニスタン北部で紛争や地雷により被害を受け障害を負った方たちへの治療費用を寄付しました。

地域・国際社会

地域・国際社会の発展に貢献する活動を行っています。

●三井住友銀行ボランティア基金

三井住友銀行では、有志社員の給与から毎月一律 100 円を天引きして、ボランティア団体等への寄付を行っており、約 1 万 1 千人が加入しています(平成 19 年 7 月現在)。平成 18 年度の取り組みは以下のとおりです。



* ネパールの経済的に困難な地区にある病院において、検査機器の入れ替え、産科救急体制の整備にかかる費用を寄付しました。



* カンボジアの貧困地区において、小学校のトイレ増設や補修および図書室兼自習室の設置にかかる費用を寄付しました。



* ミャンマーで、保健・衛生・識字教育、裁縫技術訓練などを通じた母と子の生活環境改善支援プロジェクトにかかる費用を寄付しました。



* 子供向けの本が非常に不足しているカンボジアで、現地の民話絵本「クメールの子ども遊び」の出版と先生の読み聞かせ研修会にかかる費用を寄付しました。



* アフリカのエリトリアで、トラクター組合の運営を通じた帰還難民女性世帯の自立支援事業にかかる費用を寄付しました。



* 子供向けの本が非常に不足しているラオスで、学校図書室の開設と子供の情操教育を行う子供文化センターの運営費用を寄付しました。



* バングラデシュにおいて、最貧困層等の女性を対象とした収入向上等支援活動の費用を寄付しました。



* アフリカのベナン共和国において、住民の経済的自立支援を目的とし、現地の主食であるキャッサバ芋の加工事業にかかる費用を寄付しました。



* インドネシアにおいて、口唇口蓋裂病などの患者の手術費用およびストリートチルドレンへの奨学金を寄付しました。

* 緊急災害支援として、以下の寄付を行いました。

- ・ジャワ島地震の被災者義援金
- ・平成 18 年 7 月豪雨の被災者義援金
- ・平成 19 年 3 月に発生した能登半島地震被害の被災者義援金
- ・平成 19 年 4 月に発生したソロモン諸島地震津波の被災者義援金

●災害義援金の受付口座の開設

三井住友銀行では、国内外での大規模災害発生時に、振込手数料無料の義援金口座を開設し、お客さまからの募金受付を行っています。また行内、日本総合研究所でも役員に対し募金の呼びかけを行っています。

●ボランティアスタッフ YUI (ゆい) の活動

三井住友銀行では、社員自らが企画立案を行う社内ボランティア組織「YUI」の支援を行っています。名称は江戸時代に共同で農作業を行う「結」に由来し、さまざまな人との「つながり」を大切にしたいという気持ちが込められています。平成 18 年度は以下のほか多くの活動を行いました。



* 社員から集めた物品をバザー会場で販売し、売上金をボランティア団体に寄付する活動を平成 13 年度より毎年行っています。

* 耳の不自由な子供たちが通う小学校で、平成 14 年度より半年ごとに、パソコン教室を開催し、筆談や手話で説明しながら、子供たちにパソコンの操作方法を教えています。

●ユニセフ(国際連合児童基金)等への支援

* 三井住友銀行は、ユニセフ外国コイン募金実行委員会のメンバー企業として、同募金活動の運営に協力しています。当行の国内本支店・出張所の店頭で「外国コイン募金箱」を設置して協力を呼びかけ、集まった募金はグループ会社「SMBC グリーンサービス」の協力を得て各国通貨別に仕分けし、日本ユニセフ協会に送っています。平成 18 年度は、当行店頭で受け付けた募金および全国の空港等から集められた外国コイン約 40 万枚(約 1.8 トン)、外国紙幣約 1 万 4 千枚を通貨別に仕分けし、外貨に混入されていた円貨約 400 万円分とあわせて、日本ユニセフ協会に送りました。なお、実行委員会全体では、活動を開始した平成 4 年からの募金総額は 7 億 2 万円にものぼっています。

また、普通預金の税引後利息をユニセフに寄付していただく「ユニセフ愛の口座」を取り扱い、三井住友銀行でもお客さまと同額の寄付をしています。



店頭で外貨募金を受け取ります。



各国通貨別に仕分けして、ユニセフに送ります。

* 三井住友カードでは、VJA の会員向けポイントサービス「ワールドプレゼント」を通じて、カード会員の方からの寄付金を毎年日本ユニセフ協会へ寄付しており、同制度を開始した平成 4 年からの募金総額は 2 億円を突破しています。平成 19 年 4 月からは、日本ユネスコ協会連盟、WWF ジャパン(世界自然保護基金)への寄付を追加しました。また、「ユニセフ VISA カード」や「赤い羽根 VISA カード」など社会貢献型カードを発行し、各団体の活動資金として、カード利用額の一部を寄付・還元することで、よりよい社会づくりに貢献しています。

● SMBC GLOBAL FOUNDATION

アジア各国の大学生への奨学金支給を主な活動の一つとしている同財団は、94 年以来、5 カ国延べ 5 千人以上の学生を支援し、平成 18 年は更にマレーシアとベトナムにもその活動を広げました。また米国やカナダにおいても教育・文化といった分野を中心とした地域貢献活動を盛んに行い、三井住友銀行の国際社会への社会貢献活動の一翼を担っています。

●三井住友銀行国際協力財団

開発途上地域の経済発展に資する人材の育成および国際交流を目的とし、財団設立当初から16年間にわたり、のべ39人のアジアからの留学生に奨学金を支給しています。また、開発途上国に関する研究機関・研究者への助成を行っています。

環境活動

地球環境の保全に貢献する活動を行っています。

●地域のクリーンアップ活動



*三井住友銀行では、平成16年度より毎年4月に三井住友銀行の有志社員が東京都の荒川河川敷において、清掃活動と河川の水質調査を実施しています。平成19年4月には、約460名が参加しました。



*三井住友銀リースでは、大阪本社の社員が自主的かつ継続的に御堂筋の早朝清掃を続けるなど、地域の美化に貢献しています。平成19年5月に行われた「御堂筋完成70周年記念大清掃」にもボランティアとして参加し、ゴミ・吸殻の回収・廃棄を行いました。

*日本総合研究所および日本総研ソリューションズは、「国際ビーチクリーンアップキャンペーン」に賛同し、平成18年より春と秋に鶴沼海岸、須磨海岸で開催される美化活動に、社員や家族が参加しています。また平成19年5月には「御堂筋完成70周年大清掃」にも参加したほか、東京・大阪の本社ビルを中心に各自自治体の呼びかけに応え、事業所周辺の清掃活動を行っています。

●エコファンドの調査受託を通じた

民間自然保護団体への寄付支援

日本総合研究所は、環境保全に積極的な企業を選定して投資する株式投資信託・エコファンドの企業選定に関わる環境活動調査を受託しており、この調査委託に関して受領した収益の一部を民間自然保護団体に寄付しています。

文化・芸術・教育

文化・芸術・教育の発展に貢献する活動を行っています。

●チャリティーコンサート「名曲のおもちゃ箱」の開催



三井住友銀行では、平成18年度より戦争や災害などで傷ついた世界の子供たちを支援するためのチャリティーコンサートを開催しています。行内の音楽クラブである合唱団・室内合奏団・吹奏楽団が、クラシックからアニメソングまで、大人・子供とも楽しめる多彩な音楽を演奏し、会場では募金受付のほかチャリティーグッズの販売や世界の子供たちから寄せられた絵画の展示などを行っています。平成19年6月は、東京都千代田区の日本大学カザルスホールにて第2回目の演奏会を開催し、多くのお客さまにご来場いただきました。

●金融経済教育への取り組み



三井住友銀行では、書籍「銀行のひみつ」の発刊、子供向けお仕事体験タウン「キッズニア東京」への協賛、小学生向けの銀行見学ツアー「夏休み!こども銀行たんけん隊」の開催、東京都品川区の中学生・高校生向けの経済教育プログラム「ファイナンス・パーク」への協賛、大学での金融・経済に関する講義など、金融経済教育に幅広く取り組んでいます。

●インターンシップの実施

日本総合研究所では、近年、若年層が在学中からの職場体験を通じた職業意識の啓発が重要視されているのを受け、平成11年からインターンシップを実施しています。平成18年からは日本総研ソリューションズと共同で運営しており、これまでに約400人のインターンを受け入れました。システムからコンサルティング、シンクタンクと多岐にわたる部門でインターンを受け入れ、幅広いテーマや内容で就業体験の機会を提供しています。

●山種美術館の美術展への協賛

SMBCフレンド証券では、前身である山種証券の創始者・故山崎種二が長年にわたり収集した各種の近代・現代日本画を所蔵している山種美術館による美術展へ積極的に協賛し、文化芸術活動を支援しています。



人の尊重と人材活用

三井住友フィナンシャルグループの成長は、最大の財産である従業員ひとりひとりに支えられています。当社グループでは、かけがえのない従業員の個性や能力を最大限に引き出すことに積極的に取り組んでいます。このうち、三井住友銀行での取り組みをご紹介します。

人事制度

三井住友銀行の経営理念においては、経営が目指すべき方向性として、「お客さま」「株主」「社員」という3つの主要なステークホルダーと共に発展していくことを目指しています。人事制度では、こうした経営理念の実現を目指すために、以下の4つを大きな柱として、制度を構築しています。

- ① グローバルな競争に勝ち抜く経営体質の強化を促進すること。
- ② お客さまに付加価値の高いサービスを提供できる専門性の高い人材を育成すること。
- ③ 「個」の重視と自己実現を通じ従業員活力を向上させること。
- ④ 先進性と独創性にあふれた当行にふさわしい企業風土を創造すること。

専門性の高い人材の育成

三井住友銀行では、「お客さまに、より一層価値あるサービスを提供する」ことができる専門性の高いプロフェッショナル人材を育成することを目指し、今後の業務分野の多様化や職務内容の専門化、および価値観の多様化を展望し、それに対応した職種体系を構築しています。

また、専門性の高いプロフェッショナル人材の処遇を強化するため、職種内コースとして「マスターコース」を設置しているほか、専門分野でのマーケットバリューを有する人材については「スペシャルエキスパート職」を設置しています。

● 新人基礎研修「ライジング・ルーキー・プログラム」

三井住友銀行では若手人材の育成強化を図る目的で、業務分野に応じた基礎教育プログラムを構築しています。特に、法人営業を中心に従事する新卒総合職に対しては、基礎研修「ライジング・ルーキー・プログラム (RRP)」を実施しています。これは、入行後の約半年間、現場でのOJTに加えて、研修所で財務分析などの実践的なカリキュラムを集中的に受講することで、従来は数年間かけて習得して

いた業務知識・スキルの習得スピードを飛躍的に早め、若手がモチベーション高く成長することを目的としたプログラムです。

RRP終了後、法人営業部に配属された新人のフォローアップはRRP講師が継続して行うほか、平成18年度からは入行15～20年目の中堅クラスの従業員が、業務面のみならず日常的な指導・相談を通して若手をサポートする、「シニアディレクター制度」も導入しています。

この他、個人業務に特化したコンシューマーサービス職など、職種や業務分野ごとに専門性の高い教育体系を実施しています。

自律的なキャリアデザインの支援

従業員ひとりひとりが金融のプロフェッショナルとしての専門性を高めていくためには、従業員が自らの適性・スキルを把握し、自らの意思でその実力を発揮するフィールドを選択できる仕組みが不可欠です。三井住友銀行では、こうした従業員の自律的なキャリアデザインを支援する制度の一つとして、「研修エントリー」「ジョブエントリー」「ポストエントリー」の3種類からなる公募制度を実施しています。平成18年度は、7種類のポストと133種類のジョブ(職務)の公募が行われました。

研修エントリー	キャリア形成に必要なと思われる研修へのエントリーを募る制度。 (例) 海外拠点でのOJTトレーニー、大学院留学、異業種交流会など
ジョブエントリー	自律的なキャリア開発にチャレンジできるよう、次回従事を希望する職務へのエントリーを募る制度。 (例) 企画スタッフ、投資銀行業務など
ポストエントリー	意欲と能力ある人材にポストチャンスを提供するため、支店長・課長といったポストへのエントリーを募る制度

● SMBC ジョブフォーラム

平成19年1月、「ジョブエントリー」で職務を募集している100近くの部署が、公募に関心のある従業員に向けて仕事内容を紹介・アピールする「SMBC ジョブフォーラム」を開催しました。これは、従業員が銀行内のさまざまなセクションの職務内容をより具体的に理解し、公募への関心を高めてもらうと同時に、公募を通じて、キャリア形成を主体的に考える機会とすることを目的としたもので、東西でのべ1,200人が参加しました。



多様な人材の活躍推進にむけて

三井住友銀行では、多様な価値観・ライフスタイルをもつ従業員ひとりひとりが生き生きと能力を発揮できる環境づくりに取り組んでいます。

● 仕事と家庭生活の両立を支援する制度

従業員の仕事と家庭生活との両立を積極的にサポートするため、平成17年4月、育児・介護休業や短時間勤務・看護休暇などの制度を「従業員サポートプログラム」として新設しました。更に平成19年1月には、より多様なワーク・ライフスタイルに柔軟に対応すべく、大幅に制度内容を拡充し、ワークライフバランス・男女共同参画のより一層の推進に努めています。

《より柔軟な働き方を実現する制度》

○勤務地変更制度

隔地間転勤のない職種でも、結婚・配偶者転勤などにより居住地が変更となる場合、勤務地域の変更が可能。

○看護休暇制度

小学校就学の始期に達するまでの子の看護が必要な場合の休暇制度。

○半日休暇制度

学校行事やプライベートに柔軟に対応できるよう、年次休暇などを半日単位で取得することができる制度。

○退職者再雇用制度

結婚、出産・育児、介護などのために退職する従業員を、退職後5年以内を限度に再雇用する制度。

○育児休業制度

最長で1歳6ヶ月まで取得可能。

○短時間勤務制度

保育所・託児所への送迎など、勤務時間に制約がある従業員のための制度。1日当たりの勤務時間を短縮するタイプと、1週あたりの勤務日数を短縮するタイプから選択が可能。

○介護休業制度

家族の介護を行う従業員のための休業制度。

《育児の経済的負担を軽減する制度》

○託児補給金制度

延長保育やベビーシッターに要した費用を、月5万円を上限に補給する制度。

○ライフサポート制度

育児などに要する従業員の経済的負担を軽減するため、福利厚生アウトソーサーを通じて、託児所・ベビーシッター等の割引サービスを提供する制度。

このほか、育児休業利用中の従業員の職場復帰を支援するため、職場の最新情報を伝える「育児休業利用者のための復帰サポート講座」を、平成18年4月より毎月開催しています。



●障害者の雇用機会の拡大

三井住友銀行では、障害者雇用促進を目的とした特例子会社「SMBC グリーンサービス」を設立し、障害者の雇用機会の拡大に積極的に取り組んでいます。

同社は、障害者の就業機会の拡大や定着率の向上などへの貢献が認められ、障害者雇用に対する貢献度の高い企業を表彰する「大阪府ハートフル企業顕彰制度」において、平成17年度に「ハートフル企業貢献賞」を受賞しています。



●SMBC オープンラウンジ

三井住友銀行では、より多様な人材に銀行業務への理解を深めてもらうべく、就職活動をひかえた学生の皆さんを対象としたさまざまな取り組みにも力を入れています。特に女性の皆さんを対象とした、学生向けセミナー「Banking College 女性編」は平成17年度より開催しており、毎年多くの方に参加いただいています。こうした取り組みの結果、総合職の新卒採用における女性比率は、平成19年4月入行で約4割*まで高まっています。

*個人業務に特化したコンシューマーサービス職を含む。

また、平成19年3月には新たな試みとして、1カ月にわたり、個人・法人・国際・投資銀行・市場営業などさまざまな部門の若手行員と大学生の皆さんとが直接対話することができる「SMBC オープンラウンジ」を開催しました。



人権啓発への取り組み

三井住友銀行では、「お客さま・役職員の人間性を尊重する」「一切の差別行為を許さない」ことを行動原則に掲げ、全従業員の人権啓発に対する意識を高めるため、以下のような人権啓発活動に取り組んでいます。

●集合研修

部店での啓発責任者である部店長や、新入社員・新任管理職などを対象とした階層別研修を実施しています。

●職場研修会

部店で、年2回部店長がリーダーとなり実施するもので、障害者問題、セクシュアルハラスメント、在日外国人問題など、さまざまなテーマをとりあげて、皆で話し合う機会としています。

●標語募集

職場の人権意識の向上の観点から、全従業員に標語の作成を呼びかけています。職場研修会や標語募集は、従業員だけでなく、グループ会社員や派遣社員にも広く参加してもらっています。

従業員の状況

	平成17年3月末	平成18年3月末	平成19年3月末
従業員数*1	21,020人	20,322人	19,723人
男性	14,635人	13,955人	13,424人
女性	6,385人	6,367人	6,299人
平均年齢	39歳 0カ月	39歳 0カ月	39歳 0カ月
男性	41歳 3カ月	41歳 3カ月	41歳 2カ月
女性	33歳 9カ月	34歳 0カ月	34歳 5カ月
平均勤続年数	16年 11カ月	16年 9カ月	16年 8カ月
男性	18年 6カ月	18年 4カ月	18年 2カ月
女性	13年 3カ月	13年 4カ月	13年 7カ月
障害者雇用率*2	2.09%	1.99%	2.03%

*1 銀行在籍者数。在籍出向者を含み、執行役員、嘱託、パート、派遣社員、海外の現地採用者を除く。

*2 各年3月1日現在

(資料編)

CONTENTS

コーポレートデータ

三井住友フィナンシャルグループの概況	62
役員	63
組織図	63
三井住友銀行グループの概況	64
役員	65
組織図	66
主な連結子会社・主な関連会社の概要	68
三井住友銀行のネットワーク	71
三井住友フィナンシャルグループの業務内容	84
三井住友銀行の業務内容	84
財務データ	85



コーポレートデータ

三井住友フィナンシャルグループの概況 (平成19年3月31日現在)

(□は連結子会社、○は持分法適用会社)

S
M
F
G
概況

株
式
会
社
三
井
住
友
フ
ィ
ナ
ン
シ
ャ
ル
グ
ル
ー
プ

銀 行 業

主な関係会社

<国内>

- 株式会社三井住友銀行
- 株式会社みなと銀行(東京・大阪各証券取引所市場第一部上場)
- 株式会社関西アーバン銀行(東京・大阪各証券取引所市場第一部上場)
- 株式会社ジャパンネット銀行(インターネット専業銀行)
- SMBC 信用保証株式会社(信用保証業務)

<海外>

- Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
- Manufacturers Bank
- Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada
- Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.
- PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesia

リ ー ス 業

主な関係会社

<国内>

- 三井住友銀リース株式会社
- 三井住友銀オートリース株式会社

<海外>

- SMBC Leasing and Finance, Inc.

そ の 他 事 業

主な関係会社

<国内>

- 三井住友カード株式会社(クレジットカード業務)
- さくらカード株式会社(クレジットカード業務)
- SMBC コンサルティング株式会社(経営相談業務、会員事業)
- SMBC ファイナンスサービス株式会社(融資業務、ファクタリング業務、集金代行業務)
- フィナンシャル・リンク株式会社(情報処理サービス業務、コンサルティング業務)
- SMBC フレンド証券株式会社(証券業務)
- 株式会社日本総合研究所(システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務)
- 株式会社日本総研ソリューションズ(システム開発・情報処理業務)
- 株式会社さくらケーシーエス(大阪証券取引所市場第二部上場)(システム開発・情報処理業務)
- さくら情報システム株式会社(システム開発・情報処理業務)
- SMFG 企業再生債権回収株式会社(企業再生コンサルティング業務、債権管理回収業務)

- プロミス株式会社(東京証券取引所市場第一部上場)(消費者金融業務)
- アットローン株式会社(個人向けローン業務)
- 株式会社クオーク(個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業務)
- 大和証券エスエムビーシー株式会社(証券業務、金融派生商品業務)
- エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社(ジャスダック証券取引所上場)(ベンチャーキャピタル業務)
- 大和住銀投信投資顧問株式会社(投資顧問業務、投資信託委託業務)
- 三井住友アセットマネジメント株式会社(投資顧問業務、投資信託委託業務)
- ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社(確定拠出年金の運営管理業務)

<海外>

- SMBC Capital Markets, Inc.(スワップ関連業務、投融資業務)
- SMBC Capital Markets Limited(スワップ関連業務)
- SMBC Securities, Inc.(証券業務)
- Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited(投融資業務)

役員状況 (平成19年6月28日現在)

取締役

取締役会長	奥 正之	
取締役社長	北山 禎介	
取締役副社長	西山 茂	グループ業務管理室、監査部担当役員
取締役	遠藤 修	コンシューマービジネス統括部担当役員
取締役	種橋 潤治	総務部、人事部、リスク統括部担当役員
取締役	國部 毅	広報部、企画部、財務部、グループ事業部担当役員
取締役 (社外取締役)	山内 悦嗣	
取締役 (社外取締役)	山川 洋一郎	
取締役 (社外取締役)	横山 禎徳	

注) 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎、同 横山禎徳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

監査役

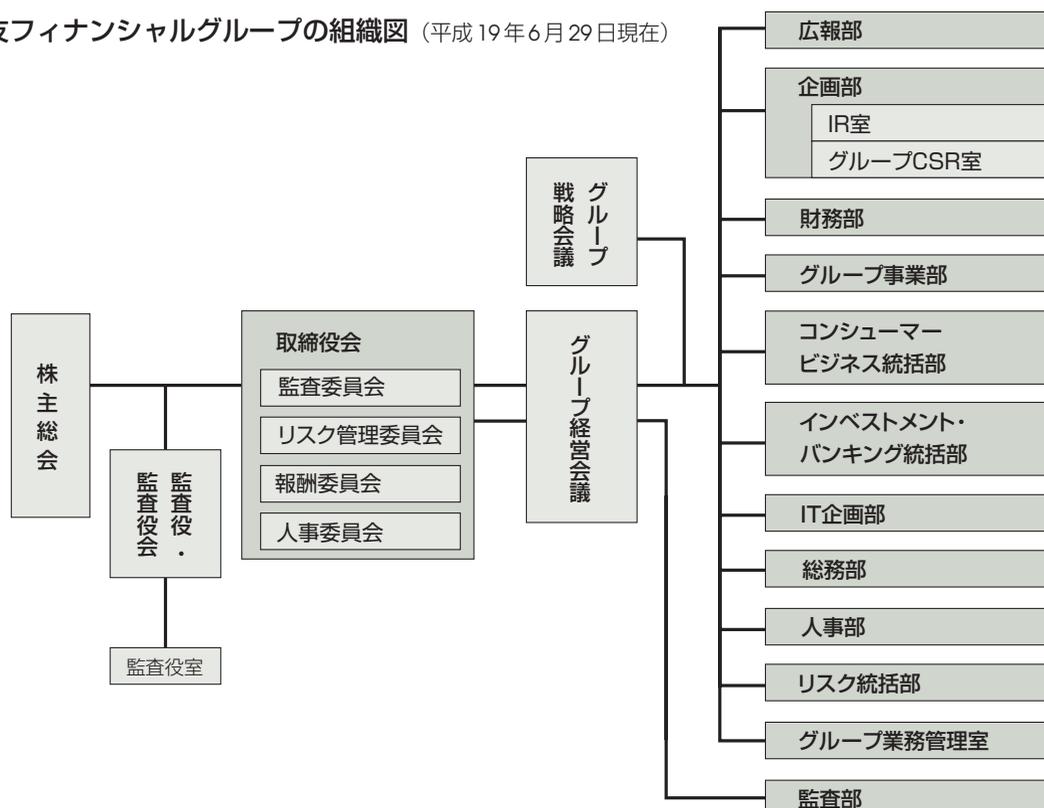
常任監査役	平澤 正英
常任監査役	小林 貞雄
監査役 (社外監査役)	大西 勝也
監査役 (社外監査役)	荒木 浩
監査役 (社外監査役)	宇野 郁夫

注) 監査役 大西勝也、同 荒木浩、同 宇野郁夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

執行役員

常務執行役員	川村 嘉則	インベストメント・バンキング統括部担当役員
常務執行役員	大原 亘	リスク統括部副担当役員
常務執行役員	島田 秀男	IT企画部担当役員
執行役員	村松 直人	監査部長

三井住友フィナンシャルグループの組織図 (平成19年6月29日現在)



三井住友銀行グループの概況 (平成 19年 3月 31日現在)

(□は連結子会社、○は持分法適用会社)

(親会社) 株式会社 三井住友ファイナンシャルグループ

株式会社 三井住友銀行

銀行業

その他事業

… 国内本支店 463、海外支店 18

主な関係会社

<国内>

- 株式会社みなと銀行 (東京・大阪各証券取引所市場第一部上場)
- 株式会社関西アーバン銀行 (東京・大阪各証券取引所市場第一部上場)
- 株式会社ジャパンネット銀行 (インターネット専門銀行)
- SMBC 信用保証株式会社 (信用保証業務)

<海外>

- Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
- Manufacturers Bank
- Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada
- Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.
- PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesia

主な関係会社

<国内>

- さくらカード株式会社 (クレジットカード業務)
- SMBC コンサルティング株式会社 (経営相談業務、会員事業)
- SMBC ファイナンスサービス株式会社 (融資業務、ファクタリング業務、集金代行業務)
- フィナンシャル・リンク株式会社 (情報処理サービス業務、コンサルティング業務)
- 株式会社さくらケーシーエス (大阪証券取引所市場第二部上場) (システム開発・情報処理業務)
- さくら情報システム株式会社 (システム開発・情報処理業務)

- プロミス株式会社 (東京証券取引所市場第一部上場) (消費者金融業務)
- アットローン株式会社 (個人向けローン業務)
- 株式会社クオーク (個品割賦あっせん・総合割賦あっせん業務)
- エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社 (ジャスダック証券取引所上場) (ベンチャーキャピタル業務)
- 三井住友アセットマネジメント株式会社 (投資顧問業務、投資信託委託業務)
- ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社 (確定拠出年金の運営管理業務)

<海外>

- SMBC Leasing and Finance, Inc. (リース業務)
- SMBC Capital Markets, Inc. (スワップ関連業務、投融資業務)
- SMBC Capital Markets Limited (スワップ関連業務)
- SMBC Securities, Inc. (証券業務)
- Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited (投融資業務)

三井住友銀リース株式会社 (リース業務)

三井住友カード株式会社 (クレジットカード業務)

SMBC フレンド証券株式会社 (証券業務)

株式会社日本総合研究所 (システム開発・情報処理業務、コンサルティング業務、シンクタンク業務)

SMFG 企業再生債権回収株式会社 (企業再生コンサルティング業務、債権管理回収業務)

大和証券エスエムビーシー株式会社 (証券業務、金融派生商品業務)

大和住銀投信投資顧問株式会社 (投資顧問業務、投資信託委託業務)

役員状況 (平成19年6月28日現在)

取締役

取締役会長	北山 禎介	
頭取 兼 最高執行役員	奥 正之*	
取締役 兼 副頭取執行役員	中野 健二郎*	コーポレート・アドバイザー本部 担当、大阪駐在
取締役 兼 副頭取執行役員	相京 重信*	法人部門統括責任役員
取締役 兼 副頭取執行役員	遠藤 修*	個人部門統括責任役員
取締役 兼 専務執行役員	種橋 潤治*	人事部・人材開発部、品質管理部、 総務部、法務部、管理部担当役員
取締役 兼 専務執行役員	津末 博澄*	企業金融部門統括責任役員、 プライベート・アドバイザー本部担当
取締役 兼 専務執行役員	北村 明良*	企業調査部、融資管理部担当役員、 企業金融部門副責任役員(企業審査部)、 投資銀行部門副責任役員(ストラクチャー審査部)
取締役 兼 専務執行役員	西尾 弘樹*	業務監査部・資産監査部担当役員、 人事部・人材開発部副担当役員
取締役 (社外取締役)	山内 悦嗣	
取締役 (社外取締役)	山川 洋一郎	
取締役 (社外取締役)	横山 禎徳	

注) 1. *の取締役は執行役員を兼務しています。
2. 取締役 山内悦嗣、同 山川洋一郎、同 横山禎徳の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

監査役

常任監査役	津国 伸郎	
常任監査役	神谷 敬三	
監査役 (社外監査役)	大西 勝也	
監査役 (社外監査役)	荒木 浩	
監査役 (社外監査役)	宇野 郁夫	
監査役 (非常勤)	平澤 正英	

注) 監査役 大西勝也、同 荒木浩、同 宇野郁夫の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

常務執行役員

常務執行役員	川村 嘉則	国際部門、投資銀行部門統括責任役員、アジア本部長
常務執行役員	保尾 福三	本店営業本部 本店営業第二、第三、第四部担当
常務執行役員	大原 亘	統合リスク管理部、投融資企画部、信託部担当役員
常務執行役員	島田 秀男	情報システム企画部、事務統括部・ 事務推進部担当役員、日本総合研究所取締役
常務執行役員	安藤 圭一	大阪本店営業本部 大阪本店営業第一、第二、第三部担当
常務執行役員	中西 智	名古屋営業本部 名古屋営業部担当、東海法人営業本部長
常務執行役員	野村 公喜	法人部門副責任役員 (東日本担当)
常務執行役員	藤井 順輔	個人部門副責任役員
常務執行役員	久保 哲也	米州本部長
常務執行役員	國部 毅	広報部、経営企画部、財務企画部、関連事業部担当役員
常務執行役員	谷沢 文彦	法人部門副責任役員 (法人審査第一部)
常務執行役員	宮田 孝一	市場営業部門統括責任役員、投資銀行部門副責任役員

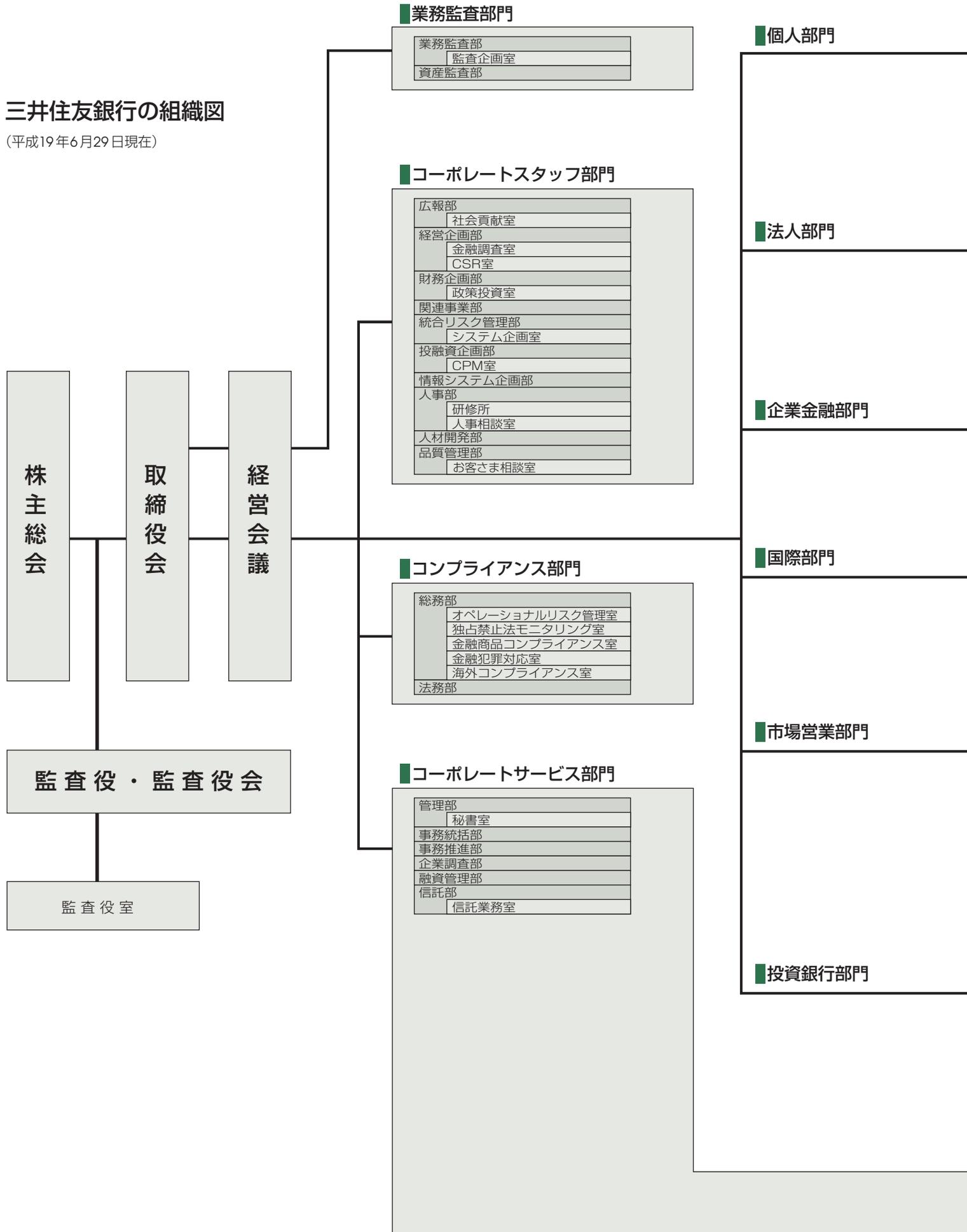
常務執行役員	橋本 和正	法人部門副責任役員 (西日本担当)
常務執行役員	正木 浩三	中国本部長兼上海支店長
常務執行役員	溝口 潤	欧州本部長兼欧州三井住友銀行社長
常務執行役員	山中 龍夫	コーポレート・アドバイザー本部長
常務執行役員	城野 和也	プライベート・アドバイザー本部長
常務執行役員	中尾 誠	事務統括部・事務推進部副担当役員
常務執行役員	檜山 英男	本店営業本部 本店営業第一、第五、第六部担当

執行役員

執行役員	石田 昭二	姫路法人営業部長
執行役員	清水 喜彦	法人企業統括部長
執行役員	團野 耕一	シンガポール支店長
執行役員	渡辺 三憲	東日本第一法人営業本部長
執行役員	河本 尚之	統合リスク管理部長兼 統合リスク管理部システム企画室長 業務監査部長
執行役員	柏倉 和彦	西日本第一法人営業本部長
執行役員	高舛 啓次	法人部門副責任役員 (法人審査第二部)
執行役員	南 浩一	SMBC キャピタル・マーケット会社社長
執行役員	磯野 剛	本店営業第五部長
執行役員	高田 裕一郎	国際統括部長
執行役員	箕浦 雄二郎	総務部長
執行役員	伊藤 精一郎	市場営業統括部長
執行役員	高橋 英俊	バンコック支店長
執行役員	古川 郁彦	個人業務部長
執行役員	森川 郁彦	東日本第三法人営業本部長
執行役員	早川 貴之	西日本第三法人営業本部長
執行役員	白石 誠一	香港支店長
執行役員	大久保克則	品質管理部長
執行役員	後上 憲一	コーポレート・アドバイザー本部本部長補佐
執行役員	斉藤 隆	コーポレート・アドバイザー本部本部長補佐
執行役員	佐藤 邦夫	西日本第四法人営業本部長
執行役員	米澤 英一	東京中央ブロック部長
執行役員	渡辺 正三	個人部門副責任役員 (西日本担当)
執行役員	板倉 龍介	京都北陸法人営業本部長兼京都法人営業第一部長
執行役員	蔭山 秀一	東日本第四法人営業本部長
執行役員	平石 讓	(SMFG 監査部長)
執行役員	村松 直人	法人審査第一部長
執行役員	柴田 一弘	神戸ブロック部長
執行役員	藤原 邦晃	本店営業第三部長
執行役員	岩見 博之	企業審査部長
執行役員	植田祐一郎	プライベートバンキング営業第一部長
執行役員	岡野 宏保	東日本第二法人営業本部長
執行役員	国吉 誠	日比谷法人営業第二部長
執行役員	黒瀬 修介	東日本第五法人営業本部長
執行役員	西本 達也	事務統括部長
執行役員	洲崎 正弘	経営企画部長
執行役員	車谷 暢昭	不動産ファイナンス営業部長
執行役員	田形 敏己	人事部長
執行役員	橘 正喜	西日本第二法人営業本部長
執行役員	廣田 耕平	名古屋営業部長
執行役員	三浦 芳美	米州営業第三部長兼 SMBC リース・ファイナンス会社社長
執行役員	William M. Ginn	欧州営業第三部長兼欧州営業第四部長兼 欧州三井住友銀行取締役
執行役員	Nicholas Andrew Pitts-Tucker	

三井住友銀行の組織図

(平成19年6月29日現在)





主な連結子会社・主な関連会社の概要 (平成19年3月31日現在)

すべての会社は三井住友フィナンシャルグループの主な連結子会社・主な関連会社です。
うち、緑色は三井住友銀行の主な連結子会社・主な関連会社です。

主な連結子会社

※「議決権に対する所有割合」欄の()内は、子会社・関連会社による所有の割合です。

会社名	本社所在地	設立または 出資年月日 資本金	議決権に対す る三井住友 フィナンシャ ルグループの 所有割合 (%)	議決権に対 する三井 住友銀行の 所有割合 (%)	主要業務内容
(株)三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 1-1-2	平成8年6月6日 664,986百万円	100	—	銀行業務
三井住友カード(株)	大阪府大阪市中央区今橋 4-5-15	昭和42年12月26日 34,000百万円	65.99	—	クレジットカード業務
三井住友銀リース(株)	東京都港区西新橋 3-9-4	昭和43年9月2日 82,600百万円	100	—	リース業務
三井住友銀オートリース(株)	東京都中央区日本橋茅場町 1-13-12	平成7年1月6日 4,200百万円	0 (100)	—	リース業務
(株)日本総合研究所	東京都千代田区一番町 16	平成14年11月1日 10,000百万円	100	—	システム開発・情報処理 業務、コンサルティング 業務、シンクタンク業務
(株)日本総研ソリューションズ	東京都中央区晴海 2-5-24	平成18年7月3日 5,000百万円	0 (100)	—	システム開発・情報処理業務
SMBCフレンド証券(株)	東京都中央区日本橋兜町 7-12	昭和23年3月2日 27,270百万円	100	—	証券業務
SMFG企業再生債権回収(株)	東京都港区虎ノ門 1-26-5	平成15年11月5日 500百万円	52	—	企業再生コンサルティング 業務、債権管理回収業務
さくらカード(株)	東京都中央区日本橋堀留町 1-8-12	昭和58年2月23日 7,438百万円	0 (95.74)	77.78 (17.95)	クレジットカード業務
(株)ジャパンネット銀行	東京都新宿区西新宿 2-1-1	平成12年9月19日 37,250百万円	0 (59.70)	59.70	銀行業務
SMBCローンビジネス・プランニング(株)	東京都千代田区丸の内 1-3-2	平成16年4月1日 100,010百万円	0 (100)	100	経営管理業務
SMBCローンアドバイザー(株)	東京都千代田区丸の内 1-3-2	平成10年4月1日 10百万円	0 (100)	0 (100)	消費者ローン相談・取次業務
SMBC信用保証(株)	東京都港区六本木 6-1-21	昭和51年7月14日 187,720百万円	0 (100)	0 (100)	信用保証業務
SMBCローン債権回収(株)	東京都中央区築地 3-16-9	平成11年7月28日 500百万円	0 (100)	0 (100)	債権管理回収業務
SMBCファイナンスビジネス・プランニング(株)	東京都千代田区有楽町 1-1-2	平成16年4月1日 10百万円	0 (100)	100	経営管理業務
SMBCファイナンスサービス(株)	東京都港区三田 3-5-27	昭和47年12月5日 71,705百万円	0 (100)	0 (100)	ファクタリング業務、 融資業務、集金代行業務
SMBCビジネスサポート(株)	東京都豊島区巣鴨 2-11-1	平成16年7月1日 10百万円	0 (100)	0 (100)	スモール業務の受託
フィナンシャル・リンク(株)	東京都港区新橋 1-8-3	平成12年9月29日 160百万円	0 (100)	0 (100)	情報処理サービス業務、コン サルティング業務
SMBCコンサルティング(株)	東京都千代田区麴町 2-1-4	昭和56年5月1日 1,100百万円	0 (100)	50 (50)	会員事業、セミナー事業、アド バイザリー事業、経営相談事 業、研修事業
SMBCサポート&ソリューション(株)	東京都台東区台東 4-11-4	平成8年4月1日 10百万円	0 (100)	100	ヘルプデスク業務、システ ムサポート業務
SMBCビジネス債権回収(株)	東京都中央区築地 3-16-9	平成11年3月11日 500百万円	0 (100)	100	債権管理回収業務
さくら情報システム(株)	東京都中央区日本橋本町 3-4-10	昭和47年11月29日 600百万円	0 (66)	66	システム開発・情報処理業務
(株)さくらケーシーエス	兵庫県神戸市中央区播磨町 21-1	昭和44年3月29日 2,054百万円	0 (52.89)	25.75 (9.46)	システム開発・情報処理業務
(株)みなと銀行	兵庫県神戸市中央区三宮町 2-1-1	昭和24年9月6日 27,484百万円	0 (46.34)	45.10 (1.23)	銀行業務
(株)関西アーバン銀行	大阪府大阪市中央区西心斎橋 1-2-4	大正11年7月1日 37,040百万円	0 (57.96)	42.27 (5.94)	銀行業務
SMBCスタッフサービス(株)	大阪府大阪市中央区北久宝寺町 1-4-15	昭和57年7月15日 90百万円	0 (100)	100	人材派遣業務
SMBCラーニングサポート(株)	東京都文京区大塚 1-3-8	平成10年5月27日 10百万円	0 (100)	100	研修会運営業務
SMBCパーソナルサポート(株)	東京都千代田区丸の内 1-3-2	平成14年4月15日 10百万円	0 (100)	100	人事関連総務事務の受託
SMBCセンターサービス(株)	東京都港区芝浦 4-3-4	平成7年10月16日 100百万円	0 (100)	100	預金・為替業務等に係る 事務受託
SMBCデリバリーサービス(株)	東京都港区芝浦 4-3-4	平成8年1月31日 30百万円	0 (100)	100	現金整理・精査・集金業務 に係る事務受託
SMBCグリーンサービス(株)	大阪府東大阪市西石切町 3-3-15	平成2年3月15日 30百万円	0 (100)	100	手形・小切手発行等に係る 事務受託

※「議決権に対する所有割合」欄の()内は、子会社・関連会社による所有の割合です。

会社名	本社所在地	設立または 出資年月日 資本金	議決権に対 する三井住 友ファイナ ンシャル グループの 所有割合(%)	議決権に対 する三井 住友銀行の 所有割合(%)	主要業務内容
SMBC インターナショナルビジネス(株)	東京都中央区日本橋小伝馬町 13-6	昭和58年9月28日 20百万円	0 (100)	100	旅行小切手・外国通貨 に係る事務受託
SMBC インターナショナルオペレーションズ(株)	東京都千代田区九段南 1-5-3	平成6年12月21日 40百万円	0 (100)	100	外国為替・国際関係に係る 事務受託
SMBC ローンビジネスサービス(株)	東京都中央区日本橋 1-21-2	昭和51年9月24日 70百万円	0 (100)	100	消費者ローンに係る事務受託
SMBC マーケットサービス(株)	東京都中央区日本橋小伝馬町 13-6	平成15年2月3日 10百万円	0 (100)	100	市場業務・投資銀行業務等 に係る事務受託
SMBC 融資事務サービス(株)	東京都江東区佐賀 2-8-20	平成15年2月3日 10百万円	0 (100)	100	融資業務に係る事務受託
SMBC 不動産調査サービス(株)	東京都江東区毛利 1-12-1	昭和59年2月1日 30百万円	0 (100)	100	担保不動産の調査および 評価
欧州三井住友銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited	Temple Court, 11 Queen Victoria Street, London EC4N 4TA, U.K.	平成15年3月5日 1,700百万米ドル	0 (100)	100	銀行業務
マンユファクチャラーズ銀行 Manufacturers Bank	515 South Figueroa Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.	昭和37年6月26日 80,786千米ドル	0 (100)	100	銀行業務
カナダ三井住友銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation of Canada	Ernst & Young Tower, Toronto Dominion Centre, Suite 1400, P.O. Box 172, 222 Bay Street, Toronto, Ontario M5K 1H6, Canada	平成13年4月1日 169,000千カナダドル	0 (100)	100	銀行業務
ブラジル三井住友銀行 Banco Sumitomo Mitsui Brasileiro S.A.	Av. Paulista 37, 11 e 12 Ander São Paulo, S.P. Brazil	昭和33年10月6日 409,357千ブラジルレアル	0 (100)	100	銀行業務
インドネシア三井住友銀行 PT Bank Sumitomo Mitsui Indonesia	Summitmas II, 10th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190, Indonesia	平成元年8月22日 15,024億インドネシアルピア	0 (99)	99	銀行業務
SMBC リース・ファイナンス会社 SMBC Leasing and Finance, Inc.	Corporation Trust Center, 1209 Orange Street, Wilmington, Delaware 19801, U.S.A.	平成2年11月9日 1,620米ドル	0 (100)	89.7 (7.7)	リース関連業務、投融資業務
SMBC キャピタル・マーケット会社 SMBC Capital Markets, Inc.	277 Park Avenue, New York, NY10172 U.S.A.	昭和61年12月4日 100米ドル	0 (100)	90 (10)	スワップ関連業務、投融資業務
SMBC セキュリティーズ会社 SMBC Securities, Inc.	32 Loockerman Square, Suite L 100, Dover, Delaware 19901, U.S.A.	平成2年8月8日 100米ドル	0 (100)	90 (10)	証券業務、投融資業務
SMBC ファイナンシャル・サービス会社 SMBC Financial Services, Inc.	32 Loockerman Square, Suite L 100, Dover, Delaware 19901, U.S.A.	平成2年8月8日 300百万米ドル	0 (100)	100	投融資業務、投資顧問業務
エスエムビーシー・ケイマン・ エルシー・リミテッド SMBC Cayman LC Limited	P.O. Box 265GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成15年2月7日 1,375百万米ドル	0 (100)	100	保証業務、債券投資
住友ファイナンス・エイシア Sumitomo Finance (Asia) Limited	P.O. Box 694, Edward Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies	昭和48年9月26日 35,000千米ドル	0 (100)	100	投融資業務
エス・ビー・ティー・シー会社 SBTC, Inc.	1013 Center Road, Wilmington, New Castle County, Delaware 19805, U.S.A.	平成10年1月26日 50百万米ドル	0 (100)	100	投資業務
エス・ビー・トレジャリー会社 SB Treasury Company L.L.C.	1013 Center Road, Wilmington, New Castle County, Delaware 19805, U.S.A.	平成10年1月26日 470百万米ドル	0 (100)	0 (100)	貸付業務
エスビー・エクイティ・セキュリティーズ (ケイマン)リミテッド SB Equity Securities (Cayman), Limited	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成10年12月15日 25,000百万円	0 (100)	100	金融業務
エス・エフ・ブイ・アイ会社 SFVI Limited	P.O. Box 961, 30 DeCastro Street, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	平成9年7月30日 300米ドル	0 (100)	100	投資業務
さくらファイナンス(ケイマン)リミテッド Sakura Finance (Cayman) Limited	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成3年2月11日 100千米ドル	0 (100)	100	金融業務
さくらプリファードキャピタル (ケイマン)リミテッド Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited	P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成10年11月12日 10百万円	0 (100)	100	金融業務
SMBC インターナショナル・ ファイナンス・エヌ・ブイ SMBC International Finance N.V.	P.O. Box 3889 Berg Arrarat 1, Curacao, Netherlands Antilles	平成2年6月25日 200千米ドル	0 (100)	100	金融業務
エスエムビーシー・リーシング・ インベストメント・エルエルシー SMBC Leasing Investment LLC	☉ Corporation Service Company, 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808, U.S.A.	平成15年4月7日 319,551千米ドル	0 (100)	0 (100)	リース出資及び付帯業務
エスエムビーシー・キャピタル・ パートナーズ・エルエルシー SMBC Capital Partners LLC	☉ Corporation Service Company, 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808, U.S.A.	平成15年12月18日 10千米ドル	0 (100)	100	有価証券の保有、売買業務

※「議決権に対する所有割合」欄の()内は、子会社・関連会社による所有の割合です。

会社名	本社所在地	設立または 出資年月日 資本金	議決権に対す る三井住友 フィナンシャ ルグループの 所有割合 (%)	議決権に対 する三井 住友銀行の 所有割合 (%)	主要業務内容
SMBC エム・ブイ・アイ エス・ピー・シー SMBC MVI SPC	%Walkers SPV Limited, Walker House, Mary Street, PO Box 908GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成 16年 9月 9日 45百万米ドル	0 (100)	100	貸付業務、 金銭債権の取得・譲渡
SMBC ディー・アイ・ビー リミテッド SMBC DIP Limited	%Walkers SPV Limited, Walker House, Mary Street, PO Box 908GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成 17年 3月 16日 1百万米ドル	0 (100)	100	貸付業務、 金銭債権の取得・譲渡
英国 SMBC キャピタル・マーケット会社 SMBC Capital Markets Limited	Temple Court, 11 Queen Victoria Street, London EC4N 4TA, U.K.	平成 2年 3月 13日 297,000 千米ドル	0 (100)	100	スワップ関連業務、 投融資業務
SMBC デリバティブ・プロダクツ・ リミテッド SMBC Derivative Products Limited	Temple Court, 11 Queen Victoria Street, London EC4N 4TA, U.K.	平成 7年 4月 18日 300 百万米ドル	0 (100)	0 (100)	スワップ関連業務、 投融資業務
住友ファイナンス・インターナショナル Sumitomo Finance International plc	Temple Court, 11 Queen Victoria Street, London EC4N 4UQ, U.K.	平成 3年 7月 1日 200,000 千英ポンド	0 (100)	100	投融資業務
三井住友ファイナンス・ダブリン Sumitomo Mitsui Finance Dublin Limited	La Touche House, International Financial Services Centre, Custom House Docks, Dublin 1, Ireland	平成 元年 9月 19日 18,000 千米ドル	0 (100)	100	金融業務
さくらファイナンス・アジア Sakura Finance Asia Limited	7 & 8th Floor, One International Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong	昭和 52年 10月 17日 65.5 百万米ドル	0 (100)	100	投融資業務
三井住友ファイナンス・オーストラリア Sumitomo Mitsui Finance Australia Limited	Level 35, The Chifley Tower, 2 Chifley Square, Sydney, NSW 2000, Australia	昭和 59年 6月 29日 156.5 百万豪ドル	0 (100)	100	投融資業務
SMFG プリファードキャピタル ユーエスディ 1 リミテッド SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	P.O. Box 309GT, Uglund House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成 18年 11月 28日 1,650 百万米ドル	100	0	金融業務
SMFG プリファードキャピタル ジービーピー 1 リミテッド SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	P.O. Box 309GT, Uglund House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成 18年 11月 28日 500 百万ポンド	100	0	金融業務
SMBC プリファードキャピタル ユーエスディ 1 リミテッド SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	P.O. Box 309GT, Uglund House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成 18年 11月 28日 1,664 百万米ドル	0 (100)	100	金融業務
SMBC プリファードキャピタル ジービーピー 1 リミテッド SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited	P.O. Box 309GT, Uglund House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands	平成 18年 11月 28日 505 百万ポンド	0 (100)	100	金融業務

主な関連会社

※「議決権に対する所有割合」欄の()内は、子会社・関連会社による所有の割合です。

会社名	本社所在地	設立または 出資年月日 資本金	議決権に対す る三井住友 フィナンシャ ルグループの 所有割合 (%)	議決権に対 する三井 住友銀行の 所有割合 (%)	主要業務内容
大和証券エスエムビーシー(株)	東京都千代田区丸の内 1-8-1	平成 11年 2月 5日 255,700 百万円	40	—	証券業務
エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ(株)	東京都千代田区九段北 1-8-10	昭和 58年 10月 20日 18,767 百万円	0 (40)	40 (40)	ベンチャーキャピタル業務
大和証券エスエムビーシープリンシパル・ インベストメンツ(株)	東京都千代田区丸の内 1-8-1	平成 13年 9月 4日 2,000 百万円	0 (100)	—	投資業務
大和住銀投信投資顧問(株)	東京都中央区日本橋 2-7-9	平成 11年 4月 1日 2,000 百万円	43.96	—	投資顧問業務・投資信託委託業務
三井住友アセットマネジメント(株)	東京都港区愛宕 2-5-1	平成 14年 12月 1日 2,000 百万円	0 (17.50)	17.50	投資顧問業務・投資信託委託業務
ジャパン・ペンション・ナビゲーター(株)	東京都中央区八重洲 2-2-1	平成 12年 9月 21日 4,000 百万円	0 (30)	30	確定拠出年金の運営管理業務
(株)クオーク*	東京都港区三田 3-5-27	昭和 53年 4月 5日 1,000 百万円	0 (45.67)	13.75 (16.02)	個別割賦あっせん・総合割 賦あっせん業務
プロミス(株)	東京都千代田区大手町 1-2-4	昭和 37年 3月 20日 80,737 百万円	0 (22.02)	22.02	消費者金融業務
アットローン(株)	東京都港区東新橋 1-9-2	平成 12年 6月 8日 10,912 百万円	0 (100)	49.99 (50.00)	個人向けローン業務

* (株)クオークは、平成 19年 7月 2日付けで三井住友フィナンシャルグループ・三井住友銀行両社の連結子会社となりました。

三井住友銀行のネットワーク

国内 (平成 19年 6月 30日現在)

店舗数 本支店/470 (うち被振込専用支店 38) 出張所/152 代理店/1 付随業務取扱所/20 店舗外現金自動設備(無人店舗)/821

合計/1,464

@BANK 設置数/997 ローンプラザ設置数/101 ビジネスサポートプラザ設置数/20 法人営業部設置数/194

●店舗外現金自動設備 (無人店舗) <除く、企業内設置分>

支店・出張所

北海道

札幌支店
札幌市中央区北一条西 4-2-2

小樽出張所 ●

宮城県

仙台支店
仙台市青葉区中央 2-2-6

茨城県

牛久支店
牛久市牛久町 280

取手支店
取手市取手 2-10-15

水戸支店
水戸市南町 3-4-10

守谷コンサルティングオフィス
守谷市大字守谷甲 2566-1

取手駅西口出張所 ●

守谷出張所 ●

栃木県

小山支店
小山市城山町 3-4-1

群馬県

太田支店
太田市飯田町 1319

前橋支店
前橋市本町 2-1-16

高崎出張所 ●

埼玉県

浦和支店
さいたま市浦和区仲町 2-1-14

大宮支店
さいたま市大宮区大門町 2-107

桶川支店
桶川市若宮 1-2-8

春日部支店
春日部市中央 1-1-4

上福岡支店
ふじみ野市上福岡 1-6-2

川口支店
川口市栄町 3-5-1

川越支店
川越市脇田町 105

熊谷支店
熊谷市本町 1-104

越谷支店
越谷市弥生町 14-21

小手指支店
所沢市小手指町 1-15-8

坂戸支店
坂戸市緑町 3-1

志木ニュータウン支店
志木市館 2-5-2

新所沢支店
所沢市松葉町 11-1

草加支店
草加市高砂 2-17-21

所沢支店
所沢市日吉町 11-5

新座志木支店
新座市東北 2-35-17

ふじみ野コンサルティングオフィス
富士見市大字勝瀬 3499

南浦和コンサルティングオフィス
さいたま市南区南本町 1-2-12

わらび支店
蕨市中央 1-26-1

朝霞台出張所 ●

アピタ本庄店出張所 ●

入間出張所 ●

加須駅前出張所 ●

春日部市立病院出張所 ●

川口芝園出張所 ●

かわつる出張所 ●

坂戸若葉台出張所 ●

狭山ヶ丘出張所 ●

志木駅前出張所 ●

城西大学出張所 ●

新越谷出張所 ●

新白岡出張所 ●

東電川越支社出張所 ●

トステムビバ上尾店出張所 ●

原市出張所 ●

プロペ通り出張所 ●

本庄出張所 ●

みずほ台出張所 ●

与野出張所 ●

与野駅前出張所 ●

和光市出張所 ●

わしの宮出張所 ●

わらび東口出張所 ●

千葉県

浦安支店
浦安市入船 1-5-1

おゆみ野コンサルティングオフィス
千葉市緑区おゆみ野 3-19-4

柏支店
柏市柏 1-2-38

鎌ヶ谷支店
鎌ヶ谷市初富 928-2225 区画内 35-1

木更津支店
木更津市大和 1-1-3

行徳支店
市川市行徳駅前 2-7-1

佐倉支店
佐倉市栄町 21-10

新検見川支店
千葉市花見川区南花園 2-2-15

新松戸出張所
松戸市新松戸 2-110

千葉支店
千葉市中央区富士見 2-2-2

千葉ニュータウン出張所
印西市中央南 1-500

津田沼駅前支店
船橋市前原西 2-18-1

東京ディズニーランド 出張所
浦安市舞浜 1-1

習志野支店
習志野市大久保 1-21-15

成田出張所
富里市日吉台 1-1-7

成田空港外貨両替コーナー
成田市古込字古込 1-1

成田空港第二外貨両替コーナー
成田市古込字古込 1-1

船橋支店
船橋市本町 1-7-1

船橋北口支店
船橋市本町 7-6-1

松戸支店
松戸市松戸 1226

本八幡支店
市川市八幡 2-16-7

八千代支店
八千代市八千代台東 1-1-10

八千代緑が丘コンサルティングオフィス
八千代市緑が丘 1-1-1

四街道支店
四街道市鹿渡 2003-26

アビクオーレ出張所 ●

あびこショッピングプラザ出張所 ●

市川駅前出張所 ●

市川妙典サティ出張所 ●

市原出張所 ●

稲毛出張所 ●

柏西口出張所 ●

金杉台出張所 ●

鎌ヶ谷大仏出張所 ●

鎌ヶ谷南出張所 ●

佐倉南出張所 ●

館山出張所 ●

千草台出張所 ●

天王台出張所 ●

東京歯科大学市川総合病院出張所 ●

東京ディズニーシー出張所 ●

東京電力千葉支店出張所 ●

東京電力東葛支社出張所 ●

東京メトロ行徳駅出張所 ●

東葉勝田台駅出張所 ●

成田空港第1旅客ターミナルビル
出張所 ●

成田空港第2旅客ターミナルビル
出張所 ●

西浦安出張所 ●

船橋本町出張所 ●

船橋若松出張所 ●

幕張出張所 ●

幕張新都心出張所 ●

松戸八ヶ崎出張所 ●

南行徳出張所 ●

本八幡南口出張所 ●

ユーカリが丘出張所 ●

東京都 / 23区

千代田区

霞が関支店
千代田区霞が関 3-2-5

神田支店
千代田区神田小川町 1-1

神田駅前支店
千代田区鍛冶町 2-2-1

麹町支店
千代田区麹町 6-6

麹町駅前コンサルティングオフィス
千代田区麹町 2-3

千代田営業部
千代田区神田神保町 2-21-1

東京営業部
千代田区丸の内 1-3-2

本店営業部
千代田区有楽町 1-1-2

丸ノ内支店
千代田区丸の内 3-4-1

三井物産ビル支店
千代田区大手町 1-2-1

有楽町マリオン外貨両替コーナー
千代田区有楽町 2-5-1

秋葉原出張所 ●

秋葉原東口出張所 ●

飯田橋西口出張所 ●

大妻学院出張所 ●

御茶ノ水出張所 ●

霞が関ビル出張所 ●

神田駿河台出張所 ●

神田南口出張所 ●

九段南出張所 ●

九段南出張所 ●

ザビアタワー出張所 ●

神保町出張所 ●

水道橋出張所 ●

東京メトロ淡路町駅出張所 ●

東京メトロ九段下駅出張所 ●

東京メトロ麹町駅出張所 ●

東京メトロ永田町駅出張所 ●

東京メトロ有楽町駅出張所 ●

特許庁出張所 ●

半蔵門出張所 ●

三井記念病院出張所 ●

明治大学駿河台校舎出張所 ●

有楽町出張所 ●

中央区

浅草橋支店
中央区日本橋馬喰町 2-1-1

京橋支店
中央区京橋 3-7-1

銀座支店
中央区銀座 6-10-15

築地支店
中央区築地 2-11-24

東京中央支店
中央区日本橋 2-7-9

日本橋支店
中央区日本橋室町 2-1-1

日本橋東支店
中央区日本橋茅場町 1-13-12

人形町支店
中央区日本橋大伝馬町 5-7

茅場町出張所 ●

京橋宝町出張所 ●

小伝馬町駅前出張所 ●

新富町出張所 ●

住友ツインビル出張所 ●

築地浜離宮ビル出張所 ●

月島出張所 ●

東京メトロ水天宮前駅出張所 ●

東京メトロ東銀座駅出張所 ●

東京メトロ三越前駅出張所 ●

箱崎出張所 ●

プラザ勝どき出張所 ●

本町出張所 ●

三越本店出張所 ●

八重洲地下街出張所 ●

リバーシティ出張所 ●

港区

- 青山支店
港区南青山3-1-30
- 赤坂支店
港区赤坂3-3-5
- 麻布支店
港区西麻布4-1-3
- 品川支店
品川外貨両替コーナー
港区港南2-16-1
- 白金高輪コンサルティングオフィス
港区白金1-27-6
- 新橋支店
港区新橋1-8-3
- 浜松町支店
港区浜松町2-4-1
- 浜松町東芝ビル出張所
港区芝浦1-1-1
- 日比谷支店
港区西新橋1-15-1
- 日比谷外貨両替コーナー
港区西新橋1-3-12
- 三田通支店
港区芝5-28-1
- 六本木支店
港区六本木6-1-21
- 赤坂アークヒルズ出張所●
- 赤坂5丁目交差点前出張所●
- 赤坂ツインタワー出張所●
- 泉ガーデン出張所●
- 慶應義塾大学三田出張所●
- 汐留シティセンター出張所●
- 品川インターシティ出張所●
- 品川駅前出張所●
- 品川東口出張所●
- 芝出張所●
- 芝浦出張所●
- 芝公園出張所●
- 新日本石油ビル出張所●
- 新橋駅前出張所●
- 高輪出張所●
- 田町駅前出張所●
- 田町きよたビル出張所●
- 東京トヨタ出張所●
- 東京ミッドタウン出張所●
- 東京メトロ表参道駅出張所●
- 東京メトロ六本木駅出張所●
- 虎ノ門出張所●
- 虎の門病院出張所●
- 西麻布出張所●
- 西新橋出張所●
- メディアージュ出張所●

新宿区

- 飯田橋支店
新宿区揚場町1-18
- 新宿支店
新宿外貨両替コーナー
新宿区新宿3-24-1
- 新宿通支店
新宿区新宿3-14-5
- 新宿西口支店
新宿区西新宿1-7-1
- 新宿西口外貨両替コーナー
新宿区西新宿1-7-2
- 高田馬場支店
新宿区高田馬場1-27-7
- 西新宿支店
新宿区西新宿8-12-1
- 若松町支店
新宿区原町3-34
- 曙橋駅前出張所●
- 江戸川橋出張所●
- 神楽坂出張所●
- 慶應義塾大学病院出張所●
- 信濃町出張所●
- 新宿NSビル出張所●
- 新宿御苑前出張所●
- 新宿新都心出張所●
- 新宿スバルビル出張所●
- 新宿住友ビル出張所●
- 住友市ヶ谷ビル出張所●

- 東京医科大学病院出張所●
- 東京メトロ新宿駅出張所●
- 四谷見附出張所●
- 早稲田出張所●
- 早稲田大学出張所●
- 早稲田通り出張所●

文京区

- 大塚支店
文京区大塚4-45-11
- 小石川支店
文京区小石川1-15-17
- 白山支店
文京区向丘2-36-5
- 音羽出張所●
- 春日出張所●
- 駒込病院出張所●
- 千石出張所●
- 東京医科歯科大学出張所●
- 東京大学本郷出張所●
- 東京メトロ後楽園駅出張所●
- 文京グリーンコート出張所●
- 茗荷谷出張所●

台東区

- 浅草支店
台東区雷門2-17-12
- 上野支店
台東区台東4-11-4
- 上野駅前出張所●
- 上野昭和通り出張所●
- 上野広小路出張所●
- 元浅草出張所●

墨田区

- 錦糸町支店
墨田区江東橋4-27-14
- 吾嬬町出張所●
- 菊川出張所●
- 錦糸町駅前出張所●
- 本所出張所●
- 向島出張所●
- 両国出張所●

江東区

- 大島支店
江東区大島6-8-24
- 亀戸支店
江東区亀戸5-2-15
- 砂町支店
江東区北砂4-34-18
- 深川支店
江東区雷岡1-6-4
- 深川森下支店
江東区森下2-2-1
- 亀戸東口出張所●
- 木場出張所●
- 白河出張所●
- 砂町東出張所●
- 東陽町出張所●
- 西大島出張所●
- パレットタウン出張所●
- 森下出張所●
- ららぽーと豊洲出張所●

品川区

- 荏原支店
品川区豊町6-1-11
- 五反田支店
品川区東五反田1-14-10
- 旗ノ台支店
品川区旗の台1-4-15
- 武蔵小山コンサルティングオフィス
品川区小山4-2-1
- 目黒支店
品川区上大崎2-25-5
- 青物横丁駅出張所●
- 荏原西出張所●
- 荏原町出張所●
- 大井町出張所●
- 大崎出張所●
- 五反田駅前出張所●

- 御殿山ヒルズ出張所●
- 昭和大学病院中央棟出張所●
- 戸越出張所●
- 戸越公園出張所●
- 西五反田出張所●
- 武蔵小山出張所●
- 目黒東口出張所●

目黒区

- 学芸大学駅前支店
目黒区鷹番3-6-4
- 自由が丘支店
目黒区自由が丘2-11-4
- 洗足支店
目黒区洗足2-19-3
- 都立大学駅前支店
目黒区中根1-3-1
- 中目黒駅前出張所●

大田区

- 大森支店
大田区山王2-3-4
- 御岳山出張所
大田区北嶺町11-7
- 蒲田支店
大田区蒲田5-38-1
- 蒲田西支店
大田区西蒲田7-69-1
- 下丸子支店
大田区下丸子3-2-15
- 田園調布支店
大田区田園調布2-51-11
- 雪ヶ谷支店
大田区雪谷大塚町9-15
- 六郷支店
大田区東六郷2-14-2
- 梅屋敷東通り出張所●
- 大鳥居駅前出張所●
- 大森東口出張所●
- 蒲田東出張所●
- 京急蒲田出張所●
- 千鳥町出張所●
- 西馬込出張所●
- 羽田出張所●
- 羽田空港新整備場出張所●
- 羽田空港整備場出張所●
- 羽田空港第1ターミナル出張所●
- 羽田空港第2ターミナル出張所●
- 南蒲田出張所●
- 南六郷2丁目団地出張所●
- 矢口出張所●

世田谷区

- 経堂支店
世田谷区経堂1-21-13
- 駒沢公園通コンサルティングオフィス
世田谷区駒沢5-26-7
- 桜新町支店
世田谷区桜新町1-14-14
- 下北沢支店
世田谷区北沢2-12-11
- 下高井戸支店
世田谷区赤堤4-47-10
- 成城支店
世田谷区成城2-34-14
- 世田谷支店
世田谷区太子堂4-1-1
- 千歳烏山コンサルティングオフィス
世田谷区南烏山4-11-1
- 二子玉川支店
- 二子玉川外貨両替コーナー
世田谷区玉川2-24-9
- 奥沢出張所●
- 喜多見出張所●
- 希望ヶ丘出張所●
- 桜上水出張所●
- 三軒茶屋駅前出張所●
- 下馬出張所●
- 成城北口出張所●
- 世田谷西出張所●
- 世田谷通出張所●
- 祖師谷出張所●
- 日本大学文理学部出張所●
- 深沢出張所●

用賀出張所●

- 渋谷区**
- 恵比寿支店
渋谷区恵比寿南1-1-1
- 笹塚支店
渋谷区笹塚1-56-10
- 渋谷支店
渋谷区宇田川町20-2
- 渋谷駅前支店
渋谷区道玄坂1-2-2
- 渋谷外貨両替コーナー
渋谷区宇田川町28-4
- 幡ヶ谷支店
渋谷区幡ヶ谷1-3-9
- 広尾ガーデンヒルズ出張所
渋谷区広尾4-1-11
- 恵比寿東出張所●
- 渋谷西出張所●
- 渋谷東口出張所●
- 神宮前出張所●
- 代官山町出張所●
- 東京メトロ明治神宮前駅出張所●
- 原宿出張所●
- 代々木出張所●
- 代々木八幡出張所●

中野区

- 中野支店
中野区中野5-64-3
- 中野坂上支店
中野区中央2-2-4
- 鷺宮出張所●
- 新中野出張所●
- 中野南口出張所●

杉並区

- 阿佐ヶ谷支店
杉並区阿佐谷南1-48-2
- 永福町支店
杉並区永福4-1-1
- 荻窪支店
杉並区上荻1-16-14
- 高円寺支店
杉並区高円寺南4-27-12
- 下井草支店
杉並区下井草3-38-16
- 西荻窪支店
杉並区西荻北2-3-5
- 阿佐ヶ谷北出張所●
- 高円寺駅前出張所●
- 新高円寺駅前出張所●
- 東高円寺出張所●
- 富士見ヶ丘出張所●
- 南阿佐ヶ谷出張所●
- 明治大学和泉校舎出張所●

豊島区

- 池袋支店
豊島区西池袋1-21-7
- 池袋東口支店
池袋外貨両替コーナー
豊島区南池袋2-27-9
- 巣鴨支店
豊島区巣鴨2-11-1
- 千川支店
豊島区要町3-11-1
- 目白支店
豊島区目白3-14-1
- 池袋駅前出張所●
- 大塚駅前出張所●
- 要町出張所●
- 巣鴨駅前出張所●
- 目白通出張所●

北区

- 赤羽支店
北区赤羽2-1-15
- 王子支店
北区王子1-16-2
- 赤羽北出張所●
- 王子神谷出張所●
- 十条出張所●

荒川区

- 日暮里支店
荒川区西日暮里 2-15-6
- 町屋支店
荒川区町屋 1-1-6
- 尾久出張所 ●
- 西日暮里出張所 ●
- 日暮里北出張所 ●
- 三ノ輸出出張所 ●

板橋区

- 板橋支店
板橋区大山東町 46-7
- 板橋中台出張所
板橋区中台 3-27-7
- 志村支店
板橋区蓮沼町 19-5
- 高島平支店
板橋区高島平 1-80-1
- ときわ台支店
板橋区常盤台 1-44-6
- 成増支店
板橋区成増 2-16-1
- イズミヤ板橋店出張所 ●
- 大山出張所 ●
- 上板橋出張所 ●
- 志村三丁目出張所 ●
- 高島平駅前出張所 ●
- 中板橋出張所 ●

練馬区

- 大泉支店
練馬区大泉 1-29-1
- 中村橋支店
練馬区中村北 3-23-1
- 練馬支店
練馬区豊玉北 5-17-14
- 光が丘支店
練馬区光が丘 5-1-1
- 氷川台支店
練馬区氷川台 4-50-3
- 武蔵関支店
練馬区関町北 2-27-15
- 江古田出張所 ●
- 大泉学園出張所 ●
- 大泉学園通り出張所 ●
- J.CITY 出張所 ●
- 東京メトロ小竹向原駅出張所 ●
- 石神井公園駅前出張所 ●
- 豊島園出張所 ●
- 光が丘駅南口出張所 ●

足立区

- 綾瀬支店
足立区綾瀬 3-3-10
- 大谷田支店
足立区大谷田 1-1-3
- 五反野支店
足立区中央本町 2-26-14
- 千住支店
足立区千住 2-55
- 西新井支店
足立区西新井本町 1-15-14
- 梅島出張所 ●
- 亀有出張所 ●
- 千住西出張所 ●
- 竹の塚出張所 ●
- 東京メトロ北千住駅出張所 ●

葛飾区

- 葛飾支店
葛飾区四つ木 2-30-16
- 新小岩支店
葛飾区新小岩 1-48-18
- お花茶屋出張所 ●
- 金町出張所 ●
- 京成高砂駅出張所 ●
- 新小岩北口出張所 ●

江戸川区

- 江戸川支店
江戸川区篠崎町 7-26-7
- 葛西支店
江戸川区中葛西 5-34-8

小岩支店
江戸川区南小岩 7-23-10

- 西葛西支店
江戸川区西葛西 6-13-7
- イトーヨーカドー葛西店 1 階出張所 ●
- 京成小岩出張所 ●
- 小松川出張所 ●
- 西葛西北口出張所 ●

東京都下

八王子市

- 北野支店
八王子市絹ヶ丘 2-2-18
- 高尾出張所
八王子市初沢町 1231-19
- 八王子支店
八王子市旭町 8-1
- 八王子みなみ野
コンサルティングオフィス
八王子市みなみ野 1-2-1
- 北野駅前出張所 ●
- 京王堀之内駅前出張所 ●
- 創価大学出張所 ●
- 拓殖大学出張所 ●
- 中央大学出張所 ●
- 東京医科大学八王子医療センター
出張所 ●

立川市

- 立川支店
立川市曙町 2-6-11
- 国立音楽大学出張所 ●
- 立川駅前出張所 ●

武蔵野市

- 吉祥寺支店
武蔵野市吉祥寺本町 1-7-5
- 三鷹支店
武蔵野市中町 1-1-6
- 武蔵境支店
武蔵野市境南町 2-9-3
- 吉祥寺北出張所 ●
- 吉祥寺ロンロン出張所 ●
- 桜堤出張所 ●

三鷹市

- 三鷹台支店
三鷹市井の頭 2-7-9
- 三鷹台出張所 ●

府中市

- 府中支店
府中市宮町 1-41
- 北府中出張所 ●
- 分倍河原出張所 ●

昭島市

- 昭島支店
昭島市田中町 562-8
- 昭島駅前出張所 ●

調布市

- 国領支店
調布市国領町 4-9-2
- 調布駅前支店
調布市布田 1-37-12
- つつじヶ丘支店
調布市西つつじヶ丘 3-33-10
- 仙川出張所 ●
- 調布出張所 ●

町田市

- 鶴川コンサルティングオフィス
町田市能ヶ谷町 5002-9
- 町田支店
町田市原町田 6-3-8
- 町田外貨両替コーナー
町田市原町田 6-12-1
- 町田山崎出張所
町田市山崎町 2200
- 玉川学園前出張所 ●
- 成瀬駅前出張所 ●
- 町田駅前出張所 ●

小金井市

- 小金井支店
小金井市本町 5-12-4
- 小金井南出張所 ●
- 東小金井出張所 ●
- 東小金井南口出張所 ●

小平市

- 花小金井支店
小平市花小金井 1-10-7
- 西友花小金井店出張所 ●

日野市

- 高幡不動産支店
日野市高幡 1000-2
- 日野支店
日野市多摩平 1-2-1
- 実践女子学園出張所 ●
- 南平出張所 ●

国立市

- 国立支店
国立市中 1-8-45
- 南国立出張所 ●

福生市

- 福生支店
福生市大字福生 1006-7
- 福生市役所出張所 ●

東大和市

- 東大和支店
東大和市南街 5-97-1
- 武蔵大和出張所 ●

清瀬市

- 清瀬支店
清瀬市松山 1-12-16
- 清瀬旭が丘出張所 ●
- 清瀬駅前出張所 ●

多摩市

- 多摩支店
多摩市関戸 1-1-6
- 多摩センター支店
多摩市落合 1-43
- 永山支店
多摩市永山 1-4
- 唐木田出張所 ●

西東京市

- 田無支店
西東京市田無町 4-27-13
- ひばりヶ丘支店
西東京市谷戸町 3-27-15
- 田無北口 ASTA 出張所 ●
- 西東京市役所出張所 ●

国分寺市

- 恋ヶ窪支店
国分寺市戸倉 1-2-2
- 国分寺西出張所 ●
- 鉄道総研出張所 ●

狛江市

- 喜多見支店
狛江市若戸北 4-15-13
- 狛江出張所 ●

羽村市

- 羽村出張所 ●

稲城市

- 若葉台コンサルティングオフィス
稲城市若葉台 2-4-3
- 稲城出張所 ●
- 平尾出張所 ●

神奈川県

横浜市

- 青葉台支店
横浜市青葉区青葉台 2-5
- あざみ野支店
横浜市青葉区あざみ野 1-11-2

いずみ野支店
横浜市泉区和泉町 6213-2

- 金沢八景支店
横浜市金沢区瀬戸 3-52
- 金沢文庫支店
横浜市金沢区谷津町 384
- 上大岡支店
横浜市港南区上大岡西 1-15-1
- 港南台支店
横浜市港南区港南台 3-3-1
- 港北ニュータウン支店
横浜市都筑区中川中央 1-1-3
- 新横浜支店
横浜市港北区新横浜 3-7-3
- たまプラーザ支店
横浜市青葉区美しが丘 5-1-1
- 綱島支店
横浜市港北区綱島西 1-7-16
- 鶴見支店
横浜市鶴見区豊岡町 8-26
- 戸塚支店
横浜市戸塚区吉田町 50-5

中山支店
横浜市緑区台村町 232-4

- 東神奈川支店
横浜市神奈川区富家町 1-13
- 東戸塚支店
横浜市戸塚区品濃町 516-8
- 藤が丘コンサルティングオフィス
横浜市青葉区藤が丘 2-4-3
- 二俣川支店
横浜市旭区二俣川 2-50-1
- 三ツ境支店
横浜市瀬谷区三ツ境 2-1
- 矢向支店
横浜市鶴見区矢向 5-6-2
- 横浜支店
横浜市中区本町 2-20
- 横浜駅前支店
横浜市西区北幸 1-3-23
- 横浜外貨両替コーナー
横浜市西区南幸 1-12-7
- 横浜中央支店
横浜市中区羽衣町 1-3-10
- 緑園都市出張所
横浜市泉区緑園 4-1-2
- 市が尾駅前出張所 ●
- 井土ヶ谷出張所 ●
- 大口出張所 ●
- 大倉山出張所 ●
- 上永谷出張所 ●
- 関内出張所 ●
- クイーンズタワービル出張所 ●
- すすき野出張所 ●
- センター南出張所 ●
- センター南駅前出張所 ●
- 相鉄ジョイナス出張所 ●
- 相鉄本社ビル出張所 ●
- 戸部出張所 ●
- 仲町台出張所 ●
- ノースポート・モール出張所 ●
- 保土ヶ谷出張所 ●
- 南戸塚出張所 ●
- 妙蓮寺出張所 ●
- 六浦出張所 ●
- 弥生台出張所 ●
- 洋光台出張所 ●
- 横浜国立大学出張所 ●
- 横浜西出張所 ●
- 横浜西口出張所 ●
- 横浜東口出張所 ●

川崎市

- 生田支店
川崎市多摩区生田 7-8-6
- 柿生支店
川崎市麻生区上麻生 5-38-7
- 川崎支店
川崎市川崎区砂子 1-8-1
- 新百合ヶ丘支店
川崎市麻生区万福寺 1-1-1
- 平間支店
川崎市中原区北谷町 4
- 溝ノ口支店
川崎市高津区溝口 1-9-1

- 宮崎台支店
川崎市宮前区宮崎2-12-1
- 武蔵中原支店
川崎市中原区下小田中1-20-2
- 元住吉支店
川崎市中原区木月2-6-16
- 百合ヶ丘出張所
川崎市麻生区東百合丘4-42-7
- 鹿島田出張所●
- 川崎駅前出張所●
- 河原町出張所●
- 鷺沼出張所●
- 宿河原出張所●
- 新川崎出張所●
- 新百合ヶ丘駅南口出張所●
- 中野島出張所●
- 星が丘出張所●
- 溝ノ口駅前出張所●
- 宮前平出張所●
- 武蔵小杉出張所●
- 武蔵小杉駅前出張所●
- 武蔵中原駅前出張所●
- 明治大学生田校舎出張所●
- 百合ヶ丘駅前出張所●

横浜市・川崎市以外

- 厚木支店
厚木市中町2-3-5
- 伊勢原支店
伊勢原市桜台1-20-11
- 大船支店
鎌倉市大船1-24-16
- 小田原支店
小田原市栄町2-8-41
- 片瀬山出張所
藤沢市片瀬山2-7-2
- 相模原支店
座間市相模が丘1-24-20
- 逗子支店
逗子市逗子1-4-4
- 茅ヶ崎支店
茅ヶ崎市元町1-1
- つきみ野支店
大和市つきみ野5-7-7
- 東林間支店
相模原市上鶴岡6-31-9
- 平塚支店
平塚市明石町9-1
- 藤沢支店
藤沢市藤沢438-1
- 大和支店
大和市大和東2-2-17
- 愛甲石田出張所●
- 厚木北出張所●
- 海老名出張所●
- JR大船駅前出張所●
- 高座渋谷出張所●
- 七里が浜出張所●
- 湘南シティ出張所●
- 中央林間駅前出張所●
- 東京工芸大学出張所●
- 葉山出張所●
- 東林間駅前出張所●
- 藤沢駅前出張所●
- 三菱電機鎌倉製作所南門前出張所●

新潟県

- 新潟支店
新潟市中央区東大通1-4-2
- 新潟北出張所●

富山県

- 富山支店
富山市中央通り1-1-23

石川県

- 金沢支店
金沢市下堤町7

福井県

- 福井支店
福井市大手3-4-7

山梨県

- 甲府支店
甲府市丸の内2-29-1
- 吉田出張所●

長野県

- 上田支店
上田市中央2-1-18
- 諏訪支店
諏訪市諏訪1-5-25
- 長野支店
長野市問御所町1167-2
- 岡谷出張所●
- 小諸出張所●
- ながの東急百貨店出張所●
- ベルビア茅野出張所●
- 松本出張所●

岐阜県

- 岐阜支店
岐阜市神田町7-9

静岡県

- 静岡支店
静岡市葵区追手町7-4
- 浜松支店
浜松市中区砂山町325-6
- 伊東出張所●
- 沼津出張所●

愛知県

- 上り津支店
名古屋市中区大須3-46-24
- 刈谷支店
刈谷市東陽町2-18-1
- 豊田支店
豊田市喜多町2-93
- 豊橋支店
豊橋市広小路3-49
- 名古屋支店
名古屋市中区錦2-18-24
- 名古屋駅前支店
名古屋市中村区名駅1-2-5
- 名古屋栄支店
名古屋市中区栄3-5-1
- 名古屋ミッドランドスクエア
外貨両替コーナー
名古屋市中村区名駅4-7-1
- 本山支店
名古屋市中村区末盛通5-9
- 一宮出張所●
- 刈谷豊田総合病院出張所●
- 津島出張所●
- トヨタ生活協同組合栄店出張所●
- トヨタ生活協同組合星ヶ丘店出張所●
- トヨタ生協出張所●
- 豊橋技術科学大学出張所●
- 名古屋工業大学出張所●
- 名古屋ミッドランドスクエア出張所●
- 藤田保健衛生大学病院出張所●
- 瑞穂出張所●
- 星が丘テラス出張所●

大阪府

大阪市

北区

- 梅田支店
大阪市北区角田町8-47
- 梅田外貨両替コーナー
大阪市北区芝田1-1-3
- 天六支店
大阪市北区天神橋6-4-20
- 堂島支店
大阪市北区堂島1-6-20
- 南森町支店
大阪市北区南森町2-1-29
- 梅田北口出張所●
- 梅田第一生命ビル地下出張所●
- 大阪駅前出張所●
- 大阪三井物産ビル出張所●
- 新梅田出張所●
- 新阪急八番街出張所●

- 住友病院出張所●
- 堂ビル出張所●
- 中之島出張所●
- 中之島三井ビル出張所●
- ハービス大阪出張所●
- 読売大阪ビル出張所●
- ローレルハイツ北天満出張所●

都島区

- 京阪京橋支店
大阪市都島区東野田町2-4-19
- 京阪京橋駅前出張所●
- 桜宮リバーシティ出張所●
- ベル・パークシティ出張所●
- 都島出張所●

福島県

- 西野田支店
大阪市福島区大開1-14-16
- 福島出張所●

此花区

- 四貫島支店
大阪市此花区四貫島1-9-1

西区

- 立売堀支店
大阪市西区立売堀4-1-20
- 大阪西支店
大阪市西区新町1-9-2
- 道頓堀出張所●

港区

- 港支店
大阪市港区夕風1-1-1

大正区

- 大正区支店
大阪市大正区泉尾1-2-17
- 大正駅前出張所●

天王寺区

- 天王寺駅前支店
大阪市天王寺区堀越町16-10
- 上本町出張所●

西淀川区

- 歌島橋支店
大阪市西淀川区御幣島2-2-10

東成区

- 今里支店
大阪市東成区大今里西2-17-19
- 鶴橋支店
大阪市東成区東小橋3-12-18

生野区

- 生野支店
大阪市生野区田島3-3-32

旭区

- 赤川町支店
大阪市旭区赤川2-5-13
- 千林支店
大阪市旭区千林2-12-31
- 花博記念公園前出張所●

城東区

- 城東支店
大阪市城東区蒲生4-22-12
- 関目支店
大阪市城東区関目3-2-5
- 深江橋支店
大阪市城東区永田4-17-12

阿倍野区

- 阿倍野支店
大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43
- 寺田町支店
大阪市阿倍野区天王寺町北2-14-1
- 西田辺支店
大阪市阿倍野区西田辺町1-17-11

東住吉区

- 駒川町支店
大阪市東住吉区駒川5-23-23

美章園支店

- 大阪市東住吉区北田辺1-2-7

住吉区

- 長居出張所●

西成区

- 天下茶屋支店
大阪市西成区潮路1-1-5

淀川区

- 十三支店
大阪市淀川区十三本町1-6-27
- 新大阪支店
大阪市淀川区宮原4-1-6
- 神崎川出張所●
- 新大阪和幸ビル出張所●
- 西中島南方出張所●
- 東三国出張所●
- 三国出張所●

鶴見区

- 徳庵支店
大阪市鶴見区今津北5-11-8

住之江区

- コスモタワー出張所
大阪市住之江区南港北1-14-16
- 粉浜支店
大阪市住之江区粉浜2-14-27
- 住之江競艇場出張所●

平野区

- 平野支店
大阪市平野区平野上町2-7-9

中央区

- 上町支店
大阪市中央区安堂寺町2-2-33
- 大阪中央支店
大阪市中央区高麗橋1-8-13
- 大阪ビジネスパーク出張所
大阪市中央区城見2-1-61
- 大阪本店営業部
大阪市中央区北浜4-6-5

船場支店

- 大阪市中央区南船場3-10-19

玉造支店

- 大阪市中央区玉造1-5-12

天満橋支店

- 大阪市中央区天満橋京町2-13

難波支店

- 難波外貨両替コーナー
大阪市中央区難波5-1-60

備後町支店

- 備後町外貨両替コーナー
大阪市中央区道修町4-1-1

御堂筋支店

- 大阪市中央区久太郎町3-5-19

高麗橋出張所●

堺筋本町出張所●

日本一出張所●

堺市

- 鳳支店
堺市西区鳳東町4-307
- 堺支店
堺市堺区三国ヶ丘御幸通152
- 泉北とが支店
堺市南区原山台2-4-1
- 中もず支店
堺市北区百舌鳥梅町1-15-10
- 浜寺支店
堺市西区浜寺諏訪森町西2-90
- 光明池出張所●
- 堺浜えんため出張所●
- 津久野出張所●
- 南海堺駅前出張所●
- 深井出張所●
- 三国ヶ丘出張所●
- 百舌鳥梅町出張所●

岸和田市

- 岸和田支店
岸和田市五軒屋町15-10
- 岸和田市役所出張所●
- 東岸和田出張所●

豊中市

- 庄内支店
豊中市庄内西町 2-21-2
- 千里中央支店
豊中市新千里東町 1-5-3
- 豊中支店
豊中市本町 1-9-5
- 阪急曽根支店
豊中市曽根東町 3-3-1-101
- 東豊中出張所
豊中市東豊中町 4-1-12
- 大阪大学豊中キャンパス出張所●
- コープ東豊中出張所●
- 市立豊中病院出張所●
- 千里中央駅前出張所●
- 豊中市役所出張所●
- 豊中本町出張所●

東大阪市

- 小阪支店
東大阪市小阪本町 1-2-3
- 新石切支店
東大阪市西石切町 3-3-15
- 東大阪支店
東大阪市長堂 1-5-1
- 若江岩田支店
東大阪市岩田町 3-10-3
- 近畿大学内出張所●
- 瓢箪山出張所●
- ヴェルノール布施出張所●

池田市

- 池田支店
池田市栄町 10-2
- 石橋出張所
池田市天神 1-5-13
- 池田市役所出張所●

吹田市

- 江坂支店
吹田市豊津町 8-7
- 吹田支店
吹田市元町 5-4
- 南千里支店
吹田市津雲台 1-2-D9-101
- アザール桃山台出張所●
- 大阪大学医学部附属病院出張所●
- 大阪大学吹田キャンパス出張所●
- 関大前出張所●
- 北千里駅前出張所●
- 吹田市役所出張所●

泉大津市

- 泉大津支店
泉大津市旭町 20-2

高槻市

- 高槻支店
高槻市北園町 18-9
- 高槻駅前支店
高槻市白梅町 4-1
- 大阪医科大学出張所●
- 摂津富田出張所●
- 高槻北出張所●
- 高槻市役所出張所●

貝塚市

- 貝塚支店
貝塚市海塚 254
- ジャスコ貝塚店出張所●

守口市

- 守口支店
守口市京阪本通 1-1-4
- 守口市駅前出張所
守口市河原町 1-5

枚方市

- くずは支店
枚方市楠葉花園町 15-3
- 枚方支店
枚方市岡東町 21-10
- 男山団地出張所●
- 関西外国語大学出張所●

- 枚方駅前出張所●
- 枚野駅前出張所●

茨木市

- 茨木支店
茨木市永代町 7-6
- 茨木西支店
茨木市西駅前町 5-4
- 彩都コンサルティングオフィス
茨木市彩都あさぎ 1-2-1
- 追手門学院大学出張所●
- 総持寺出張所●

八尾市

- 八尾支店
八尾市北本町 2-1-1
- 山本支店
八尾市山本町南 1-12-8
- 大阪経済法科大学出張所●

泉佐野市

- 関西国際空港外貨両替コーナー
泉佐野市泉州空港北 1
- 佐野支店
泉佐野市上町 3-11-14
- 泉佐野市役所出張所●

富田林市

- 富田林支店
富田林市本町 18-27
- 喜志出張所●
- PL出張所●

寝屋川市

- 香里支店
寝屋川市香里南之町 36-16
- 香里ヶ丘支店
寝屋川市未広町 16-15
- 寝屋川支店
寝屋川市早子町 16-14
- 萱島出張所●

河内長野市

- 河内長野支店
河内長野市長野町 4-6
- 南花台出張所●
- 長野青葉台出張所●

松原市

- 松原支店
松原市高見の里 4-766
- 河内天美出張所●
- 河内松原出張所●

大東市

- 大阪産業大学出張所●
- 住道出張所●

和泉市

- 和泉支店
和泉市府中町 1-7-1
- 和泉中央コンサルティングオフィス
和泉市いぶき野 5-1-1
- 和泉市役所出張所●

箕面市

- 桜井出張所
箕面市桜井 1-7-24
- 箕面支店
箕面市箕面 5-13-51
- 箕面市役所出張所●
- 箕面市西小路 4-6-1
- 大阪外国語大学出張所●
- 箕面市立病院出張所●

門真市

- 門真支店
門真市末広町 41-1
- 大和田駅前出張所●
- 門真市役所出張所●
- 門真西出張所●

藤井寺市

- 藤井寺支店
藤井寺市岡 1-15-8

- 藤井寺駅前出張所●
- 藤井寺市役所出張所●

泉南市

- 泉南支店
泉南市樽井 6-23-6
- 和泉砂川出張所●

四條畷市

- 四條畷支店
四條畷市雁屋南町 28-3

大阪狭山市

- 金剛支店
大阪狭山市金剛 1-1-29
- 近畿大学医学部付属病院出張所●
- 狭山ニュータウン出張所●

羽曳野市

- はびきの出張所
羽曳野市軽里 3-2-1
- IBU出張所●

阪南市

- 尾崎出張所●

豊能郡

- ときわ駅出張所●
- 豊能町役場出張所●

泉南郡

- 関西国際空港第二外貨両替コーナー
泉南郡田尻町泉州空港中 1
- 熊取出張所●
- 熊取駅前出張所●
- 浪商学園出張所●

南河内郡

- 大阪芸術大学出張所●

京都府

- 円町支店
京都市中京区西ノ京円町 10-1
- 京都支店
京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾 8
- 四条支店
四条外貨両替コーナー
京都市下京区四条通河原町東入真町 68
- 伏見支店
京都市伏見区銀座町 1-354-1
- 松井山手コンサルティングオフィス
京田辺市山手中央 2-1
- 京都外国語大学出張所●
- JR 京都駅出張所●
- 四条大宮出張所●
- 東寺出張所●
- 佛教大学出張所●
- 立命館大学出張所●

兵庫県

神戸市

中央区

- 神戸営業部
神戸市中央区浪花町 56
- 神戸駅前支店
神戸市中央区多聞通 3-3-9
- 神戸市役所出張所
神戸市中央区加納町 6-5-1
- 三宮支店
神戸市中央区三宮町 1-5-1
- 三宮駅ビル外貨両替コーナー
神戸市中央区雲井通 8-1-2
- 兵庫県庁出張所
神戸市中央区下山手通 5-10-1
- 神戸空港出張所●
- 神戸市立中央市民病院出張所●
- 神戸大学医学部附属病院出張所●
- 神戸貿易センター出張所●
- 神戸ポートアイランド出張所●
- 栄町出張所●
- 三宮駅ビル出張所●
- 三宮中央ビルディング出張所●

- 神鋼病院出張所●
- ハーバーランド出張所●
- ファッションタウン出張所●
- 元町一番街出張所●
- 山手出張所●

灘区

- 灘支店
神戸市灘区備後町 5-3-1-102
- 六甲支店
神戸市灘区宮山町 2-6-8
- 神戸大学出張所●
- 六甲口出張所●

兵庫区

- 兵庫支店
神戸市兵庫区湊町 4-2-10
- 湊川支店
神戸市兵庫区東山町 2-2-6
- 上沢出張所●
- 神戸平野出張所●
- 御崎出張所●

長田区

- 長田支店
神戸市長田区四番町 8-6-1
- 駒ヶ林出張所●

須磨区

- 板宿支店
神戸市須磨区大黒町 2-1-9
- 北須磨支店
神戸市須磨区中落合 2-2-5
- 須磨支店
神戸市須磨区月見山本町 2-4-2
- コープ白川台出張所●
- 妙法寺出張所●

垂水区

- 垂水支店
神戸市垂水区神田町 4-16
- 向陽出張所●
- コープ高丸出張所●
- 垂水北出張所●
- 垂水つつじが丘出張所●
- 垂水東出張所●

東灘区

- 岡本支店
神戸市東灘区岡本 1-3-25
- 甲南支店
神戸市東灘区甲南町 3-9-24
- 住吉支店
神戸市東灘区住吉本町 1-2-1
- 阪急御影コンサルティングオフィス
神戸市東灘区御影町都家字上山田 105
- 御影支店
神戸市東灘区御影本町 4-10-4
- 六甲アイランド支店
神戸市東灘区向洋町中 6-9
- 甲南女子大学出張所●
- 阪急御影出張所●
- 深江出張所●
- 六甲アイランド・リバーモール出張所●

北区

- 北鈴蘭台出張所
神戸市北区甲栄台 1-1-5
- 鈴蘭台支店
神戸市北区鈴蘭台北町 1-7-17
- 藤原台支店
神戸市北区有野中町 1-12-7
- 有馬出張所●
- 神戸北町出張所●
- 鈴蘭台駅前出張所●
- 星和台出張所●

西区

- 神戸学園都市出張所
神戸市西区学園西町 1-1-3
- 西神中央支店
神戸市西区靴台 5-10-2
- 玉津出張所●
- 西神南出張所●

姫路市

- 網干支店
姫路市網干区新在家三ツ石 1437-17
- 飾磨支店
姫路市飾磨区清水 127
- 姫路支店
姫路市呉服町 54
- 姫路市役所出張所
姫路市安田 4-1
- 姫路南支店
姫路市白浜町甲 335-1
- 広畑支店
姫路市広畑区正門通 3-5-2
- 英賀保駅前出張所●
- イトーヨーカドー広畑店出張所●
- ザ・モール姫路出張所●
- 姫路駅前出張所●
- 姫路北出張所●
- 姫路赤十字病院出張所●
- 姫路リバーシティ出張所●

尼崎市

- 尼崎支店
尼崎市昭和通 3-91
- 尼崎市役所出張所
尼崎市東七松町 1-23-1
- 杭瀬支店
尼崎市杭瀬本町 2-1-5
- 園田支店
尼崎市東園田町 9-48-1
- 立花支店
尼崎市立花町 1-5-17
- 塚口支店
尼崎市塚口町 1-12-21
- 武庫之荘支店
尼崎市武庫之荘 2-2-14
- 尼崎競艇場出張所●
- 尼崎西出張所●
- JR 尼崎駅前出張所●
- 武庫川出張所●
- 武庫之荘駅前出張所●

明石市

- 明石支店
明石市大明石町 1-5-4
- 大久保支店
明石市大久保町大久保町字神楽田 16-3
- 明石市役所出張所●
- 朝霧出張所●
- コープ大久保出張所●
- ステーションプラザ明石出張所●
- 西新町出張所●

西宮市

- 苦楽園コンサルティングオフィス
西宮市樋之池町 10-15
- 甲子園支店
西宮市甲子園七番町 1-19
- 甲子園口支店
西宮市甲子園口 2-28-18
- 甲東支店
西宮市甲東園 3-2-29
- 夙川支店
西宮市羽衣町 7-30-123
- 西宮支店
西宮市六瀬寺町 14-12
- 西宮北口支店
西宮市甲風園 1-5-24
- 西宮市役所出張所
西宮市六瀬寺町 10-3
- イトーヨーカドー甲子園店出張所●
- 今津出張所●
- 関西学院上ヶ原キャンパス出張所●
- 苦楽園口駅前出張所●
- 苦楽園西出張所●
- コープ甲東園出張所●
- コープ甲陽園出張所●
- コープ夙川出張所●
- 西宮北口駅前出張所●
- 西宮名塩駅前出張所●
- 西宮マリナパークシティ出張所●
- 阪神甲子園駅前出張所●
- 兵庫医科大学出張所●

- フレンテ西宮出張所●
- メルカードむこかわ出張所●
- 門戸厄神駅前出張所●

洲本市

- 洲本支店
洲本市本町 4-5-10
- モノバシティオ出張所●
- 洲本市役所出張所●

芦屋市

- 芦屋支店
芦屋市光光町 11-9
- 芦屋駅前支店
芦屋市船戸町 2-1-101
- 芦屋北口出張所●
- 芦屋市役所出張所●
- シーサイドタウン出張所●

伊丹市

- 伊丹支店
伊丹市中央 3-5-23
- 伊丹市役所出張所●
- 稲野出張所●
- コープ野間出張所●
- ネオ伊丹ビル出張所●

豊岡市

- 豊岡支店
豊岡市元町 12-1
- 豊岡市役所出張所●

加古川市

- 加古川支店
加古川市加古川町寺家町 53-2
- 東加古川支店
加古川市平岡町新在家 2-273-2
- 別府支店
加古川市別府町緑町 1
- 加古川駅前出張所●
- 加古川市民病院出張所●
- 加古川市役所出張所●
- コープ神吉出張所●
- サティ加古川店出張所●
- 神野中央ショッピングセンター出張所●
- 鶴池タウン出張所●

たつの市

- 龍野支店
たつの市龍野町富永 288-3
- たつの市役所出張所●
- 新宮出張所●

西脇市

- 西脇支店
西脇市西脇 951
- ダイエーふうしゃ本社ビル店出張所●
- 西脇市役所出張所●

宝塚市

- 逆瀬川支店
宝塚市逆瀬川 1-1-11
- 宝塚支店
宝塚市栄町 2-1-2
- イズミヤ小林店出張所●
- 逆瀬台出張所●
- すみれが丘出張所●
- 宝塚市役所出張所●
- 仁川駅前出張所●

三木市

- 三木支店
三木市本町 2-3-12
- 緑が丘支店
三木市緑が丘町本町 1-1-7
- コープ志染出張所●
- 三木市役所出張所●
- 三木ジャスコ出張所●

高砂市

- 曾根出張所
高砂市曾根町 2241-2

- 高砂支店
高砂市高砂町浜田町 2-3-5
- アスバ高砂出張所●
- コープ高砂出張所●
- 高砂市民病院出張所●
- 高砂市役所出張所●

川西市

- 川西支店
川西市小花 1-7-9
- 川西市役所出張所●
- 多田駅前出張所●

三田市

- ウディタウン出張所
三田市すすかけ台 2-3-1
- 三田支店
三田市中央町 4-1
- フラワータウン出張所
三田市弥生が丘 1-1-1
- 関西学院神戸三田キャンパス出張所●
- 三田市役所出張所●
- モールラフィエ出張所●

加西市

- 北条支店
加西市北条町北条 910
- 加西市役所出張所●

篠山市

- 篠山支店
篠山市二階町 60

川辺郡

- 日生中央コンサルティングオフィス
川辺郡猪名川町松尾台 1-2-2
- 日生中央出張所●

滋賀県

- 草津出張所●

奈良県

- 生駒支店
生駒市元町 1-13-1
- 学園前支店
奈良市学園北 1-1-1-100
- 登美ヶ丘コンサルティングオフィス
奈良市中登美ヶ丘 6-1-1
- 奈良支店
奈良市角振町 35
- 平城支店
奈良市石京 1-3-4
- 大和王寺支店
北葛城郡王寺町王寺 2-6-11
- 大和郡山支店
大和郡山市南郡山町 529-2
- アントレ生駒出張所●
- 近畿大学奈良病院出張所●
- 西大寺出張所●
- 東生駒出張所●

和歌山県

- 和歌山支店
和歌山市六番丁 10
- 林間田園都市駅出張所●

岡山県

- 岡山支店
岡山市本町 3-6-101

広島県

- 尾道支店
尾道市土堂 1-8-3
- 広島支店
広島市中区紙屋町 1-3-2
- 呉出張所●
- 広島北出張所●

山口県

- 下関支店
下関市竹崎町 1-15-20

香川県

- 高松支店
高松市兵庫町 10-4

愛媛県

- 新居浜支店
新居浜市中須賀町 1-7-33
- 松山ローンオフィス
松山市千舟町 4-5-4
- 住友別子病院出張所●
- 松山千舟町出張所●

福岡県

- 大牟田支店
大牟田市栄町 1-2-1
- 北九州支店
北九州市小倉北区魚町 1-5-16
- 久留米支店
久留米市日吉町 15-52
- 天神町支店
福岡市中央区天神 2-11-1
- 福岡支店
福岡市博多区博多駅前 1-1-1
- 呉服町出張所●
- 店屋町三井ビル出張所●
- 東芝福岡ビル出張所●
- パビヨン 24 出張所●

佐賀県

- 佐賀支店
佐賀市八幡小路 2-3

熊本県

- 熊本支店
熊本市魚屋町 2-1

大分県

- 大分支店
大分市中央町 1-3-22
- 立命館アジア太平洋大学共同出張所●

鹿児島県

- 鹿児島支店
鹿児島市大黒町 4-4

代理店

- 代理業者 (株)セブン銀行
三井住友銀行セブン銀行代理店本店
イトーヨーカドー川口店出張所
埼玉県川口市並木元町 1-79

ローンプラザ

- 東日本**
- 札幌ローンプラザ
北海道札幌市中央区北 1 条西 4-2-2
- 仙台ローンプラザ
宮城県仙台市青葉区中央 2-2-6
- 浦和ローンプラザ
埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-1-14
- 大宮ローンプラザ
埼玉県さいたま市大宮区大門町 2-107
- 川口ローンプラザ
埼玉県川口市本町 4-1-8
- 川越ローンプラザ
埼玉県川越市新富町 2-24-4
- 越谷ローンプラザ
埼玉県越谷市弥生町 14-21
- 志木ローンプラザ
埼玉県新座市東北 2-35-17
- 所沢ローンプラザ
埼玉県所沢市日吉町 9-16
- 柏ローンプラザ
千葉県柏市柏 1-2-38
- 千葉ローンプラザ
千葉県千葉市中央区富士見 2-2-2
- 船橋ローンプラザ
千葉県船橋市本町 4-45-23
- 松戸ローンプラザ
千葉県松戸市本町 11-5
- 本八幡ローンプラザ
千葉県市川市八幡 2-6-9
- 飯田橋ローンプラザ
東京都新宿区堀場町 1-18

池袋ローンプラザ
東京都豊島区南池袋 2-27-8
葛西ローンプラザ
東京都江戸川区葛西 5-34-8
上野ローンプラザ
東京都台東区上野 5-15-14
荻窪ローンプラザ
東京都杉並区荻 1-16-14
蒲田ローンプラザ
東京都大田区西蒲田 7-69-1
吉祥寺ローンプラザ
東京都武蔵野市吉祥寺南町 1-8-1
錦糸町ローンプラザ
東京都墨田区江東橋 4-27-14
国分寺ローンプラザ
東京都国分寺市本町 2-12-2
渋谷ローンプラザ
東京都渋谷区宇田川町 28-4
自由が丘ローンプラザ
東京都目黒区自由が丘 2-11-4
住宅ローン開発センター東京
東京都新宿区西新宿 1-20-2
新宿ローンプラザ
東京都新宿区西新宿 1-7-1
成城ローンプラザ
東京都世田谷区成城 6-5-29
立川ローンプラザ
東京都立川市曙町 2-13-1
田無ローンプラザ
東京都西東京市南町 4-6-4
多摩センターローンプラザ
東京都多摩市落合 1-43
調布ローンプラザ
東京都調布市布田 1-37-12
東京南ローンプラザ
東京都品川区上大崎 2-16-5
練馬ローンプラザ
東京都練馬区練馬 1-4-5
八王子ローンプラザ
東京都八王子市横山町 5-15
二子玉川ローンプラザ
東京都世田谷区玉川 2-24-9
町田ローンプラザ
東京都町田市原町田 6-3-8
あざみ野ローンプラザ
神奈川県横浜市青葉区あざみ野 1-4-3
厚木ローンプラザ
神奈川県厚木市中町 2-3-5
上大岡ローンプラザ
神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-6-1
関内ローンプラザ
神奈川県横浜市中区本町 2-20
新百合ヶ丘ローンプラザ
神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-1-1-402
住宅ローン開発センター横浜
神奈川県横浜市西区北幸 2-10-27
綱島ローンプラザ
神奈川県横浜市港北区綱島西 1-7-16
鶴見ローンプラザ
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 7-10
戸塚ローンプラザ
神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 489-1
橋本ローンプラザ
神奈川県相模原市橋本 6-4-15
藤沢ローンプラザ
神奈川県藤沢市藤沢 438-1
溝ノ口ローンプラザ
神奈川県川崎市高津区溝口 1-9-1
横浜ローンプラザ
神奈川県横浜市西区北幸 2-10-27
大和ローンプラザ
神奈川県大和市大和東 2-2-17
新潟ローンプラザ
新潟県新潟市中央区東大通 1-4-2
浜松ローンプラザ
静岡県浜松市中区砂山町 325-6
刈谷ローンプラザ
愛知県刈谷市東陽町 2-18-1
名古屋ローンプラザ
愛知県名古屋市中区錦 2-18-24
住宅ローン開発センター名古屋
愛知県名古屋市中区錦 2-18-24

西日本

和泉ローンプラザ
大阪府和泉市府中町 1-7-1
茨木ローンプラザ
大阪府茨木市双葉町 2-27

梅田ローンプラザ
大阪府大阪市北区芝田 1-1-4
門真ローンプラザ
大阪府門真市末広町 7-12
小阪ローンプラザ
大阪府東大阪市小阪本町 1-2-3
金剛ローンプラザ
大阪府大阪狭山市金剛 1-1-29
堺ローンプラザ
大阪府堺市堺区一条通 20-1
佐野ローンプラザ
大阪府泉佐野市上町 3-11-14
住宅ローン開発センター大阪
大阪府大阪市中央区南久宝寺町 3-6-6
城東ローンプラザ
大阪府大阪市城東区蒲生 4-22-12
新大阪ローンプラザ
大阪府大阪市淀川区宮原 4-1-6
千里中央ローンプラザ
大阪府豊中市新千里東町 1-5-3
高槻ローンプラザ
大阪府高槻市白梅町 4-1
天王寺ローンプラザ
大阪府大阪市天王寺区堀越町 13-18
豊中ローンプラザ
大阪府豊中市本町 1-2-57
難波ローンプラザ
大阪府大阪市浪速区難波中 1-12-5
枚方ローンプラザ
大阪府枚方市岡東町 5-23
松原ローンプラザ
大阪府松原市高見の里 4-7-66
八尾ローンプラザ
大阪府八尾市北本町 2-1-1
京都ローンプラザ
京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 8
伏見ローンプラザ
京都府京都市伏見区銀座町 1-354-1
明石ローンプラザ
兵庫県明石市大明石町 1-5-4
加古川ローンプラザ
兵庫県加古川市加古川町溝之口 510-51
川西ローンプラザ
兵庫県川西市中央町 7-18
甲南ローンプラザ
兵庫県神戸市東灘区甲南町 3-9-24
西神中央ローンプラザ
兵庫県神戸市西区梶台 5-10-2
三宮ローンプラザ
兵庫県神戸市中央区三宮町 1-5-1
塚口ローンプラザ
兵庫県尼崎市塚口町 1-12-21
西宮北口ローンプラザ
兵庫県西宮市甲風園 1-5-24
阪神西宮ローンプラザ
兵庫県西宮市六湛寺町 14-5
姫路ローンプラザ
兵庫県姫路市綿町 111
三田ローンプラザ
兵庫県三田市中央町 4-41
草津ローンプラザ
滋賀県草津市西大路町 3-8
学園前ローンプラザ
奈良県奈良市学園北 1-1-1-100
奈良ローンプラザ
奈良県奈良市西御門町 2
大和瓦寺ローンプラザ
奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-6-1
和歌山ローンプラザ
和歌山県和歌山市六番丁 10
岡山ローンプラザ
岡山県岡山市本町 1-2
広島ローンプラザ
広島県広島市中区紙屋町 1-3-2
北九州ローンプラザ
福岡県北九州市小倉北区魚町 1-5-16
福岡ローンプラザ
福岡県福岡市博多区博多駅前 1-1-1
鹿児島ローンプラザ
鹿児島県鹿児島市大黒町 4-4

法人営業部

東日本

札幌法人営業部
北海道札幌市中央区北一条西 4-2-2
東北法人営業部
宮城県仙台市青葉区中央 2-2-6
岩手県盛岡市盛岡駅前通 15-20
福島県郡山市駅前 2-10-15

東関東法人営業部
茨城県水戸市南町 3-4-10
茨城県取手市取手 2-10-15
北関東法人営業部
群馬県前橋市本町 2-1-16
栃木県小山市城山町 3-4-1
群馬県太田市飯田町 1319
群馬県高崎市栄町 16-11

大宮法人営業部
埼玉県さいたま市大宮区大門町 2-107
埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-1-14

春日法人営業部
埼玉県春日部市中央 1-1-4
埼玉県越谷市弥生町 14-21

川口法人営業部
埼玉県川口市栄町 3-5-1

川越法人営業部
埼玉県川越市脇田町 105

熊谷法人営業部
埼玉県熊谷市本町 1-104

志木法人営業部
埼玉県新座市東北 2-35-17

所沢法人営業部
埼玉県所沢市日吉町 11-5

柏法人営業部
千葉県柏市柏 1-2-38

千葉法人営業部
千葉県千葉市中央区富士見 2-2-2
千葉県木更津市大和 1-1-3

船橋法人営業部
千葉県船橋市本町 4-45-23

青山法人営業部
東京都港区南青山 3-1-30

赤坂法人営業第一部
東京都港区赤坂 3-3-3

赤坂法人営業第二部
東京都港区赤坂 3-3-3

浅草法人営業部
東京都台東区雷門 2-17-9

浅草橋法人営業部
東京都中央区日本橋馬喰町 2-1-1

飯田橋法人営業部
東京都新宿区揚場町 1-18

池袋法人営業部
東京都豊島区西池袋 1-21-7

池袋東口法人営業部
東京都豊島区南池袋 2-27-9

板橋法人営業部
東京都板橋区大山東町 46-7

上野法人営業第一部
東京都台東区台東 4-11-4

上野法人営業第二部
東京都台東区台東 4-11-4

恵比寿法人営業部
東京都渋谷区広尾 1-15-2

王子法人営業部
東京都北区王子 1-16-2
東京都北区赤羽 2-1-15

大島法人営業部
東京都江東区大島 6-8-24
東京都江戸川区篠崎町 7-26-7

大塚法人営業部
東京都文京区大塚 4-45-11

大森法人営業部
東京都大田区山王 2-3-4

葛西法人営業部
東京都江戸川区葛西 5-34-8

蒲田法人営業部
東京都大田区蒲田 5-41-8

亀戸法人営業部
東京都江東区亀戸 2-18-10
東京都江東区北砂 4-34-18

神田駅前法人営業部
東京都千代田区鏡台町 2-2-1

神田法人営業第一部
東京都千代田区神田小川町 1-1

神田法人営業第二部
東京都千代田区神田小川町 1-1

吉祥寺法人営業部
東京都武蔵野市吉祥寺本町 1-10-31

経堂法人営業部
東京都世田谷区経堂 1-21-13

京橋法人営業部
東京都中央区京橋 3-7-1

銀座法人営業第一部
東京都中央区銀座 8-8-5

銀座法人営業第二部
東京都中央区銀座 8-8-5

錦糸町法人営業部
東京都墨田区江東橋 4-27-14

小石川法人営業部
東京都文京区小石川 1-15-17

小岩法人営業部
東京都江戸川区南小岩 7-23-10
千葉県市川市八幡 2-6-9

高円寺法人営業部
東京都杉並区高円寺南 4-27-12

麴町法人営業部
東京都千代田区麴町 6-6

五反田法人営業部
東京都品川区東五反田 1-14-10

五反野法人営業部
東京都足立区中央本町 2-26-14

渋谷法人営業第一部
東京都渋谷区宇田川町 28-4

渋谷法人営業第二部
東京都渋谷区宇田川町 28-4

自由が丘法人営業部
東京都目黒区自由が丘 2-11-4
東京都大田区雪谷大塚町 9-15

新小岩法人営業部
東京都葛飾区新小岩 1-48-18
東京都葛飾区四つ木 2-30-16

新宿法人営業第一部
東京都新宿区新宿 3-24-1

新宿法人営業第二部
東京都新宿区新宿 3-24-1

新宿西口法人営業第一部
東京都新宿区西新宿 2-1-1

新宿西口法人営業第二部
東京都新宿区西新宿 2-1-1

新橋法人営業部
東京都港区新橋 1-8-3

千住法人営業部
東京都足立区千住 2-55
埼玉県草加市高砂 2-17-21

高田馬場法人営業部
東京都新宿区高田馬場 1-27-7

立川法人営業部
東京都立川市曙町 2-7-16

田無法人営業部
東京都西東京市田無町 4-27-13

千代田法人営業部
東京都千代田区神田神保町 2-21-1

築地法人営業部
東京都中央区築地 2-11-24

公務法人営業部
東京都港区虎ノ門 1-6-12
神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-8

東京中央法人営業第一部
東京都中央区日本橋 2-7-9

東京中央法人営業第二部
東京都中央区日本橋 2-7-9

東京中央法人営業第三部
東京都中央区日本橋 2-7-9

東京中央法人営業第四部
東京都中央区日本橋 2-7-9

ときわ台法人営業部
東京都板橋区盤台 1-44-6

中野法人営業部
東京都中野区中野 5-64-3

西新宿法人営業部
東京都新宿区西新宿 8-12-1
東京都新宿区原町 3-34

日暮里法人営業部
東京都荒川区西日暮里 2-29-3

日本橋法人営業第一部
東京都中央区日本橋室町 2-1-1

日本橋法人営業第二部
東京都中央区日本橋室町 2-1-1

日本橋東法人営業部
東京都中央区日本橋茅場町 1-13-12

人形町法人営業部
東京都中央区日本橋大伝馬町 5-7

練馬法人営業部
東京都練馬区豊玉北 5-17-14

八王子法人営業部
東京都八王子市旭町 8-1

浜松町法人営業部
東京都港区浜松町 2-4-1

日比谷法人営業第一部
東京都港区西新橋 1-3-12

日比谷法人営業第二部
東京都港区西新橋 1-3-12

日比谷法人営業第三部
東京都港区西新橋 1-3-12

府中法人営業部
東京都府中市宮町 1-41

東京都調布市布田 1-37-12

本店法人営業部
東京都千代田区有楽町 1-1-2

町田法人営業部
東京都町田市市原町 6-3-8
神奈川県相模原市橋本 6-4-15

丸ノ内法人営業部
東京都千代田区丸の内 3-4-1

三田通法人営業部
東京都港区芝 5-28-1

目黒法人営業部
東京都品川区上大崎 2-25-5

六本木法人営業部
東京都港区六本木 6-1-21

厚木法人営業部
神奈川県厚木市中町 2-3-5

上大岡法人営業部
神奈川県横浜市港南区上大岡西 1-6-1

川崎法人営業部
神奈川県川崎市川崎区砂子 1-8-1

新横浜法人営業部
神奈川県横浜市港北区新横浜 3-7-3

鶴見法人営業部
神奈川県横浜市鶴見区豊岡町 8-26

平塚法人営業部
神奈川県平塚市明石町 9-1
神奈川県小田原市栄町 2-8-41

藤沢法人営業部
神奈川県藤沢市藤沢 555
神奈川県大和市大和東 2-2-17

溝ノ口法人営業部
神奈川県川崎市高津区溝口 1-9-1

横浜駅前法人営業第一部
神奈川県横浜市西区北幸 1-3-23

横浜駅前法人営業第二部
神奈川県横浜市西区北幸 1-3-23

横浜法人営業部
神奈川県横浜市市中区羽衣町 1-3-10

新潟法人営業部
新潟県新潟市中央区東大通 1-4-2

甲府法人営業部
山梨県甲府市丸の内 2-29-1

上田法人営業部
長野県上田市中央 2-1-18

諏訪法人営業部
長野県諏訪市諏訪 1-5-25
長野県松本市深志 2-5-26

長野法人営業部
長野県長野市筒御所町 1167-2

岐阜法人営業部
岐阜県岐阜市神田町 7-9

静岡法人営業部
静岡県静岡市葵区追手町 7-4
静岡県沼津市大手町 3-8-23

浜松法人営業部
静岡県浜松市中区砂山町 325-6

刈谷法人営業部
愛知県刈谷市東陽町 2-18-1
愛知県豊田市喜多町 2-93

豊橋法人営業部
愛知県豊橋市広小路 3-49

名古屋法人営業第一部
愛知県名古屋市中区錦 2-18-19

名古屋法人営業第二部
愛知県名古屋市中区錦 2-18-19

名古屋法人営業第三部
愛知県名古屋市中区錦 2-18-19

西日本

富山法人営業部
富山県富山市中央通り 1-1-23

金沢法人営業部
石川県金沢市下堤町 7

福井法人営業部
福井県福井市大手 3-4-7

泉大津法人営業部
大阪府泉大津市旭町 20-2

立売堀法人営業部
大阪府大阪市西区立売堀 4-1-20

茨木法人営業部
大阪府茨木市永代町 7-6

今里法人営業部
大阪府大阪市東成区大今里西 2-17-19

梅田法人営業第一部
大阪府大阪市北区角田町 8-47

梅田法人営業第二部
大阪府大阪市北区角田町 8-47

大阪公務法人営業部
大阪府大阪市中央区北浜 4-7-19

大阪中央法人営業第一部
大阪府大阪市中央区高麗橋 1-8-13

大阪中央法人営業第二部
大阪府大阪市中央区高麗橋 1-8-13

大阪西法人営業部
大阪府大阪市西区新町 1-9-2

門真法人営業部
大阪府門真市末広町 41-1
大阪府守口市京阪本通 1-1-4

岸和田法人営業部
大阪府岸和田市五軒屋町 15-10

粉浜法人営業部
大阪府大阪市住之江区粉浜 2-14-27

堺法人営業部
大阪府堺市堺区三国ヶ丘御幸通 152
大阪府堺市西区鳳東町 4-307

十三法人営業部
大阪府大阪市淀川区十三本町 1-6-27

城東法人営業部
大阪府大阪市城東区蒲生 4-22-12

新大阪法人営業部
大阪府大阪市淀川区宮原 4-1-6

船場法人営業部
大阪府大阪市中央区南船場 3-10-19

玉造法人営業部
大阪府大阪市中央区玉造 1-5-12

天下茶屋法人営業部
大阪府大阪市西成区潮路 1-1-5

天王寺駅前法人営業第一部
大阪府大阪市天王寺区堀越町 13-18

天王寺駅前法人営業第二部
大阪府大阪市天王寺区堀越町 13-18

天満橋法人営業部
大阪府大阪市中央区天満橋京町 2-13
大阪府大阪市都島区東野田町 2-4-19

天六法人営業部
大阪府大阪市北区天神橋 6-3-16

堂島法人営業第一部
大阪府大阪市北区堂島 1-6-20

堂島法人営業第二部
大阪府大阪市北区堂島 1-6-20

豊中法人営業部
大阪府豊中市本町 1-9-1

難波法人営業第一部
大阪府大阪市浪速区難波中 2-10-70

難波法人営業第二部
大阪府大阪市浪速区難波中 2-10-70

西野田法人営業部
大阪府大阪市福島区大開 1-14-16

東大阪法人営業部
大阪府東大阪市長堂 1-5-1

枚方法人営業部
大阪府枚方市岡東町 21-10

備後町法人営業部
大阪府大阪市中央区道修町 3-6-1

深江橋法人営業部
大阪府大阪市城東区永田 4-17-12

藤井寺法人営業部
大阪府藤井寺市岡 1-15-8

御堂筋法人営業部
大阪府大阪市中央区久太郎町 3-5-19

南森町法人営業部
大阪府大阪市北区南森町 2-1-29

八尾法人営業部
大阪府八尾市光町 1-6-1

京都法人営業第一部
京都府京都市下京区四条通烏丸東入
長刀鉾町 8

京都法人営業第二部
京都府京都市下京区四条通烏丸東入
長刀鉾町 8

京都法人営業第三部
京都府京都市下京区四条通烏丸東入
長刀鉾町 8

京都府京都市伏見区銀座町 1-354-1

明石法人営業部
兵庫県明石市大明石町 1-5-4
兵庫県三木市本町 2-3-12

尼崎法人営業部
兵庫県尼崎市昭和通 3-90-1

伊丹法人営業部
兵庫県伊丹市中央 3-5-23

加古川法人営業部
兵庫県加古川市加古川町寺家町 53-2

神戸法人営業第一部
兵庫県神戸市中央区浪花町 56

神戸法人営業第二部
兵庫県神戸市中央区浪花町 56

神戸法人営業第三部
兵庫県神戸市中央区浪花町 56

神戸公務法人営業部
兵庫県神戸市中央区浪花町 56

三田篠山法人営業部
兵庫県三田市中央町 4-1
兵庫県篠山市二階町 60

洲本法人営業部
兵庫県洲本市本町 4-5-10

豊岡法人営業部
兵庫県豊岡市元町 12-1

西宮法人営業部
兵庫県西宮市六湛寺町 14-12

北播磨法人営業部
兵庫県西脇市西脇 951
兵庫県加西市北条町北条 910

東神戸法人営業部
兵庫県神戸市東灘区御影本町 4-10-4

姫路法人営業部
兵庫県姫路市呉服町 54
兵庫県たつの市龍野町富永 288-3

兵庫法人営業部
兵庫県神戸市兵庫区湊町 4-2-10

奈良法人営業部
奈良県奈良市角振町 35

和歌山法人営業部
和歌山県和歌山市六番丁 10

岡山法人営業部
岡山県岡山市本町 3-6-101

尾道法人営業部
広島県尾道市土堂 1-8-3
広島県福山市霞町 1-1-24

広島法人営業部
広島県広島市中区紙屋町 1-3-2

下関法人営業部
山口県下関市竹崎町 1-15-20

高松法人営業部
香川県高松市兵庫町 10-4
徳島県徳島市八百屋町 1-14

四国法人営業部
愛媛県新居浜市中須賀町 1-7-33
愛媛県松山市千舟町 4-5-4

北九州法人営業部
福岡県北九州市小倉北区魚町 1-5-16

筑後法人営業部
福岡県久留米市日吉町 15-52
福岡県大牟田市栄町 1-2-1

福岡法人営業部
福岡県福岡市博多区博多駅前 1-1-1

佐賀法人営業部
佐賀県佐賀市八幡小路 2-3
長崎県長崎市方才町 3-5

熊本法人営業部
熊本県熊本市魚屋町 2-1

大分法人営業部
大分県大分市中央町 1-3-22

鹿児島法人営業部
鹿児島県鹿児島市大黒町 4-4

ビジネスサポートプラザ

東日本

池袋ビジネスサポートプラザ
東京都豊島区西池袋 1-21-7

上野ビジネスサポートプラザ
東京都台東区台東 4-11-4

神田ビジネスサポートプラザ
東京都千代田区神田小川町 1-1

銀座ビジネスサポートプラザ
東京都中央区銀座 6-10-15

麹町ビジネスサポートプラザ
東京都千代田区麹町 6-6
東京都港区赤坂 3-3-3

渋谷駅前ビジネスサポートプラザ
東京都渋谷区道玄坂 1-2-2
東京都世田谷区太子堂 4-1-1

新宿ビジネスサポートプラザ
東京都新宿区新宿 3-24-1

新宿西口ビジネスサポートプラザ
東京都新宿区西新宿 1-7-1
東京都渋谷区幡ヶ谷 1-3-9

東日本ビジネスサポートプラザ
東京都新宿区四谷 2-3-5
神奈川県横浜市中区本町 2-20
愛知県名古屋市中村区名駅 1-2-5

横浜駅前ビジネスサポートプラザ
神奈川県横浜市西区北幸 1-4-1
神奈川県横浜市中区本町 2-20

名古屋駅前ビジネスサポートプラザ
愛知県名古屋市中村区名駅 1-2-5
愛知県名古屋市中区錦 2-18-24

上前津ビジネスサポートプラザ
愛知県名古屋市中区大須 3-46-24

本山ビジネスサポートプラザ
愛知県名古屋市中村区末盛通 5-9

西日本

阿倍野ビジネスサポートプラザ
大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43
大阪府大阪市平野区平野上町 2-7-9

梅田ビジネスサポートプラザ
大阪府大阪市北区角田町 8-47

難波ビジネスサポートプラザ
大阪府大阪市浪速区難波中 2-10-70
大阪府大阪市大正区泉尾 1-2-17

西日本ビジネスサポートプラザ
大阪府大阪市西区南堀江 1-4-11
兵庫県神戸市中央区三宮町 1-5-1

備後町ビジネスサポートプラザ
大阪府大阪市中央区道修町 4-1-1

三宮ビジネスサポートプラザ
兵庫県神戸市中央区三宮町 1-5-1

店舗再編状況

店舗統合 (平成 19年6月30日現在)

(統合実施済み)

店番号	統合店	店番号	継承店
357	青葉台南支店	579	青葉台支店
269	赤坂山王支店	825	赤坂支店
540	明石駅前支店	425	明石支店
865	赤羽北支店	226	赤羽支店
829	赤羽東支店	226	赤羽支店
004	阿佐ヶ谷北支店	792	阿佐ヶ谷支店
033	浅草西支店	230	浅草支店
241	浅草橋南支店	614	浅草橋支店
857	あざみ野西支店	573	あざみ野支店
538	芦屋北口支店	380	芦屋駅前支店
343	厚木北支店	595	厚木支店
670	飯田橋西口支店	888	飯田橋支店
754	池田南口支店	153	池田支店
545	生駒東支店	773	生駒支店
746	伊勢佐木町支店	321	横浜中央支店
534	伊丹東支店	355	伊丹支店
262	市ヶ谷支店	888	飯田橋支店
405	一宮支店	402	名古屋駅前支店
071	市原支店	066	千葉支店
478	伊東支店	862	小田原支店
	イトーヨーカドー 葛西店出張所	823	葛西支店
752	茨木東口支店	169	茨木支店
520	今里南支店	105	今里支店
047	入間支店	516	小手指支店
727	歌島橋西支店	126	歌島橋支店
872	梅島支店	248	千住支店
044	梅島駅前支店	839	五反野支店
146	梅田北口支店	127	梅田支店
430	梅田南支店	127	梅田支店
806	浦和駅前支店	040	浦和支店
620	荻原西支店	142	洗足支店
017	恵比寿東支店	656	恵比寿支店
686	海老名出張所	595	厚木支店
876	大泉駅前支店	608	大泉支店
826	大井町支店	785	大森支店
866	大口支店	578	東神奈川支店
136	大阪駅前支店	127	梅田支店
530	大阪北支店	127	梅田支店
263	大塚駅前支店	227	大塚支店
914	大宮西支店	514	大宮支店
236	大森西口支店	785	大森支店
229	御徒町支店	779	上野支店
017	岡谷支店	018	諏訪支店
601	岡山東支店	651	岡山支店
555	尾久支店	648	町屋支店
802	小樽支店	301	札幌支店
824	お花茶屋支店	231	葛飾支店
310	オリンピック湘南支店	565	平塚支店
336	学芸大学駅東支店	094	学芸大学駅前支店
722	鹿児島南支店	508	鹿児島支店
919	鹿島田支店	021	平間支店
342	柏東口支店	498	柏支店
286	春日支店	813	小石川支店
903	春日部駅前支店	005	春日部支店
043	加須支店	005	春日部支店

店番号	統合店	店番号	継承店
622	葛飾西支店	231	葛飾支店
035	葛飾東支店	231	葛飾支店
820	金町支店	691	綾瀬支店
312	蒲田北支店	239	蒲田支店
787	蒲田東支店	239	蒲田支店
838	上大岡駅前支店	566	上大岡支店
782	亀戸北支店	254	亀戸支店
324	川崎駅前支店	755	川崎支店
577	河内小阪支店	166	小阪支店
060	かわつる出張所	058	坂戸支店
537	川西南支店	356	川西支店
024	神田小川町支店	219	神田支店
281	神田橋支店	219	神田支店
062	菊川支店	615	錦糸町支店
766	岸和田駅前支店	171	岸和田支店
309	吉祥寺北支店	845	吉祥寺支店
359	行徳駅前支店	206	行徳支店
511	京都中央支店	496	京都支店
214	銀座通支店	026	銀座支店
297	錦糸町北支店	615	錦糸町支店
243	錦糸町南支店	615	錦糸町支店
088	九段営業部	200	本店営業部
621	熊取代理店	174	佐野支店
581	苦楽園出張所	374	夙川支店
256	京成小岩支店	643	小岩支店
822	小岩南支店	643	小岩支店
815	高円寺北口支店	089	高円寺支店
902	高座渋谷支店	347	大和支店
584	甲東園出張所	376	甲東支店
521	神戸中央支店	500	神戸営業部
617	神戸貿易センター出張所	500	神戸営業部
135	高麗橋支店	710	大阪中央支店
885	小金井南支店	848	小金井支店
666	国分寺西代理店	666	国立支店
713	小倉支店	704	北九州支店
233	五反田西口支店	653	五反田支店
367	駒ヶ林支店	400	長田支店
765	金剛北支店	194	金剛支店
771	西大寺支店	546	学園前支店
561	堺北支店	178	堺支店
414	栄町支店	500	神戸営業部
539	逆瀬川駅前支店	378	逆瀬川支店
600	桜上水支店	255	下高井戸支店
075	佐倉南代理店	075	佐倉支店
580	笹塚北支店	921	笹塚支店
801	札幌大通支店	301	札幌支店
385	三軒茶屋支店	788	世田谷支店
410	三神ビル出張所	410	三宮支店
587	三田中央支店	391	三田支店
522	三宮南支店	410	三宮支店
510	志木支店	349	新座志木支店
515	四条大宮支店	496	京都支店
476	静岡北支店	332	静岡支店
680	品川駅前支店	623	三田通支店
265	芝支店	679	浜松町支店
654	渋谷西出張所	654	渋谷支店
927	志村三丁目支店	797	志村支店
917	下馬支店	788	世田谷支店
323	自由が丘東支店	655	自由が丘支店

店番号	統合店	店番号	継承店
809	十条支店	226	赤羽支店
519	十三駅前支店	134	十三支店
860	宿河原支店	596	溝ノ口支店
576	新川崎支店	755	川崎支店
086	神宮前支店	654	渋谷支店
652	新小岩南支店	232	新小岩支店
840	新宿御苑前支店	661	新宿通支店
025	新宿新都心支店	259	新宿西口支店
042	新中野支店	814	中野坂上支店
616	神保町支店	219	神田支店
594	新松戸駅前出張所	844	新松戸出張所
550	新百合ヶ丘駅前支店	360	新百合ヶ丘支店
203	新横浜駅前支店	322	新横浜支店
816	巣鴨駅前支店	693	巣鴨支店
257	砂町東特別出張所	150	砂町支店
199	世田谷通支店	597	経堂支店
253	世田谷西支店	788	世田谷支店
837	千石支店	228	白山支店
642	千住西支店	248	千住支店
811	仙台駅前支店	311	仙台支店
065	祖師谷支店	222	成城支店
471	代官山支店	654	渋谷支店
028	高崎支店	027	前橋支店
063	高田馬場東支店	273	高田馬場支店
807	立川駅前支店	742	立川支店
068	館山支店	074	木更津支店
882	田無駅前支店	851	田無支店
468	玉造西支店	110	玉造支店
246	千鳥町支店	810	下丸子支店
327	千葉東支店	066	千葉支店
585	塚口北出張所	420	塚口支店
202	月島支店	625	築地支店
406	津島支店	402	名古屋駅前支店
145	綱島東口支店	329	綱島支店
911	鶴見北口支店	572	鶴見支店
446	天六北支店	130	天六支店
149	道頓堀支店	111	難波支店
250	ときわ台駅前支店	672	ときわ台支店
050	所沢駅前支店	345	所沢支店
350	戸塚北支店	791	戸塚支店
915	戸部支店	547	横浜駅前支店
753	豊中本町支店	154	豊中支店
490	豊橋駅前支店	404	豊橋支店
137	中之島支店	101	大阪本店営業部
445	中之島西支店	101	大阪本店営業部
790	中野通支店	223	中野支店
401	名古屋中央支店	481	名古屋支店
483	名古屋東口支店	402	名古屋駅前支店
447	難波駅前支店	111	難波支店
331	新潟北支店	007	新潟支店
224	西荻窪南支店	082	西荻窪支店
023	西葛西北口支店	276	西葛西支店
047	西五反田支店	653	五反田支店
116	西田辺駅前支店	450	西田辺支店
851	西東京市役所出張所	851	田無支店
819	日暮里駅前支店	647	日暮里支店
133	日本一支店	111	難波支店
213	日本橋中央支店	015	東京中央支店
479	沼津支店	332	静岡支店
528	豊屋川東支店	157	豊屋川支店

店番号	統合店	店番号	継承店
272	幡ヶ谷南支店	669	幡ヶ谷支店
260	八王子北支店	843	八王子支店
208	羽田支店	785	大森支店
429	浜甲子園支店	582	甲子園支店
279	浜松町北支店	679	浜松町支店
854	羽村出張所	697	福生支店
306	阪急岡本出張所	306	甲南支店
532	阪神尼崎支店	419	尼崎支店
531	阪神西宮支店	370	西宮支店
724	阪神野田支店	119	西野田支店
196	東岸和田出張所	171	岸和田支店
215	日比谷通支店	632	日比谷支店
535	姫路北支店	451	姫路支店
764	枚方南口支店	158	枚方支店
768	広島北支店	605	広島支店
418	深江支店	379	芦屋支店
827	深川西支店	804	深川支店
659	深沢支店	658	桜新町支店
716	福岡中央支店	701	福岡支店
120	福島支店	119	西野田支店
745	藤井寺駅前支店	162	藤井寺支店
861	藤沢北支店	346	藤沢支店
606	富士見ヶ丘支店	638	永福町支店
251	府中駅前支店	628	府中支店
472	船橋駅前支店	325	船橋支店
636	本所支店	615	錦糸町支店
612	本町支店	695	日本橋支店
252	町田駅前支店	847	町田支店
892	松戸西口支店	497	松戸支店
016	松本支店	018	諏訪支店
631	丸ノ内仲通支店	245	丸ノ内支店
207	瑞穂支店	482	上前津支店
205	みずほ台支店	354	志木ニュータウン支店
326	溝ノ口駅前支店	596	溝ノ口支店
683	三鷹駅前支店	247	三鷹支店
524	湊川南支店	320	兵庫支店
590	みなとみらい西出張所	588	横浜支店
687	南青山支店	258	青山支店
041	南浦和支店	040	浦和支店
172	南戸塚代理店	172	港南台支店
503	都島支店	130	天六支店
358	宮崎台南支店	793	宮崎台支店
574	宮前平出張所	793	宮崎台支店
112	向島支店	230	浅草支店
583	武庫之荘駅前出張所	424	武庫之荘支店
267	目黒駅前支店	694	目黒支店
889	本八幡北口支店	077	本八幡支店
201	守谷代理店	201	取手支店
240	八重洲通支店	015	東京中央支店
415	山手支店	500	神戸営業部
831	用賀支店	831	二子玉川支店
328	横浜西支店	547	横浜駅前支店
474	吉田支店	473	甲府支店
291	四谷支店	218	麩町支店
610	四谷駅前支店	218	麩町支店
287	代々木支店	259	新宿西口支店
525	六甲北支店	421	六甲支店
571	和歌山北支店	542	和歌山支店
896	わらび西口支店	586	わらび支店

注：継承店が統合されている場合、現在の継承店を記載

*他に主要な現地法人を掲載しております

アジア・オセアニア

- 上海支店
30F, HSBC Tower, 1000 Lu Jia Zui Ring Road, Pudong New Area, Shanghai, 200120 The People's Republic of China
- 天津支店
Room No. 1210, Tianjin International Building, No. 75 Nan Jing Lu, Tianjin, 300050 The People's Republic of China
- 天津支店 天津濱海出張所
8F, E2B, Binhai Financial Street, No. 20, Guangchang East Road, TEDA, Tianjin, The People's Republic of China
- 広州支店
31F, Office Tower, CITIC Plaza, 233 Tianhe North Road, Guangzhou, Guangdong 510613 The People's Republic of China
- 蘇州支店
23F, Metropolitan Towers, No. 199 Shi Shan Road, Suzhou New District, Suzhou, Jiangsu, 215011 The People's Republic of China
- 蘇州支店 蘇州工業園区出張所
16F, International Building, No. 2, Suhua Road, Suzhou Industrial Park, Jiangsu Province, The People's Republic of China
- 杭州支店
23F, Golden Plaza, No.118, Qing Chun Road, Xia Cheng District, Hangzhou, Zhejiang, 310006 The People's Republic of China
- 北京駐在員事務所
2902, Jing Guang Centre, Huijialou, Chaoyang District, Beijing, 100020 The People's Republic of China
- 大連駐在員事務所
Senmao Building 9F, 147 Zhongshan Lu, Dalian, Liaoning 116011 The People's Republic of China
- 重慶駐在員事務所
5F, Holiday Inn Yangtze Chongqing, 15 Nan Ping Bei Lu, Chongqing, 400060 The People's Republic of China
- 瀋陽駐在員事務所
Room No. 606, Gloria Plaza Hotel Shenyang, No. 32 Yingbin Street, Shenhe District, Shenyang, Liaoning 110013 The People's Republic of China
- 香港支店
英国 SMBC キャピタル・マーケット会社 香港支店
7th & 8th Floor, One International Finance Centre, 1 Harbour View Street, Central, Hong Kong Special Administrative Region, The People's Republic of China
- 台北支店
Aurora International Building 9F, No. 2, Hsin Yi Rd. Sec. 5, Taipei, 110 Taiwan
- ソウル支店
Young Poong Bldg. 7F, 33, Seorin-dong, Jongno-gu, Seoul, 110-752, Korea
- シンガポール支店
3 Temasek Avenue #06-01, Centennial Tower, Singapore 039190, The Republic of Singapore
- ラバアン支店
Level 12 (B&C), Main Office Tower, Financial Park Labuan, Jalan Merdeka, 87000 Labuan, Federal Territory, Malaysia
- ラバアン支店 クアラルンプール出張所
クアラルンプール駐在員事務所
Letter Box No. 25, 29th Floor, UBN Tower, 10, Jalan P. Ramlee, 50250 Kuala Lumpur, Malaysia
- ホーチミン支店
9th Floor, The Landmark, 5B Ton Duc Thang Street, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
- ハノイ駐在員事務所
Suite 1001, 10th Floor, Hanoi Central Office Building, 44B Ly Thuong Kiet Street, Hanoi, Vietnam
- ヤンゴン駐在員事務所
Room Number 717/718, Traders Hotel, 223 Sule Pagoda Road, Pabedan Township, Yangon, Myanmar
- バンコック支店
8th-10th Floor, Q.House Lumpini Building, 1 South Sathorn Road, Tungmahamek, Sathorn, Bangkok 10120 Thailand
- マニラ駐在員事務所
20th Floor, Rufino Pacific Tower, 6784 Ayala Avenue, Makati City, Metro Manila, The Philippines
- シドニー支店
三井住友ファイナンス・オーストラリア
Level 35, The Chifley Tower, 2 Chifley Square, Sydney, NSW 2000, Australia
- インドネシア三井住友銀行
Summitmas II, 10th Floor, Jl. Jendral Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190, Indonesia

アメリカ

- ニューヨーク支店
SMBC キャピタル・マーケット会社
SMBC リース・ファイナンス会社
277 Park Avenue, New York, NY 10172, U.S.A.
- ニューヨーク支店 ロサンゼルス出張所
777 South Figueroa Street, Suite 2600, Los Angeles, CA 90017, U.S.A.
- ニューヨーク支店 サンフランシスコ出張所
555 California Street, Suite 3350, San Francisco, CA 94104, U.S.A.
- ニューヨーク支店 ヒューストン出張所
Two Allen Center, 1200 Smith Street, Suite 1140 Houston, Texas 77002, U.S.A.
- ケイマン支店
P.O. Box 694, Edward Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands
- マニファクチャラーズ銀行
515 South Figueroa Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.
- カナダ三井住友銀行
Ernst & Young Tower, Toronto Dominion Centre, Suite 1400, P.O. Box 172, 222 Bay Street, Toronto, Ontario M5K 1H6, Canada
- ブラジル三井住友銀行
Avenida Paulista, 37, Sao Paulo, Brazil

ヨーロッパ・中東・アフリカ

- 欧州三井住友銀行
英国 SMBC
キャピタル・マーケット会社
99 Queen Victoria Street, London EC4V 4EH, U.K.
- 欧州三井住友銀行 パリ支店
20, Rue de la Ville l'Evêque, 75008 Paris, France
- 欧州三井住友銀行 ミラノ支店
Via della Spiga 30/ Via Senato 25, 20121 Milan, Italy
- デュッセルドルフ支店
Prinzenallee 7, 40549 Düsseldorf, Federal Republic of Germany
- ブラッセル支店
Avenue des Arts, 58, Bte. 18, 1000 Brussels, Belgium
- マドリド駐在員事務所
Serrano 16, 28001 Madrid, Spain
- 欧州三井住友銀行 モスクワ駐在員事務所
Room Number 305, Building 5, Ilyinka St. 3/8 Moscow, 109012 Russian Federation
- 三井住友ファイナンス・ダブリン
La Touche House, I.F.S.C., Custom House Docks, Dublin 1, Ireland
- ドバイ支店
Building One, 5th Floor, Gate Precinct, Dubai International Financial Centre, PO Box 506559 Dubai, United Arab Emirates
- バハレーン駐在員事務所
No. 406 & 407 (Entrance 3, 4th Floor) Manama Centre, Government Road, Manama, State of Bahrain
- テヘラン駐在員事務所
4th Floor, 80 Nezami Gangavi Street, Vali-e-Asr Avenue, Tehran 14348, Islamic Republic of Iran
- カイロ駐在員事務所
Flat No. 6, 14th Fl., 3 Ibn Kasir Street, Cornish El Nile, Giza, Arab Republic of Egypt
- ヨハネスブルグ駐在員事務所
Suite No. 2, Ground Floor, Gleneagles Building, Fairway Office Park, 52 Grosvenor Road, Bryanston, Sandton, South Africa



GLOBAL NETWORK

アジア・オセアニア

Asia and Oceania

- | | | |
|------------------|---------------------------|----------------------|
| ■ 上海支店 | ■ 瀋陽駐在員事務所 | ■ ハノイ駐在員事務所 |
| ■ 天津支店 | ■ 香港支店 | ■ ヤンゴン駐在員事務所 |
| ■ 天津支店 天津濱海出張所 | ■ 英国SMBCキャピタル・マーケット会社香港支店 | ■ バンコック支店 |
| ■ 広州支店 | ■ 台北支店 | ■ マニラ駐在員事務所 |
| ■ 蘇州支店 | ■ ソウル支店 | ■ シドニー支店 |
| ■ 蘇州支店 蘇州工業園区出張所 | ■ シンガポール支店 | ■ 三井住友ファイナンス・オーストラリア |
| ■ 杭州支店 | ■ ラブアン支店 | ■ インドネシア三井住友銀行 |
| ■ 北京駐在員事務所 | ■ ラブアン支店 クアラルンプール出張所 | |
| ■ 大連駐在員事務所 | ■ クアラルンプール駐在員事務所 | |
| ■ 重慶駐在員事務所 | ■ ホーチミン支店 | |

海外拠点網 支店：18 出張所：6 駐在事務所：13 合計37

※ほかに主要な現地法人を掲載しています。(平成19年6月30日現在)



SMBC
ネットワーク(海外)

アメリカ

The Americas

- ニューヨーク支店
SMBCキャピタル・マーケット会社
SMBCリース・ファイナンス会社
- ニューヨーク支店
ロサンゼルス出張所
- ニューヨーク支店
サンフランシスコ出張所
- ニューヨーク支店
ヒューストン出張所
- ケイマン支店
- マニファクチャラーズ銀行
- カナダ三井住友銀行
- ブラジル三井住友銀行

ヨーロッパ・中東・アフリカ

Europe, Middle East and Africa

- 欧州三井住友銀行
英国SMBCキャピタル・マーケット会社
- 欧州三井住友銀行パリ支店
- 欧州三井住友銀行ミラノ支店
- デュッセルドルフ支店
- ブラッセル支店
- マドリード駐在員事務所
- 欧州三井住友銀行
モスクワ駐在員事務所
- 三井住友ファイナンス・ダブリン
- ドバイ支店
- バハレーン駐在員事務所
- テヘラン駐在員事務所
- カイロ駐在員事務所
- ヨハネスブルグ駐在員事務所

三井住友フィナンシャルグループの業務内容

1. 経営管理

銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理を行っています。

2. その他

上記の業務に付帯する業務を行っています。

三井住友銀行の業務内容

1. 預金業務

(1) 預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、別段預金、納税準備預金、非居住者円預金、外貨預金などを取り扱っています。

(2) 譲渡性預金

譲渡可能な定期預金を取り扱っています。

2. 貸出業務

(1) 貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱っています。

(2) 手形の割引

銀行引受手形、商業手形および荷付為替手形の割引を取り扱っています。

3. 商品有価証券売買業務

国債等公共債の売買業務を行っています。

4. 有価証券投資業務

預金の支払い準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

5. 内国為替業務

送金為替、振込および代金取立等を取り扱っています。

6. 外国為替業務

輸出、輸入および外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っています。

7. 金融先物取引等の受託等業務

金融先物・オプション取引、証券先物・オプション取引の受託および金利先渡取引・為替先渡取引業務を行っています。

8. 社債受託および登録業務

社債の募集、管理の受託、担保付社債の担保に関する受託業務および登録に関する業務を行っています。

9. 信託業務

資産流動化業務に関する金銭債権の受託等の信託業務および信託代理店業務を行っています。

10. 主な附帯業務

(1) 債務の保証（支払承諾）

(2) 有価証券の貸付

(3) 公共債の引受および窓口販売業務

(4) 金銭債権の取得および譲渡（コマーシャルペーパー等の取り扱い）

(5) 公共債の募集・管理の受託業務

(6) 代理業務（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫等の代理貸付業務等）

(7) 金銭出納事務等（地方公共団体の指定金融機関業務、日本銀行代理店業務等、および株式払込金の受入・配当金支払い事務等）

(8) 保護預りおよび貸金庫業務

(9) 両替業務

(10) 金融等デリバティブ

(11) 金の売買

(12) 投資信託の受益証券の窓口販売業務

(13) 証券仲介業務

(14) 保険募集業務

CONTENTS

三井住友フィナンシャルグループ

連結財務諸表	86	セグメント情報	111
連結貸借対照表	86	財務諸表	113
連結損益計算書	88	貸借対照表	113
連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書	89	損益計算書	115
連結キャッシュ・フロー計算書	91	利益処分計算書及び株主資本等変動計算書	116
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	93	重要な会計方針	117
注記事項	96	注記事項	118
有価証券関係	102	損益の状況(連結)	120
金銭の信託関係	104	資産・負債の状況(連結)	123
その他有価証券評価差額金	104	資本の状況(単体)	125
デリバティブ取引関係	105	自己資本比率に関する事項	131

三井住友銀行

連結財務諸表	154	有価証券関係	190
連結貸借対照表	154	金銭の信託関係	192
連結損益計算書	156	デリバティブ取引関係	193
連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書	157	損益の状況(連結)	195
連結キャッシュ・フロー計算書	158	資産・負債の状況(連結)	198
連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	160	損益の状況(単体)	200
注記事項	163	預金(単体)	204
有価証券関係	168	貸出(単体)	206
金銭の信託関係	170	証券(単体)	210
その他有価証券評価差額金	170	諸比率(単体)	212
デリバティブ取引関係	171	資本の状況(単体)	213
セグメント情報	177	従業員・店舗の状況(単体)	215
財務諸表	179	その他(単体)	216
貸借対照表	179	信託業務の状況(単体)	217
損益計算書	182	自己資本比率に関する事項	220
利益処分計算書及び株主資本等変動計算書	183	連結自己資本比率に関する事項	220
重要な会計方針	185	単体自己資本比率に関する事項	238
注記事項	187		

連結財務諸表

当社の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

以下の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の連結財務諸表に基づいて作成しております。

連結貸借対照表

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末	平成18年度末
	平成18年3月31日現在	平成19年3月31日現在
(資産の部)		
現金預け金	7,107,469	4,036,856 ^{※8}
コールローン及び買入手形	651,905	1,107,078
買現先勘定	117,474	76,551
債券貸借取引支払保証金	1,956,650	2,276,894
買入金銭債権	633,760	963,916
特定取引資産	4,078,025	3,277,885 ^{※8}
金銭の信託	2,912	2,924
有価証券	25,505,861	20,537,500 ^{※1, 2, 8, 15}
貸出金	57,267,203	58,689,322 ^{※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9}
外国為替	947,744	881,436 ^{※7}
その他資産	3,403,832	3,349,949 ^{※8}
動産不動産	806,369	—
有形固定資産	—	817,567 ^{※10, 11, 12}
建物	—	226,593
土地	—	476,059
建設仮勘定	—	703
その他の有形固定資産	—	114,211
無形固定資産	—	234,896
ソフトウェア	—	123,151
のれん	—	100,850
その他の無形固定資産	—	10,894
リース資産	999,915	1,001,346 ^{※11}
繰延税金資産	1,051,609	887,224
連結調整勘定	6,612	—
支払承諾見返	3,508,695	3,606,050
貸倒引当金	△1,035,468	△889,093
資産の部合計	107,010,575	100,858,309
(負債の部)		
預金	70,834,125	72,156,224 ^{※8}
譲渡性預金	2,708,643	2,589,217
コールマネー及び売渡手形	8,016,410	2,286,698 ^{※8}
売現先勘定	396,205	140,654 ^{※8}
債券貸借取引受入担保金	2,747,125	1,516,342 ^{※8}
コマーシャル・ペーパー	10,000	—
特定取引負債	2,908,158	1,942,973 ^{※8}
借入金	2,133,707	3,214,137 ^{※7, 8, 13}
外国為替	447,722	323,890
短期社債	383,900	439,600
社債	4,241,417	4,093,525 ^{※14}
信託勘定借	318,597	65,062
その他負債	2,625,594	2,981,714 ^{※8}
賞与引当金	25,300	27,513
退職給付引当金	36,786	34,424
役員退職慰労引当金	—	7,371
特別法上の引当金	1,141	1,137
繰延税金負債	49,484	50,953
再評価に係る繰延税金負債	50,133	49,536 ^{※10}
支払承諾	3,508,695	3,606,050 ^{※8}
負債の部合計	101,443,151	95,527,029
少数株主持分	1,113,025	—

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(資本の部)		
資本金	1,420,877	—
資本剰余金	1,229,225	—
利益剰余金	992,064	—
土地再評価差額金	38,173	—
その他有価証券評価差額金	819,927	—
為替換算調整勘定	△41,475	—
自己株式	△4,393	—
資本の部合計	4,454,399	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計	107,010,575	—
(純資産の部)		
資本金	—	1,420,877
資本剰余金	—	57,773
利益剰余金	—	1,386,436
自己株式	—	△123,454
株主資本合計	—	2,741,632
その他有価証券評価差額金	—	1,262,135
繰延ヘッジ損益	—	△87,729
土地再評価差額金	—	37,605 ^{*10}
為替換算調整勘定	—	△30,656
評価・換算差額等合計	—	1,181,353
新株予約権	—	14
少数株主持分	—	1,408,279
純資産の部合計	—	5,331,279
負債及び純資産の部合計	—	100,858,309

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
経常収益	3,705,136	3,901,259
資金運用収益	1,662,600	1,979,069
貸出金利息	1,214,142	1,375,851
有価証券利息配当金	317,352	369,770
コールローン利息及び買入手形利息	14,330	28,208
買現先利息	6,767	7,098
債券貸借取引受入利息	613	4,857
預け金利息	59,875	96,763
その他の受入利息	49,519	96,517
信託報酬	8,631	3,508
役務取引等収益	703,928	705,998
特定取引収益	32,807	127,561
その他業務収益	1,144,147	1,003,632
リース料収入	429,274	426,154
割賦売上高	238,537	277,405
その他の業務収益	476,335	300,072
その他経常収益	153,021	81,489 ※1
経常費用	2,741,582	3,102,649
資金調達費用	500,993	810,476
預金利息	266,648	457,078
譲渡性預金利息	12,877	43,476
コールマネー利息及び売渡手形利息	5,969	18,807
売現先利息	7,447	18,354
債券貸借取引支払利息	58,292	60,856
コマースナル・ペーパー利息	69	1
借入金利息	29,016	32,175
短期社債利息	375	1,503
社債利息	86,010	89,719
その他の支払利息	34,285	88,502
役務取引等費用	84,336	96,812
特定取引費用	—	1,936
その他業務費用	876,635	1,004,370
賃貸原価	385,307	376,098
割賦原価	219,026	258,606
その他の業務費用	272,301	369,666
営業経費	853,796	888,561 ※2
その他経常費用	425,819	300,491
貸倒引当金繰入額	163,549	23,663
その他の経常費用	262,269	276,827 ※3
経常利益	963,554	798,610
特別利益	97,952	46,527
動産不動産処分益	5,794	—
固定資産処分益	—	4,730
償却債権取立益	31,584	1,236
証券取引責任準備金取崩額	—	3
その他の特別利益	60,574	40,556 ※4
特別損失	18,144	38,347
動産不動産処分損	5,242	—
固定資産処分損	—	7,798
減損損失	12,303	30,548 ※5
証券取引責任準備金繰入額	47	—
その他の特別損失	551	—
税金等調整前当期純利益	1,043,362	806,790
法人税、住民税及び事業税	69,818	87,818
法人税等調整額	226,901	218,770
少数株主利益	59,800	58,850
当期純利益	686,841	441,351

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書

連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	974,346
資本剰余金増加高	254,878
増資による新株の発行	68,225
自己株式処分差益	186,653
資本剰余金期末残高	1,229,225
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	329,963
利益剰余金増加高	706,506
当期純利益	686,841
連結子会社の増加に伴う増加高	3
連結子会社の減少に伴う増加高	11
土地再評価差額金の取崩に伴う増加高	19,649
利益剰余金減少高	44,405
配当金	44,389
連結子会社の増加に伴う減少高	5
連結子会社の減少に伴う減少高	10
利益剰余金期末残高	992,064

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（金額単位 百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	1,420,877	1,229,225	992,064	△4,393	3,637,773
連結会計年度中の変動額					
株式交換による増加		221,365			221,365
剰余金の配当			△47,951		△47,951
当期純利益			441,351		441,351
自己株式の取得				△1,519,599	△1,519,599
自己株式の処分		3,459		4,260	7,720
自己株式の消却		△1,396,277		1,396,277	—
連結子会社の増加に伴う増加			396		396
連結子会社の減少に伴う増加			22		22
連結子会社の増加に伴う減少			△16		△16
連結子会社の減少に伴う減少			△5		△5
土地再評価差額金取崩			575		575
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	△1,171,452	394,372	△119,061	△896,141
平成19年3月31日残高	1,420,877	57,773	1,386,436	△123,454	2,741,632

（金額単位 百万円）

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	819,927	—	38,173	△41,475	816,625	—	1,113,025	5,567,424
連結会計年度中の変動額								
株式交換による増加								221,365
剰余金の配当								△47,951
当期純利益								441,351
自己株式の取得								△1,519,599
自己株式の処分								7,720
自己株式の消却								—
連結子会社の増加に伴う増加								396
連結子会社の減少に伴う増加								22
連結子会社の増加に伴う減少								△16
連結子会社の減少に伴う減少								△5
土地再評価差額金取崩								575
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	442,207	△87,729	△568	10,818	364,728	14	295,254	659,996
連結会計年度中の変動額合計	442,207	△87,729	△568	10,818	364,728	14	295,254	△236,144
平成19年3月31日残高	1,262,135	△87,729	37,605	△30,656	1,181,353	14	1,408,279	5,331,279

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,043,362	806,790
動産不動産等減価償却費	82,671	—
固定資産減価償却費	—	78,869
リース資産減価償却費	336,871	335,399
減損損失	12,303	30,548
連結調整勘定償却額	6,270	—
のれん償却額	—	4,858
持分法による投資損益(△)	△31,887	104,170
子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動損益(△)	△63,257	△5,072
貸倒引当金の増加額	△241,530	△146,971
賞与引当金の増加額	1,403	2,128
退職給付引当金の増加額	1,993	△2,639
役員退職慰労引当金の増加額	—	7,371
日本国際博覧会出展引当金の増加額	△231	—
資金運用収益	△1,662,600	△1,979,069
資金調達費用	500,993	810,476
有価証券関係損益(△)	△27,853	71,686
金銭の信託の運用損益(△)	△13	△0
為替差損益(△)	△175,815	△103,541
動産不動産処分損益(△)	△551	—
固定資産処分損益(△)	—	3,067
リース資産処分損益(△)	△3,235	△1,364
特定取引資産の純増(△)減	△225,005	767,067
特定取引負債の純増減(△)	746,642	△969,090
貸出金の純増(△)減	△2,311,499	△1,376,693
預金の純増減(△)	2,210,634	1,307,266
譲渡性預金の純増減(△)	△8,026	△136,304
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	90,612	1,141,752
有利息預け金の純増(△)減	175,960	△157,092
コールローン等の純増(△)減	342,387	△612,297
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△1,388,310	△320,243
コールマネー等の純増減(△)	3,027,037	△5,994,528
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△364,100	△10,000
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△1,120,876	△1,230,782
外国為替(資産)の純増(△)減	△46,473	66,917
外国為替(負債)の純増減(△)	△31,381	△124,047
短期社債(負債)の純増減(△)	382,900	55,700
普通社債の発行・償還による純増減(△)	△365,646	△198,091
信託勘定借の純増減(△)	268,140	△253,534
資金運用による収入	1,691,320	1,966,949
資金調達による支出	△509,760	△774,678
その他	△104,996	197,841
小計	2,238,450	△6,637,179
法人税等の支払額	△30,096	△123,561
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,208,354	△6,760,740

(次ページに続く)

(連結キャッシュ・フロー計算書続き)

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△43,620,790	△35,085,809
有価証券の売却による収入	33,089,259	21,544,154
有価証券の償還による収入	10,164,213	18,886,454
金銭の信託の増加による支出	△2,851	—
金銭の信託の減少による収入	3,789	—
動産不動産の取得による支出	△43,066	—
有形固定資産の取得による支出	—	△193,614
動産不動産の売却による収入	17,733	—
有形固定資産の売却による収入	—	8,474
無形固定資産の取得による支出	—	△57,506
無形固定資産の売却による収入	—	6
リース資産の取得による支出	△380,894	△383,526
リース資産の売却による収入	55,186	48,392
子会社株式の一部売却による収入	54,937	3,745
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△1,317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△662,482	4,769,454
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	103,000	20,000
劣後特約付借入金返済による支出	△215,884	△83,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入	431,458	196,951
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出	△198,800	△181,283
株式等の発行による収入	136,451	—
配当金支払額	△44,373	△47,926
少数株主からの払込みによる収入	59,640	360,362
少数株主への配当金支払額	△42,366	△46,724
自己株式の取得による支出	△2,209	△1,474,644
自己株式の処分による収入	452,549	11,320
財務活動によるキャッシュ・フロー	679,464	△1,244,945
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	3,840	3,434
V 現金及び現金同等物の増加額(△は現金及び現金同等物の減少額)	2,229,177	△3,232,797
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,930,645	5,159,822
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	0
VIII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△0	—
IX 現金及び現金同等物の期末残高	5,159,822	1,927,024 ※1

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 181社

主要な会社名

株式会社三井住友銀行
株式会社みなと銀行
株式会社関西アーバン銀行
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
Manufacturers Bank
三井住友リース株式会社
三井住友カード株式会社
SMBC ファイナンスサービス株式会社
SMBC フレンド証券株式会社
株式会社日本総合研究所
SMBC Capital Markets, Inc.

なお、株式会社日本総研ソリューションズ他41社は新規設立等により、当連結会計年度から連結子会社としております。

住銀保証株式会社他3社は合併等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

また、エスエムエルシー・マホガニー有限会社他18社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当連結会計年度より連結子会社から除外し、持分法非適用の非連結子会社としております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名

SBCS Co., Ltd.

子会社エス・ビー・エル・ジュピター有限会社他123社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、その他の非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 3社

主要な会社名

SBCS Co., Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社 59社

主要な会社名

プロミス株式会社
大和証券エスエムビーシー株式会社
エヌ・アイ・エフSMBCベンチャーズ株式会社
大和住銀投信投資顧問株式会社
三井住友アセットマネジメント株式会社
株式会社クオーク

NIFSMBC-V2006S1投資事業有限責任組合他3社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。

また、SMFC Holdings (Cayman) Limited他4社は清算等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

子会社エス・ビー・エル・ジュピター有限会社他123社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名

Daiwa SB Investments (USA) Ltd.

持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

6月末日	2社
7月末日	1社
9月末日	7社
10月末日	2社
11月末日	2社
12月末日	70社
1月末日	1社
2月末日	3社
3月末日	93社

当連結会計年度より、在外連結子会社1社において、決算日を従来の12月末日から3月末日に変更しているため、連結財務諸表上、同社の損益は平成18年1月1日から平成19年3月31日までの15カ月となっております。なお、当該変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

(2) 6月末日、9月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、7月末日を決算日とする連結子会社は1月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については1月末日及び3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社についてはそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産及びリース資産

当社及び連結子会社である三井住友銀行の有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	2年～20年

その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び国内連結子会社における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、連結子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうちと信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当額として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は490,123百万円であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の前在期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方針によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7,371百万円減少しております。なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方針によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ6,241百万円多く計上されております。上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。

(9) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円及び証券取引責任準備金1,118百万円であり、次のとおり計上しております。

①金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

②証券取引責任準備金

国内連結子会社は、証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当社及び連結子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準

①リース取引のリース料収入の計上方法

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

②割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業

種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円(同前)であります。

・為替変動リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

・連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバレッジ取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、三井住友銀行以外の一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。また、国内リース連結子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号)に定められた処理を行っております。

(14) 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

SMBCフレンド証券株式会社に係るのれんは20年間の均等償却、三井住友リース株式会社に係るのれんは5年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が当連結会計年度から適用されることになったことから、以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,010,715百万円であります。

(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(投資事業組合に関する実務対応報告)

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号最終改正平成18年5月31日)を当連結会計年度から適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(企業結合に係る会計基準等)

「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成18年12月22日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。

上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

【表示方法の変更】

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(連結貸借対照表関係)

- (1) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
- ① 「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、建設仮払金は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ② 「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」に含めて表示しております。
- ③ 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
- (2) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

- (1) 連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
- (2) 連結貸借対照表中の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「特別利益」中の「動産不動産処分益」は「固定資産処分益」として、「特別損失」中の「動産不動産処分損」は「固定資産処分損」として表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- (1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。
- (2) 「動産不動産等減価償却費」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産減価償却費」として表示しております。「動産不動産処分損益(△)」は、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。
- また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。
- (3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりますソフトウェアの取得による支出並びに売却による収入は、連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示しておりますソフトウェアが「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、「無形固定資産の取得による支出」並びに「無形固定資産の売却による収入」に含めて表示しております。

【追加情報】

(リース事業及びオートリース事業の戦略的共同事業化についての基本合意)

当社、三井住友リース株式会社及び三井住友オートリース株式会社は、平成18年10月13日に、住友商事株式会社、住商リース株式会社及び住商オートリース株式会社との間で、リース事業及びオートリース事業の戦略的共同事業化について基本合意いたしました。この基本合意に基づき、平成19年10月1日を目処に、三井住友リース株式会社と住商リース株式会社は合併する予定であり、合併新会社は当社の連結子会社(当社の議決権の所有割合55%)となる見込みであります。なお、本合併は「企業結合に係る会計基準」上の取得に該当し、本合併に伴って、当社は連結財務諸表上、のれんを認識する予定であります。その金額は現時点では未定であります。また、三井住友オートリース株式会社と住商オートリース株式会社につきましても、平成19年10月1日を目処に合併する予定であります。

注記事項 (当連結会計年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(連結貸借対照表関係)

- ※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式425,873百万円及び出資金4,216百万円を含んでおります。関連会社の株式のうち、共同支配企業に対する投資額は11,169百万円です。
- ※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計2,188百万円含まれております。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,088,859百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは154,192百万円です。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は60,715百万円、延滞債権額は507,289百万円です。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,018百万円です。なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3日以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は477,362百万円です。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債

- 権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,067,386百万円です。なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は915,318百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
現金預け金	104,328百万円
特定取引資産	202,292百万円
有価証券	3,043,253百万円
貸出金	934,423百万円
その他資産(延払資産等)	1,946百万円
担保資産に対応する債務	
預金	20,588百万円
コールマネー及び売渡手形	1,335,000百万円
売現先勘定	128,695百万円
債券貸借取引受入担保金	1,250,450百万円
特定取引負債	84,532百万円
借入金	1,112,257百万円
その他負債	23,207百万円
支払承諾	167,153百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,761百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券3,946,194百万円及び貸出金535,770百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は94,129百万円、先物取引差入証拠金は3,140百万円であります。

- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、40,947,052百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,769,824百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 連結子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、その他の一部の連結子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結子会社である三井住友銀行

平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結子会社

平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結子会社である三井住友銀行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行うて算出。

その他の一部の連結子会社

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

- ※11. 有形固定資産の減価償却累計額は555,288百万円、リース資産の減価償却累計額は1,592,098百万円であります。
- ※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 67,070百万円
(当連結会計年度圧縮記帳額 2,088百万円)
- ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金559,500百万円が含まれております。
- ※14. 社債には、劣後特約付社債2,183,810百万円が含まれております。
- ※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,421,446百万円であります。

(連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、株式等売却益62,793百万円を含んでおります。
- ※2. 営業経費には、研究開発費234百万円を含んでおります。
- ※3. その他の経常費用には、貸出金償却81,415百万円、株式等償却16,562百万円、延滞債権等を売却したことによる損失39,302百万円及び持分法による投資損失104,170百万円を含んでおります。
- ※4. その他の特別利益は、退職給付信託返還益36,330百万円及び子会社の増資に伴う持分変動利益4,226百万円であります。

- ※5. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

(金額単位 百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 2カ店	土地、建物等	25,799
	遊休資産 32物件		1,782
近畿圏	営業用店舗 19カ店	土地、建物等	839
	遊休資産 22物件		443
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683

連結子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、その他の連結会社については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結子会社については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- ※1. 発行済株式の種類及び総数並びに

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	7,424,172.77	309,481	—	7,733,653.77
第一種優先株式(注)2	35,000	—	35,000	—
第二種優先株式(注)3	100,000	—	100,000	—
第三種優先株式(注)4	695,000	—	695,000	—
第1回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第2回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第3回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第4回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第5回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第6回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第7回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第8回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第9回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第10回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第11回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第12回第四種優先株式	4,175	—	—	4,175
第1回第六種優先株式	70,001	—	—	70,001
合計	8,374,273.77	309,481	830,000	7,853,754.77
自己株式				
普通株式(注)5	6,307.15	170,936.41	8,612.61	168,630.95
第一種優先株式(注)2	—	35,000	35,000	—
第二種優先株式(注)3	—	100,000	100,000	—
第三種優先株式(注)4	—	695,000	695,000	—
合計	6,307.15	1,000,936.41	838,612.61	168,630.95

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加309,481株は、平成18年9月1日のSMBCフレンド証券株式会社の子会社化に係る株式交換による増加249,015株及び同年9月29日の第三種優先株式に係る取得請求権の行使による増加60,466株であります。

2. 第一種優先株式の自己株式の増加35,000株は、平成18年5月17日に、平成17年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得によるものであります。また、第一種優先株式の発行済株式総数の減少35,000株及び自己株式の減少35,000株は、平成18年5月17日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

3. 第二種優先株式の自己株式の増加 100,000株は、平成 18年5月17日及び同年9月6日に、平成 17年6月29日及び平成 18年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得によるものであります。また、第二種優先株式の発行済株式総数の減少 100,000株及び自己株式の減少 100,000株は、平成 18年5月17日及び同年9月6日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。
4. 第三種優先株式の自己株式の増加 695,000株は、平成 18年9月29日及び同年10月11日に、同年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得 645,000株及び同年9月29日に第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得 50,000株によるものであります。また、第三種優先株式の発行済株式総数の減少 695,000株及び自己株式の減少 695,000株は、平成 18年9月29日及び同年10月11日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。
5. 普通株式の自己株式の増加 170,936.41株は、平成 18年10月17日に、同年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得 60,466株及び端株の買取りによる増加 1,265.41株並びにSMBCフレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換により連結子会社及び持分法適用関連会社が保有した三井住友フィナンシャルグループ株式 109,205株であります。また、普通株式の自己株式の減少 8,612.61株は、端株の売渡し及びストック・オプションの権利行使による減少 182.61株並びに連結子会社及び持分法適用関連会社が保有していた三井住友フィナンシャルグループ株式の売却による減少 8,430株によるものであります。

※2. 新株予約権に関する事項

(単位 株、百万円)

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			当連結会計年度末残高
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—
連結子会社	—	—	—	—	—	14
合計	—	—	—	—	—	14

※3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)
普通株式	22,253	3,000
第一種優先株式	367	10,500
第二種優先株式	2,850	28,500
第三種優先株式	9,521	13,700
第1回第四種優先株式	563	135,000
第2回第四種優先株式	563	135,000
第3回第四種優先株式	563	135,000
第4回第四種優先株式	563	135,000
第5回第四種優先株式	563	135,000
第6回第四種優先株式	563	135,000
第7回第四種優先株式	563	135,000
第8回第四種優先株式	563	135,000
第9回第四種優先株式	563	135,000
第10回第四種優先株式	563	135,000
第11回第四種優先株式	563	135,000
第12回第四種優先株式	563	135,000
第1回第六種優先株式	6,195	88,500

※決議：平成 18年6月29日 定時株主総会

基準日：平成 18年3月31日

効力発生日：平成 18年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)
普通株式	53,660	7,000
第1回第四種優先株式	563	135,000
第2回第四種優先株式	563	135,000
第3回第四種優先株式	563	135,000
第4回第四種優先株式	563	135,000
第5回第四種優先株式	563	135,000
第6回第四種優先株式	563	135,000
第7回第四種優先株式	563	135,000
第8回第四種優先株式	563	135,000
第9回第四種優先株式	563	135,000
第10回第四種優先株式	563	135,000
第11回第四種優先株式	563	135,000
第12回第四種優先株式	563	135,000
第1回第六種優先株式	6,195	88,500

※決議：平成 19年6月28日 定時株主総会

配当の原資：利益剰余金

基準日：平成 19年3月31日

効力発生日：平成 19年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(金額単位 百万円)
	平成 19年3月31日現在
現金預け金勘定	4,036,856
有利息預け金	△2,109,831
現金及び現金同等物	1,927,024

※2. 重要な非資金取引の内容

SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社とする株式交換を行い、当社普通株式を交付したことから、資本剰余金が221,365百万円増加しております。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

	(金額単位 百万円)		
	動産	その他	合計
取得価額相当額	11,843	721	12,564
減価償却累計額相当額	5,188	423	5,612
年度末残高相当額	6,654	298	6,952

・未経過リース料年度末残高相当額

(金額単位 百万円)			
	1年内	1年超	合計
	3,006	4,205	7,212

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,046百万円
減価償却費相当額	2,690百万円
支払利息相当額	179百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(2) 貸手側

- リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高

	(金額単位 百万円)		
	動産	その他	合計
取得価額	1,812,599	692,551	2,505,150
減価償却累計額	1,186,663	384,134	1,570,797
年度末残高	625,936	308,416	934,353

- 未経過リース料年度末残高相当額

	(金額単位 百万円)	
	1年内	1年超
	307,152	629,981
		合計
		937,133

このうち転貸リースに係る貸手側の未経過リース料年度末残高相当額は5,057百万円(うち1年以内2,214百万円)であります。なお借手側の未経過リース料年度末残高相当額は概ね同額であり、上記の(1)借手側の未経過リース料年度末残高相当額に含まれております。

- 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	403,316百万円
減価償却費	324,614百万円
受取利息相当額	52,856百万円

- 利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

- 未経過リース料

	(金額単位 百万円)	
	1年内	1年超
	14,164	55,124
		合計
		69,288

(2) 貸手側

- 未経過リース料

	(金額単位 百万円)	
	1年内	1年超
	18,861	53,625
		合計
		72,487

なお、上記1.、2.に記載した貸手側の未経過リース料のうち47,816百万円を借入金等の担保に提供しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の国内連結子会社は、確定拠出年金制度を設けております。なお、連結子会社である三井住友銀行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

		(金額単位 百万円)
		平成19年3月31日現在
退職給付債務	(A)	△910,139
年金資産	(B)	1,186,060
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	275,921
未認識数理計算上の差異	(D)	△83,905
未認識過去勤務債務	(E)	△48,257
連結貸借対照表計上額の純額	(F) = (C) + (D) + (E)	143,757
前払年金費用	(G)	178,182
退職給付引当金	(F) - (G)	△34,424

(注) 1. 連結子会社である三井住友銀行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成16年1月26日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。また、平成17年9月1日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受け、厚生年金基金制度から確定給付企業年金制度へ移行しております。

2. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は前連結会計年度18,701百万円、当連結会計年度19,648百万円であり、上記年金資産には含めておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

		(金額単位 百万円)
		平成18年度
勤務費用		20,082
利息費用		22,325
期待運用収益		△30,184
数理計算上の差異の費用処理額		3,305
過去勤務債務の費用処理額		△11,175
その他(臨時に支払った割増退職金等)		3,254
退職給付費用		7,607
退職給付信託返還益		△36,330
計		△28,722

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

		平成19年3月31日現在
(1) 割引率		1.4%~2.5%
(2) 期待運用収益率		0%~4.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法		期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数		主として9年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)
(5) 数理計算上の差異の処理年数		主として9年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理することとしている)

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 14百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

①ストック・オプションの内容

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社及び三井住友銀行の役職員 677
ストック・オプションの数(株) ^(注)	普通株式 1,620
付与日	平成14年8月30日
権利確定条件	付されていない
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数^(注)

決議年月日	平成14年6月27日
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	1,215
権利確定	—
権利行使	99
失効	—
未行使残	1,116

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成14年6月27日
権利行使価格(円)	669,775
行使時平均株価(円)	1,188,686
付与日における公正な評価単価(円)	—

(2) 連結子会社である関西アーバン銀行

①ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない執行役員 14 使用人 46
ストック・オプションの数(株) ^(注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日
権利確定条件	付されていない						
対象勤務期間	定めがない						
権利行使期間	平成15年6月29日から平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数^(注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利確定前(株)							
前連結会計年度末	—	—	—	399,000	464,000	—	—
付与	—	—	—	—	—	162,000	115,000
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	464,000	162,000	115,000
権利確定後(株)							
前連結会計年度末	220,000	204,000	282,000	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000	—	—	—
権利行使	46,000	30,000	26,000	36,000	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	174,000	174,000	256,000	363,000	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202	313	490	490
行使時平均株価(円)	488	489	486	487	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—	138	138

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成18年6月29日
株価変動性 (注) 1	38.84%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	4円/株
無リスク利率 (注) 4	1.40%

(注) 1. 5年間(平成13年6月から平成18年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成18年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(金額単位 百万円)	
平成18年度	
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,170,595
有価証券償却	284,084
貸倒引当金	191,150
貸出金償却	101,611
退職給付引当金	75,582
繰延ヘッジ損益	60,247
減価償却費	9,256
その他	120,304
繰延税金資産小計	2,012,833
評価性引当額	△457,174
繰延税金資産合計	1,555,659
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△569,723
レバレッジドリース	△60,724
退職給付信託設定益	△42,408
退職給付信託返還有価証券	△20,312
子会社の留保利益金	△10,600
その他	△15,619
繰延税金負債合計	△719,388
繰延税金資産の純額	836,270

2. 当社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位 %)	
当社の法定実効税率	40.69
(調整)	
評価性引当額	△6.94
持分法投資損益	5.25
その他	△1.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.00

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等関係)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容
SMBCフレンド証券株式会社(事業の内容:証券業)

(2) 企業結合の法的形式

株式交換

(3) 結合後企業の名称

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

(4) 取引の目的を含む取引の概要

わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当社は、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理 (2) 少数株主との取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

(1) 取得原価及びその内訳

当社普通株式	221,365百万円
取得に直接要した支出額	160百万円
取得原価	221,525百万円

(2) 株式種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

①株式の種類及び交換比率

普通株式 当社 1株: SMBCフレンド証券株式会社 0.0008株

②交換比率の算定方法

当社はゴールドマン・サックス証券会社を、SMBCフレンド証券株式会社はメリルリンチ日本証券株式会社を株式交換比率算定に関するそれぞれの財務アドバイザーに任命し、その分析結果、その他の様々な要因を総合的に勘案した上で協議を行い決定いたしました。

③交付株式数及びその評価額

249,015株 221,525百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

①のれんの種類

99,995百万円

②発生原因

追加取得したSMBCフレンド証券株式会社の普通株式の取得原価と減少する少数株主持分の金額の差額をのれんとして処理しております。

③償却方法及び償却期間

20年間で均等償却

(1株当たり情報)

(金額単位 円)	
1株当たり純資産額	469,228.59
1株当たり当期純利益	57,085.83
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	51,494.17

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たり純資産額は11,596円71銭減少しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	441,351百万円
普通株主に帰属しない金額	12,958百万円
(うち優先配当額)	12,958百万円
普通株式に係る当期純利益	428,392百万円
普通株式の期中平均株式数	7,504千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	6,748百万円
(うち優先配当額)	6,763百万円
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社発行の新株予約権)	△14百万円
普通株式増加数	945千株
(うち優先株式)	945千株
(うち新株予約権)	0千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	5,331,279百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,781,555百万円
(うち優先株式)	360,303百万円
(うち優先配当額)	12,958百万円
(うち新株予約権)	14百万円
(うち少数株主持分)	1,408,279百万円
普通株式に係る期末の純資産額	3,549,724百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	7,565千株

有価証券関係 (平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

有価証券の範囲等

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,149,952	438

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損
国債	629,762	621,717	△8,045	20	8,065
地方債	97,102	95,307	△1,794	—	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	—	3,406
その他	5,445	5,626	180	180	—
合計	1,112,452	1,099,387	△13,065	200	13,266

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損
株式	1,953,767	3,926,414	1,972,647	1,987,337	14,689
債券	8,481,507	8,324,140	△157,367	1,805	159,173
国債	7,150,792	7,010,306	△140,485	1,182	141,668
地方債	482,555	474,001	△8,554	119	8,674
社債	848,158	839,831	△8,327	503	8,830
その他	2,754,061	2,763,949	9,888	42,977	33,089
合計	13,189,336	15,014,504	1,825,168	2,032,120	206,952

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は7,296百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
- なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(4) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

(5) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	平成18年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	21,543,637	87,911	141,143

(6) 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	17
その他	5,422
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	402,141
非上場債券	2,846,521
非上場外国証券	595,286
その他	476,942

(7) 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

(8) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,564,060	4,284,559	2,346,081	2,082,953
国債	2,824,945	1,872,346	956,640	1,986,136
地方債	101,824	161,564	307,293	421
社債	637,290	2,250,648	1,082,146	96,396
その他	665,251	495,728	701,134	956,785
合計	4,229,311	4,780,288	3,047,215	3,039,739

有価証券関係 (平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

有価証券の範囲等

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	
	連結貸借対照表計上額	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,088,599	△648

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損
国債	750,204	730,568	△19,635	306	19,942
地方債	96,892	93,527	△3,365	—	3,365
社債	379,614	371,560	△8,053	—	8,053
その他	19,619	19,893	274	274	—
合計	1,246,330	1,215,549	△30,781	580	31,361

- (注) 1. 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損
株式	1,903,193	3,605,884	1,702,690	1,722,129	19,438
債券	12,683,880	12,386,646	△297,233	988	298,222
国債	11,083,609	10,815,889	△267,720	173	267,894
地方債	525,076	510,885	△14,191	282	14,473
社債	1,075,194	1,059,872	△15,321	532	15,854
その他	4,194,178	4,162,057	△32,120	48,052	80,172
合計	18,781,252	20,154,589	1,373,337	1,771,170	397,833

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は3,193百万円(費用)であります。
2. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は97百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
- なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(4) 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

(5) 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	平成17年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	33,089,259	138,964	78,609

(6) 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	269
その他	3,758
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	402,747
非上場債券	2,518,691
非上場外国証券	457,953
その他	309,303

(7) 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

(8) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,841,530	4,784,630	2,468,673	3,037,217
国債	5,339,631	2,060,842	1,239,560	2,926,058
地方債	32,135	252,239	322,956	445
社債	469,763	2,471,547	906,156	110,713
その他	870,175	1,564,473	682,146	848,570
合計	6,711,706	6,349,103	3,150,820	3,885,788

金銭の信託関係

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
その他の 金銭の信託	2,602	2,924	322	322	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

金銭の信託関係

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
その他の 金銭の信託	2,703	2,912	209	209	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

その他有価証券評価差額金

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末
評価差額	1,825,564
その他有価証券	1,825,242
その他の金銭の信託	322
(△) 繰延税金負債	567,845
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,257,719
(△) 少数株主持分相当額	8,589
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	13,004
その他有価証券評価差額金	1,262,135

(注) その他有価証券の評価差額は、時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

その他有価証券評価差額金

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末
評価差額	1,376,785
その他有価証券	1,376,576
その他の金銭の信託	209
(△) 繰延税金負債	559,501
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	817,283
(△) 少数株主持分相当額	8,343
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	10,986
その他有価証券評価差額金	819,927

(注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は3,193百万円(費用)であります。

2. その他有価証券の評価差額は、時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅か当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力に最適なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るとい、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っております。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統一的に管理しております。当社ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合には、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	金利先物				
	売建	60,107,669	3,490,131	4,557	4,557
	買建	58,921,496	3,573,504	△3,229	△3,229
	金利オプション				
	売建	118,090	—	△20	△20
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	400,000	—	278	278
	買建	11,162,242	125,008	△35	△35
	金利スワップ	445,985,618	333,381,100	57,891	57,891
	受取固定・支払変動	213,209,584	162,321,475	△292,629	△292,629
	受取変動・支払固定	212,837,074	156,710,751	342,402	342,402
	受取変動・支払変動	19,815,084	14,229,818	13,821	13,821
	金利スワップオプション				
	売建	3,163,737	1,550,186	△40,755	△40,755
	買建	3,380,799	2,002,072	61,695	61,695
	キャップ				
	売建	21,500,368	14,937,062	△27,574	△27,574
	買建	12,022,208	8,260,827	16,947	16,947
	フローアー				
	売建	842,962	709,538	△2,931	△2,931
買建	3,569,523	2,042,491	1,342	1,342	
その他					
売建	1,950,131	1,368,826	△11,465	△11,465	
買建	4,049,334	2,440,410	27,040	27,040	
合計			83,740	83,740	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	通貨スワップ	20,642,376	12,660,922	42,405	55,918
	通貨スワップオプション				
	売建	866,633	863,798	3,489	3,487
	買建	896,229	890,206	4,146	4,149
	為替予約	61,066,579	5,056,679	△104,438	△104,438
	通貨オプション				
	売建	4,501,193	2,381,131	△159,703	△159,703
買建	4,344,112	2,195,492	98,237	98,237	
合計			△115,862	△102,349	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	株式指数先物				
	売建	13,146	—	△150	△150
	買建	19,646	—	403	403
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	17,000	17,000	587	587
	買建	252,092	105,043	△587	△587
合計				252	252

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	債券先物				
	売建	667,769	—	1,895	1,895
	買建	655,089	—	△1,680	△1,680
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	69,970	65,498	1,575	1,575
合計				1,791	1,791

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	商品先物				
	売建	237	—	△3	△3
	買建	359	—	6	6
	商品先物オプション				
	売建	949	—	△43	△43
	買建	949	—	43	43
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	359,881	311,948	△69,212	△69,212
	変動価格受取・ 固定価格支払	259,581	209,132	157,000	157,000
	固定価格受取・ 固定価格支払	17,821	—	29	29
	商品オプション				
	売建	7,624	7,058	△945	△945
	買建	38,356	30,957	6,304	6,304
合計			93,180	93,180	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	1,322,651	1,295,611	2,628	2,628
	買建	1,514,279	1,509,279	△1,816	△1,816
	その他				
	売建	40	—	△3	△3
	買建	40	—	3	3
合計			812	812	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力に適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るといふ、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っております。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュエーション・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量率については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合には、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、前連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR (保有期間1日、片側信頼区間99.0%) (金額単位 億円)

	最大	最小	平均	期末日
トレーディング	33	14	23	31
バンキング	733	330	507	652

(注) 株式会社三井住友銀行及び同主要連結子会社に係る計数であります。トレーディングは個別リスクを除いております。

② 信用リスク相当額 (与信相当額) (金額単位 億円)

区分	平成18年3月末
金利スワップ	42,080
通貨スワップ	12,904
先物外国為替	10,604
金利オプション(買)	696
通貨オプション(買)	1,708
その他の金融派生商品	2,259
一括清算ネットティング契約による信用リスク削減効果	△39,854
合計	30,397

(注) 1. 上記計数は、BIS自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2. 一部の取引についてネットティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
取引所	金利先物 売建 買建	49,280,626 50,392,316	2,201,562 2,231,955	60,069 △64,209	60,069 △64,209
	金利オプション 売建 買建	176,220 2,702,918	— 2,526,698	△178 691	△178 691
店頭	金利先渡契約 売建 買建	801,161 7,893,630	— 216,820	1 △98	1 △98
	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動	419,010,536 199,965,277 199,621,924 19,271,520	332,474,995 160,275,395 157,996,133 14,070,934	125,464 △1,679,647 1,789,530 20,004	125,464 △1,679,647 1,789,530 20,004
	金利スワップオプション 売建 買建	2,088,827 2,237,396	1,524,826 1,836,727	△45,860 82,932	△45,860 82,932
	キャップ 売建 買建	13,530,699 7,730,947	9,447,218 5,314,256	△28,931 16,252	△28,931 16,252
	フロアー 売建 買建	413,170 211,275	205,858 124,754	△1,460 1,661	△1,460 1,661
	その他 売建 買建	717,241 2,034,707	554,895 1,470,629	△5,505 15,554	△5,505 15,554
合計				156,383	156,383

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△589百万円(損失)であります。

2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
店頭	通貨スワップ 通貨スワップオプション 売建 買建	20,199,152 1,021,039 1,237,505	12,978,710 1,009,291 1,215,027	75,779 △2,495 12,292	64,049 △2,502 12,299
	為替予約 通貨オプション 売建 買建	46,902,149 3,516,658 3,297,890	3,882,673 1,672,181 1,501,779	△139,351 △126,859 71,540	△139,351 △126,859 71,540
合計				△109,094	△120,824

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△276百万円(損失)であります。

2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
取引所	株式指数先物 売建 買建	20,967 23,459	— —	△1,037 1,103	△1,037 1,103
店頭	有価証券店頭オプション 売建 買建	19,051 21,672	19,051 21,672	238 △219	238 △219
合計				84	84

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
取引所	債券先物 売建 買建	565,847 627,879	— —	3,517 △5,063	3,517 △5,063
	債券先物オプション 売建 買建	4,699 42,880	— 2,937	△88 122	△88 122
店頭	債券先渡契約 売建 買建	— 17,038	— 9,517	— 1,614	— 1,614
	債券店頭オプション 売建 買建	162,044 349,000	13,044 —	△540 1,525	△540 1,525
合計				1,088	1,088

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	211,239	180,091	△136,629	△136,629
	変動価格受取・ 固定価格支払	202,635	168,747	153,389	153,389
	商品オプション 売建	9,924	7,454	△8,056	△8,056
	買建	8,921	7,135	7,875	7,875
合計			16,578	16,578	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	301,923	298,381	118	118
	買建	306,790	298,748	1,359	1,359
	その他 売建	754	—	△23	△23
	買建	140	—	7	7
合計			1,462	1,462	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成18年度					
	銀行業	リース業	その他事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,689,086	783,119	429,052	3,901,259	—	3,901,259
(2) セグメント間の内部経常収益	53,714	20,831	220,369	294,914	(294,914)	—
計	2,742,800	803,951	649,421	4,196,173	(294,914)	3,901,259
経常費用	1,993,893	759,103	609,781	3,362,779	(260,130)	3,102,649
経常利益	748,907	44,847	39,640	833,394	(34,784)	798,610
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	97,525,686	2,241,572	5,663,614	105,430,874	(4,572,564)	100,858,309
減価償却費	59,908	336,712	17,630	414,251	16	414,268
減損損失	4,661	—	25,887	30,548	—	30,548
資本的支出	216,612	390,455	27,565	634,633	13	634,647

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
 (2) リース業……………リース業
 (3) その他事業……………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は4,012,414百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について5,397百万円、「リース業」について221百万円、「その他事業」について1,752百万円それぞれ減少しております。

なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について4,556百万円、「リース業」について188百万円、「その他事業」について1,496百万円それぞれ多く計上されております。

5. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 金融商品に関する会計基準 に記載のとおり、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方によった場合に比べ「資産」が「銀行業」について2,308百万円減少しております。

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成17年度					
	銀行業	リース業	その他事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,485,470	755,137	464,529	3,705,136	—	3,705,136
(2) セグメント間の内部経常収益	44,864	18,503	204,294	267,661	(267,661)	—
計	2,530,334	773,640	668,823	3,972,798	(267,661)	3,705,136
経常費用	1,764,055	728,363	487,692	2,980,111	(238,529)	2,741,582
経常利益	766,278	45,277	181,130	992,686	(29,131)	963,554
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出						
資産	103,026,827	2,056,078	6,083,193	111,166,100	(4,155,524)	107,010,575
減価償却費	62,886	337,345	21,274	421,505	13	421,519
減損損失	7,435	620	4,247	12,303	—	12,303
資本的支出	62,482	384,370	22,859	469,711	0	469,711

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業……………銀行業
 (2) リース業……………リース業
 (3) その他事業……………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は4,214,877百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

(2) 所在地別セグメント情報

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成18年度						
	日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連結
I 経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,238,374	247,208	203,585	212,090	3,901,259	—	3,901,259
(2) セグメント間の内部経常収益	98,720	46,833	9,974	59,802	215,330	(215,330)	—
計	3,337,094	294,042	213,559	271,892	4,116,589	(215,330)	3,901,259
経常費用	2,686,461	222,992	177,377	202,955	3,289,786	(187,137)	3,102,649
経常利益	650,633	71,049	36,182	68,937	826,802	(28,192)	798,610
II 資産	89,301,196	5,775,716	3,190,553	4,514,648	102,782,115	(1,923,805)	100,858,309

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的接近度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。
3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は4,012,414百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。
4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の前在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について7,371百万円減少しております。
- なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について6,241百万円多く計上されております。
5. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 金融商品に関する会計基準 に記載のとおり、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「資産」が「日本」について2,266百万円、「米州」について41百万円それぞれ減少しております。

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成17年度						
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連結
I 経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,256,730	176,443	125,351	146,611	3,705,136	—	3,705,136
(2) セグメント間の内部経常収益	70,044	41,114	2,836	36,345	150,341	(150,341)	—
計	3,326,774	217,558	128,188	182,956	3,855,478	(150,341)	3,705,136
経常費用	2,482,510	152,350	103,720	136,967	2,875,548	(133,966)	2,741,582
経常利益	844,264	65,208	24,468	45,988	979,929	(16,375)	963,554
II 資産	97,046,578	5,034,350	2,825,039	3,856,601	108,762,570	(1,751,994)	107,010,575

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的接近度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。
3. 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は4,214,877百万円であり、その主なものは当社の関係会社株式であります。

(3) 海外経常収益

(金額単位 百万円)

	平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
海外経常収益	448,406	662,884
連結経常収益	3,705,136	3,901,259
海外経常収益の連結経常収益に占める割合	12.1%	17.0%

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

財務諸表

当社の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

以下の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び株主資本等変動計算書は、上記の財務諸表に基づいて作成しております。

貸借対照表

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	561,862	37,073
前払費用	21	21
繰延税金資産	43	265
未収収益	17	23
未収還付法人税等	17,371	71,377
その他	55	603
流動資産合計	579,372	109,364
固定資産		
有形固定資産		
建物	0	0
器具及び備品	0	6
有形固定資産合計	1	7 ^{*1}
無形固定資産		
ソフトウェア	28	20
無形固定資産合計	28	20
投資その他の資産		
投資有価証券	20	20
関係会社株式	3,586,045	3,847,716
繰延税金資産	562	2,315
投資その他の資産合計	3,586,627	3,850,052
固定資産合計	3,586,657	3,850,079
繰延資産		
創立費	301	—
繰延資産合計	301	—
資産合計	4,166,332	3,959,444

(次ページに続く)

(貸借対照表続き)

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金	230,000	959,030 ※2
未払金	117	108
未払費用	465	48
未払法人税等	36	964
未払事業所税	4	4
賞与引当金	70	83
その他	211	1,132
流動負債合計	230,905	961,372
固定負債		
役員退職慰労引当金	—	174
固定負債合計	—	174
負債合計	230,905	961,546
(資本の部)		
資本金	1,420,877	—
資本剰余金		
資本準備金	1,420,989	—
その他資本剰余金	684,406	—
資本金及び資本準備金減少差益	499,503	—
自己株式処分差益	184,902	—
資本剰余金合計	2,105,396	—
利益剰余金		
任意積立金	30,420	—
別途積立金	30,420	—
当期末処分利益	383,126	—
利益剰余金合計	413,546	—
自己株式	△ 4,393	—
資本合計	3,935,426	—
負債・資本合計	4,166,332	—
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	—	1,420,877
資本剰余金		
資本準備金	—	642,355
その他資本剰余金	—	288,113
資本剰余金合計	—	930,469
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	—	30,420
繰越利益剰余金	—	698,709
利益剰余金合計	—	729,129
自己株式	—	△ 82,578
株主資本合計	—	2,997,898
純資産合計	—	2,997,898
負債・純資産合計	—	3,959,444

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
営業収益	55,482	376,479
関係会社受取配当金	46,432	366,680
関係会社受入手数料	9,038	9,798
関係会社貸付金利息	11	—
営業費用	3,196	3,641
販売費及び一般管理費	3,196	3,641 ^{*2}
営業利益	52,285	372,838
営業外収益	138	234
受取利息	71	213 ^{*1}
受入手数料	27	20
その他	39	0
営業外費用	4,159	8,594
支払利息	1,490	4,311 ^{*1}
創立費償却	301	301
新株発行費	739	—
支払手数料	1,519	3,978
その他	108	3
経常利益	48,264	364,477
特別利益	27,579	—
関係会社株式売却益	27,579	—
税引前当期純利益	75,844	364,477
法人税、住民税及び事業税	3	2,918
法人税等調整額	2,431	△1,975
当期純利益	73,408	363,535
前期繰越利益	309,717	—
当期末処分利益	383,126	—

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分計算書及び株主資本等変動計算書

利益処分計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度 〔株主総会承認日〕 平成18年6月29日
(当期末処分利益の処分)	
当期末処分利益	383,126
利益処分額	47,951
第一種優先株式配当金	(1株につき10,500円) 367
第二種優先株式配当金	(1株につき28,500円) 2,850
第三種優先株式配当金	(1株につき13,700円) 9,521
第1回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第2回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第3回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第4回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第5回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第6回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第7回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第8回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第9回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第10回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第11回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第12回第四種優先株式配当金	(1株につき135,000円) 563
第1回第六種優先株式配当金	(1株につき88,500円) 6,195
普通株式配当金	(1株につき3,000円) 22,253
次期繰越利益	335,174
(その他資本剰余金の処分)	
その他資本剰余金	684,406
その他資本剰余金処分額	—
その他資本剰余金次期繰越額	684,406

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	株主資本								純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金				利益剰余金合計
平成18年3月31日残高	1,420,877	1,420,989	684,406	2,105,396	30,420	383,126	413,546	△4,393	3,935,426	3,935,426
事業年度中の変動額										
資本準備金の取崩		△1,000,000	1,000,000	—						—
株式交換による増加		221,365		221,365					221,365	221,365
剰余金の配当						△47,951	△47,951		△47,951	△47,951
当期純利益						363,535	363,535		363,535	363,535
自己株式の取得								△1,474,644	△1,474,644	△1,474,644
自己株式の処分			△15	△15				182	167	167
自己株式の消却			△1,396,277	△1,396,277				1,396,277	—	—
事業年度中の変動額合計	—	△778,634	△396,292	△1,174,927	—	315,583	315,583	△78,184	△937,527	△937,527
平成19年3月31日残高	1,420,877	642,355	288,113	930,469	30,420	698,709	729,129	△82,578	2,997,898	2,997,898

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法により行っております。
- (2) その他有価証券
時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
- (2) 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

創立費は、資産として計上し、旧商法施行規則第35条の規定により5年間にわたり均等償却を行っております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- (2) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ174百万円減少しております。
なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ119百万円多く計上されております。

6. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理による行っております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式による行っております。

【会計方針の変更】

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が当事業年度から適用されることになったことから、以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」としてしております。なお、当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,997,898百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

（ストック・オプション等に関する会計基準）

「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日）を当事業年度から適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

（企業結合に係る会計基準等）

「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日）を当事業年度から適用しております。

注記事項（当事業年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（貸借対照表関係）

- ※1. 有形固定資産の減価償却累計額 4百万円
- ※2. 関係会社に対する負債
短期借入金 959,030百万円
- ※3. 偶発債務
株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して52,969百万円の保証を行っております。
- ※4. 配当制限
当社の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、一事業年度において下記の各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。
- | | |
|---------|---|
| 第一種優先株式 | 1株につき 10,500円 |
| 第二種優先株式 | 1株につき 28,500円 |
| 第三種優先株式 | 1株につき 13,700円 |
| 第四種優先株式 | 1株につき 200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額 |
| 第五種優先株式 | 1株につき 200,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額 |
| 第六種優先株式 | 1株につき 300,000円を上限として発行に際して取締役会の決議によって定める額 |

（損益計算書関係）

- ※1. 関係会社との取引
受取利息 203百万円
支払利息 4,311百万円
- ※2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。
- | | |
|-----------|----------|
| 給料・手当 | 1,339百万円 |
| 土地建物機械賃借料 | 321百万円 |
| 広告宣伝費 | 227百万円 |
| 委託費 | 666百万円 |
| 租税公課 | 194百万円 |

（株主資本等変動計算書関係）

- ※1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位 株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式 ^{(注)1 (注)2}	6,307.15	61,731.41	182.61	67,855.95
第一種優先株式 ^{(注)3}	—	35,000	35,000	—
第二種優先株式 ^{(注)4}	—	100,000	100,000	—
第三種優先株式 ^{(注)5}	—	695,000	695,000	—
合計	6,307.15	891,731.41	830,182.61	67,855.95

- (注)1. 普通株式の自己株式の増加61,731.41株は、平成18年10月17日に、同年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得60,466株、端株の買取による増加1,265.41株であります。
2. 普通株式の自己株式の減少182.61株は、端株の売渡し及びストック・オプションの権利行使によるものであります。
3. 第一種優先株式の自己株式の増加35,000株は、平成18年5月17日に、平成17年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得によるものであります。また第一種優先株式の自己株式の減少35,000株は、平成18年5月17日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。
4. 第二種優先株式の自己株式の増加100,000株は、平成18年5月17日及び同年9月6日に、平成17年6月29日及び平成18年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得によるものであります。また第二種優先株式の自己株式の減少100,000株は、平成18年5月17日及び同年9月6日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。
5. 第三種優先株式の自己株式の増加695,000株は、平成18年9月29日及び同年10月11日に、同年6月29日の定時株主総会決議において設定した自己株式の取得枠の範囲内で実施した自己株式の取得645,000株及び同年9月29日に第三種優先株式に係る取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得50,000株によるものであります。また第三種優先株式の自己株式の減少695,000株は、平成18年9月29日及び同年10月11日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

(リース取引関係)

記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生時の主な原因別の内訳

	(金額単位 百万円)
繰延税金資産	
子会社株式	1,202,944
その他	2,651
繰延税金資産小計	1,205,596
評価性引当額	△1,203,015
繰延税金資産合計	2,581
繰延税金資産の純額	2,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	(単位 %)
法定実効税率	40.69
(調整)	
受取配当金益金不算入	△40.45
その他	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.26

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等関係)

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

- 結合当事企業の名称及びその事業の内容
SMBCフレンド証券株式会社(事業の内容:証券業)
- 企業結合の法的形式
株式交換
- 結合後企業の名称
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- 取引の目的を含む取引の概要

わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当社は、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理 (2) 少数株主との取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。

3. 子会社株式の追加取得に関する事項

- 取得原価及びその内訳

当社普通株式	221,365百万円
取得に直接要した支出額	160百万円
取得原価	221,525百万円
- 株式種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額
 - 株式の種類及び交換比率
普通株式 当社 1株: SMBCフレンド証券株式会社 0.0008株
 - 交換比率の算定方法
当社はゴールドマン・サックス証券会社を、SMBCフレンド証券株式会社はメリルリンチ日本証券株式会社を株式交換比率算定に関するそれぞれの財務アドバイザーに任命し、その分析結果、その他の様々な要因を総合的に勘案した上で協議を行い決定いたしました。
 - 交付株式数及びその評価額
249,015株 221,525百万円
- 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
 - のれん金額
99,995百万円
 - 発生原因
追加取得したSMBCフレンド証券株式会社の普通株式の取得原価と減少する少数株主持分の金額の差額をのれんとして処理しております。
 - 償却方法及び償却期間
20年間で均等償却

(1株当たり情報)

	(金額単位 円)
1株当たり純資産額	342,382.75
1株当たり当期純利益	46,326.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	41,973.46

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	363,535百万円
普通株主に帰属しない金額	12,958百万円
(うち優先当額)	12,958百万円
普通株式に係る当期純利益	350,576百万円
普通株式の期中平均株式数	7,567千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	6,763百万円
(うち優先当額)	6,763百万円
普通株式増加数	945千株
(うち優先株式)	945千株
(うち新株予約権)	0千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	2,997,898百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	373,261百万円
(うち優先株式)	360,303百万円
(うち優先当額)	12,958百万円
普通株式に係る期末の純資産額	2,624,636百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた	
期末の普通株式の数	7,665千株

損益の状況（連結）

■ 国内・海外別収支

（金額単位 百万円）

区分	平成17年度				平成18年度			
	国内	海外	消去又は全社(△)	合計	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
資金運用収益	1,306,241	392,619	△ 36,260	1,662,600	1,441,457	593,892	△ 56,280	1,979,069
資金調達費用	281,037	245,122	△ 25,167	500,991	432,558	409,364	△ 31,450	810,471
資金運用収支	1,025,204	147,497	△ 11,092	1,161,608	1,008,898	184,528	△ 24,829	1,168,597
信託報酬	8,631	—	—	8,631	3,508	—	—	3,508
役務取引等収益	657,115	49,288	△ 2,474	703,928	647,473	59,223	△ 698	705,998
役務取引等費用	82,489	3,601	△ 1,754	84,336	89,805	7,353	△ 345	96,812
役務取引等収支	574,625	45,686	△ 719	619,591	557,668	51,870	△ 352	609,185
特定取引収益	36,163	18,099	△ 21,455	32,807	127,667	21,459	△ 21,564	127,561
特定取引費用	8,066	13,389	△ 21,455	—	10,720	12,780	△ 21,564	1,936
特定取引収支	28,096	4,710	—	32,807	116,946	8,679	—	125,625
その他業務収益	1,126,212	19,504	△ 1,569	1,144,147	981,643	22,977	△ 988	1,003,632
その他業務費用	865,666	12,346	△ 1,377	876,635	988,511	16,052	△ 193	1,004,370
その他業務収支	260,545	7,157	△ 192	267,511	△ 6,868	6,924	△ 794	△ 738

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用（平成17年度1百万円、平成18年度5百万円）を資金調達費用から控除して表示しております。
 3. 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

■ 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

（金額単位 百万円）

国内	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	76,691,842	1,306,241	1.70%	76,132,613	1,441,457	1.89%
うち貸出金	50,469,167	953,658	1.89	51,620,802	1,004,005	1.94
うち有価証券	21,565,285	290,826	1.35	19,820,864	330,791	1.67
うちコールローン及び買入手形	713,123	7,773	1.09	784,972	17,383	2.21
うち買現先勘定	98,096	8	0.01	41,945	94	0.23
うち債券貸借取引支払保証金	1,411,749	613	0.04	1,329,318	4,857	0.37
うち預け金	1,387,168	23,781	1.71	1,054,974	26,901	2.55
資金調達勘定	83,944,515	281,037	0.33	80,928,373	432,558	0.53
うち預金	64,237,443	100,809	0.16	65,159,829	177,510	0.27
うち譲渡性預金	3,359,901	844	0.03	2,365,296	5,858	0.25
うちコールマネー及び売渡手形	5,910,627	1,310	0.02	2,908,959	4,286	0.15
うち売現先勘定	213,153	6	0.00	157,722	431	0.27
うち債券貸借取引受入担保金	2,771,613	58,292	2.10	2,301,547	60,856	2.64
うちコマース・ペーパー	64,266	69	0.11	712	1	0.24
うち借入金	2,649,069	50,353	1.90	3,530,322	53,287	1.51
うち短期社債	341,628	375	0.11	370,939	1,503	0.41
うち社債	3,867,212	62,878	1.63	3,784,043	68,789	1.82

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であります。
 2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 3. 無利息預け金の平均残高（平成17年度2,802,641百万円、平成18年度1,096,906百万円）を資金運用勘定から控除して表示しております。
 4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高（平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円）を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高（平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円）及び利息（平成17年度1百万円、平成18年度5百万円）を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

(金額単位 百万円)

海外	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,621,722	392,619	4.08%	11,234,586	593,892	5.29%
うち貸出金	6,652,589	283,993	4.27	7,838,766	401,333	5.12
うち有価証券	949,114	37,627	3.96	1,109,300	62,710	5.65
うちコールローン及び買入手形	178,988	6,556	3.66	200,194	10,824	5.41
うち買現先勘定	182,955	6,758	3.69	145,659	7,003	4.81
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
うち預け金	1,182,483	37,742	3.19	1,530,875	72,925	4.76
資金調達勘定	6,988,102	245,122	3.51	8,996,910	409,364	4.55
うち預金	5,705,664	167,488	2.94	6,985,307	282,707	4.05
うち譲渡性預金	303,226	12,033	3.97	738,076	37,618	5.10
うちコールマネー及び売渡手形	145,523	4,658	3.20	325,729	14,520	4.46
うち売現先勘定	208,672	7,440	3.57	352,703	17,923	5.08
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	93,085	2,182	2.34	159,086	7,199	4.53
うち短期社債	—	—	—	—	—	—
うち社債	521,556	23,131	4.44	348,240	20,930	6.01

- (注) 1. 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の在外連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(平成17年度32,268百万円、平成18年度48,701百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

(金額単位 百万円)

合計	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	85,869,391	1,662,600	1.94%	86,851,328	1,979,069	2.28%
うち貸出金	56,497,565	1,214,142	2.15	58,785,489	1,375,851	2.34
うち有価証券	22,716,737	317,352	1.40	21,188,587	369,770	1.75
うちコールローン及び買入手形	892,111	14,330	1.61	985,167	28,208	2.86
うち買現先勘定	281,051	6,767	2.41	187,604	7,098	3.78
うち債券貸借取引支払保証金	1,411,749	613	0.04	1,329,318	4,857	0.37
うち預け金	2,549,161	59,875	2.35	2,487,172	96,763	3.89
資金調達勘定	90,283,734	500,991	0.55	89,150,368	810,471	0.91
うち預金	69,920,269	266,648	0.38	72,045,922	457,078	0.63
うち譲渡性預金	3,663,127	12,877	0.35	3,103,373	43,476	1.40
うちコールマネー及び売渡手形	6,056,150	5,969	0.10	3,234,688	18,807	0.58
うち売現先勘定	421,826	7,447	1.77	510,425	18,354	3.60
うち債券貸借取引受入担保金	2,771,613	58,292	2.10	2,301,547	60,856	2.64
うちコマーシャル・ペーパー	64,266	69	0.11	712	1	0.24
うち借入金	2,117,940	29,016	1.37	3,015,247	32,175	1.07
うち短期社債	341,628	375	0.11	370,939	1,503	0.41
うち社債	4,388,769	86,010	1.96	4,132,284	89,719	2.17

- (注) 1. 上記計数は、「国内」「海外」間の内部取引を消去した合算計数であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(平成17年度2,832,832百万円、平成18年度1,146,135百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円)及び利息(平成17年度1百万円、平成18年度5百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

■ 役務取引の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度				平成18年度			
	国内	海外	消去又は全社(△)	合計	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
役務取引等収益	657,115	49,288	△2,474	703,928	647,473	59,223	△698	705,998
うち預金・貸出業務	23,622	32,250	△1,174	54,698	25,034	40,664	—	65,698
うち為替業務	122,863	8,663	△1	131,526	123,671	9,166	△1	132,836
うち証券関連業務	64,561	211	—	64,773	48,378	271	—	48,650
うち代理業務	18,929	—	—	18,929	16,581	—	—	16,581
うち保護預り・貸金庫業務	7,379	4	—	7,384	7,317	4	△0	7,322
うち保証業務	40,473	1,472	△500	41,445	45,102	1,266	△407	45,961
うちクレジットカード関連業務	108,643	—	—	108,643	117,197	—	—	117,197
役務取引等費用	82,489	3,601	△1,754	84,336	89,805	7,353	△345	96,812
うち為替業務	24,048	1,827	△7	25,868	25,135	2,262	△198	27,200

(注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

■ 特定取引の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度				平成18年度			
	国内	海外	消去又は全社(△)	合計	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
特定取引収益	36,163	18,099	△21,455	32,807	127,667	21,459	△21,564	127,561
うち商品有価証券収益	12,662	217	—	12,880	15,071	37	—	15,109
うち特定取引有価証券収益	1,172	57	—	1,229	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	22,230	17,824	△21,455	18,599	109,351	21,422	△21,564	109,208
うちその他の特定取引収益	97	—	—	97	3,244	—	—	3,244
特定取引費用	8,066	13,389	△21,455	—	10,720	12,780	△21,564	1,936
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	—	—	—	—	1,928	7	—	1,936
うち特定金融派生商品費用	8,066	13,389	△21,455	—	8,791	12,773	△21,564	—
うちその他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

資産・負債の状況（連結）

■ 預金・譲渡性預金

期末残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
国内	流動性預金	41,727,352	41,266,689
	定期性預金	20,023,737	21,273,509
	その他	4,063,539	3,271,453
	計	65,814,629	65,811,653
	譲渡性預金	2,106,986	1,883,747
	合計	67,921,616	67,695,400
海外	流動性預金	4,170,386	5,330,090
	定期性預金	842,358	1,006,239
	その他	6,750	8,241
	計	5,019,495	6,344,570
	譲渡性預金	601,657	705,470
	合計	5,621,152	7,050,041
総合計		73,542,769	74,745,441

(注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

■ 貸出金の業種別構成

期末残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末		平成19年3月末	
		金額	構成比	金額	構成比
国内 (除く特別国際 金融取引勘定分)	製造業	5,517,879	10.76%	5,598,883	10.84%
	農業、林業、漁業及び鉱業	140,677	0.27	139,509	0.27
	建設業	1,488,609	2.90	1,435,589	2.78
	運輸、情報通信、公益事業	2,808,274	5.47	3,038,681	5.88
	卸売・小売業	5,553,808	10.83	5,507,322	10.66
	金融・保険業	4,302,537	8.39	4,189,606	8.11
	不動産業	7,385,799	14.40	7,630,563	14.78
	各種サービス業	6,230,670	12.14	6,238,878	12.08
	地方公共団体	735,328	1.43	648,704	1.26
	その他	17,138,631	33.41	17,216,194	33.34
	合計	51,302,215	100.00	51,643,934	100.00
海外及び特別国際 金融取引勘定分	政府等	46,892	0.79	35,783	0.51
	金融機関	549,081	9.21	481,228	6.83
	商工業	5,005,510	83.91	5,950,135	84.45
	その他	363,503	6.09	578,240	8.21
	合計	5,964,987	100.00	7,045,387	100.00
総合計		57,267,203	—	58,689,322	—

(注) 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

■ リスク管理債権

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
破綻先債権①	59,332	60,715
延滞債権②	714,366	507,289
3カ月以上延滞債権③	24,571	22,018
貸出条件緩和債権④	444,889	477,362
合計	1,243,160	1,067,386

各債権の定義

- ①「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金
- ②「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金
- ③「3カ月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金(除く①、②)
- ④「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金(除く①～③)

■ 有価証券残高

期末残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
国内	国債	11,566,093	7,640,069
	地方債	607,777	571,103
	社債	3,958,181	4,066,497
	株式	4,277,449	4,468,620
	その他の証券	3,915,033	2,306,641
	計	24,324,535	19,052,932
海外	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他の証券	958,135	1,205,587
	計	958,135	1,205,587
全社	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	223,189	278,980
	その他の証券	—	—
	計	223,189	278,980
合計		25,505,861	20,537,500

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含めております。

■ 特定取引資産・負債の内訳

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末				平成19年3月末			
	国内	海外	消去又は全社(△)	合計	国内	海外	消去又は全社(△)	合計
特定取引資産	3,709,059	412,178	△ 43,212	4,078,025	2,906,229	397,304	△ 25,647	3,277,885
うち商品有価証券	122,278	40,764	—	163,042	27,932	25,355	—	53,288
うち商品有価証券派生商品	275	—	—	275	373	—	—	373
うち特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	4,160	1	—	4,162	2,344	—	—	2,344
うち特定金融派生商品	2,656,787	371,412	△ 43,212	2,984,988	1,778,913	371,949	△ 25,647	2,125,214
うちその他の特定取引資産	925,557	—	—	925,557	1,096,664	—	—	1,096,664
特定取引負債	2,521,185	430,185	△ 43,212	2,908,158	1,572,595	396,026	△ 25,647	1,942,973
うち売付商品債券	118,803	533	—	119,337	12,065	4,349	—	16,415
うち商品有価証券派生商品	1,238	—	—	1,238	288	—	—	288
うち特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	4,079	—	—	4,079	1,975	—	—	1,975
うち特定金融派生商品	2,397,064	429,651	△ 43,212	2,783,503	1,558,265	391,676	△ 25,647	1,924,294
うちその他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 「国内」「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

資本の状況（単体）

■ 資本金及び発行済株式総数

（単位 株、百万円）

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成14年12月2日	—	6,676,424.39	—	1,000,000	—	1,496,547	
平成15年2月3日	86,576.53	6,763,000.92	—	1,000,000	3,069	1,499,616	株式会社日本総研ホールディングズとの合併による普通株式の増加（合併比率1：0.021）
平成15年2月8日	50,100	6,813,100.92	75,150	1,075,150	75,150	1,574,766	有償第三者割当 第1-12回第四種優先株式 50,100株 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成15年3月12日	115,000	6,928,100.92	172,500	1,247,650	172,500	1,747,266	有償第三者割当 第13回第四種優先株式 115,000株 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成15年4月1日～ 平成16年3月31日	8.61	6,928,109.53	—	1,247,650	—	1,747,266	第13回第四種優先株式の普通株式への転換による当該優先株式1株の減少、普通株式9.61株の増加
平成15年8月8日	—	6,928,109.53	—	1,247,650	△499,503	1,247,762	商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替え
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	332,869.96	7,260,979.49	—	1,247,650	—	1,247,762	優先株式の普通株式への転換による第一種優先株式32,000株減少、第三種優先株式105,000株減少、第13回第四種優先株式7,912株減少、普通株式477,781.96株増加
平成17年3月29日	70,001	7,330,980.49	105,001	1,352,651	105,001	1,352,764	有償第三者割当 第1回第六種優先株式 70,001株 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成17年4月1日～ 平成18年3月31日	922,593.28	8,253,573.77	—	1,352,651	—	1,352,764	優先株式の普通株式への転換による第13回第四種優先株式107,087株減少、普通株式1,029,680.28株増加
平成18年1月31日	80,000	8,333,573.77	45,220	1,397,871	45,220	1,397,984	有償一般募集 普通株式 80,000株 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
平成18年2月28日	40,700	8,374,273.77	23,005	1,420,877	23,005	1,420,989	有償第三者割当 普通株式 40,700株 発行価額 1,130千円 資本組入額 565千円
平成18年5月17日	△68,000	8,306,273.77	—	1,420,877	—	1,420,989	優先株式の取得及び消却による第一種優先株式35,000株減少、第二種優先株式33,000株減少
平成18年8月11日	—	8,306,273.77	—	1,420,877	△1,000,000	420,989	会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替え
平成18年9月1日	249,015	8,555,288.77	—	1,420,877	221,365	642,355	SMBCフレンド証券株式会社の完全子会社化に係る株式交換による普通株式の増加（交換比率1：0.0008）
平成18年9月6日	△67,000	8,488,288.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第二種優先株式67,000株減少
平成18年9月29日	△439,534	8,048,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式500,000株減少、第三種優先株式に係る取得請求権の行使による普通株式60,466株増加
平成18年10月11日	△195,000	7,853,754.77	—	1,420,877	—	642,355	優先株式の取得及び消却による第三種優先株式195,000株減少

■株式の総数等

発行済株式の内容（平成19年3月31日現在）

普通株式	7,733,653.77株
第1回第四種優先株式	4,175株
第2回第四種優先株式	4,175株
第3回第四種優先株式	4,175株
第4回第四種優先株式	4,175株
第5回第四種優先株式	4,175株
第6回第四種優先株式	4,175株
第7回第四種優先株式	4,175株
第8回第四種優先株式	4,175株
第9回第四種優先株式	4,175株
第10回第四種優先株式	4,175株
第11回第四種優先株式	4,175株
第12回第四種優先株式	4,175株
第1回第六種優先株式	70,001株
計	7,853,754.77株

上場証券取引所名 東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）

■所有者別状況

①普通株式

区分	株主数	所有株式数	割合
政府及び地方公共団体	6人	4,751株	0.06%
金融機関	470	2,345,415	30.43
証券会社	114	110,908	1.44
その他の法人	7,490	1,425,270	18.49
外国法人等（個人以外）	1,033	3,130,016	40.60
外国法人等（個人）	35	114	0.00
個人その他	163,012	692,309	8.98
計	172,160	7,708,783	100.00
端株の状況	—	24,870.77	—

(注) 1. 自己株式67,855.95株は「個人その他」に67,855株、「端株の状況」に0.95株含まれております。
2. 「その他の法人」欄には、証券保管振替機構名義の株式が、532株含まれております。

②第1回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑥第5回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

③第2回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑦第6回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

④第3回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑧第7回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑤第4回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑨第8回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等（個人以外）	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑩第9回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等(個人以外)	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑬第12回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等(個人以外)	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑪第10回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等(個人以外)	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

⑭第1回第六種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
金融機関	4人	70,001株	100.00%
計	4	70,001	100.00

⑫第11回第四種優先株式

区分	株主数	所有株式数	割合
外国法人等(個人以外)	1人	4,175株	100.00%
計	1	4,175	100.00

■大株主

①普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	442,347.00株	5.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	397,852.00	5.14
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	193,039.00	2.49
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	164,808.00	2.13
日本生命保険相互会社	154,667.42	1.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	133,979.00	1.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	114,571.00	1.48
株式会社三井住友銀行	100,481.00	1.29
ジェーピーエムシービーユーエスエーレジデンスペンション ジャスデック レンド 385051 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	91,511.00	1.18
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	83,621.00	1.08
計	1,876,876.42	24.26

②第1回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑤第4回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

③第2回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑥第5回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディングツ コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

④第3回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・ インク(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑦第6回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディングツ コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑧第7回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑨第8回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑩第9回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑪第10回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑫第11回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑬第12回第四種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
ジーエスエスエム ホールディング ツー コープ(常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	4,175株	100.00%

⑭第1回第六種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
住友生命保険相互会社	23,334株	33.33%
日本生命保険相互会社	20,000	28.57
三井生命保険株式会社	16,667	23.81
三井住友海上火災保険株式会社	10,000	14.29
計	70,001	100.00

- (注) 1. 株式会社三井住友銀行が所有している普通株式につきましては、会社法施行規則第67条の規定により議決権の行使が制限されております。
2. キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニーから平成18年5月15日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、平成18年4月30日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

株主名	所有株式数	持株比率
キャピタル・リサーチ・アンド・ マネージメント・カンパニー (他共同保有者4名)	387,480株 (共同保有者分を含む。)	5.22%

3. ゴールドマン・サックス証券株式会社から平成19年1月22日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書及び平成19年2月15日付で当該報告書に対する訂正報告書の提出があり、平成19年1月15日現在で以下の普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として当事業年度末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、訂正報告書の内容は次のとおりであります。

株主名	所有株式数	持株比率
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 (他共同保有者6名)	117,680株 (共同保有者分を含む。 潜在株式15,520株を含む。)	1.50%

■新株予約権等の状況

当社は平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

	平成19年3月31日現在
新株予約権の数	1,116個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,116株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 669,775円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 669,775円 資本組入額 334,888円
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

2. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

■ストック・オプション制度の内容

株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社及び当社子会社の役職員 677人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,620株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 673,000円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 ②新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 決議年月日は、株式会社三井住友銀行における発行決議日を記載しております。

2. 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

3. 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

■ 最近5年間の事業年度別最高・最低株価

(金額単位 円)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
最高株価	452,000	780,000	854,000	1,370,000	1,390,000
最低株価	206,000	162,000	599,000	659,000	1,010,000

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

■ 最近6カ月間の月別最高・最低株価

(金額単位 円)

区分	平成18年10月	平成18年11月	平成18年12月	平成19年1月	平成19年2月	平成19年3月
最高株価	1,340,000	1,320,000	1,250,000	1,290,000	1,220,000	1,160,000
最低株価	1,220,000	1,120,000	1,190,000	1,200,000	1,100,000	1,010,000

(注) 1. 上記は普通株式の株価であり、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
2. 各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。

自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、平成19年3月末から「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年3月末は「銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件」(平成10年大蔵省告示第62号。以下「旧自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

なお、平成19年3月末より新しい自己資本比率規制が適用されたことから、「自己資本比率に関する事項」においては、原則、当年度のみ記載しております。また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

■ 連結の範囲に関する事項

1. 連結自己資本比率算定のための連結の範囲

- ・ 連結子会社の数 181社
主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(68ページ)に記載しております。
- ・ 連結自己資本比率算出のための連結の範囲は連結財務諸表における連結の範囲に基づいております。
- ・ 比例連結の方法を用いて連結の範囲に含めている関連会社はありません。
- ・ 銀行法第52条の23の定める従属業務を専ら営む会社並びに新たな事業分野を開拓する会社のうち連結の範囲に含めていないものはありません。

2. 控除項目に関する事項

- ・ 控除項目の対象となる非連結子会社の数 127社
主要な会社名 エス・ビー・エル・ジュピター有限公司
(業務の内容：匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者)
SBCS Co., Ltd.
(業務の内容：出資・コンサルティング業務)
- ・ 控除項目の対象となる金融業務を営む関連会社の数 76社
主要な金融業務を営む関連会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(68ページ)に記載しております。

3. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る特別な制限等はありません。

4. 控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の構成に関する事項(連結自己資本比率(第一基準))

当社は自己資本比率の算定に関し、平成19年3月末から「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。平成18年3月末は、「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、自己資本比率の算定に係る内部管理体制について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が自己資本比率そのものの適正性や自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(金額単位 百万円)

項目		平成18年3月末	平成19年3月末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,229,225	57,773
	利益剰余金	944,112	1,386,436
	自己株式(△)	4,393	123,454
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	66,619
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△41,475	△30,656
	新株予約権	—	14
	連結子会社の少数株主持分	1,104,244	1,399,794
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	835,214	1,159,585
	営業権相当額(△)	73	49
	のれん相当額(△)	—	100,801
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
連結調整勘定相当額(△)	6,612	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	40,057	
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	4,645,905	3,903,257	
繰延税金資産の控除金額(△) ^{(注)2}	—	—	
計	(A)	4,645,905	3,903,257
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}		211,464	535,835
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	627,807	825,432
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,934	39,367
	一般貸倒引当金	742,614	35,309
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	175,921
	負債性資本調達手段等	2,657,378	2,564,195
	うち永久劣後債務 ^{(注)4}	1,035,778	1,114,044
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{(注)5}	1,621,600	1,450,150	
計	(B)	4,067,736	3,640,226
うち自己資本への算入額		4,067,736	3,640,226
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額	(C)	—	—
控除項目	控除項目 ^{(注)6}	(D)	619,279
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	8,094,361
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	58,984,821	47,394,806
	オフ・バランス取引等項目	5,952,321	8,713,413
	信用リスク・アセットの額	(F)	64,937,143
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%)	(G)	385,206
	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	30,816
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%)	(I)	—
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(J)	—
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	—
計	(L)	(F) + (G) + (I) + (K)	65,322,349
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		12.39%	11.31%
Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		7.11%	6.44%
連結総所要自己資本額 = (L) × 8%		—	4,843,227

(注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年3月末現在1,460,303百万円、平成19年3月末現在360,303百万円であります。

2. 平成19年3月末現在繰延税金資産の純額に相当する額は836,270百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は1,170,977百万円であります。

3. 自己資本比率告示第5条第2項(旧自己資本比率告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、平成19年3月末の基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は13.72%であります。

4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号(旧自己資本比率告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号（旧自己資本比率告示第5条第1項第5号及び第6号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号（旧自己資本比率告示第7条第1項）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧自己資本比率告示第7条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

（参考）

旧自己資本比率告示に定められた算式に基づき算出した場合の平成19年3月末の連結自己資本比率（第一基準）は、10.59%であります。

（※）

「連結自己資本比率（第一基準）」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、当社、株式会社三井住友銀行（以下、「当行」という。）及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行した以下の6件の優先出資証券が含まれております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド
払込日	平成18年12月18日	同左
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される（停止された配当は累積しない）。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状態で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	同左
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	同左
分配可能額制限	「分配可能額」 ^(注)5) が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額」 ^(注)6) に等しい金額となる。	同左
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	同左
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格	同左

（注）1. 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由

債務に対する支払不能（破産法上の支払不能）、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由

当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる当社優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、当社優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、当社優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各当社優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Treasury Company L. L. C. ("SBTC-LLC")	SB Equity Securities (Cayman), Limited ("SBES")	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited ("SPCL")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行が自己資本比率/Tier 1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) ②当行につき、清算、破産又は清算的公司更生が開始された場合 ③当行優先株式 ^{(注)2} 又は普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	規定なし	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内であればならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」④及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1. 損失吸収事由
 当行につき、①自己資本比率/Tier 1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、又は④「管理変更事由」(⑤清算事由<清算、破産又は清算的公司更生>)の発生、⑥会社更生、会社整理等の手続開始、⑦監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、又は当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株式
 自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3. 本優先出資証券
 当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案
 当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内であっても、翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益をもとに計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限
 SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6. SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限
 SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日（ただし金融庁の事前承認が必要）
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 （ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される）
配当日	毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成19年7月25日） 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^(注2) を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^(注4) を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^(注5) を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^(注4) 若しくは配当減額指示 ^(注7) がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^(注8) （もしあれば）の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 (x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^(注5) 又は配当減額指示 ^(注7) がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^(注2) が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^(注4) に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2. 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x) 株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態（日本の破産法上の「支払不能」を意味する。）、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債（上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。）が株式会社関西アーバン銀行の資産

を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより（発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても）超える状態、又は（y）金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、証券取引法（金融商品取引法及びその承継する法令を含む。以下、同様とする。）により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a) 当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b) 配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a) 日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式（本優先出資証券を除く。）。

■ 所要自己資本の額

(金額単位 億円)

		平成19年3月末
	事業法人向けエクスポージャー(除く特定貸付債権)	28,368
	ソブリン向けエクスポージャー	428
	金融機関等向けエクスポージャー	1,266
	特定貸付債権	1,793
	事業法人等向けエクスポージャー	31,855
	居住用不動産向けエクスポージャー	3,321
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	811
	その他リテール向けエクスポージャー	3,504
	リテール向けエクスポージャー	7,636
	経過措置適用分	3,362
	PD/LGD方式適用分	357
	簡易手法適用分	527
	内部モデル手法適用分	—
	マーケット・ベース方式適用分	527
	株式等エクスポージャー	4,246
	信用リスク・アセットのみなし計算	3,015
	証券化エクスポージャー	1,589
	その他	3,213
	内部格付手法適用分	51,556
	標準的手法適用分	4,871
	信用リスクに対する所要自己資本の額	56,427
	金利リスク・カテゴリー	32
	株式リスク・カテゴリー	6
	外国為替リスク・カテゴリー	9
	コモディティ・リスク・カテゴリー	—
	オプション取引	—
	標準的方式適用分	47
	内部モデル方式適用分	282
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	330
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,216
	所要自己資本の額合計	59,972

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「適格購入事業法人向けエクスポージャー」は、該当ありません。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権、その他資産が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

1. 内部格付手法を使用する範囲

平成19年3月末において、当社は基礎的内部格付手法を使用しております。当社と同様に、基礎的内部格付手法を使用する連結子会社は以下のとおりであります。

(1) 国内

株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、SMBC信用保証株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社

(2) 海外

欧州三井住友銀行、カナダ三井住友銀行、ブラジル三井住友銀行、インドネシア三井住友銀行、SMBCリース・ファイナンス会社、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド

また、平成19年3月末において標準的手法を使用している連結子会社のうち、三井住友リース株式会社、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行については、平成22年3月末より基礎的内部格付手法を使用する予定であります。

(注) 基礎的内部格付手法を使用する連結子会社が設立し実質的に管理を行っているSPC(特別目的会社)、投資事業有限責任組合等の連結子会社については、基礎的内部格付手法を適用しております。また、株式等エクスポージャーについては、標準的手法を使用する連結子会社が保有するエクスポージャーを含め、当社グループ全体で内部格付手法を使用しております。

2. 資産区分別のエクスポージャーの状況

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- 「事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー」には、国内、海外の一般事業法人、営業性個人(国内のみ)、政府、公共法人、金融機関等宛の与信が含まれております。なお、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資は、原則として「リテール向けエクスポージャー」に含めておりますが、与信額1億円超の先に対するものは、自己資本比率告示に従い、「事業法人向けエクスポージャー」に含めております。
- 債務者格付は、取引先の決算書等から格付モデルを利用して判定した財務格付を出発点とし、実態バランスシートや定性項目等を加味して付与しております(格付制度、手続の詳細は38ページをご参照ください)。国内の事業法人等と海外の事業法人等とでは、実績デフォルト率の水準や、格付毎のポートフォリオの分布状況に差異があるため、下表のとおり、格付体系を別にして国内法人等にはJ1からJ10、海外法人等にはG1からG10の格付を付与し、適用するデフォルト確率(以下、「PD」という)もそれぞれで設定しております。
- 上記のような財務格付を出発点とした原則的な格付付与手続の他に、親会社の信用力に基づく格付や、外部格付機関が公表する格付を出発点として判定する格付を付与する場合があります。また、国、地方公共団体や、特殊な存立基盤・財務内容を有する等、通常の格付モデルに適さない法人等は、債務者の属性に応じた格付区分(例えば「地方公共団体等」)に分類しております。また、営業性個人向け与信、事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資には、それぞれ別の格付モデルを開発して専用の格付を付与しております。
- 信用リスク・アセットの額の計算に適用するPDの推計値は、債務者格付毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。PDの推計並びに検証には社内データの他、外部データ等を用いております。デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたもの(債務者に対する「破産更生債権及びこれに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること)を用いております。

債務者格付		定義	債務者区分
国内法人等	海外法人等		
J1	G1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
J2	G2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
J3	G3	債務履行の確実性は十分にある。	
J4	G4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J5	G5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J6	G6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
J7	G7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先
J7R	G7R	うち要管理先	要管理先
J8	G8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
J9	G9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
J10	G10	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。	破綻先

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	182,616	133,504	49,111	0.10%	44.97%	22.88%
J4-J6	143,786	113,554	30,232	0.84%	41.78%	63.13%
J7(除くJ7R)	19,780	17,596	2,184	10.67%	40.63%	161.66%
国・地方等	109,830	108,752	1,078	0.00%	44.70%	0.46%
その他	67,931	60,161	7,770	1.26%	43.48%	70.91%
デフォルト(J7R, J8-J10)	9,919	9,650	269	100.00%	43.45%	—
合計	533,862	443,217	90,645	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。
2. LGDはデフォルト時損失率であります。

(イ) 海外事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	125,794	69,841	55,953	0.22%	43.73%	38.57%
G4-G6	6,704	4,784	1,920	1.71%	44.66%	105.65%
G7(除くG7R)	1,520	715	805	27.13%	44.89%	251.83%
その他	1,636	1,215	421	0.94%	44.88%	86.24%
デフォルト(G7R, G8-G10)	887	778	109	100.00%	44.95%	—
合計	136,541	77,333	59,208	—	—	—

(注) 「その他」には、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

特定貸付債権

ア. 格付付与手続の概要

- ・「特定貸付債権」は、自己資本比率告示に定められた「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「コモディティ・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」に分けられます。「プロジェクト・ファイナンス」には発電プラントや交通インフラ等、特定の事業に対する信用供与で、当該事業からの収益のみを返済原資とするもの、「オブジェクト・ファイナンス」には航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」には不動産ノンリコースローンに代表される不動産ファイナンスが含まれております。「コモディティ・ファイナンス」については、平成19年3月末現在、該当はありません。
- ・これらの「特定貸付債権」には、プロダクツ毎に、格付モデルや定性評価に基づいて、予想損失率を軸とした格付を付与しております。これらは、「債務者格付」と同様に10段階に区分しておりますが、PDを軸とする「債務者格付」とは定義が異なります。「特定貸付債権」の信用リスク・アセットの額は、予想損失率を軸とした案件格付等を下表の自己資本比率告示に定められた5区分に紐付けすることにより計算しております。

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高(金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年3月末			
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,004	32	2,746
	(残存期間2年半以上)	70%	4,359	648	6,957
良	(残存期間2年半未満)	70%	348	10	447
	(残存期間2年半以上)	90%	1,468	100	1,050
可	115%	314	90	564	
弱い	250%	227	82	15	
デフォルト	—	36	—	—	
合計		7,756	963	11,779	

(イ)「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」の残高 (金額単位 億円)

		リスク・ウェイト	平成19年3月末
優	(残存期間2年半未満)	70%	59
	(残存期間2年半以上)	95%	56
良	(残存期間2年半未満)	95%	868
	(残存期間2年半以上)	120%	464
可		140%	1,620
弱い		250%	—
デフォルト		—	—
合計			3,067

(2) リテール向けエクスポージャー

居住用不動産向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

・「居住用不動産向けエクスポージャー」には住宅ローンが含まれております。なお、ここでの住宅ローンには、個人向けの住宅ローンに加え、店舗や賃貸アパートと併用になっている自宅用不動産に対するローンの一部が含まれておりますが、賃貸アパートに対するローンは含まれておりません。

・住宅ローンに対する格付付与手続は次のとおりであります。

まず、デフォルト・リスクの観点から、ローン契約情報に基づき、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定債務者区分判定により、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。PDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

デフォルト時の回収リスクの観点からは、担保不動産の評価額をもとに算出されるLTV(Loan To Value)を用いて、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。デフォルト時損失率(以下、「LGD」という)の推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、住宅ローン契約時からの一定の経過年数毎にポートフォリオを分割し、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。

なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	89,252	88,188	1,064	0.32%	45.91%	25.11%
		その他	9,153	9,153	—	0.62%	70.60%	67.60%
	延滞等	391	319	73	26.34%	51.49%	287.54%	
デフォルト			1,193	1,167	26	100.00%	46.09%	26.54%
合計			99,989	98,827	1,162	—	—	—

(注) 1.「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
2.「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

・「適格リボルビング型エクスポージャー」にはカードローンやクレジットカード債権が含まれております。

・カードローン及びクレジットカード債権に対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

カードローンについては、保証会社、契約極度額、決済口座の取引状況、返済履行状況に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。クレジットカード債権については、過去の返済状況、利用状況に基づき、クレジットカード債権毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。

信用リスク・アセットの額の計算に適用するPD及びLGDの推計値は、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PD セグメント 区分	平成19年3月末								
		エクス ポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 平均値	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額						
カード ローン	非延滞	4,304	3,563	741	—	1,418	52.24%	2.45%	79.11%	58.93%
	延滞等	299	292	7	—	43	15.33%	9.81%	81.16%	126.30%
クレジット カード債権	非延滞	9,043	5,994	3,050	—	34,973	8.72%	1.09%	80.49%	26.27%
	延滞等	60	49	11	—	—	—	71.46%	83.42%	152.96%
デフォルト		144	123	22	—	—	—	100.00%	83.22%	48.93%
合計		13,851	10,021	3,830	—	36,434	—	—	—	—

- (注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCF(未引出額に乘ずる掛目)を乗ずる方法ではなく、一取引あたりの残高増加額を推計する方法を使用しております。
 2. 本資料上のCCFの平均値は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用していません。
 3. 「延滞等」には、三月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「その他リテール向けエクスポージャー」には、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローン、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資、マイカーローン等の消費性ローンが含まれております。
- ・事業性ローン及び消費性ローンに対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

(ア) 事業性ローン及び中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については、デフォルト・リスクの観点からは、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定債務者区分判定に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。デフォルト時の回収リスクの観点からは、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については与信先の属性に基づき、事業性ローンについてはLTVに基づき、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。LGDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

(イ) 消費性ローンへの格付付与については、担保付商品と無担保商品で異なる手続としております。まず、担保付商品については、「①居住用不動産向けエクスポージャー」に記載の住宅ローンと同様の手続を行っております。無担保商品については、取引状況をもとに、ローン件別毎にリスク特性が同じプールへの割当てを行ったうえで、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味してPD及びLGDの推計値を決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	18,055	17,901	154	1.82%	60.42%	64.34%
		その他	2,087	2,087	0	1.78%	53.09%	62.24%
	延滞等		3,522	3,485	37	10.99%	60.21%	98.65%
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,701	3,563	138	1.47%	45.11%	51.30%
		その他	2,493	2,471	23	1.76%	66.29%	64.45%
	延滞等		372	369	3	23.10%	49.81%	116.06%
デフォルト			1,958	1,840	118	100.00%	56.46%	44.71%
合計			32,188	31,715	473	—	—	—

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
 3. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

① 株式等エクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

PD/LGD方式を適用する株式を取得する際には、事業法人等向けの通常の与信と同様のルールで発行者に「債務者格付」を付与し、債務者モニタリング（詳細は39ページをご参照ください）により格付等の見直しを行っております（個別に債務者モニタリングを行わない場合は、リスク・アセットの額を1.5倍にしております）。株式の発行者に対して与信取引がなく、財務情報等が入手困難な場合等には、投資適格以上であることを条件に外部格付を利用して行内格付を付与しております。

なお、財務情報が入手困難かつ、投資適格未満の場合は、マーケット・ベース方式の簡易手法を適用しております。

イ. ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(金額単位 億円)

平成19年3月末	
マーケット・ベース方式適用分	1,668
簡易手法適用分	1,668
上場株式 (300%)	456
非上場株式 (400%)	1,212
内部モデル手法適用分	—
PD/LGD方式適用分	3,675
経過措置適用分	39,650
合計	44,993

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。

2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(金額単位 億円)

	平成19年3月末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	3,500	0.05%	105%
J4-J6	89	0.47%	176%
J7 (除く J7R)	44	9.30%	432%
その他	42	2.24%	275%
デフォルト (J7R, J8-J10)	0	100.00%	—
合計	3,675	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。

2. 「その他」には、公共法人等が含まれております。

② 信用リスク・アセットのみなし計算

ア. 格付付与手続の概要

「信用リスク・アセットのみなし計算」の対象エクスポージャーには、ファンド向け与信等があります。「信用リスク・アセットのみなし計算」を行う際は、原則として、裏付けとなる個々の資産に債務者格付を付与する等により、個々の裏付資産に対する信用リスク・アセットの額を計算し、その総額を対象エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額としております。個々の裏付資産の過半が株式等エクスポージャーである場合や、直接、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額を計算することができない場合は、自己資本比率告示に基づき、株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトを対象エクスポージャー全体に用いる修正単純過半数方式や、簡便方式（リスク・ウェイト400%又は1,250%）等により信用リスク・アセットの額を算出しております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

平成19年3月末	
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	18,962

(4) 証券化エクスポージャー

① リスク管理の方針及び手続の概要

リスクを確実に認識し、計測・評価・報告するための体制を確保するために、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化し、業務部門から独立したリスク管理部が、「証券化エクスポージャー」の認定・信用リスク・アセットの額の計測・評価・報告までの一元管理を行う体制としております。

証券化取引を行う場合は、当社グループは、主に以下のいずれかの立場になります。

- ・ オリジネーター（直接又は間接に「証券化エクスポージャー」の原資産の組成に関わっている場合、もしくは、第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーの場合）
- ・ 投資家
- ・ その他（裏付資産の金利と裏付資産に基づき発行される信託受益権の配当とのキャッシュ・フローのミスマッチを回避するための金利スワップの提供者等）

② 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

内部格付手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、外部格付準拠方式、指定関数方式、内部評価方式の3種類があります。自己資本比率告示に定められた規定に従い、以下の方法により、算出方式を決定しております。

- ・ まずは、外部格付準拠方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・ 外部格付準拠方式を適用できないものについては、指定関数方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・ 外部格付準拠方式及び指定関数方式の双方とも適用できない場合には、自己資本控除（リスク・ウェイト1,250%）としております。

標準的手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付や裏付資産の加重平均リスク・ウェイト等に基づき算出しております。

③ 証券化取引に関する会計方針

金融資産の流動化取引に関する会計処理は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識し、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。権利に対する支配が他に移転したと認められない場合は、譲渡担保付借入等の金融取引として処理しております。

金融資産の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産全体の帳簿価額を按分して計算しております。

なお、残存部分は自己査定の対象とし、必要に応じて償却引当を行っております。

④ 使用する適格格付機関

「証券化エクスポージャー」の信用リスク・アセットの額の算出にあたっては、内部格付手法で外部格付準拠方式を使用する場合、もしくは標準的手法の場合に、適格格付機関が付与する格付と自己資本比率告示に定められたリスク・ウェイトとをマッピングしてリスク・ウェイトを決定しております。

適格格付機関としては、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス及びフィッチ・レーティングス・リミテッドを採用しております。

なお、同一の「証券化エクスポージャー」に対して、複数の適格格付機関が付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合は、自己資本比率告示に従い、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを使用しております。

⑤ポートフォリオの状況

ア. 当社グループがオリジネーターである証券化取引

(ア) オリジネーター (除くスポンサー業務)

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	3,302	1,815	1,487	5,205	133	43	—
住宅ローン	15,509	15,509	—	7,897	3	0	268
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	4,504	—	4,504	3,412	201	21	—
その他	1,747	59	1,688	4	0	2	—
合計	25,063	17,384	7,680	16,517	337	66	268

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 4. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。
 5. 「その他」にはPFI事業 (Private Finance Initiative: 民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの) 宛債権、リース料債権等が含まれております。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	1,834	17	—
住宅ローン	1,427	299	401
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,111	68	—
その他	84	84	—
合計	4,456	467	401

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	1,751	12
100%以下	767	10
650%以下	20	7
自己資本控除	1,918	467
合計	4,456	496

(イ) スポンサー業務

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	10,143	10,143	—	58,985	2,060	2,048
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	371	—	5	0	0
その他	1,242	1,242	—	1,750	15	13
合計	11,756	11,756	—	60,740	2,075	2,060

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る当期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る当期の損失額」の推計方法について
 ・外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	8,077	131	—
住宅ローン	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	—	—
その他	1,003	—	—
合計	9,451	131	—

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	8,094	56
100%以下	1,031	37
650%以下	189	24
自己資本控除	137	131
合計	9,451	249

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

イ. 当社グループが投資家である証券化取引

(ア) 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,016	769	—
住宅ローン	3,793	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	178	—	—
その他	1,240	13	—
合計	8,228	782	—

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	6,685	47
100%以下	262	16
650%以下	—	—
自己資本控除	1,281	782
合計	8,228	844

(注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。

2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

(5) 損失実績の分析

①直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成18年度における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用(一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理額、償却債権取立益の合計額)につきましては、前年度対比1,570億円減少し、1,450億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、アセットクオリティの改善等により前年度対比1,414億円減少し、895億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区分別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比96億円増加して587億円、「その他リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比103億円増加して439億円となりました。これらは、デフォルト率が上昇したこと等が要因であります。

与信関係費用 (注)1、(注)2、(注)3

(金額単位 億円)

	平成17年度	平成18年度	増減
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	3,020	1,450	△1,570
三井住友銀行(連結) 合計	2,750	1,229	△1,521
三井住友銀行(単体) 合計	2,309	895	△1,414
うち 事業法人向けエクスポージャー	491	587	96
うち ソブリン・金融機関等向けエクスポージャー	△4	△7	△3
うち 居住用不動産向けエクスポージャー (注)4	△1	5	6
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー (注)4	7	△1	△8
うち その他リテール向けエクスポージャー	336	439	103

(注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益は含まれておりません。

2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含まれておりません。

3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には△を付しております。

4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含まれておりません。

②損失額の推計値と実績値との比較

平成19年度より自己資本比率告示に従った推計を開始することから、推計値と実績値との比較は平成19年度より実施します。

■ 標準的手法に関する事項

1. 標準的手法を使用する範囲

平成19年3月末基準で、標準的手法によりリスク・アセットの額を算出した連結子会社は、以下のとおり、138ページの「内部格付手法に関する事項」の「1. 内部格付手法を使用する範囲」に示している連結子会社以外の子会社であります。

(1) 基礎的内部格付手法の段階的適用を計画している連結子会社

三井住友銀リース株式会社、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行が該当します。

上記の3社については、平成22年3月末より基礎的内部格付手法を使用する予定であります。

(2) その他の連結子会社

事務系子会社等、その業務内容、資産規模等から信用リスク管理上は重要性が低い連結子会社が該当します。

上記の連結子会社については、標準的手法を使用してまいります。

2. リスク・アセットの額の算出に用いる手法

「法人等向けエクスポージャー」については、自己資本比率告示に定められた「法人等向けエクスポージャーの特例」に関する規定に基づき、一律100%のリスク・ウェイトを適用しております。また、ソブリン・金融機関向けエクスポージャーについては、経済協力開発機構(OECD)のカントリー・リスク・スコアに応じたリスク・ウェイトを適用しております。

3. リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
		うち カントリー・リスク・スコア付与分
0%	10,787	837
10%	5,623	—
20%	5,744	2,619
35%	12,475	—
50%	977	19
75%	6,435	—
100%	51,281	4
150%	166	—
合計	93,489	3,480

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。

2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

■信用リスクの削減手法に関する事項

1. リスク管理の方針及び手順の概要

信用リスク・アセットの額を算出するにあたって、信用リスク削減手法により、リスク・アセットの額を削減しております。具体的には、自己資本比率告示に基づき、適格金融資産担保、適格不動産担保、保証及びクレジット・デリバティブ、貸出金と自行預金の相殺等による調整を行っております。

各々の手法の範囲とその管理方法の概要は以下のとおりであります。

(1) 信用リスク削減手法適用の範囲とその管理方法

①担保（適格金融資産担保・適格不動産担保）

三井住友銀行においては、預金及び有価証券を適格金融資産担保、土地及び建物等を適格不動産担保としております。

担保物件の評価は、市場価格、鑑定評価額等を参考に、担保物件の現状及び権利関係を考慮して決定しております。担保物件は、被担保債権の弁済の遅延により担保権を実行せざるをえなくなった時に、十分な担保価値が存在していることが必要であります。担保を取得してから担保権の実行までの間に、担保物件の変質、地震等の自然災害による被害の他、差押や第三者の担保権の設定等、権利関係の変化も生じる場合があるため、担保物件や担保権の種類に応じ、定期的に管理を行っております。

②保証及びクレジット・デリバティブ

保証人の種類としては、国、地方公共団体、信用保証協会等の公的機関、金融機関や一般事業法人等があります。また、クレジット・デリバティブにおける取引相手の種類としては、主として国内外の銀行・証券会社があります。

保証のうち、国や地方公共団体とこれに準じる信用力を有する公的機関のほか、一定格付以上の金融機関や一般事業法人等、保証能力が十分に認められる先からの保証、及びこれらの先から購入したクレジット・デリバティブのプロテクションについては、信用リスク・アセットの額の算出に際して、信用リスク削減効果を勘案しております。

③貸出金と自行預金の相殺

貸出金と自行預金の相殺の適用にあたり、三井住友銀行においては、個別の取引毎に、対象となる貸出金と自行預金の相殺の法的有効性を確認しております。具体的には、銀行取引約定書等において、明示的に自行預金との相殺規定が設けられている貸出金取引を特定し、当該債務者が三井住友銀行に保有する預金のうち、期日が特定されており、かつ第三者宛に譲渡できない定期性の預金をその相殺の対象としております。なお、自行預金のうち、預金担保として徴求しているものについては、上記①の適格金融資産担保の枠組みにて、信用リスク削減効果を勘案しております。

また、自己資本比率告示に基づき、対象となる貸出金及び預金については、期日管理及び相殺後の状況を含めた残高管理を行っております。加えて、相殺の対象となる貸出金と自行預金との間で、期日や通貨が一致しない場合については、それらのミスマッチを自己資本比率告示に基づき、調整することによって相殺を行い、信用リスク・アセットの額の算出を行っております。

(2) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中について

三井住友銀行においては、大口与信先へのリスクの集中を抑制するため、与信上限ガイドラインを設定し、集中リスク管理を実施、信用リスク委員会（詳細は41ページをご参照ください）への報告を行う等の対応を取っております。この大口与信先の与信状況については、信用リスク削減のため親会社から保証を取得した場合の親会社宛リスク集中も勘案し、グループ合算で把握を行っております。

なお、信用リスクの削減手法として市場性商品（クレジット・デリバティブ等）を使用した場合には、当該市場性商品から発生する市場リスクについて上限を設定し、管理を行っております。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	適格金融資産担保	適格資産担保
基礎的内部格付手法	23,255	26,614
事業法人向けエクスポージャー	16,750	26,602
ソブリン向けエクスポージャー	1	12
金融機関等向けエクスポージャー	6,504	1
標準的手法	1,334	—
合計	24,589	26,614

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	36,597	2,260
事業法人向けエクスポージャー	30,449	2,260
ソブリン向けエクスポージャー	583	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,948	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,613	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	4	—
標準的手法	902	—
合計	37,499	2,260

■ 派生商品取引に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 担保による保全に関する方針及び自行の信用力の悪化による影響度

当社グループでは、必要に応じて、取引相手との間で発生している再構築コストに応じて担保の受渡しを定期的に行い、信用リスクを削減する取引(担保付派生商品取引)を行っております。このような取引については、信用リスクの削減が図られる一方、自らの信用力が悪化した際には、取引相手に対して追加的に担保提供が必要となる場合がありますが、その影響は軽微であると考えております。

(2) ネットティング

信用リスク削減手法としてのネットティングには、主に一括清算ネットティングがあります。一括清算ネットティングでは、取引の一方の当事者に倒産等の期限の利益喪失事由が生じた場合、その期日・通貨にかかわらず、対象となる全ての債権・債務をネットアウトし、一つの債権又は債務に置き換えます。対象は各種マスター契約書(基本契約書)が対象とする為替取引・スワップ取引等であります。マスター契約書(基本契約書)に上記のネットアウトが適用できることが規定されていること等により法的有効性の確認ができていない場合に、対象となる債権・債務に対してネットティング効果を勘案することとしております。

2. 与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引与信相当額

① 計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

② 与信相当額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
グロスの再構築コストの額	29,018
グロスのアドオンの額	39,311
グロスの与信相当額	68,329
外国為替関連取引	29,327
金利関連取引	36,161
金関連取引	—
株式関連取引	23
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	2,651
クレジット・デフォルト・スワップ	167
ネットによる与信相当額削減額	32,531
ネットの与信相当額	35,798
担保の額	2,166
適格金融資産担保	1,227
適格資産担保	939
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	35,798

(注) 基礎的内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(金額単位 億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成19年3月末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	12,604	2,260
プロテクションの提供	10,674	—

■ マーケット・リスクに関する事項

1. 内部モデル方式、標準的方式のポートフォリオの範囲

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式は以下のとおりであります。

(1) 内部モデル方式

株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッドの一般市場リスク

(2) 標準的方式

- ・ 個別リスク
- ・ 株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド以外の連結子会社の一般市場リスク

2. 取引の特性に応じた価格評価方法

マーケット・リスク相当額算出の対象である「特定取引勘定」に属する資産・負債については、市場流動性の高い取引のみから構成されており、その価格評価については、有価証券及び金銭債権等は連結決算日等の時価、スワップ・先物・オプション等の派生商品については連結決算日等の市場実勢にて決済したものとみなした額により行っております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

平成19年3月末において、基礎的手法を使用しております。

■ 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定で保有する株式等については、保有目的とリスク特性に応じ、市場リスクあるいは信用リスク管理の枠組みに基づき、リスクの許容量に上限を設定する等適切な方法で管理を行っております。

このうち「その他有価証券」の区分で保有する株式については、株価変動リスクを適切に管理するためにリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しております。

「子会社株式」については、当該会社の保有する資産・負債等を連結ベースでリスク管理の対象とし、「関連会社株式」については当該会社宛出資のリスクを別途計上し、それぞれリスク許容量の上限管理の対象としているため、株式としてのリスク計測は行っておりません。

なお、これらリスク許容量の上限は、自己資本等の経営体力を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で設定しております。

2. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価は、子会社及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 連結貸借対照表計上額及び時価

(金額単位 億円)

	平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	39,803	39,803
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー	5,190	—
合計	44,993	—

4. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位 億円)

	平成18年度
損益	447
売却益	628
売却損	15
償却	166

(注) 連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

5. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益 計算書で認識されない評価損益の額	19,826

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

6. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識 されない評価損益の額	657

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

■銀行勘定（バンキング業務）における金利リスクに関する事項

バンキング業務における金利リスクは、要求払預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識方法や、定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法によって、大きく変動することとなります。

三井住友銀行におけるバンキング業務の金利リスク計測時の主な前提は以下のとおりであります。

1. 要求払預金の満期の認識方法

要求払預金の満期に関しては、長期間滞留すると見込まれる要求払預金の金額（過去3年の最低残高の半額を上限とする）をコア預金として認識し、最長3年（平均期間1.5年）の取引として金利リスクを計測しております。

2. 定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法

定期預金及び消費者ローンの期限前解約に関しては、その期限前解約率を推定し、当該期限前解約率を前提としたキャッシュ・フローを用いて金利リスクを計測しております。

■種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

（金額単位 億円）

区分	平成19年3月末					
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計	
国内 （除く特別 国際金融 取引勘定 分）	製造業	81,357	1,327	4,005	28,464	115,152
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,791	11	90	667	2,559
	建設業	17,721	579	146	1,853	20,298
	運輸、情報通信、公益事業	37,939	1,377	977	8,806	49,099
	卸売・小売業	69,823	643	4,336	6,851	81,652
	金融・保険業	75,932	12,752	12,173	3,223	104,080
	不動産業	87,664	891	400	2,620	91,575
	各種サービス業	70,109	656	875	5,151	76,791
	地方公共団体	11,338	7,502	11	26	18,877
	その他	184,121	79,128	1,607	37,718	302,573
合計	637,794	104,865	24,619	95,379	862,657	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	3,158	825	84	—	4,066
	金融機関	24,738	2,439	8,053	0	35,230
	商工業	89,640	2,588	2,630	—	94,857
	その他	20,752	3,504	413	2,938	27,607
	合計	138,288	9,355	11,179	2,938	161,760
総合計	776,082	114,220	35,798	98,316	1,024,417	

- （注）1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 4. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。

2. 残存期間別エクスポージャー額

（金額単位 億円）

区分	平成19年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	222,370	37,472	3,894	1,766	265,503
1年超3年以下	117,620	16,286	12,326	5,030	151,262
3年超5年以下	117,342	14,518	10,587	6,215	148,661
5年超7年以下	45,081	13,824	4,319	1,629	64,853
7年超	203,659	32,121	4,672	1,104	241,557
期間の定めのないもの	70,009	—	—	82,572	152,582
合計	776,082	114,220	35,798	98,316	1,024,417

- （注）1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
 4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	19,483
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,350
アジア	819
北米	423
その他	108
合計	20,833

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	1,236
	農業、林業、漁業及び鉱業	63
	建設業	1,964
	運輸、情報通信、公益事業	1,558
	卸売・小売業	1,705
	金融・保険業	166
	不動産業	5,565
	各種サービス業	4,522
	その他	2,704
	合計	19,483
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	11
	商工業	1,339
	その他	—
	合計	1,350
総合計	20,833	

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,426	6,836	△590
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	10,896	6,937	△3,959
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	10,484	6,610	△3,874
海外及び特別国際金融取引勘定分	412	327	△85
アジア	219	141	△78
北米	162	129	△33
その他	31	57	26
合計	18,346	13,792	△4,554

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,426	6,836	△590
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	10,896	6,937	△3,959
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	10,484	6,610	△3,874
製造業	435	436	1
農業、林業、漁業及び鉱業	5	4	△1
建設業	1,419	375	△1,044
運輸、情報通信、公益事業	628	487	△141
卸売・小売業	708	827	119
金融・保険業	571	87	△484
不動産業	3,017	1,577	△1,440
各種サービス業	2,739	1,546	△1,193
その他	962	1,271	309
海外及び特別国際金融取引勘定分	412	327	△85
金融機関	7	9	2
商工業	405	318	△87
その他	—	—	—
合計	18,346	13,792	△4,554

(注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

5. 業種別の貸出金償却の額

(金額単位 億円)

区分	平成18年度	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	106
	農業、林業、漁業及び鉱業	0
	建設業	56
	運輸、情報通信、公益事業	149
	卸売・小売業	213
	金融・保険業	11
	不動産業	△102
	各種サービス業	162
	その他	254
	合計	849
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	0
	商工業	△35
	その他	—
	合計	△35
総合計	814	

(注) 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

連結財務諸表

当行の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あずさ監査法人の監査証明を受けております。

以下の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書は、上記の連結財務諸表に基づいて作成しております。

連結貸借対照表

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(資産の部)		
現金預け金	7,101,693	3,954,022 ※8
コールローン及び買入手形	651,905	1,102,078
買現先勘定	117,474	76,551
債券貸借取引支払保証金	1,956,650	2,276,894
買入金銭債権	633,760	960,591
特定取引資産	4,079,106	3,262,341 ※8
金銭の信託	2,912	2,924
有価証券	25,233,716	20,304,639 ※1, 2, 8, 15
貸出金	57,440,761	59,617,850 ※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9
外国為替	947,744	881,436 ※7
その他資産	1,935,804	1,630,049 ※8
動産不動産	724,962	—
有形固定資産	—	755,891 ※10, 11, 12
建物	—	210,028
土地	—	465,486
建設仮勘定	—	703
その他の有形固定資産	—	79,673
無形固定資産	—	101,219
ソフトウェア	—	90,844
のれん	—	4
その他の無形固定資産	—	10,370
リース資産	27,314	26,922 ※11
繰延税金資産	1,017,316	804,627
支払承諾見返	3,553,696	3,673,396
貸倒引当金	△1,006,223	△860,799
資産の部合計	104,418,597	98,570,638
(負債の部)		
預金	70,864,186	72,200,343 ※8
譲渡性預金	3,273,643	2,626,217
コールマネー及び売渡手形	8,016,410	2,286,698 ※8
売現先勘定	396,205	140,654 ※8
債券貸借取引受入担保金	2,747,125	1,516,342 ※8
特定取引負債	2,909,239	1,941,142 ※8
借入金	933,567	2,034,633 ※7, 8, 13
外国為替	447,722	323,890
短期社債	4,000	3,500
社債	4,076,317	3,929,325 ※14
信託勘定借	318,597	65,062
その他負債	2,056,102	2,279,167 ※8
賞与引当金	19,033	18,919
退職給付引当金	23,617	13,382
役員退職慰労引当金	—	6,233
特別法上の引当金	1,141	18
繰延税金負債	48,413	49,714
再評価に係る繰延税金負債	50,133	49,536 ※10
支払承諾	3,553,696	3,673,396 ※8
負債の部合計	99,739,154	93,158,180
少数株主持分	1,081,148	—

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(資本の部)		
資本金	664,986	—
資本剰余金	1,603,512	—
利益剰余金	542,551	—
土地再評価差額金	38,080	—
その他有価証券評価差額金	793,731	—
為替換算調整勘定	△44,568	—
資本の部合計	3,598,294	—
負債、少数株主持分及び資本の部合計	104,418,597	—
(純資産の部)		
資本金	—	664,986
資本剰余金	—	1,603,512
利益剰余金	—	581,619
株主資本合計	—	2,850,119
その他有価証券評価差額金	—	1,269,385
繰延ヘッジ損益	—	△87,571
土地再評価差額金	—	37,526 ※ ¹⁰
為替換算調整勘定	—	△37,194
評価・換算差額等合計	—	1,182,145
新株予約権	—	14
少数株主持分	—	1,380,179
純資産の部合計	—	5,412,458
負債及び純資産の部合計	—	98,570,638

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
経常収益	2,750,274	2,925,665
資金運用収益	1,630,309	1,950,234
貸出金利息	1,182,668	1,348,997
有価証券利息配当金	317,356	369,548
コールローン利息及び買入手形利息	14,330	28,192
買現先利息	6,767	7,098
債券貸借取引受入利息	613	4,857
預け金利息	59,867	96,700
その他の受入利息	48,706	94,840
信託報酬	8,626	3,482
役務取引等収益	604,859	577,435
特定取引収益	32,807	118,589
その他業務収益	360,246	197,172
リース料収入	11,771	13,037
割賦売上高	4,575	5,155
その他の業務収益	343,900	178,979
その他経常収益	113,425	78,750 ※1
経常費用	1,888,212	2,208,967
資金調達費用	489,936	796,784
預金利息	266,739	457,221
譲渡性預金利息	12,904	43,683
コールマネー利息及び売渡手形利息	5,969	18,815
売現先利息	7,447	18,353
債券貸借取引支払利息	58,292	60,856
コマーシャル・ペーパー利息	0	—
借入金利息	21,326	22,504
短期社債利息	4	14
社債利息	84,843	88,338
その他の支払利息	32,408	86,996
役務取引等費用	97,979	111,413
特定取引費用	—	1,936
その他業務費用	137,538	236,292
賃貸原価	7,575	7,969
割賦原価	4,208	4,733
その他の業務費用	125,754	223,589
営業経費	767,852	768,498 ※2
その他経常費用	394,905	294,042
貸倒引当金繰入額	160,013	19,940
その他の経常費用	234,891	274,101 ※3
経常利益	862,062	716,697
特別利益	39,158	46,028
動産不動産処分益	5,467	—
固定資産処分益	—	4,669
償却債権取立益	31,184	798
証券取引責任準備金取崩額	—	4
その他の特別利益	2,507	40,556 ※4
特別損失	15,162	12,003
動産不動産処分損	3,441	—
固定資産処分損	—	7,253
減損損失	11,649	4,750 ※5
証券取引責任準備金繰入額	47	—
その他の特別損失	23	—
税金等調整前当期純利益	886,058	750,722
法人税、住民税及び事業税	45,274	47,601
法人税等調整額	219,789	238,764
少数株主利益	57,410	62,561
当期純利益	563,584	401,795

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結剰余金計算書及び連結株主資本等変動計算書

連結剰余金計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日
(資本剰余金の部)	
資本剰余金期首残高	1,603,512
資本剰余金期末残高	1,603,512
(利益剰余金の部)	
利益剰余金期首残高	△ 6,281
利益剰余金増加高	583,261
当期純利益	563,584
土地再評価差額金の取崩に伴う増加高	19,676
利益剰余金減少高	34,427
配当金	34,427
利益剰余金期末残高	542,551

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
平成18年3月31日残高	664,986	1,603,512	542,551	2,811,051
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			△ 349,221	△ 349,221
当期純利益			401,795	401,795
連結子会社の増加に伴う増加			388	388
連結子会社の減少に伴う減少			△ 14,452	△ 14,452
土地再評価差額金取崩			558	558
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	—	—	39,068	39,068
平成19年3月31日残高	664,986	1,603,512	581,619	2,850,119

(金額単位 百万円)

	評価・換算差額等					新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高	793,731	—	38,080	△ 44,568	787,243	—	1,081,148	4,679,443
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△ 349,221
当期純利益								401,795
連結子会社の増加に伴う増加								388
連結子会社の減少に伴う減少								△ 14,452
土地再評価差額金取崩								558
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	475,654	△ 87,571	△ 554	7,373	394,901	14	299,030	693,946
連結会計年度中の変動額合計	475,654	△ 87,571	△ 554	7,373	394,901	14	299,030	733,014
平成19年3月31日残高	1,269,385	△ 87,571	37,526	△ 37,194	1,182,145	14	1,380,179	5,412,458

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	886,058	750,722
動産不動産等減価償却費	63,098	—
固定資産減価償却費	—	60,238
リース資産減価償却費	8,275	8,520
減損損失	11,649	4,750
連結調整勘定償却額	1,023	—
負ののれん償却額	—	△1,301
持分法による投資損益(△)	4,852	123,266
子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動損益(△)	—	△4,496
貸倒引当金の増加額	△237,097	△145,111
賞与引当金の増加額	1,072	1,310
退職給付引当金の増加額	382	△3,854
役員退職慰労引当金の増加額	—	6,233
日本国際博覧会出展引当金の増加額	△231	—
資金運用収益	△1,630,309	△1,950,234
資金調達費用	489,936	796,784
有価証券関係損益(△)	△24,690	70,598
金銭の信託の運用損益(△)	△13	△0
為替差損益(△)	△175,656	△103,510
動産不動産処分損益(△)	△2,025	—
固定資産処分損益(△)	—	2,584
リース資産処分損益(△)	64	100
特定取引資産の純増(△)減	△226,086	763,659
特定取引負債の純増減(△)	747,723	△969,330
貸出金の純増(△)減	△2,135,934	△2,130,573
預金の純増減(△)	2,206,690	1,302,620
譲渡性預金の純増減(△)	509,473	△664,304
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	16,908	1,162,388
有利息預け金の純増(△)減	177,300	△150,273
コールローン等の純増(△)減	342,387	△603,971
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△1,388,310	△320,243
コールマネー等の純増減(△)	3,027,037	△5,994,528
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△4,500	—
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△1,120,876	△1,230,782
外国為替(資産)の純増(△)減	△46,473	66,917
外国為替(負債)の純増減(△)	△31,381	△124,047
短期社債(負債)の純増減(△)	4,000	△500
普通社債の発行・償還による純増減(△)	△387,732	△197,191
信託勘定借の純増減(△)	268,140	△253,534
資金運用による収入	1,659,080	1,938,214
資金調達による支出	△498,178	△761,307
その他	78,114	247,394
小計	2,593,772	△8,302,795
法人税等の支払額	△41,693	△32,726
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,552,078	△8,335,522

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 43,607,669	△ 35,030,697
有価証券の売却による収入	33,080,725	21,535,631
有価証券の償還による収入	10,161,444	18,886,345
金銭の信託の増加による支出	△ 2,851	—
金銭の信託の減少による収入	3,789	—
動産不動産の取得による支出	△ 30,657	—
有形固定資産の取得による支出	—	△ 171,456
動産不動産の売却による収入	17,208	—
有形固定資産の売却による収入	—	7,909
無形固定資産の取得による支出	—	△ 44,338
無形固定資産の売却による収入	—	4
リース資産の取得による支出	△ 9,001	△ 9,903
リース資産の売却による収入	789	2,048
子会社株式の一部売却による収入	4,937	3,468
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△ 1,317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 381,284	5,177,694
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	103,000	20,000
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 215,884	△ 83,000
劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入	431,458	196,951
劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出	△ 198,800	△ 181,283
配当金支払額	△ 34,456	△ 349,227
少数株主からの払込みによる収入	11,640	360,362
少数株主への配当金支払額	△ 42,598	△ 45,797
財務活動によるキャッシュ・フロー	54,358	△ 81,995
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	3,838	3,432
V 現金及び現金同等物の増加額 (△は現金及び現金同等物の減少額)	2,228,990	△ 3,236,390
VI 現金及び現金同等物の期首残高	2,926,227	5,155,217
VII 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	0
VIII 連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△ 0	△ 11,003
IX 現金及び現金同等物の期末残高	5,155,217	1,907,823 ※1

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 124社

主要な会社名
 SMBC ファイナンスサービス株式会社
 株式会社みなと銀行
 株式会社関西アーバン銀行
 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
 SMBC Capital Markets, Inc.

なお、SMBC Leasing (UK) Limited 他15社は株式取得等により、当連結会計年度から連結子会社としております。

住銀保証株式会社他2社は合併等により、SMBC フレンド証券株式会社他1社は、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となったこと等により、子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結子会社から除外しております。

(2) 非連結子会社

主要な会社名
 SBCS Co., Ltd.
 非連結子会社の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社 3社

主要な会社名
 SBCS Co., Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社 26社

主要な会社名
 プロミス株式会社
 株式会社クオーク
 エヌ・アイ・エフ SMBC ベンチャーズ株式会社
 NIFSMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合他2社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連会社としております。

また、エヌエスエス投資事業有限責任組合3社は連結子会社となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

主要な会社名
 Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.
 持分法非適用の関連会社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

9月末日	5社
10月末日	1社
12月末日	56社
1月末日	1社
3月末日	61社

(2) 9月末日を決算日とする連結子会社は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結子会社については1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社についてはそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるものうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

②金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記（1）及び（2）①と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の在外連結子会社においては、現地の会計基準に従って処理しております。

(4) 減価償却の方法

①有形固定資産及びリース資産

当行の有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	2年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残存価額とする定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び国内連結子会社における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

- なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうちと信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当額として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は454,380百万円であります。
- (6) 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務債務：
その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：
各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した連結会計年度から損益処理
- (8) 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,233百万円減少しております。なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ5,693百万円多く計上されております。上記に係るセグメント情報に与える影響は（セグメント情報）に記載しております。
- (9) 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金18百万円であり、金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) リース取引等に関する収益及び費用の計上基準

①リース取引のリース料収入の計上方法

主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

②割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法

主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

・金利リスク・ヘッジ

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円（同前）であります。

・為替変動リスク・ヘッジ

当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建の他の有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

・連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバリー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の連結子会社において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

発生年度に全額償却しております。

7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、現金及び無利息預け金であります。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が当連結会計年度から適用されることになったことから、以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,119,836百万円であります。

(2) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(投資事業組合に関する実務対応報告)

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第20号平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号最終改正平成18年5月31日)を当連結会計年度から適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

(企業結合に係る会計基準等)

「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成18年12月22日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付で一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。

上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

【表示方法の変更】

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(連結貸借対照表関係)

「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

(1) 「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、建設仮払金は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

(2) 「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」に含めて表示しております。

(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(連結損益計算書関係)

連結貸借対照表中の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「特別利益」中の「動産不動産処分益」は「固定資産処分益」として、「特別損失」中の「動産不動産処分損」は「固定資産処分損」として表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(1) 「連結調整定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。

(2) 「動産不動産等減価償却費」は、連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産減価償却費」として表示しております。「動産不動産処分損益(△)」は、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。

また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

(3) 営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりましたソフトウェアの取得による支出並びに売却による収入は、連結貸借対照表の「その他資産」に含めて表示しておりましたソフトウェアが「無形固定資産」に含めて表示されたことに伴い、「無形固定資産の取得による支出」並びに「無形固定資産の売却による収入」に含めて表示しております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「子会社株式売却損益及び子会社の増資に伴う持分変動損益(△)」(前連結会計年度△5,193百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

（連結貸借対照表関係）

- ※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式133,726百万円及び出資金3,856百万円を含んでおります。関連会社の株式のうち、共同支配企業に対する投資額は4,958百万円です。
- ※2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計2,188百万円含まれております。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,088,859百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは154,192百万円です。
- ※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は60,068百万円、延滞債権額は488,812百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,018百万円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は476,665百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,047,566百万円です。
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は915,318百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
現金預け金	104,328百万円
特定取引資産	202,292百万円
有価証券	3,033,868百万円
貸出金	934,423百万円
その他資産（延払資産等）	1,946百万円
担保資産に対応する債務	
預金	20,588百万円
コールマネー及び売渡手形	1,335,000百万円
売現先勘定	128,695百万円
債券貸借取引受入担保金	1,250,450百万円
特定取引負債	84,532百万円
借入金	1,112,257百万円
その他負債	492百万円
支払承諾	167,153百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,761百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券3,946,194百万円及び貸出金535,770百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は85,530百万円、先物取引差入証拠金は2,943百万円です。

- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,632,746百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,455,517百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- ※10. 当行は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の連結子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

当行
平成10年3月31日及び平成14年3月31日
一部の連結子会社
平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

当行
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の連結子会社

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

- ※11. 有形固定資産の減価償却累計額は484,235百万円、リース資産の減価償却累計額は29,383百万円です。
- ※12. 有形固定資産の圧縮記帳額 67,070百万円
（当連結会計年度圧縮記帳額 2,088百万円）
- ※13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金559,500百万円が含まれております。
- ※14. 社債には、劣後特約付社債2,183,810百万円が含まれております。
- ※15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,421,446百万円です。

(連結損益計算書関係)

- ※1. その他経常収益には、株式等売却益61,802百万円を含んでおります。
- ※2. 営業経費には、研究開発費58百万円を含んでおります。
- ※3. その他の経常費用には、貸出金償却63,031百万円、株式等償却16,467百万円、延滞債権等を売却したことによる損失38,953百万円及び持分法による投資損失123,266百万円を含んでおります。
- ※4. その他の特別利益には、退職給付信託返還益36,330百万円及び子会社の増資に伴う持分変動利益4,226百万円であります。
- ※5. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

(金額単位 百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 1カ店	土地、建物等	7
	遊休資産 32物件		1,782
近畿圏	営業用店舗 18カ店	土地、建物等	833
	遊休資産 22物件		443
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。また、連結子会社については、各営業拠点をグループの最小単位とする等の方法でグループを行っております。

当連結会計年度は、当行では遊休資産について、また、連結子会社については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

- ※1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 株)

	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式(注)1	55,212,947	1,142,902	—	56,355,849
第一種優先株式(注)2	35,000	—	35,000	—
第二種優先株式(注)3	100,000	—	100,000	—
第三種優先株式(注)4	695,000	—	695,000	—
第1回第六種優先株式	70,001	—	—	70,001
合計	56,112,948	1,142,902	830,000	56,425,850
自己株式				
第一種優先株式(注)2	—	35,000	35,000	—
第二種優先株式(注)3	—	100,000	100,000	—
第三種優先株式(注)4	—	695,000	695,000	—
合計	—	830,000	830,000	—

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,142,902株は、第一種優先株式、第二種優先株式及び第三種優先株式に係る取得請求権の行使による増加であります。
2. 第一種優先株式の自己株式の増加35,000株は、平成18年5月17日に、当該優先株式に係る取得請求権の行使により取得したことによるものであります。また、第一種優先株式の発行済株式総数の減少35,000株及び自己株式の減少35,000株は、平成18年10月31日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。
3. 第二種優先株式の自己株式の増加100,000株は、平成18年5月17日及び同年9月6日に、当該優先株式に係る取得請求権の行使により取得したことによるものであります。また、第二種優先株式の発行済株式総数の減少100,000株及び自己株式の減少100,000株は、平成18年10月31日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

- 4. 第三種優先株式の自己株式の増加695,000株は、平成18年9月29日及び同年10月11日に、当該優先株式に係る取得請求権の行使により取得したことによるものであります。また、第三種優先株式の発行済株式総数の減少695,000株及び自己株式の減少695,000株は、平成18年10月31日に、自己株式の消却を実施したことによるものであります。

※2. 新株予約権に関する事項

(単位 株、百万円)

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			当連結会計年度末残高
			前連結会計年度末	当連結会計年度		
連結子会社	—	—	—	—	—	14
合計	—	—	—	—	—	14

※3. 配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)
普通株式	300,027	5,434

※決議：平成18年6月29日 定時株主総会

基準日：平成18年3月31日

効力発生日：平成18年6月29日

株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)
普通株式	42,999	763
第1回第六種優先株式	6,195	88,500

※決議：平成19年3月29日 取締役会

基準日：平成18年12月31日

効力発生日：平成19年3月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(金額単位 百万円)

平成19年3月31日現在

現金預け金勘定	3,954,022
有利息預け金	△2,046,199
現金及び現金同等物	1,907,823

※2. 重要な非資金取引の内容

株式交換により連結の範囲から除外されたSMBCフレンド証券株式会社他1社の資産及び負債の主な内訳は以下の通りであります。

資産	253,264百万円
(うちその他資産)	125,688百万円)
負債	111,804百万円
(うちその他負債)	97,403百万円)

(リース取引関係)

- 1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) 借手側

・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額

(金額単位 百万円)

	動産	その他	合計
取得価額相当額	10,561	1,253	11,815
減価償却累計額相当額	4,763	720	5,483
年度末残高相当額	5,798	533	6,331

・未経過リース料年度末残高相当額

(金額単位 百万円)

	1年内	1年超	合計
	1,786	4,755	6,542

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,662百万円
減価償却費相当額	2,347百万円
支払利息相当額	284百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(2) 貸手側

・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高

	(金額単位 百万円)		
	動産	その他	合計
取得価額	44,635	2,664	47,300
減価償却累計額	25,953	1,334	27,287
年度末残高	18,682	1,330	20,013

・未経過リース料年度末残高相当額

(金額単位 百万円)		
1年内	1年超	合計
7,429	13,610	21,039

・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料	8,756百万円
減価償却費	7,497百万円
受取利息相当額	1,085百万円

・利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額との合計額から、これに対応するリース物件の取得価額を控除した金額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

(1) 借手側

・未経過リース料

(金額単位 百万円)		
1年内	1年超	合計
11,315	49,598	60,914

(2) 貸手側

・未経過リース料

(金額単位 百万円)		
1年内	1年超	合計
456	820	1,276

なお、上記1.、2.に記載した貸手側の未経過リース料のうち3,552百万円を借入金等の担保に提供しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けており、一部の国内連結子会社は総合設立型の厚生年金基金制度を有しております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。また、一部の国内連結子会社は、確定拠出年金制度を設けております。なお、当行及び一部の国内連結子会社において退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務に関する事項

(金額単位 百万円)		
平成19年3月31日現在		
退職給付債務	(A)	△878,796
年金資産	(B)	1,174,285
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	295,488
未認識数理計算上の差異	(D)	△82,985
未認識過去勤務債務	(E)	△47,855
連結貸借対照表計上額の純額	(F) = (C) + (D) + (E)	164,648
前払年金費用	(G)	178,030
退職給付引当金	(F) - (G)	△13,382

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 総合設立型の厚生年金基金制度に係る年金資産(掛金拠出割合按分額)は6,441百万円であり、上記年金資産には含まれておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

(金額単位 百万円)	
平成18年度	
勤務費用	18,062
利息費用	21,818
期待運用収益	△30,088
数理計算上の差異の費用処理額	3,322
過去勤務債務の費用処理額	△11,104
その他(臨時に支払った割増退職金等)	2,357
退職給付費用	4,368
退職給付信託返還益	△36,330
計	△31,961

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、主として「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

平成19年3月31日現在	
(1) 割引率	1.4%~2.5%
(2) 期待運用収益率	0%~4.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の額の処理年数	主として9年(その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理することとしている)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	主として9年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から損益処理することとしている)

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 14百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社である関西アーバン銀行

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役員 45	役員 44	役員 65	役員 174	役員 183	取締役 9	取締役を兼務しない 執行役員 14 使用人 46
ストック・オプションの数(株) ^(注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日
権利確定条件	付されていない						
対象勤務期間	定めがない						
権利行使期間	平成15年6月29日から 平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から 平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から 平成26年6月29日まで	平成19年6月30日から 平成27年6月29日まで	平成20年6月30日から 平成28年6月29日まで	平成20年6月30日から 平成28年6月29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数^(注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利確定前(株)							
前連結会計年度末	—	—	—	399,000	464,000	—	—
付与	—	—	—	—	—	162,000	115,000
失効	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	464,000	162,000	115,000
権利確定後(株)							
前連結会計年度末	220,000	204,000	282,000	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000	—	—	—
権利行使	46,000	30,000	26,000	36,000	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	174,000	174,000	256,000	363,000	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202	313	490	490
行使時平均株価(円)	488	489	486	487	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—	138	138

(3) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成18年6月29日
株価変動性 (注) 1	38.84%
予想残存期間 (注) 2	5年
予想配当 (注) 3	4円/株
無リスク利率 (注) 4	1.40%

(注) 1. 5年間(平成13年6月から平成18年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成18年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(4) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(金額単位 百万円)	
平成18年度	
繰延税金資産	
税務上の繰延欠損金	1,170,694
有価証券償却	280,821
貸倒引当金	178,550
貸出金償却	101,611
退職給付引当金	64,910
繰延ヘッジ損益	60,197
減価償却費	7,871
その他	68,953
繰延税金資産小計	1,933,611
評価性引当額	△450,607
繰延税金資産合計	1,483,003
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△581,365
レバレッジドリース	△60,724
退職給付信託設定益	△42,408
退職給付信託返還有価証券	△20,312
子会社の留保利益金	△10,600
その他	△12,679
繰延税金負債合計	△728,091
繰延税金資産の純額	754,912

2. 当行の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位 %)	
当行の法定実効税率	40.63
(調整)	
評価性引当額	△7.49
持分法投資損益	6.67
その他	△1.66
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.15

(企業結合等関係)

(子会社の企業結合関係)

1. 子会社を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日並びに法的形式を含む企業結合の概要

(1) 子会社を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(事業の内容：銀行持株会社)

SMBCフレンド証券株式会社(事業の内容：証券業)

(2) 企業結合を行った主な理由

わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証券融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。

(3) 企業結合日 平成18年9月1日

(4) 法的形式を含む企業結合の概要

当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式交換により当行の子会社であったSMBCフレンド証券株式会社を完全子会社といたしました。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 個別財務諸表上の会計処理

株式会社三井住友フィナンシャルグループ株式の取得原価は、株式交換直前のSMBCフレンド証券株式会社株式の帳簿価額に基づいて算定しており、交換損益の計上はありません。

(2) 連結財務諸表上の会計処理

SMBCフレンド証券株式会社への投資の修正額は取り崩し、「連結子会社の減少に伴う減少」として利益剰余金を減少させております。

3. 事業の種類別セグメントにおいて、当該子会社が含まれていた事業区分

その他事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子会社に係る損益の概算額

経常収益	27,565百万円
経常利益	8,955百万円

(1株当たり情報)

(金額単位 円)	
1株当たり純資産額	67,823.69
1株当たり当期純利益	7,072.09
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	7,012.46

(注)1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してしております。これにより、従来の方針に比べ1株当たり純資産額は1,553円91銭減少しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	401,795百万円
普通株主に帰属しない金額	6,195百万円
(うち優先配当額)	6,195百万円
普通株式に係る当期純利益	395,600百万円
普通株式の期中平均株式数	55,938千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額	△12百万円
(うち優先配当額)	—百万円
(うち連結子会社及び持分法適用関連会社発行の新株予約権)	△12百万円
普通株式増加数	473千株
(うち優先株式)	473千株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	5,412,458百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,590,196百万円
(うち優先株式)	210,003百万円
(うち新株予約権)	14百万円
(うち少数株主持分)	1,380,179百万円
普通株式に係る期末の純資産額	3,822,261百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	56,355千株

有価証券関係 (平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

有価証券の範囲等

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,134,408	410

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損
国債	629,762	621,717	△8,045	20	8,065
地方債	97,102	95,307	△1,794	—	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	—	3,406
その他	5,445	5,626	180	180	—
合計	1,112,452	1,099,387	△13,065	200	13,266

- (注) 1. 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損
株式	1,956,522	3,956,984	2,000,462	2,012,992	12,530
債券	8,481,502	8,324,135	△157,367	1,805	159,173
国債	7,150,787	7,010,301	△140,485	1,182	141,668
地方債	482,555	474,001	△8,554	119	8,674
社債	848,158	839,831	△8,327	503	8,830
その他	2,753,890	2,763,767	9,876	42,965	33,089
合計	13,191,915	15,044,886	1,852,971	2,057,764	204,792

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は7,239百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |
- なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(4) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当ありません。

(5) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	平成18年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	21,535,631	89,428	141,143

(6) 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末
満期保有目的の債券 売掛債権信託受益権等	5,422
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	451,487
非上場債券	2,846,521
非上場外国証券	593,724
その他	458,441

(7) 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

(8) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,564,060	4,284,554	2,346,081	2,082,953
国債	2,824,945	1,872,341	956,640	1,986,136
地方債	101,824	161,564	307,293	421
社債	637,290	2,250,648	1,082,146	96,396
その他	665,206	495,572	701,134	956,785
合計	4,229,267	4,780,127	3,047,215	3,039,739

有価証券関係 (平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

有価証券の範囲等

- ※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	
	連結貸借対照表計上額	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,088,599	△648

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				うち益	うち損
国債	750,204	730,568	△19,635	306	19,942
地方債	96,892	93,527	△3,365	—	3,365
社債	379,514	371,461	△8,053	—	8,053
その他	19,619	19,893	274	274	—
合計	1,246,230	1,215,449	△30,780	580	31,361

- (注) 1. 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	取得原価	連結貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				うち益	うち損
株式	1,869,734	3,536,280	1,666,545	1,684,986	18,440
債券	12,683,880	12,386,646	△297,233	988	298,222
国債	11,083,609	10,815,889	△267,720	173	267,894
地方債	525,076	510,885	△14,191	282	14,473
社債	1,075,194	1,059,872	△15,321	532	15,854
その他	4,194,178	4,162,057	△32,120	48,052	80,172
合計	18,747,793	20,084,985	1,337,192	1,734,027	396,834

- (注) 1. 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は3,193百万円(費用)であります。
2. 連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
3. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
4. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は21百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- | | |
|-----------------|--------------------|
| 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 | 時価が取得原価に比べて下落 |
| 要注意先 | 時価が取得原価に比べて30%以上下落 |
| 正常先 | 時価が取得原価に比べて50%以上下落 |
- なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(4) 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。

(5) 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券

(金額単位 百万円)

	平成17年度		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	33,080,724	135,677	78,580

(6) 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	242
その他	3,758
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	455,241
非上場債券	2,518,691
非上場外国証券	456,400
その他	295,383

(7) 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

(8) その他有価証券のうち満期があるもの 及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,841,430	4,784,630	2,468,673	3,037,217
国債	5,339,631	2,060,842	1,239,560	2,926,058
地方債	32,135	252,239	322,956	445
社債	469,663	2,471,547	906,156	110,713
その他	870,175	1,564,446	682,146	848,570
合計	6,711,606	6,349,076	3,150,820	3,885,788

金銭の信託関係

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の 金銭の信託	2,602	2,924	322	322	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

その他有価証券評価差額金

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末
評価差額	1,853,366
その他有価証券	1,853,044
その他の金銭の信託	322
(△) 繰延税金負債	580,788
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,272,578
(△) 少数株主持分相当額	6,064
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,871
その他有価証券評価差額金	1,269,385

(注) その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

金銭の信託関係

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託

(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	取得原価	連結貸借 対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
その他の 金銭の信託	2,703	2,912	209	209	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

その他有価証券評価差額金

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末
評価差額	1,340,638
その他有価証券	1,340,429
その他の金銭の信託	209
(△) 繰延税金負債	544,654
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	795,984
(△) 少数株主持分相当額	5,684
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	3,431
その他有価証券評価差額金	793,731

(注) 1. その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は3,193百万円(費用)であります。

2. その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の在外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るといふ、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統一的に管理しております。当行ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネットティング契約等を締結するなど、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物				
	売建	60,107,669	3,490,131	4,557	4,557
	買建	58,921,496	3,573,504	△3,229	△3,229
	金利オプション				
	売建	118,090	—	△20	△20
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	400,000	—	278	278
	買建	11,162,242	125,008	△35	△35
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	445,980,360	333,375,893	57,865	57,865
	受取変動・支払固定	213,209,584	162,321,475	△292,629	△292,629
	受取変動・支払変動	212,831,815	156,705,543	342,376	342,376
	金利スワップオプション				
	売建	19,815,084	14,229,818	13,821	13,821
	買建	3,163,737	1,550,186	△40,755	△40,755
	買建	3,380,799	2,002,072	61,695	61,695
	キャップ				
	売建	21,500,368	14,937,062	△27,574	△27,574
	買建	12,022,208	8,260,827	16,947	16,947
	フロアー				
	売建	842,962	709,538	△2,931	△2,931
	買建	3,569,523	2,042,491	1,342	1,342
	その他				
	売建	1,950,131	1,368,826	△11,465	△11,465
	買建	4,049,334	2,440,410	27,040	27,040
合計				83,714	83,714

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ				
	通貨スワップオプション	20,642,016	12,660,562	42,400	55,914
	売建	866,633	863,798	3,489	3,487
	買建	896,229	890,206	4,146	4,149
	為替予約	61,062,144	5,056,679	△104,425	△104,425
	通貨オプション				
	売建	4,501,193	2,381,131	△159,703	△159,703
	買建	4,344,112	2,195,492	98,237	98,237
合計				△115,854	△102,340

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物				
	売建	12,542	—	△150	△150
	買建	19,646	—	403	403
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	17,000	17,000	587	587
	買建	252,092	105,043	△587	△587
合計				252	252

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	債券先物				
	売建	667,501	—	1,895	1,895
	買建	655,089	—	△1,680	△1,680
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	69,970	65,498	1,575	1,575
合計				1,791	1,791

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
取引所	商品先物				
	売建	237	—	△3	△3
	買建	359	—	6	6
	商品先物オプション				
	売建	949	—	△43	△43
	買建	949	—	43	43
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・	359,881	311,948	△69,212	△69,212
	変動価格支払				
	変動価格受取・	259,581	209,132	157,000	157,000
	固定価格支払				
	固定価格受取・	17,821	—	29	29
	固定価格支払				
商品オプション					
売建	7,624	7,058	△945	△945	
買建	38,356	30,957	6,304	6,304	
合計			93,180	93,180	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成19年3月末			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・オプション				
	売建	1,322,651	1,295,611	2,628	2,628
	買建	1,514,279	1,509,279	△1,816	△1,816
	その他				
	売建	40	—	△3	△3
	買建	40	—	3	3
合計				812	812

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社で取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当行では、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外支店及び連結子会社に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のうち、スワップハウス等の海外連結子会社におけるトレーディング担当部署でも、銀行本体に準じた目的・方針にて取引を行っております。上記連結子会社におけるトレーディング担当部署以外、及びその他の連結子会社におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当行では、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力に適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るといふ、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、リスク管理に関する基本方針等については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としております。また、リスクの種類毎にリスク管理担当部署を定め、連結子会社を含めた各種リスクの管理を行っております。各リスク管理担当部署については業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としております。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当行では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当行ではVaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法を使用しております。

当行及び連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しております。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、市場部門以外の当行全体、及び主要連結子会社が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、取締役会や経営会議にリスク状況が報告される体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しております。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合には、一括清算ネットティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、前連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。

① VaR (保有期間1日、片側信頼区間99.0%) (金額単位 億円)

	最大	最小	平均	期末日
トレーディング	33	14	23	31
バンキング	733	330	507	652

(注) トレーディングは個別リスクを除いております。また、主要連結子会社を含んでおります。

② 信用リスク相当額 (与信相当額) (金額単位 億円)

区分	平成18年3月末
金利スワップ	42,067
通貨スワップ	12,905
先物外国為替	10,604
金利オプション(買)	696
通貨オプション(買)	1,708
その他の金融派生商品	2,259
一括清算ネットティング契約による信用リスク削減効果	△39,854
合計	30,385

(注) 1. 上記計数は、BIS自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの信用リスク相当額であります。

2. 一部の取引についてネットティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
取引所	金利先物 売建 買建	49,280,626 50,392,316	2,201,562 2,231,955	60,069 △64,209	60,069 △64,209
	金利オプション 売建 買建	176,220 2,702,918	— 2,526,698	△178 691	△178 691
店頭	金利先渡契約 売建 買建	801,161 7,893,630	— 216,820	1 △98	1 △98
	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動	419,004,775 199,965,277 199,616,162 19,271,520	332,469,434 160,275,395 157,990,571 14,070,934	125,400 △1,679,647 1,789,467 20,004	125,400 △1,679,647 1,789,467 20,004
	金利スワップオプション 売建 買建	2,088,827 2,237,396	1,524,826 1,836,727	△45,860 82,932	△45,860 82,932
	キャップ 売建 買建	13,530,699 7,730,947	9,447,218 5,314,256	△28,931 16,252	△28,931 16,252
	フロアー 売建 買建	413,170 211,275	205,858 124,754	△1,460 1,661	△1,460 1,661
	その他 売建 買建	717,241 2,034,707	554,895 1,470,629	△5,505 15,554	△5,505 15,554
合計				156,319	156,319

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△589百万円(損失)であります。

2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
店頭	通貨スワップ 通貨スワップオプション 売建 買建	20,198,723 1,021,039 1,237,505	12,978,281 1,009,291 1,215,027	75,779 △2,495 12,292	64,049 △2,502 12,299
	為替予約 通貨オプション 売建 買建	46,901,982 3,516,658 3,297,890	3,882,673 1,672,181 1,501,779	△139,352 △126,859 71,540	△139,352 △126,859 71,540
合計				△109,095	△120,825

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。
 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は△246百万円(損失)であります。

2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
取引所	株式指数先物 売建 買建	20,967 23,459	— —	△1,037 1,103	△1,037 1,103
店頭	有価証券店頭オプション 売建 買建	19,051 21,672	19,051 21,672	238 △219	238 △219
合計				84	84

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
		うち1年超			
取引所	債券先物 売建 買建	565,847 627,879	— —	3,517 △5,063	3,517 △5,063
	債券先物オプション 売建 買建	4,699 42,880	— 2,937	△88 122	△88 122
店頭	債券先渡契約 売建 買建	— 17,038	— 9,517	— 1,614	— 1,614
	債券店頭オプション 売建 買建	162,044 349,000	13,044 —	△540 1,525	△540 1,525
合計				1,088	1,088

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	211,239	180,091	△136,629	△136,629
	変動価格受取・ 固定価格支払	202,635	168,747	153,389	153,389
	商品オプション 売建	9,924	7,454	△8,056	△8,056
	買建	8,921	7,135	7,875	7,875
合計			16,578	16,578	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
3. 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・ デフォルト・オプション				
	売建	301,923	298,381	118	118
	買建	306,790	298,748	1,359	1,359
	その他 売建	754	—	△23	△23
	買建	140	—	7	7
合計			1,462	1,462	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

セグメント情報

(1) 事業の種類別セグメント情報

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成18年度				
	銀行業	その他事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,703,350	222,314	2,925,665	—	2,925,665
(2) セグメント間の内部経常収益	41,240	159,278	200,519	(200,519)	—
計	2,744,591	381,592	3,126,184	(200,519)	2,925,665
経常費用	1,995,960	391,682	2,387,642	(178,675)	2,208,967
経常利益(△は経常損失)	748,631	△10,089	738,541	(21,844)	716,697
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出					
資産	97,506,519	4,297,619	101,804,138	(3,233,500)	98,570,638
減価償却費	58,461	10,296	68,758	—	68,758
減損損失	4,661	89	4,750	—	4,750
資本的支出	213,429	12,269	225,698	—	225,698

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) その他事業……………リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について5,397百万円、「その他事業」について836百万円それぞれ減少しております。

なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方によった場合に比べ、「経常利益」は「銀行業」について4,556百万円、「その他事業」について1,136百万円それぞれ多く計上されております。

4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 金融商品に関する会計基準 に記載のとおり、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方によった場合に比べ「資産」が「銀行業」について2,308百万円減少しております。

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成17年度				
	銀行業	その他事業	計	消去又は全社	連結
I 経常収益					
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,492,715	257,559	2,750,274	—	2,750,274
(2) セグメント間の内部経常収益	37,625	147,262	184,888	(184,888)	—
計	2,530,340	404,822	2,935,163	(184,888)	2,750,274
経常費用	1,764,329	291,576	2,055,905	(167,693)	1,888,212
経常利益	766,011	113,246	879,258	(17,195)	862,062
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出					
資産	102,942,276	4,447,938	107,390,214	(2,971,616)	104,418,597
減価償却費	60,715	11,082	71,798	—	71,798
減損損失	7,435	4,213	11,649	—	11,649
資本的支出	60,129	12,569	72,698	—	72,698

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) その他事業……………リース、証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

(2) 所在地別セグメント情報

(平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成18年度						
	日本	米州	欧州・中近東	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連結
I 経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,264,966	247,097	204,154	209,446	2,925,665	—	2,925,665
(2) セグメント間の内部経常収益	101,338	46,792	10,041	58,337	216,510	(216,510)	—
計	2,366,304	293,890	214,196	267,783	3,142,175	(216,510)	2,925,665
経常費用	1,804,501	220,109	177,401	199,734	2,401,746	(192,778)	2,208,967
経常利益	561,803	73,781	36,794	68,049	740,428	(23,731)	716,697
II 資産	87,331,277	5,771,560	3,189,223	4,471,302	100,763,363	(2,192,724)	98,570,638

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。
3. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項(8)に記載のとおり、役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について6,233百万円減少しております。
- なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方によった場合に比べ、「経常利益」は「日本」について5,693百万円多く計上されております。
4. 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 金融商品に関する会計基準 に記載のとおり、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方によった場合に比べ「資産」が「日本」について2,266百万円、「米州」について41百万円それぞれ減少しております。

(平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(金額単位 百万円)

	平成17年度						
	日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	計	消去又は全社	連結
I 経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益	2,301,555	176,478	124,853	147,387	2,750,274	—	2,750,274
(2) セグメント間の内部経常収益	68,911	41,079	3,334	35,490	148,816	(148,816)	—
計	2,370,466	217,558	128,188	182,878	2,899,091	(148,816)	2,750,274
経常費用	1,633,002	152,293	103,720	136,890	2,025,906	(137,693)	1,888,212
経常利益	737,464	65,265	24,468	45,987	873,185	(11,122)	862,062
II 資産	94,617,730	5,034,350	2,825,039	3,860,748	106,337,869	(1,919,272)	104,418,597

- (注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

(3) 海外経常収益

(金額単位 百万円)

	平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
海外経常収益	448,719	660,698
連結経常収益	2,750,274	2,925,665
海外経常収益の連結経常収益に占める割合	16.3%	22.6%

- (注) 1. 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
2. 海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

財務諸表

当行の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、あす監査法人の監査証明を受けております。以下の貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び株主資本等変動計算書は、上記の財務諸表に基づいて作成しております。

貸借対照表

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(資産の部)		
現金預け金	6,589,967	3,999,561 ^{※9}
現金	1,010,221	1,011,068
預け金	5,579,745	2,988,492
コールローン	576,909	1,003,796
買現先勘定	81,470	39,725
債券貸借取引支払保証金	1,956,650	2,213,314
買入手形	—	2,861
買入金銭債権	115,637	333,524
特定取引資産	3,694,791	2,914,023 ^{※9}
商品有価証券	97,197	11,683
商品有価証券派生商品	269	373
特定取引有価証券派生商品	4,162	2,344
特定金融派生商品	2,667,605	1,802,957
その他の特定取引資産	925,557	1,096,664
金銭の信託	2,912	2,924
有価証券	25,202,541	20,060,873 ^{※9}
国債	11,137,621	6,927,353 ^{※3}
地方債	546,197	520,708
社債	3,717,162	3,831,945 ^{※16}
株式	4,457,872	4,830,277 ^{※1,2,3}
その他の証券	5,343,687	3,950,589 ^{※2}
貸出金	51,857,559	53,756,440 ^{※4,5,6,7,9,10}
割引手形	368,006	377,183 ^{※8}
手形貸付	3,340,994	3,048,905
証書貸付	39,652,419	41,044,903
当座貸越	8,496,139	9,285,448
外国為替	877,570	835,617
外国他店預け	57,762	67,146
外国他店貸	182,159	120,758
買入外国為替	455,061	451,156 ^{※8}
取立外国為替	182,586	196,555
その他資産	1,567,812	1,442,066
未決済為替貸	4,287	7,118
前払費用	7,280	7,205
未収収益	206,780	223,270
先物取引差入証拠金	12,419	2,241
先物取引差金勘定	2,405	—
金融派生商品	602,156	671,723
繰延ヘッジ損失	167,212	—
社債発行差金	2,524	—
その他の資産	562,744	530,507 ^{※9}
動産不動産	639,538	—
土地建物動産	559,634	—
建設仮払金	1,140	—
保証金権利金	78,763	—
有形固定資産	—	678,581 ^{※11,12,13}
建物	—	179,974
土地	—	427,642
建設仮勘定	—	699
その他の有形固定資産	—	70,265
無形固定資産	—	87,615
ソフトウェア	—	79,269
その他の無形固定資産	—	8,345
繰延税金資産	976,203	743,605
支払承諾見返	4,120,300	4,177,816
貸倒引当金	△816,437	△677,573
投資損失引当金	—	△77,547
資産の部合計	97,443,428	91,537,228

(次ページに続く)

(貸借対照表続き)

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(負債の部)		
預金	65,070,784	66,235,002
当座預金	6,870,162	6,446,764
普通預金	31,540,162	31,725,023
貯蓄預金	932,465	840,465
通知預金	3,852,479	4,969,463
定期預金	17,868,305	19,001,432
定期積金	57	48
その他の預金	4,007,151	3,251,804
譲渡性預金	3,151,382	2,574,335
コールマネー	2,833,865	2,291,128 ※9
売現先勘定	382,082	104,640 ※9
債券貸借取引受入担保金	2,709,084	1,516,342 ※9
売渡手形	5,104,100	—
特定取引負債	2,515,932	1,578,730
売付商品債券	113,768	10,247
商品有価証券派生商品	1,238	275
特定取引有価証券派生商品	4,079	1,975
特定金融派生商品	2,396,846	1,566,232
借入金	2,023,023	3,371,846 ※9
再割引手形	2,918	—
借入金	2,020,104	3,371,846 ※14
外国為替	449,560	329,695
外国他店預り	348,096	207,596
外国他店借	44,041	39,548
売渡外国為替	25,065	20,415
未払外国為替	32,357	62,136
社債	3,776,707	3,647,483 ※15
信託勘定借	318,597	65,062
その他負債	1,295,135	1,588,683
未決済為替借	18,041	9,033
未払法人税等	777	2,370
未払費用	102,496	149,212
前受収益	40,858	36,540
従業員預り金	43,676	43,006
給付補てん備金	0	0
先物取引受入証拠金	2	—
先物取引差金勘定	—	1,842
金融派生商品	793,796	841,083
取引約定未払金	160,294	334,302
その他の負債	135,191	171,291
賞与引当金	8,691	8,892
役員退職慰労引当金	—	4,757
ポイント引当金	—	990
特別法上の引当金	18	18
金融先物取引責任準備金	18	18
再評価に係る繰延税金負債	49,384	48,917 ※11
支払承諾	4,120,300	4,177,816 ※9
負債の部合計	93,808,652	87,544,344

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度末 平成18年3月31日現在	平成18年度末 平成19年3月31日現在
(資本の部)		
資本金	664,986	—
資本剰余金	1,367,548	—
資本準備金	665,033	—
その他資本剰余金	702,514	—
資本金及び資本準備金減少差益	702,514	—
利益剰余金	794,033	—
任意積立金	221,502	—
海外投資等損失準備金	1	—
行員退職積立金	1,656	—
別途準備金	219,845	—
当期末処分利益	572,531	—
土地再評価差額金	24,716	—
その他有価証券評価差額金	783,491	—
資本の部合計	3,634,776	—
負債及び資本の部合計	97,443,428	—
(純資産の部)		
資本金	—	664,986
資本剰余金	—	1,367,548
資本準備金	—	665,033
その他資本剰余金	—	702,514
利益剰余金	—	761,028
その他利益剰余金	—	761,028
海外投資等損失準備金	—	0
行員退職積立金	—	1,656
別途準備金	—	219,845
繰越利益剰余金	—	539,526
株主資本合計	—	2,793,563
その他有価証券評価差額金	—	1,259,814
繰延ヘッジ損益	—	△84,733
土地再評価差額金	—	24,240 ^{*11}
評価・換算差額等合計	—	1,199,320
純資産の部合計	—	3,992,884
負債及び純資産の部合計	—	91,537,228

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
経常収益	2,287,935	2,451,351
資金運用収益	1,426,546	1,706,170
貸出金利息	990,853	1,143,361
有価証券利息配当金	317,180	369,039
コールローン利息	11,459	23,503
買現先利息	4,362	4,064
債券貸借取引受入利息	613	4,827
買入手形利息	7	102
預け金利息	50,454	77,722
金利スワップ受入利息	13,679	—
その他の受入利息	37,936	83,548
信託報酬	8,626	3,482
役務取引等収益	474,972	465,171
受入為替手数料	123,339	124,327
その他の役務収益	351,632	340,844
特定取引収益	13,250	103,719
特定取引有価証券収益	1,229	—
特定金融派生商品収益	10,942	99,671
その他の特定取引収益	1,077	4,047
その他業務収益	273,861	106,725
外国為替売買益	202,634	55,243
国債等債券売却益	43,102	20,859
国債等債券償還益	90	1,119
その他の業務収益	28,034	29,503
その他経常収益	90,678	66,082
株式等売却益	70,085	50,204
金銭の信託運用益	39	0
その他の経常収益	20,553	15,878
経常費用	1,567,002	1,878,037
資金調達費用	472,002	768,722
預金利息	226,926	396,300
譲渡性預金利息	7,690	33,745
コールマネー利息	5,268	18,718
売現先利息	6,359	16,523
債券貸借取引支払利息	58,204	60,770
売渡手形利息	113	220
借入金利息	77,109	84,150
社債利息	68,252	73,483
金利スワップ支払利息	—	52,676
その他の支払利息	22,077	32,132
役務取引等費用	108,296	111,754
支払為替手数料	23,432	24,999
その他の役務費用	84,863	86,755
特定取引費用	1,312	2,098
商品有価証券費用	1,312	162
特定取引有価証券費用	—	1,936
その他業務費用	63,613	158,207
国債等債券売却損	53,317	130,903
国債等債券償還損	195	3,488
社債発行費償却	760	799
金融派生商品費用	8,090	17,606
その他の業務費用	1,249	5,409
営業経費	604,098	609,816
その他経常費用	317,679	227,438
貸倒引当金繰入額	164,630	450
貸出金償却	12,650	50,468
株式等売却損	13,367	546
株式等償却	31,257	38,559
その他の経常費用	95,773	137,413 ※1
経常利益	720,933	573,313

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度	平成18年度
	自平成17年4月1日 至平成18年3月31日	自平成18年4月1日 至平成19年3月31日
特別利益	34,763	41,226
動産不動産処分益	4,157	—
固定資産処分益	—	4,440
償却債権取立益	30,605	455
その他の特別利益	—	36,330 ^{*2}
特別損失	9,024	27,610
動産不動産処分損	2,699	—
固定資産処分損	—	6,120
減損損失	6,300	3,680 ^{*4}
その他の特別損失	23	17,809 ^{*3}
税引前当期純利益	746,672	586,928
法人税、住民税及び事業税	13,512	16,507
法人税等調整額	213,639	254,680
当期純利益	519,520	315,740
前期繰越利益	69,774	—
土地再評価差額金取崩額	17,629	—
中間配当額	34,393	—
当期末処分利益	572,531	—

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

利益処分計算書及び株主資本等変動計算書

利益処分計算書

(金額単位 百万円)

科目	平成17年度
	〔株主総会承認日〕 平成18年6月29日
(当期末処分利益の処分)	
当期末処分利益	572,531
任意積立金取崩額	0
海外投資等損失準備金取崩額	0
計	572,531
利益処分量	300,027
普通株式配当金	(1株につき5,434円) 300,027
次期繰越利益	272,504
(その他資本剰余金の処分)	
その他資本剰余金	702,514
その他資本剰余金処分量	—
その他資本剰余金次期繰越額	702,514

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書（平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（金額単位 百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
平成18年3月31日残高	664,986	665,033	702,514	1,367,548
事業年度中の変動額				
海外投資等損失準備金取崩				
剰余金の配当 ^{(注)1}				
剰余金の配当				
当期純利益				
土地再評価差額金取崩				
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成19年3月31日残高	664,986	665,033	702,514	1,367,548

（金額単位 百万円）

	株主資本						自己株式	株主資本 合計
	利益剰余金					利益剰余金 合計		
	海外投資等 損失準備金	行員退職 積立金	別途 準備金	繰越利益 剰余金	その他利益剰余金			
平成18年3月31日残高	1	1,656	219,845	572,531	794,033	—	2,826,568	
事業年度中の変動額								
海外投資等損失準備金取崩	△1			1	—		—	
剰余金の配当 ^{(注)1}				△300,027	△300,027		△300,027	
剰余金の配当				△49,194	△49,194		△49,194	
当期純利益				315,740	315,740		315,740	
土地再評価差額金取崩				475	475		475	
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	△1	—	—	△33,004	△33,005	—	△33,005	
平成19年3月31日残高	0	1,656	219,845	539,526	761,028	—	2,793,563	

（金額単位 百万円）

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	783,491	—	24,716	808,207	3,634,776
事業年度中の変動額					
海外投資等損失準備金取崩					—
剰余金の配当 ^{(注)1}					△300,027
剰余金の配当					△49,194
当期純利益					315,740
土地再評価差額金取崩					475
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	476,323	△84,733	△475	391,113	391,113
事業年度中の変動額合計	476,323	△84,733	△475	391,113	358,108
平成19年3月31日残高	1,259,814	△84,733	24,240	1,199,320	3,992,884

(注) 1. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。
2. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他の有価証券で時価のあるものうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	2年～20年
- (2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3カ月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当金として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は298,314百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：

その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：

各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から損益処理

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付で公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,757百万円減少しております。なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,025百万円多く計上されております。

(6) ポイント引当金

「One's plus」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

ポイント使用による費用は、従来はポイント使用時に費用処理しておりましたが、利用見込額を合理的に算定することが可能となったため、当事業年度よりポイント引当金を計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ経常利益及び税引前当期純利益は990百万円それぞれ減少しております。

(7) 金融先物取引責任準備金

金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第81条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法**・金利リスク・ヘッジ**

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円(同前)であります。

・為替変動リスク・ヘッジ

異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

・内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】**(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)**

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が当事業年度から適用されることになったことから、以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,077,618百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「行員退職積立金」、「別途準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
- (3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

(企業結合に係る会計基準等)

「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号最終改正平成18年12月22日)が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

【表示方法の変更】

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。

(貸借対照表関係)

「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

- (1) 「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- (2) 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示しております。
- (3) 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

(損益計算書関係)

貸借対照表中の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「特別利益」中の「動産不動産処分益」は「固定資産処分益」として、「特別損失」中の「動産不動産処分損」は「固定資産処分損」として表示しております。

（貸借対照表関係）

- ※1. 親会社株式の金額 110,050百万円
- ※2. 関係会社の株式及び出資総額
（親会社株式を除く） 1,493,558百万円
- ※3. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」及び「株式」に合計2,188百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,076,900百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは129,329百万円であります。
- ※4. 貸出金のうち、破綻先債権額は33,754百万円、延滞債権額は357,632百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は20,543百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は309,133百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は721,064百万円あります。
なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は828,339百万円あります。
- ※9. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 40,567百万円 |
| 特定取引資産 | 184,161百万円 |
| 有価証券 | 2,684,529百万円 |
| 貸出金 | 885,490百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| コールマネー | 1,335,000百万円 |
| 売現先勘定 | 104,640百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,250,450百万円 |
| 借入金 | 1,043,900百万円 |
| 支払承諾 | 48,963百万円 |
- 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,731百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券4,343,703百万円、貸出金535,770百万円を差し入れております。また、「その他の資産」のうち保証金は70,287百万円あります。

- ※10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,163,210百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,654,634百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みに受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※11. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日
平成10年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出
- ※12. 有形固定資産の減価償却累計額 441,319百万円
- ※13. 有形固定資産の圧縮記帳額 65,523百万円
（当事業年度圧縮記帳額 2,088百万円）
- ※14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,984,631百万円が含まれております。
- ※15. 社債には、劣後特約付社債1,910,026百万円が含まれております。
- ※16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,388,686百万円あります。

(損益計算書関係)

- ※1. その他の経常費用には、投資損失引当金繰入額77,547百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失35,456百万円を含んでおります。
- ※2. その他の特別利益は、退職給付信託返還益36,330百万円であります。
- ※3. その他の特別損失は、清算手続きに入った子会社の株式に係る損失17,809百万円であります。
- ※4. 当事業年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

(金額単位 百万円)

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	遊休資産 32物件	土地、建物等	1,782
近畿圏	遊休資産 11物件	土地、建物等	214
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点(物理的に同一の資産を共有する拠点)をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。

当事業年度は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位 株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
第一種優先株式(注)1,4	—	35,000	35,000	—
第二種優先株式(注)2,4	—	100,000	100,000	—
第三種優先株式(注)3,4	—	695,000	695,000	—
合計	—	830,000	830,000	—

- (注) 1. 第一種優先株式の自己株式の増加35,000株は、平成18年5月17日に当該優先株式に係る取得請求権の行使により取得したことによるものであります。
2. 第二種優先株式の自己株式の増加100,000株は、平成18年5月17日及び同年9月6日に当該優先株式に係る取得請求権の行使により取得したことによるものであります。
3. 第三種優先株式の自己株式の増加695,000株は、平成18年9月29日及び同年10月11日に、当該優先株式に係る取得請求権の行使により取得したことによるものであります。
4. 第一種優先株式の自己株式の減少35,000株、第二種優先株式の自己株式の減少100,000株、第三種優先株式の自己株式の減少695,000株は、平成18年10月31日に、当該優先株式の消却を実施したことによるものであります。

(リース取引関係)

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び事業年度末残高相当額

(金額単位 百万円)

	動産	その他	合計
取得価額相当額	5,205	669	5,874
減価償却累計額相当額	1,694	426	2,121
事業年度末残高相当額	3,510	242	3,753

- ・未経過リース料事業年度末残高相当額

(金額単位 百万円)

	1年内	1年超	合計
	851	2,997	3,849

- ・当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	921百万円
減価償却費相当額	829百万円
支払利息相当額	126百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

- ・未経過リース料

(金額単位 百万円)

	1年内	1年超	合計
	10,670	46,946	57,617

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(金額単位 百万円)

	平成18年度
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,112,314
貸出金償却	101,514
有価証券償却	425,880
貸倒引当金	79,497
投資損失引当金	31,507
退職給付引当金	57,805
減価償却費	6,848
繰延ヘッジ損益	59,765
その他	49,931
繰延税金資産小計	1,925,065
評価性引当額	△535,738
繰延税金資産合計	1,389,326
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△573,399
退職給付信託設定益	△41,722
退職給付信託返還有価証券	△20,312
その他	△10,286
繰延税金負債合計	△645,720
繰延税金資産の純額	743,605

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位 %)

法定実効税率	40.63
(調整)	
受取配当金益金不算入	△1.59
外国税額	1.69
評価性引当額	5.30
その他	0.17
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.20

(1株当たり情報)

	(金額単位 円)
1株当たり純資産額	67,124.90
1株当たり当期純利益	5,533.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	5,487.21

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たり純資産額は1,503円55銭減少しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

1株当たり当期純利益	
当期純利益	315,740百万円
普通株主に帰属しない金額 (うち優先配当額)	6,195百万円 6,195百万円
普通株式に係る当期純利益	309,545百万円
普通株式の期中平均株式数	55,938千株
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	
当期純利益調整額 (うち優先配当額)	— —
普通株式増加数 (うち優先株式)	473千株 473千株
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当 期純利益の算定に含めなかつ た潜在株式の概要	—

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	3,992,884百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち優先株式)	210,003百万円 210,003百万円
(うち優先配当額)	—百万円
普通株式に係る期末の純資産額	3,782,881百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	56,355千株

有価証券関係 (平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

有価証券の範囲

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権及び商品投資受益権も含めて記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,108,347	400

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち	
				増	減
国債	629,562	621,518	△8,044	20	8,064
地方債	97,102	95,307	△1,794	—	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	—	3,406
その他	5,326	5,507	180	180	—
合計	1,112,133	1,099,069	△13,064	200	13,265

(注) 1. 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち増」「うち減」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末		
	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	43,569	102,243	58,674
関連会社株式	228,334	177,618	△50,716
合計	271,903	279,861	7,958

(注) 時価は、当事業年度末日における市場価格等に基づいております。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				増	減
株式	1,924,707	3,903,456	1,978,749	1,990,476	11,727
債券	7,511,158	7,359,713	△151,444	748	152,193
国債	6,433,016	6,297,790	△135,225	367	135,593
地方債	431,667	423,605	△8,062	112	8,175
社債	646,474	638,317	△8,157	267	8,425
その他	2,478,521	2,484,108	5,587	37,469	31,882
合計	11,914,387	13,747,279	1,832,891	2,028,694	195,802

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については当事業年度末日前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 「うち増」「うち減」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. 上記の評価差額から繰延税金負債573,268百万円を差し引いた額1,259,623百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当期におけるこの減損処理額は6,453百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(5) 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末
子会社・関連会社株式	
子会社株式	1,164,526
関連会社株式	10,417
その他	46,711
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	358,692
非上場債券	2,813,486
非上場外国証券	428,635
その他	447,546

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,423,932	3,593,280	2,261,919	2,000,875
国債	2,784,983	1,353,791	884,520	1,904,058
地方債	83,763	132,485	304,038	421
社債	555,185	2,107,003	1,073,360	96,396
その他	501,595	422,888	678,139	783,940
合計	3,925,527	4,016,169	2,940,058	2,784,816

有価証券関係 (平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

有価証券の範囲

貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権も含めて記載しております。

(1) 売買目的有価証券

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末	
	貸借対照表計上額	前期の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	1,022,754	△674

(2) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	貸借対照表計上額	時価	差額	差額	
				うち益	うち損
国債	750,004	730,370	△19,634	306	19,940
地方債	96,892	93,527	△3,365	—	3,365
社債	379,514	371,461	△8,053	—	8,053
その他	9,654	9,924	270	270	—
合計	1,236,065	1,205,283	△30,782	577	31,359

(注) 1. 時価は、前事業年度末日における市場価格等に基づいております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(3) 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末		
	貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	84,400	253,120	168,720
関連会社株式	223,660	322,516	98,855
合計	308,061	575,637	267,575

(注) 時価は、前事業年度末日における市場価格等に基づいております。

(4) その他有価証券で時価のあるもの

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
株式	1,835,627	3,468,031	1,632,404	1,649,881	17,476
債券	11,968,327	11,686,073	△282,254	727	282,981
国債	10,642,352	10,387,617	△254,735	43	254,778
地方債	462,486	449,305	△13,181	272	13,453
社債	863,488	849,151	△14,337	411	14,749
その他	3,954,859	3,920,915	△33,943	44,980	78,924
目的区分変更	—	—	66	66	—
合計	17,758,814	19,075,020	1,316,272	1,695,655	379,383

(注) 1. 貸借対照表計上額は、株式については前事業年度末日前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前事業年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は3,193百万円(費用)であります。

時価ヘッジの適用の結果、資本直入処理の対象となる額は1,319,465百万円であり、同対象額から繰延税金負債536,098百万円を差し引いた額783,366百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を前期の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前期におけるこの減損処理額は21百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(5) 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額

(金額単位 百万円)

平成18年3月末	
子会社・関連会社株式	
子会社株式	1,151,077
関連会社株式	34,043
その他	35,569
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	373,558
非上場債券	2,488,496
非上場外国証券	293,177
その他	290,158

(6) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	5,684,097	4,501,578	2,297,157	2,918,147
国債	5,284,223	1,961,984	1,084,424	2,806,988
地方債	21,010	207,340	317,401	445
社債	378,863	2,332,253	895,331	110,713
その他	720,694	1,508,411	666,401	671,792
合計	6,404,791	6,009,989	2,963,558	3,589,940

金銭の信託関係 (平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成19年3月末				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
その他の 金銭の信託	2,602	2,924	322	322	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額から繰延税金負債130百万円を差し引いた額191百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

金銭の信託関係 (平成17年度 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(1) 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

(2) 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

(3) その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)

(金額単位 百万円)

	平成18年3月末				
	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	評価差額	
				うち益	うち損
その他の 金銭の信託	2,703	2,912	209	209	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、前事業年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 上記の評価差額から繰延税金負債84百万円を差し引いた額124百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	平成19年3月末		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
取引所	金利先物	111,773,797	5,597,751	1,298	1,298
	金利オプション	118,090	—	△20	△20
店頭	金利先渡契約	850,000	100,000	50	50
	金利スワップ	398,826,848	305,107,904	110,067	110,067
	金利スワップション	4,776,120	3,202,405	18,595	18,595
	キャップ	792,904	682,576	△533	△533
	フロアー	208,267	161,888	△104	△104
合計				129,352	129,352

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	平成19年3月末		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
店頭	通貨スワップ	11,515,828	9,337,443	△66,342	△52,828
	通貨スワップション	1,762,862	1,754,005	7,636	7,636
	為替予約	48,100,982	2,479,143	△5,371	△5,371
	通貨オプション	8,632,255	4,484,878	△62,834	△62,834
合計				△126,912	△113,398

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	平成19年3月末		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
取引所	株式指数先物	32,188	—	252	252
店頭	有価証券店頭オプション	34,000	34,000	—	—
合計				252	252

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	平成19年3月末		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
取引所	債券先物	1,322,591	—	215	215
合計				215	215

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	平成19年3月末		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
取引所	商品先物	597	—	3	3
	商品先物オプション	1,898	—	—	—
店頭	商品スワップ	551,030	519,876	87,754	87,754
	商品オプション	14,109	13,040	5,253	5,253
合計				93,011	93,011

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、ニューヨーク・マーカンタイル取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
 3. 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

（金額単位 百万円）

区分	種類	平成19年3月末		時価	評価損益
		契約額等	うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	788,000	783,000	△253	△253
	その他	80	—	—	—
合計				△253	△253

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	金利先物	97,197,228	3,428,198	△4,128	△4,128
	金利オプション	352,440	—	2	2
店頭	金利先渡契約	510,000	—	31	31
	金利スワップ	381,583,571	308,305,480	140,250	140,250
	金利スワップション	3,845,419	2,988,734	34,596	34,596
	キャップ	899,397	723,921	△1,960	△1,960
	フロアー	150,934	107,154	860	860
合計				169,651	169,651

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(2) 通貨関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	通貨スワップ	12,057,366	9,902,091	3,667	△8,061
	通貨スワップション	2,258,544	2,224,318	9,796	9,796
	為替予約	35,880,239	1,924,555	△11,645	△11,645
	通貨オプション	6,638,081	3,108,144	△55,375	△55,375
合計				△53,557	△65,286

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(3) 株式関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	株式指数先物	43,739	—	65	65
店頭	有価証券店頭オプション	34,375	34,375	△4	△4
合計				61	61

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデルにより算定しております。

(4) 債券関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
取引所	債券先物	1,155,054	—	△1,893	△1,893
	債券先物オプション	47,579	2,937	34	34
店頭	債券店頭オプション	498,000	—	985	985
合計				△873	△873

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

(5) 商品関連取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	商品スワップ	413,851	348,839	16,759	16,759
	商品オプション	18,345	14,316	△181	△181
合計				16,578	16,578

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
 3. 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引

(金額単位 百万円)

区分	種類	平成18年3月末			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	141,000	136,500	45	45
	その他	894	—	△15	△15
合計				30	30

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2. 時価の算定
 割引現在価値やオプション価格計算モデルにより算定しております。

損益の状況（連結）

■ 国内・海外別収支

（金額単位 百万円）

区分	平成17年度				平成18年度			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
資金運用収益	1,273,062	392,619	△ 35,372	1,630,309	1,411,367	593,969	△ 55,102	1,950,234
資金調達費用	269,092	245,122	△ 24,279	489,935	419,280	408,872	△ 31,373	796,779
資金運用収支	1,003,969	147,497	△ 11,092	1,140,374	992,086	185,097	△ 23,728	1,153,455
信託報酬	8,626	—	—	8,626	3,482	—	—	3,482
役員取引等収益	557,992	49,288	△ 2,421	604,859	518,851	59,223	△ 639	577,435
役員取引等費用	96,132	3,601	△ 1,754	97,979	104,406	7,353	△ 345	111,413
役員取引等収支	461,860	45,686	△ 666	506,879	414,445	51,870	△ 293	466,021
特定取引収益	36,163	18,099	△ 21,455	32,807	118,694	21,459	△ 21,564	118,589
特定取引費用	8,066	13,389	△ 21,455	—	10,720	12,780	△ 21,564	1,936
特定取引収支	28,096	4,710	—	32,807	107,974	8,679	—	116,653
その他業務収益	341,621	19,504	△ 880	360,246	179,271	18,294	△ 394	197,172
その他業務費用	126,546	12,346	△ 1,354	137,538	225,707	10,759	△ 174	236,292
その他業務収支	215,075	7,157	474	222,708	△ 46,435	7,535	△ 219	△ 39,120

- (注) 1. 「国内」とは当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
 2. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用（平成17年度1百万円、平成18年度5百万円）を資金調達費用から控除して表示しております。
 3. 「国内」「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

■ 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

（金額単位 百万円）

国内	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	76,860,046	1,273,062	1.66%	76,675,402	1,411,367	1.84%
うち貸出金	50,705,981	921,387	1.82	52,294,389	975,869	1.87
うち有価証券	21,493,008	290,830	1.35	19,724,688	330,569	1.68
うちコールローン及び買入手形	713,123	7,773	1.09	777,805	17,367	2.23
うち買現先勘定	98,096	8	0.01	41,945	94	0.23
うち債券貸借取引支払保証金	1,411,749	613	0.04	1,329,318	4,857	0.37
うち預け金	1,390,836	23,683	1.70	1,027,774	26,863	2.61
資金調達勘定	82,422,311	269,092	0.33	79,416,907	419,280	0.53
うち預金	64,276,673	100,809	0.16	65,216,658	177,587	0.27
うち譲渡性預金	3,506,890	870	0.02	2,563,245	6,064	0.24
うちコールマネー及び売渡手形	5,910,627	1,310	0.02	2,908,959	4,294	0.15
うち売現先勘定	213,153	6	0.00	157,630	430	0.27
うち債券貸借取引受入担保金	2,771,613	58,292	2.10	2,301,547	60,856	2.64
うちコマmercial・ペーパー	289	0	0.22	—	—	—
うち借入金	1,486,282	41,865	2.82	2,288,969	47,872	2.09
うち短期社債	3,791	4	0.12	3,560	14	0.40
うち社債	3,723,495	61,711	1.66	3,627,408	67,408	1.86

- (注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。
 2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 3. 無利息預け金の平均残高（平成17年度2,787,783百万円、平成18年度1,088,877百万円）を資金運用勘定から控除して表示しております。
 4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高（平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円）を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高（平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円）及び利息（平成17年度1百万円、平成18年度5百万円）を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

(金額単位 百万円)

海外	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,621,722	392,619	4.08%	11,228,957	593,969	5.29%
うち貸出金	6,652,589	283,993	4.27	7,836,742	401,424	5.12
うち有価証券	949,114	37,627	3.96	1,109,298	62,710	5.65
うちコールローン及び買入手形	178,988	6,556	3.66	200,194	10,824	5.41
うち買現先勘定	182,955	6,758	3.69	145,659	7,003	4.81
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
うち預け金	1,182,483	37,742	3.19	1,527,271	72,910	4.77
資金調達勘定	6,988,102	245,122	3.51	8,929,624	408,872	4.58
うち預金	5,705,664	167,488	2.94	6,985,307	282,707	4.05
うち譲渡性預金	303,226	12,033	3.97	738,076	37,618	5.10
うちコールマネー及び売渡手形	145,523	4,658	3.20	325,729	14,520	4.46
うち売現先勘定	208,672	7,440	3.57	352,703	17,923	5.08
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—	—	—	—
うちコマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	93,085	2,182	2.34	91,801	2,931	3.19
うち短期社債	—	—	—	—	—	—
うち社債	521,556	23,131	4.44	348,240	20,930	6.01

- (注) 1. 「海外」とは、当行の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の在外連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(平成17年度32,268百万円、平成18年度48,320百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

(金額単位 百万円)

合計	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	85,860,247	1,630,309	1.90%	87,160,682	1,950,234	2.24%
うち貸出金	56,756,777	1,182,668	2.08	59,486,052	1,348,997	2.27
うち有価証券	22,442,122	317,356	1.41	20,833,987	369,548	1.77
うちコールローン及び買入手形	892,111	14,330	1.61	978,000	28,192	2.88
うち買現先勘定	281,051	6,767	2.41	187,604	7,098	3.78
うち債券貸借取引支払保証金	1,411,749	613	0.04	1,329,318	4,857	0.37
うち預け金	2,555,420	59,867	2.34	2,457,987	96,700	3.93
資金調達勘定	88,786,744	489,935	0.55	87,602,397	796,779	0.91
うち預金	69,962,314	266,739	0.38	72,104,532	457,221	0.63
うち譲渡性預金	3,810,116	12,904	0.34	3,301,321	43,683	1.32
うちコールマネー及び売渡手形	6,056,150	5,969	0.10	3,234,688	18,815	0.58
うち売現先勘定	421,826	7,447	1.77	510,333	18,353	3.60
うち債券貸借取引受入担保金	2,771,613	58,292	2.10	2,301,547	60,856	2.64
うちコマースナル・ペーパー	289	0	0.22	—	—	—
うち借入金	977,550	21,326	2.18	1,735,608	22,504	1.30
うち短期社債	3,791	4	0.12	3,560	14	0.40
うち社債	4,245,052	84,843	2.00	3,975,649	88,338	2.22

- (注) 1. 上記計数は、「国内」「海外」間の内部取引を消去した合算計数であります。
2. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
3. 無利息預け金の平均残高(平成17年度2,817,927百万円、平成18年度1,136,823百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。
4. 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託の平均残高(平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円)を資金運用勘定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円)及び利息(平成17年度1百万円、平成18年度5百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

■ 役務取引の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度				平成18年度			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
役務取引等収益	557,992	49,288	△2,421	604,859	518,851	59,223	△639	577,435
うち預金・貸出業務	24,305	32,250	△1,174	55,381	25,649	40,664	—	66,313
うち為替業務	123,757	8,663	△0	132,420	124,972	9,166	△0	134,137
うち証券関連業務	64,561	211	—	64,773	35,484	271	—	35,756
うち代理業務	18,938	—	—	18,938	16,594	—	—	16,594
うち保護預り・貸金庫業務	7,380	4	—	7,384	7,318	4	—	7,322
うち保証業務	40,246	1,472	△482	41,236	44,860	1,266	△391	45,734
うちクレジットカード関連業務	7,056	—	—	7,056	6,903	—	—	6,903
役務取引等費用	96,132	3,601	△1,754	97,979	104,406	7,353	△345	111,413
うち為替業務	24,048	1,827	△7	25,868	25,135	2,262	△198	27,200

(注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 「国内」「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

■ 特定取引の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度				平成18年度			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引収益	36,163	18,099	△21,455	32,807	118,694	21,459	△21,564	118,589
うち商品有価証券収益	12,662	217	—	12,880	6,099	37	—	6,136
うち特定取引有価証券収益	1,172	57	—	1,229	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	22,230	17,824	△21,455	18,599	109,351	21,422	△21,564	109,208
うちその他の特定取引収益	97	—	—	97	3,244	—	—	3,244
特定取引費用	8,066	13,389	△21,455	—	10,720	12,780	△21,564	1,936
うち商品有価証券費用	—	—	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	—	—	—	—	1,928	7	—	1,936
うち特定金融派生商品費用	8,066	13,389	△21,455	—	8,791	12,773	△21,564	—
うちその他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 「国内」「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

資産・負債の状況（連結）

■ 預金・譲渡性預金

期末残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末		平成19年3月末	
国内	流動性預金	41,753,248		41,307,135	
	定期性預金	20,024,287		21,273,969	
	その他	4,063,554		3,273,252	
	計	65,841,090		65,854,357	
	譲渡性預金	2,671,986		1,920,747	
	合計	68,513,076		67,775,104	
海外	流動性預金	4,173,635		5,331,444	
	定期性預金	842,709		1,006,300	
	その他	6,750		8,241	
	計	5,023,096		6,345,986	
	譲渡性預金	601,657		705,470	
	合計	5,624,753		7,051,456	
総合計		74,137,830		74,826,561	

(注) 1. 「国内」とは当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
 2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

■ 貸出金の業種別構成

期末残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末		平成19年3月末	
		金額	構成比	金額	構成比
国内 (除く特別国際 金融取引勘定分)	製造業	5,516,716	10.72%	5,594,929	10.65%
	農業、林業、漁業及び鉱業	140,677	0.27	139,509	0.27
	建設業	1,488,462	2.89	1,435,549	2.73
	運輸、情報通信、公益事業	2,804,338	5.45	3,035,500	5.78
	卸売・小売業	5,543,468	10.78	5,502,101	10.47
	金融・保険業	4,551,941	8.85	5,169,458	9.84
	不動産業	7,379,265	14.34	7,626,700	14.51
	各種サービス業	6,350,489	12.34	6,371,973	12.13
	地方公共団体	735,327	1.43	648,704	1.23
	その他	16,944,100	32.93	17,021,236	32.39
	合計	51,454,786	100.00	52,545,664	100.00
海外及び特別国際 金融取引勘定分	政府等	46,892	0.78	35,783	0.51
	金融機関	549,081	9.17	481,228	6.80
	商工業	5,027,249	83.99	5,977,548	84.52
	その他	362,752	6.06	577,624	8.17
	合計	5,985,975	100.00	7,072,185	100.00
総合計		57,440,761	—	59,617,850	—

(注) 「国内」とは当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。

■ リスク管理債権

209ページの「リスク管理債権」に単体計数と並べて掲載しております。

■ 有価証券残高

期末残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
国内	国債	11,566,093	7,640,064
	地方債	607,777	571,103
	社債	3,958,081	4,066,497
	株式	4,244,439	4,535,384
	その他の証券	3,899,188	2,286,002
	計	24,275,580	19,099,052
海外	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他の証券	958,135	1,205,587
	計	958,135	1,205,587
合計		25,233,716	20,304,639

(注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含めております。

■ 特定取引資産・負債の内訳

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末				平成19年3月末			
	国内	海外	相殺消去額(△)	合計	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
特定取引資産	3,710,140	412,178	△43,212	4,079,106	2,890,685	397,304	△25,647	3,262,341
うち商品有価証券	122,278	40,764	—	163,042	12,388	25,355	—	37,744
うち商品有価証券派生商品	275	—	—	275	373	—	—	373
うち特定取引有価証券	—	—	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	4,160	1	—	4,162	2,344	—	—	2,344
うち特定金融派生商品	2,657,868	371,412	△43,212	2,986,069	1,778,913	371,949	△25,647	2,125,214
うちその他の特定取引資産	925,557	—	—	925,557	1,096,664	—	—	1,096,664
特定取引負債	2,522,266	430,185	△43,212	2,909,239	1,570,763	396,026	△25,647	1,941,142
うち売付商品債券	118,803	533	—	119,337	10,247	4,349	—	14,597
うち商品有価証券派生商品	1,238	—	—	1,238	275	—	—	275
うち特定取引売付債券	—	—	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	4,079	—	—	4,079	1,975	—	—	1,975
うち特定金融派生商品	2,398,145	429,651	△43,212	2,784,584	1,558,265	391,676	△25,647	1,924,294
うちその他の特定取引負債	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 「国内」「海外」間の内部取引は、「相殺消去額(△)」欄に表示しております。

損益の状況（単体）

■ 国内・国際業務部門別粗利益

（単位 百万円、％）

区分	平成17年度			平成18年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	998,292	441,421	1,426,546	1,037,393	669,110	1,706,170
資金調達費用	54,421	430,747	472,001	133,203	635,846	768,717
資金運用収支	943,870	10,674	954,544	904,189	33,263	937,452
信託報酬	8,625	1	8,626	3,479	2	3,482
役務取引等収益	394,224	80,747	474,972	385,202	79,969	465,171
役務取引等費用	94,808	13,487	108,296	95,323	16,431	111,754
役務取引等収支	299,415	67,260	366,675	289,878	63,538	353,416
特定取引収益	1,077	12,172	13,250	4,047	99,671	103,719
特定取引費用	1,312	—	1,312	162	1,936	2,098
特定取引収支	△234	12,172	11,937	3,885	97,735	101,620
その他業務収益	52,951	220,910	273,861	42,813	63,912	106,725
その他業務費用	38,139	25,473	63,613	94,305	63,902	158,207
その他業務収支	14,811	195,436	210,248	△51,491	9	△51,482
業務粗利益	1,266,488	285,545	1,552,033	1,149,941	194,548	1,344,490
業務粗利益率	1.91	2.18	1.96	1.74	1.34	1.67

- （注）1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引及び海外店の取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用（平成17年度1百万円、平成18年度5百万円）を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息（内書き）であります。なお、金利スワップ利息等の純額表示に伴い、国内業務部門と国際業務部門の合算が合計に一致しない金額（内書き）を含めております。
4. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

■ 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

（金額単位 百万円）

国内業務部門	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	66,051,344	(13,137) 998,292	1.51%	(171,786) 66,077,961	(332) 1,037,393	1.56%
うち貸出金	46,007,295	783,444	1.70	47,188,557	817,842	1.73
うち有価証券	18,099,469	187,182	1.03	16,763,472	197,538	1.17
うちコールローン	332,323	64	0.01	336,503	1,151	0.34
うち買現先勘定	78,893	2	0.00	20,304	37	0.18
うち債券貸借取引支払保証金	1,411,612	613	0.04	1,320,720	4,827	0.36
うち買入手形	116,653	7	0.00	55,212	102	0.18
うち預け金等	4,450	0	0.00	51,428	203	0.39
資金調達勘定	(74,822) 70,359,783	(30) 54,421	0.07	67,955,018	133,203	0.19
うち預金	56,437,539	11,500	0.02	57,374,302	59,125	0.10
うち譲渡性預金	3,659,782	852	0.02	2,666,349	6,183	0.23
うちコールマネー	2,006,332	73	0.00	1,918,389	3,731	0.19
うち売現先勘定	218,055	7	0.00	165,270	452	0.27
うち債券貸借取引受入担保金	871,477	90	0.01	878,167	2,412	0.27
うち売渡手形	3,727,726	113	0.00	956,126	220	0.02
うちコマースナル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	803,948	16,567	2.06	1,540,098	16,532	1.07
うち社債	2,473,357	24,622	0.99	2,236,416	23,297	1.04

- （注）1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成17年度2,616,150百万円、平成18年度1,021,949百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円）及び利息（平成17年度1百万円、平成18年度5百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。なお、金利スワップ利息等の純額表示に伴い、国内業務部門と国際業務部門の合算が合計に一致しない金額（内書き）を含めております。
3. 平成17年度の社債の利息には社債発行差金償却を含めております。

(金額単位 百万円)

国際業務部門	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(74,822) 13,046,075	(30) 441,421	3.38%	14,513,250	669,110	4.61%
うち貸出金	5,143,390	207,408	4.03	6,371,044	325,518	5.10
うち有価証券	4,063,661	129,998	3.19	4,095,307	171,500	4.18
うちコールローン	317,961	11,395	3.58	452,724	22,351	4.93
うち買現先勘定	137,805	4,360	3.16	98,709	4,026	4.07
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
うち買入手形	—	—	—	—	—	—
うち預け金等	2,287,514	50,453	2.20	2,281,869	77,519	3.39
資金調達勘定	12,894,582	(13,137) 430,747	3.34	(171,786) 14,324,084	(332) 635,846	4.43
うち預金	7,388,093	215,426	2.91	8,475,843	337,174	3.97
うち譲渡性預金	155,444	6,837	4.39	519,589	27,561	5.30
うちコールマネー	164,130	5,195	3.16	332,255	14,986	4.51
うち売現先勘定	179,167	6,352	3.54	316,813	16,071	5.07
うち債券貸借取引受入担保金	1,839,599	58,114	3.15	1,389,030	58,357	4.20
うち売渡手形	—	—	—	—	—	—
うちコマースシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,345,486	60,541	4.49	1,359,685	67,618	4.97
うち社債	1,327,124	43,630	3.28	1,440,949	50,186	3.48

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成17年度31,957百万円、平成18年度51,778百万円)を控除して表示しております。
2. ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。なお、金利スワップ利息等の純額表示に伴い、国内業務部門と国際業務部門の合算が合計に一致しない金額(内書き)を含めております。
3. 平成17年度の社債の利息には社債発行差金償却を含めております。
4. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

(金額単位 百万円)

合計	平成17年度			平成18年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	79,022,597	1,426,546	1.80%	80,419,426	1,706,170	2.12%
うち貸出金	51,150,685	990,853	1.93	53,559,601	1,143,361	2.13
うち有価証券	22,163,130	317,180	1.43	20,858,779	369,039	1.76
うちコールローン	650,284	11,459	1.76	789,228	23,503	2.97
うち買現先勘定	216,699	4,362	2.01	119,013	4,064	3.41
うち債券貸借取引支払保証金	1,411,612	613	0.04	1,320,720	4,827	0.36
うち買入手形	116,653	7	0.00	55,212	102	0.18
うち預け金等	2,291,965	50,454	2.20	2,333,298	77,722	3.33
資金調達勘定	83,179,544	472,001	0.56	82,107,317	768,717	0.93
うち預金	63,825,633	226,926	0.35	65,850,146	396,300	0.60
うち譲渡性預金	3,815,227	7,690	0.20	3,185,938	33,745	1.05
うちコールマネー	2,170,463	5,268	0.24	2,250,645	18,718	0.83
うち売現先勘定	397,223	6,359	1.60	482,083	16,523	3.42
うち債券貸借取引受入担保金	2,711,076	58,204	2.14	2,267,198	60,770	2.68
うち売渡手形	3,727,726	113	0.00	956,126	220	0.02
うちコマースシャル・ペーパー	—	—	—	—	—	—
うち借入金	2,149,434	77,109	3.58	2,899,784	84,150	2.90
うち社債	3,800,481	68,252	1.79	3,677,365	73,483	1.99

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成17年度2,648,107百万円、平成18年度1,073,727百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成17年度1,717百万円、平成18年度2,607百万円)及び利息(平成17年度1百万円、平成18年度5百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。
3. 平成17年度の社債の利息には社債発行差金償却を含めております。

■受取・支払利息の分析

(金額単位 百万円)

国内業務部門	平成17年度			平成18年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△17,311	36,357	19,046	402	38,697	39,100
うち貸出金	△14,896	△31,084	△45,980	20,326	14,071	34,397
うち有価証券	△7,109	63,133	56,024	△13,816	24,173	10,356
うちコールローン	33	6	39	0	1,087	1,087
うち買現先勘定	0	1	1	△1	36	35
うち債券貸借取引支払保証金	157	273	431	△39	4,254	4,214
うち買入手形	△1	5	3	△3	99	95
うち預け金等	0	△0	0	12	191	203
支払利息	102	△10,354	△10,252	△1,860	80,642	78,782
うち預金	394	△1,039	△645	194	47,431	47,625
うち譲渡性預金	△20	80	60	△231	5,562	5,331
うちコールマネー	△4	20	15	△3	3,661	3,658
うち売現先勘定	△12	0	△11	△1	446	445
うち債券貸借取引受入担保金	△105	△1	△106	0	2,322	2,322
うち売渡手形	45	△37	7	△84	191	106
うち借入金	△1,203	△3,727	△4,930	7,902	△7,937	△35
うち社債	△1,691	△2,529	△4,221	△2,358	1,033	△1,325

(金額単位 百万円)

国際業務部門	平成17年度			平成18年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	495	100,991	101,487	53,903	173,784	227,688
うち貸出金	37,930	64,010	101,941	55,744	62,364	118,109
うち有価証券	△16,668	15,184	△1,483	1,020	40,481	41,501
うちコールローン	1,234	5,186	6,421	5,794	5,162	10,956
うち買現先勘定	220	2,184	2,405	△1,236	903	△333
うち預け金等	6,558	10,244	16,803	△124	27,189	27,065
支払利息	△1,856	150,603	148,747	51,712	153,386	205,098
うち預金	9,114	110,739	119,853	35,042	86,705	121,748
うち譲渡性預金	4,022	562	4,584	19,049	1,674	20,723
うちコールマネー	△800	2,673	1,873	6,920	2,871	9,791
うち売現先勘定	48	3,536	3,584	6,227	3,491	9,718
うち債券貸借取引受入担保金	△20,322	26,814	6,492	△14,233	14,477	243
うち借入金	△10,251	6,717	△3,533	645	6,432	7,077
うち社債	12,765	△775	11,990	3,873	2,681	6,555

(金額単位 百万円)

合計	平成17年度			平成18年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△1,659	109,508	107,848	25,620	254,003	279,624
うち貸出金	6,326	49,634	55,960	48,167	104,340	152,507
うち有価証券	△17,968	72,509	54,540	△18,666	70,525	51,858
うちコールローン	3,499	2,961	6,460	2,847	9,196	12,044
うち買現先勘定	417	1,990	2,407	△1,966	1,667	△298
うち債券貸借取引支払保証金	157	273	431	△39	4,254	4,214
うち買入手形	△1	5	3	△3	99	95
うち預け金等	6,567	10,235	16,803	925	26,343	27,268
支払利息	4,621	121,188	125,809	△6,084	302,800	296,716
うち預金	4,395	114,813	119,208	7,416	161,957	169,373
うち譲渡性預金	△0	4,645	4,644	△1,268	27,323	26,055
うちコールマネー	△330	2,218	1,888	201	13,248	13,449
うち売現先勘定	△1,875	5,448	3,572	1,603	8,560	10,164
うち債券貸借取引受入担保金	△27,385	33,771	6,385	△9,529	12,096	2,566
うち売渡手形	45	△37	7	△84	191	106
うち借入金	△10,299	1,835	△8,464	21,774	△14,733	7,041
うち社債	3,971	3,798	7,769	△2,211	7,441	5,230

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

■ 役務取引の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度			平成18年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
役務取引等収益	394,224	80,747	474,972	385,202	79,969	465,171
うち預金・貸出業務	11,009	29,269	40,278	10,717	32,022	42,739
うち為替業務	97,637	25,702	123,339	96,938	27,389	124,327
うち証券関連業務	23,212	1,048	24,261	21,874	1,391	23,265
うち代理業務	16,280	—	16,280	14,085	—	14,085
うち保護預り・貸金庫業務	6,975	—	6,975	6,855	—	6,855
うち保証業務	19,319	6,469	25,789	22,054	6,775	28,829
役務取引等費用	94,808	13,487	108,296	95,323	16,431	111,754
うち為替業務	18,918	4,513	23,432	19,071	5,927	24,999

■ 特定取引の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度			平成18年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
特定取引収益	1,077	12,172	13,250	4,047	99,671	103,719
うち商品有価証券収益	—	—	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	—	1,229	1,229	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	—	10,942	10,942	—	99,671	99,671
うちその他の特定取引収益	1,077	—	1,077	4,047	—	4,047
特定取引費用	1,312	—	1,312	162	1,936	2,098
うち商品有価証券費用	1,312	—	1,312	162	—	162
うち特定取引有価証券費用	—	—	—	—	1,936	1,936
うち特定金融派生商品費用	—	—	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	—	—	—	—	—	—

(注) 内訳科目は、それぞれの収益と費用で相殺し、純額を計上しております。

■ その他業務の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度			平成18年度		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
その他業務収支	14,811	195,436	210,248	△ 51,491	9	△ 51,482
うち国債等債券損益	△ 11,305	985	△ 10,320	△ 74,703	△ 37,709	△ 112,413
うち金融派生商品損益	△ 390	△ 7,700	△ 8,090	△ 1,449	△ 16,156	△ 17,606
うち外国為替売買損益	—	202,634	202,634	—	55,243	55,243

■ 営業経費の状況

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度	平成18年度
給料・手当	158,660	162,778
退職給付費用	28,952	△ 309
福利厚生費	26,280	26,816
減価償却費	52,776	49,671
土地建物機械賃借料	46,802	47,863
営繕費	3,736	5,301
消耗品費	5,303	5,451
給水光熱費	4,926	4,876
旅費	2,764	3,057
通信費	6,813	7,048
広告宣伝費	10,671	12,714
租税公課	33,379	35,017
その他	223,030	249,528
合計	604,098	609,816

(注) 29ページの経費は臨時処理分を除いているため、本表とは一致しません。

預金（単体）

■ 預金・譲渡性預金

期末残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末		平成19年3月末		
	金額	構成比	金額	構成比	
国内業務部門	流動性預金	39,708,409	65.2%	39,134,235	65.3%
	定期性預金	17,284,768	28.4	18,280,780	30.5
	その他	1,135,522	1.9	607,734	1.0
	計	58,128,700	95.5	58,022,750	96.8
	譲渡性預金	2,765,903	4.5	1,911,160	3.2
合計	60,894,604	100.0	59,933,911	100.0	
国際業務部門	流動性預金	3,486,860	47.6	4,847,481	54.6
	定期性預金	583,594	7.9	720,700	8.1
	その他	2,871,629	39.2	2,644,069	29.8
	計	6,942,084	94.7	8,212,251	92.5
	譲渡性預金	385,478	5.3	663,174	7.5
合計	7,327,562	100.0	8,875,426	100.0	
総合計	68,222,167	—	68,809,338	—	

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金

平均残高

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度		平成18年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国内業務部門	流動性預金	38,358,425	38,595,455	
	定期性預金	17,513,424	18,211,722	
	その他	565,689	567,125	
	計	56,437,539	57,374,302	
	譲渡性預金	3,659,782	2,666,349	
合計	60,097,321	60,040,652		
国際業務部門	流動性預金	3,705,055	4,747,817	
	定期性預金	647,887	893,630	
	その他	3,035,150	2,834,395	
	計	7,388,093	8,475,843	
	譲渡性預金	155,444	519,589	
合計	7,543,538	8,995,432		
総合計	67,640,860	69,036,085		

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
3. 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 預金者別預金残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
個人預金	32,760,329	51.9%	33,623,712	53.6%
法人預金	30,347,382	48.1	29,057,052	46.4
預金残高	63,107,711	100.0	62,680,764	100.0

(注) 本支店間未達勘定整理前の計数であり、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

■ 投資信託純資産残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
個人	2,803,120	3,421,470
法人	120,489	123,922
合計	2,923,609	3,545,392

(注) 投資信託純資産残高は約定基準で、期末の各ファンドの純資産額に基づいて計上しております。

■ 定期預金の残存期間別残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
3カ月未満	固定自由金利定期預金	5,336,407	5,120,459
	変動自由金利定期預金	—	—
	その他	534,580	659,012
	定期預金	5,870,988	5,779,472
3カ月以上 6カ月未満	固定自由金利定期預金	2,786,021	3,817,056
	変動自由金利定期預金	—	—
	その他	21,225	31,685
	定期預金	2,807,247	3,848,742
6カ月以上 1年未満	固定自由金利定期預金	4,740,237	4,840,188
	変動自由金利定期預金	—	1,200
	その他	17,884	22,954
	定期預金	4,758,121	4,864,342
1年以上 2年未満	固定自由金利定期預金	1,400,075	1,466,005
	変動自由金利定期預金	1,200	13,650
	その他	5,348	3,970
	定期預金	1,406,623	1,483,625
2年以上 3年未満	固定自由金利定期預金	1,320,748	1,454,359
	変動自由金利定期預金	14,350	12,050
	その他	2,109	2,474
	定期預金	1,337,208	1,468,884
3年以上	固定自由金利定期預金	1,303,749	1,102,449
	変動自由金利定期預金	381,920	453,312
	その他	2,446	602
	定期預金	1,688,116	1,556,364
合計	固定自由金利定期預金	16,887,240	17,800,519
	変動自由金利定期預金	397,470	480,212
	その他	583,594	720,700
	定期預金	17,868,305	19,001,432

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含めておりません。

貸出（単体）

■ 貸出金残高

期末残高

（金額単位 百万円）

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
国内業務部門	手形貸付	2,834,068	2,460,937
	証書貸付	35,046,384	35,242,150
	当座貸越	8,398,616	9,190,227
	割引手形	360,019	368,778
	計	46,639,088	47,262,094
国際業務部門	手形貸付	506,926	587,967
	証書貸付	4,606,034	5,802,753
	当座貸越	97,523	95,220
	割引手形	7,987	8,404
	計	5,218,471	6,494,346
合計	51,857,559	53,756,440	

平均残高

（金額単位 百万円）

区分		平成17年度	平成18年度
国内業務部門	手形貸付	3,301,745	2,606,379
	証書貸付	34,349,609	35,279,808
	当座貸越	7,984,946	8,994,841
	割引手形	370,994	307,527
	計	46,007,295	47,188,557
国際業務部門	手形貸付	495,793	568,081
	証書貸付	4,518,077	5,676,262
	当座貸越	122,566	118,873
	割引手形	6,952	7,826
	計	5,143,390	6,371,044
合計	51,150,685	53,559,601	

（注）国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 貸出金使途別残高

（金額単位 百万円）

区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	21,007,908	40.5%	20,710,260	38.5%
運転資金	30,849,651	59.5	33,046,180	61.5
合計	51,857,559	100.0	53,756,440	100.0

■ 貸出金の担保別内訳

（金額単位 百万円）

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
有価証券	1,009,017	765,605
債権	1,147,522	1,078,115
商品	—	—
不動産	6,821,121	6,685,582
その他	408,915	329,637
計	9,386,577	8,858,940
保証	22,108,903	21,732,934
信用	20,362,079	23,164,565
合計	51,857,559	53,756,440

■ 貸出金の残存期間別残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
1年以下	貸出金	8,299,712	8,772,225
	うち変動金利 うち固定金利		
1年超 3年以下	貸出金	7,820,129	7,741,633
	うち変動金利 うち固定金利	6,217,858 1,602,270	6,048,170 1,693,463
3年超 5年以下	貸出金	7,428,711	7,843,601
	うち変動金利 うち固定金利	5,953,483 1,475,227	6,118,653 1,724,948
5年超 7年以下	貸出金	3,080,127	3,287,700
	うち変動金利 うち固定金利	2,563,603 516,524	2,692,523 595,176
7年超	貸出金	16,732,739	16,825,830
	うち変動金利 うち固定金利	15,681,137 1,051,601	15,862,230 963,599
期間の定めのないもの	貸出金	8,496,139	9,285,448
	うち変動金利 うち固定金利	8,496,139 —	9,285,448 —
合計		51,857,559	53,756,440

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■ 貸出金の業種別構成

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末		平成19年3月末	
		金額	構成比	金額	構成比
国内 (除く特別国際 金融取引勘定分)	製造業	5,172,704	10.9%	5,236,097	10.9%
	農業、林業、漁業及び鉱業	133,756	0.3	132,196	0.3
	建設業	1,283,199	2.7	1,224,951	2.5
	運輸、情報通信、公益事業	2,658,362	5.6	2,886,168	6.0
	卸売・小売業	5,170,601	10.9	5,089,297	10.6
	金融・保険業	5,072,348	10.7	5,675,905	11.8
	不動産業	6,316,865	13.3	6,369,243	13.2
	各種サービス業	5,731,622	12.1	5,742,376	11.9
	地方公共団体	657,755	1.4	592,238	1.2
	その他	15,264,035	32.1	15,242,033	31.6
	合計	47,461,252	100.0	48,190,509	100.0
海外及び特別国際 金融取引勘定分	政府等	38,992	0.9	19,029	0.3
	金融機関	348,464	7.9	287,898	5.2
	商工業	3,815,783	86.8	5,038,808	90.5
	その他	193,066	4.4	220,195	4.0
合計	4,396,307	100.0	5,565,931	100.0	
総合計		51,857,559	—	53,756,440	—

(注) 「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。

■ 個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

(単位 百万円、%)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
総貸出金残高(A)	47,461,252	48,190,509
中小企業等貸出金残高(B)	35,496,058	36,276,238
(B) / (A)	74.8	75.3

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分を含めておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

■ 消費者ローン残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
消費者ローン残高	14,725,514	14,492,814
住宅ローン残高	13,771,812	13,557,521
うち自己居住用の住宅ローン残高	10,044,534	9,918,884
その他ローン残高	953,701	935,292

(注) 住宅ローン残高については、住宅ローン・アパートローンに加えフリーローンなどで資金使途が居住性のもも含めております。

■ 貸倒引当金明細表

平成17年度

(金額単位 百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	(△4,600) 422,155	572,536	—	*422,155	572,536	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	(△225) 567,861	241,546	342,141	*225,720	241,546	*洗替による取崩額
うち非居住者向け債権分	(△225) 23,741	18,076	2,761	*20,979	18,076	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	3,930	2,354	—	*3,930	2,354	*洗替による取崩額
計	(△4,825) 993,947	816,437	342,141	651,806	816,437	

(注) ()内は為替換算差額であります。

平成18年度

(金額単位 百万円)

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高	摘要
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	(△1,766) 574,302	530,807	—	*574,302	530,807	*洗替による取崩額
個別貸倒引当金	(△19) 241,566	144,824	141,100	*100,465	144,824	*洗替による取崩額
うち非居住者向け債権分	(△19) 18,096	12,690	1,720	*16,375	12,690	*洗替による取崩額
特定海外債権引当勘定	2,354	1,941	—	*2,354	1,941	*洗替による取崩額
計	(△1,786) 818,223	677,573	141,100	677,123	677,573	

(注) ()内は為替換算差額であります。

■ 貸出金償却額

(金額単位 百万円)

区分	平成17年度	平成18年度
貸出金償却額	12,650	50,468

(注) 直接減額を含めております。

■ 特定海外債権残高

(金額単位 百万円)

国別	平成18年3月末	平成19年3月末
インドネシア	35,509	32,574
アルゼンチン	2	3
合計	35,511	32,578
資産の総額に対する割合	0.03%	0.03%
国数	2カ国	2カ国

■ リスク管理債権（連結・単体）

連結

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
破綻先債権①	59,681	60,068
延滞債権②	694,658	488,812
3カ月以上延滞債権③	24,571	22,018
貸出条件緩和債権④	440,471	476,665
合計	1,219,383	1,047,566

単体

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
破綻先債権①	40,914	33,754
延滞債権②	551,083	357,632
3カ月以上延滞債権③	23,446	20,543
貸出条件緩和債権④	298,728	309,133
合計	914,173	721,064

各債権の定義

- ①「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金
- ②「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金
- ③「3カ月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金（除く①、②）
- ④「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金（除く①～③）

■ 金融再生法に基づく開示債権（単体）

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権①	1,645	1,089
危険債権②	4,734	3,001
要管理債権③	3,222	3,297
(小計)	(9,601)	(7,387)
正常債権④	559,849	605,422
合計	569,450	612,809

各債権の定義

本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第7条に基づき開示するものであり、同法第6条に基づき、貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

なお、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）の一部改正により、平成19年3月期より自行保証付私募債（当行がその元本の償還及び利息の支払いの全部又は一部について保証している私募による社債）を新たに開示債権の対象に加えております。

- ①「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ②「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ③「要管理債権」：3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（除く①、②）
- ④「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記①から③までに掲げる債権以外のものに区分される債権

証券（単体）

■ 有価証券残高

期末残高

（金額単位 百万円）

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
国内業務部門	国債	11,137,621	6,927,353
	地方債	546,197	520,708
	社債	3,717,162	3,831,945
	株式	4,457,872	4,830,277
	その他	971,561	932,657
	うち外国債券 うち外国株式		
	計	20,830,416	17,042,942
国際業務部門	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他	4,372,125	3,017,931
	うち外国債券 うち外国株式	3,101,314 1,270,810	1,699,133 1,318,798
	計	4,372,125	3,017,931
合計		25,202,541	20,060,873

平均残高

（金額単位 百万円）

区分		平成17年度	平成18年度
国内業務部門	国債	10,749,789	8,566,945
	地方債	502,384	550,770
	社債	3,338,156	3,804,985
	株式	2,840,717	2,920,211
	その他	668,420	920,559
	うち外国債券 うち外国株式		
	計	18,099,469	16,763,472
国際業務部門	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	—	—
	その他	4,063,661	4,095,307
	うち外国債券 うち外国株式	2,920,828 1,142,832	2,821,607 1,273,700
	計	4,063,661	4,095,307
合計		22,163,130	20,858,779

（注）国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

■ 有価証券残存期間別残高

(金額単位 百万円)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
1年以下	国債	5,284,223	2,784,983
	地方債	21,010	83,763
	社債	378,863	555,185
	その他	665,701	413,472
	うち外国債券	652,688	349,371
1年超3年以下	国債	74,771	456,226
	地方債	148,493	72,335
	社債	1,100,133	1,175,630
	その他	1,119,951	265,958
	うち外国債券	1,029,326	153,931
	うち外国株式	—	15,835
3年超5年以下	国債	1,887,212	897,565
	地方債	58,846	60,149
	社債	1,232,120	931,372
	その他	367,937	138,547
	うち外国債券	267,114	84,577
	うち外国株式	22,421	—
5年超7年以下	国債	627,024	583,079
	地方債	114,583	212,590
	社債	460,625	635,881
	その他	83,445	173,241
	うち外国債券	58,115	136,925
7年超10年以下	国債	457,400	301,441
	地方債	202,817	91,447
	社債	434,705	437,479
	その他	612,580	532,189
	うち外国債券	524,842	410,492
	うち外国株式	7,075	7,976
10年超	国債	2,806,988	1,904,058
	地方債	445	421
	社債	110,713	96,396
	その他	671,792	783,940
	うち外国債券	539,944	563,835
	うち外国株式	129,700	220,105
期間の定めのないもの	国債	—	—
	地方債	—	—
	社債	—	—
	株式	4,457,872	4,830,277
	その他	1,822,277	1,643,238
	うち外国債券	29,282	—
	うち外国株式	1,111,613	1,074,880
合計	国債	11,137,621	6,927,353
	地方債	546,197	520,708
	社債	3,717,162	3,831,945
	株式	4,457,872	4,830,277
	その他	5,343,687	3,950,589
	うち外国債券	3,101,314	1,699,133
	うち外国株式	1,270,810	1,318,798

諸比率（単体）

■ 利益率

（単位 %）

区分	平成17年度	平成18年度
総資産経常利益率	0.78	0.62
資本経常利益率	37.26	18.57
総資産当期純利益率	0.56	0.34
資本当期純利益率	26.57	10.13

(注) 1. 総資産経常利益率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高}} \times 100$

2. 資本経常利益率 = $\frac{\text{経常利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(期首資本勘定 (除く優先株式)) + (期末純資産 (除く優先株式))\} \div 2} \times 100$

3. 総資産当期純利益率 = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産 (除く支払承諾見返) 平均残高}} \times 100$

4. 資本当期純利益率 = $\frac{\text{当期純利益} - \text{優先株式配当金総額}}{\{(期首資本勘定 (除く優先株式)) + (期末純資産 (除く優先株式))\} \div 2} \times 100$

■ 利鞘

（単位 %）

区分		平成17年度	平成18年度
国内業務部門	資金運用利回り	1.51	1.56
	資金調達原価	0.82	0.98
	総資金利鞘	0.69	0.58
国際業務部門	資金運用利回り	3.38	4.61
	資金調達原価	3.79	4.90
	総資金利鞘	△0.41	△0.29
合計	資金運用利回り	1.80	2.12
	資金調達原価	1.27	1.66
	総資金利鞘	0.53	0.46

■ 預貸率

（単位 百万円、%）

区分		平成18年3月末	平成19年3月末	
国内業務部門	貸出金 (A)	46,639,088	47,262,094	
	預金 (B)	60,894,604	59,933,911	
	預貸率 (A) / (B)	期中平均	76.58	78.85
			76.55	78.59
国際業務部門	貸出金 (A)	5,218,471	6,494,346	
	預金 (B)	7,327,562	8,875,426	
	預貸率 (A) / (B)	期中平均	71.21	73.17
			68.18	70.82
合計	貸出金 (A)	51,857,559	53,756,440	
	預金 (B)	68,222,167	68,809,338	
	預貸率 (A) / (B)	期中平均	76.01	78.12
			75.62	77.58

(注) 預金には譲渡性預金を含めております。

■ 預証率

（単位 百万円、%）

区分		平成18年3月末	平成19年3月末	
国内業務部門	有価証券 (A)	20,830,416	17,042,942	
	預金 (B)	60,894,604	59,933,911	
	預証率 (A) / (B)	期中平均	34.20	28.43
			30.11	27.92
国際業務部門	有価証券 (A)	4,372,125	3,017,931	
	預金 (B)	7,327,562	8,875,426	
	預証率 (A) / (B)	期中平均	59.66	34.00
			53.86	45.52
合計	有価証券 (A)	25,202,541	20,060,873	
	預金 (B)	68,222,167	68,809,338	
	預証率 (A) / (B)	期中平均	36.94	29.15
			32.76	30.21

(注) 預金には譲渡性預金を含めております。

資本の状況 (単体)

■ 資本金及び発行済株式総数

(単位 株、百万円)

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成15年3月13日	1,245,000	1,661,620	32,121	52,952	32,121	32,121	有償第三者割当 普通株式 1,245,000株 発行価額 51,600円 資本組入額 25,800円
平成15年3月14日	1,080,000	2,741,620	27,864	80,816	27,864	59,985	有償第三者割当 普通株式 1,080,000株 発行価額 51,600円 資本組入額 25,800円
平成15年3月17日	53,037,185	55,778,805	479,169	559,985	819,708	879,693	旧株式会社三井住友銀行との合併 (合併比率 1 : 0.007)
平成16年4月1日	—	55,778,805	—	559,985	△220,966	658,726	一部の子会社の管理営業を承継させる 新設分割によるもの
平成16年9月21日	2	55,778,807	—	559,985	246,205	904,932	グループ会社再編にかかる株式交換に よるもの
平成17年3月30日	70,001	55,848,808	105,001	664,986	105,001	1,009,933	有償第三者割当 第1回第六種優先株式 70,001株 発行価額 3,000千円 資本組入額 1,500千円
平成16年4月1日～ 平成17年3月31日	264,140	56,112,948	—	664,986	—	1,009,933	優先株式の普通株式への転換による第 一種優先株式32,000株減少、第三種 優先株式105,000株減少、普通株式 401,140株増加
平成17年8月9日	—	56,112,948	—	664,986	△344,900	665,033	商法第289条第2項及び銀行法第18条 第2項の規定に基づき、資本準備金を 減少し、その他資本剰余金に振り替え
平成18年5月17日	214,194	56,327,142	—	664,986	—	665,033	第一種優先株式35,000株、第二種優先 株式33,000株に係る取得請求権の行使 による普通株式214,194株増加
平成18年9月6日	173,770	56,500,912	—	664,986	—	665,033	第二種優先株式67,000株に係る取得 請求権の行使による普通株式173,770 株増加
平成18年9月29日	601,757	57,102,669	—	664,986	—	665,033	第三種優先株式500,000株に係る取得 請求権の行使による普通株式601,757 株増加
平成18年10月11日	153,181	57,255,850	—	664,986	—	665,033	第三種優先株式195,000株に係る取得 請求権の行使による普通株式153,181 株増加
平成18年10月31日	△830,000	56,425,850	—	664,986	—	665,033	優先株式の消却による 第一種優先株式35,000株減少、 第二種優先株式100,000株減少、 第三種優先株式695,000株減少

なお、旧株式会社三井住友銀行の発行済株式総数、資本金等の推移については、以下のとおりであります。

(単位 千株、百万円)

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
平成15年2月3日	—	6,676,424	△494,100	832,646	—	1,326,758	管理営業を当行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループに承継させる会社分割を行うことによる資本金の減少
平成15年2月5日	313,556	6,989,980	—	832,646	94,680	1,421,438	エスエムビーシー信用保証株式会社を完全子会社とする株式交換を行うことによる資本準備金の増加
平成15年2月12日	454,078	7,444,059	75,377	908,023	74,922	1,496,361	有償第三者割当 普通株式 454,078千株 発行価額 331円 資本組入額 166円
平成15年3月13日	961,538	8,405,597	149,999	1,058,023	149,999	1,646,361	有償第三者割当 普通株式 961,538千株 発行価額 312円 資本組入額 156円

■株式の総数等

発行済株式の内容 (平成19年3月31日現在)

普通株式	56,355,849株
第1回第六種優先株式	70,001株
計	56,425,850株

(注) 上記株式は証券取引所に上場されておりません。

■議決権の状況

①発行済株式

区分	株式数		議決権の数
	優先株式	普通株式	
無議決権株式	70,001株	—	—個
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	—	56,355,849	56,355,849
発行済株式総数	—	56,425,850	—
総株主の議決権	—	—	56,355,849

②自己株式等

該当ありません。

■大株主

①普通株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	56,355,849株	100.00%

②第1回第六種優先株式

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	70,001株	100.00%

従業員・店舗の状況（単体）

■従業員の状況

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
従業員数	16,050人	16,407人
平均年齢	36歳3月	36歳4月
平均勤続年数	13年10月	13年8月
平均年間給与	7,588千円	7,712千円

- (注) 1. 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
 なお、取締役を兼務しない執行役員は従業員数に含んでおりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与には、海外の現地採用者を含めておりません。

■店舗数の推移

(単位 店、所)

区分		平成18年3月末	平成19年3月末
国内	本支店	458	463
	出張所	147	156
	代理店	1	1
海外	支店	15	18
	出張所	3	5
	駐在員事務所	14	13
合計		638	656

- (注) 国内本支店には外為事務部（平成18年3月末：2カ店、平成19年3月末：2カ店）、被振込専用支店（平成18年3月末：28カ店、平成19年3月末：38カ店）、ATM管理専門支店（平成18年3月末：17カ店、平成19年3月末：17カ店）を含めております。

■店舗外現金自動設備

(単位 所)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
店舗外現金自動設備	23,209	25,283

その他（単体）

■内国為替取扱高

（単位 千口、百万円）

区分			平成17年度	平成18年度
送金為替	各地へ向けた分	口数 金額	389,015 665,559,579	387,493 713,802,911
	各地より受けた分	口数 金額	292,230 779,990,627	295,072 842,628,980
代金取立	各地へ向けた分	口数 金額	3,899 9,811,270	4,201 10,897,627
	各地より受けた分	口数 金額	1,341 2,985,507	1,218 3,545,842
合計金額			1,458,346,985	1,570,875,362

■外国為替取扱高

（金額単位 百万米ドル）

区分		平成17年度	平成18年度
仕向為替	売渡為替	828,876	913,008
	買入為替	396,601	422,390
被仕向為替	支払為替	570,178	670,892
	取立為替	26,986	28,076
合計		1,822,643	2,034,368

（注）取扱高は海外店分を含んでおります。

■支払承諾見返の担保別内訳

（金額単位 百万円）

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
有価証券	20,215	17,427
債権	23,690	22,217
商品	3,823	4,451
不動産	49,574	58,403
その他	18,792	28,780
計	116,095	131,280
保証	471,660	454,673
信用	3,532,543	3,591,862
合計	4,120,300	4,177,816

信託業務の状況（単体）

■ 信託財産残高表

（金額単位 百万円）

科目	平成18年3月末	平成19年3月末
(資産)		
貸出金	7,870	5,350
証書貸付	7,870	5,350
有価証券	238,205	267,110
国債	146,128	168,798
社債	—	12,000
外国証券	92,076	86,312
受託有価証券	33,590	3,000
金銭債権	706,349	703,199
住宅貸付債権	141,211	123,148
その他の金銭債権	565,138	580,051
動産不動産	85	—
動産	85	—
有形固定資産	—	25
動産	—	25
その他債権	1,216	1,245
銀行勘定貸	318,597	65,062
現金預け金	—	129,401
預け金	—	129,401
資産合計	1,305,915	1,174,396
(負債)		
指定金銭信託	445,346	358,058
特定金銭信託	84,908	91,741
有価証券の信託	33,590	3,000
金銭債権の信託	603,656	598,236
包括信託	138,413	123,359
負債合計	1,305,915	1,174,396

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産はありません。
3. 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

■ 金銭信託等の受託残高

（金額単位 百万円）

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
金銭信託	530,255	449,800
年金信託	—	—
財産形成給付信託	—	—
貸付信託	—	—
合計	530,255	449,800

(注) 金銭信託等とは、金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託であります。

■ 元本補てん契約のある信託の種類別受託残高

該当ありません。

■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権

該当ありません。

■ 信託期間別元本残高

（金額単位 百万円）

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
金銭信託		
1年未満	16,229	71,658
1年以上2年未満	6,852	15,871
2年以上5年未満	343,338	111,503
5年以上	157,925	244,253
その他のもの	—	—
合計	524,346	443,287
貸付信託		
1年未満	—	—
1年以上2年未満	—	—
2年以上5年未満	—	—
5年以上	—	—
その他のもの	—	—
合計	—	—

■ 金銭信託等の運用状況

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
金銭信託		
貸出金	7,870	5,350
有価証券	238,205	267,110
合計	246,075	272,460
年金信託		
貸出金	—	—
有価証券	—	—
合計	—	—
財産形成給付信託		
貸出金	—	—
有価証券	—	—
合計	—	—
貸付信託		
貸出金	—	—
有価証券	—	—
合計	—	—
貸出金合計	7,870	5,350
有価証券合計	238,205	267,110
貸出金及び有価証券合計	246,075	272,460

■ 貸出金の科目別残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
証書貸付	7,870	5,350
手形貸付	—	—
割引手形	—	—
合計	7,870	5,350

■ 貸出金の契約期間別残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
1年以下	1,570	1,350
1年超3年以下	2,300	1,800
3年超5年以下	4,000	1,000
5年超7年以下	—	—
7年超	—	1,200
合計	7,870	5,350

■ 貸出金の担保別残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
有価証券	—	—
債権	—	—
土地建物	—	—
工場	—	—
財団	—	—
船舶	—	—
その他	—	—
計	—	—
保証	3,000	—
信用	4,870	5,350
合計	7,870	5,350

■ 貸出金の使途別内訳

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
設備資金	5,000	63.53%	1,000	18.69%
運転資金	2,870	36.47	4,350	81.31
合計	7,870	100.00	5,350	100.00

■ 貸出金の業種別内訳

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	2,000	25.41%	1,000	18.69%
農業、林業、漁業及び鉱業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
運輸、情報通信、公益事業	4,870	61.88	1,650	30.84
卸売・小売業	1,000	12.71	1,000	18.69
金融・保険業	—	—	1,200	22.43
不動産業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	500	9.35
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	7,870	100.00	5,350	100.00

■ 中小企業等に対する貸出金状況

(単位 百万円、件、%)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末
中小企業等貸出金残高①	4,870	1,650
総貸出金残高②	7,870	5,350
中小企業等貸出金比率①/②	61.88	30.84
中小企業等貸出先件数③	5	3
総貸出先件数④	7	7
中小企業等貸出先件数比率③/④	71.42	42.85

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

■ 金銭信託等に係る有価証券残高

(金額単位 百万円)

区分	平成18年3月末		平成19年3月末	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	146,128	61.35%	168,798	63.20%
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	12,000	4.49
株式	—	—	—	—
その他の証券	92,076	38.65	86,312	32.31
合計	238,205	100.00	267,110	100.00

自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、平成19年3月末から「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。なお、平成18年3月末は「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」（平成5年大蔵省告示第55号。以下「旧自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

なお、平成19年3月末より新しい自己資本比率規制が適用されたことから、「自己資本比率に関する事項」においては、原則、当年度のみ記載しております。また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

連結自己資本比率に関する事項

■ 連結の範囲に関する事項

1. 連結自己資本比率算定のための連結の範囲

- ・ 連結子会社の数 124社
主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」（68ページ）に記載しております。
- ・ 連結自己資本比率算出のための連結の範囲は連結財務諸表における連結の範囲に基づいております。
- ・ 比例連結の方法を用いて連結の範囲に含めている関連会社はありません。
- ・ 銀行法第16条の2の定める従属業務を専ら営む会社並びに新たな事業分野を開拓する会社のうち連結の範囲に含めていないものはありません。

2. 控除項目に関する事項

- ・ 控除項目の対象となる子会社の数 3社
主要な会社名 SBCS Co., Ltd.
(業務の内容：出資・コンサルティング業務)
- ・ 控除項目の対象となる金融業務を営む関連会社の数 38社
主要な金融業務を営む関連会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」（68ページ）に記載しております。

3. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る特別な制限等はありません。

4. 控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の構成に関する事項（連結自己資本比率（国際統一基準））

当行は自己資本比率の算定に関し、平成19年3月末から「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号）に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。平成18年3月末は、「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号）に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、自己資本比率の算定に係る内部管理体制について、外部監査人が、当行との間で合意された手続によって調査した結果を当行宛に報告するものであります。外部監査人が自己資本比率そのものの適正性や自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(金額単位 百万円)

項目		平成18年3月末	平成19年3月末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,603,512	1,603,512
	利益剰余金	242,524	581,619
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△44,568	△37,194
	新株予約権	—	14
	連結子会社の少数株主持分	1,074,933	1,374,169
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	835,214	1,159,585
	営業権相当額(△)	6	4
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	連結調整勘定相当額(△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	40,057	
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	3,541,382	4,147,047	
繰延税金資産の控除金額(△) ^{(注)2}	—	—	
計	(A)	3,541,382	4,147,047
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}		211,464	535,835
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	605,793	830,321
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,934	39,367
	一般貸倒引当金	722,147	28,115
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	193,977
	負債性資本調達手段等	2,657,378	2,564,195
	うち永久劣後債務 ^{(注)4}	1,035,778	1,114,044
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{(注)5}	1,621,600	1,450,150	
計	(B)	4,025,254	3,655,976
うち自己資本への算入額		3,541,382	3,655,976
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額	(C)	—	—
控除項目	控除項目 ^{(注)6}	(D)	308,195
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	6,774,569
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	56,513,824	44,878,966
	オフ・バランス取引等項目	5,990,301	8,756,301
	信用リスク・アセットの額	62,504,126	53,635,267
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%)	383,276	401,455
	(参考) マーケット・リスク相当額	30,662	32,116
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%)	—	3,701,598
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	—	296,127
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	—
計	((F) + (G) + (I) + (K))	(L)	62,887,402
連結自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		10.77%	12.95%
Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		5.63%	7.18%
連結総所要自己資本額 = (L) × 8%		—	4,619,065

(注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年3月末現在1,310,003百万円、平成19年3月末現在210,003百万円であります。

2. 平成19年3月末現在繰延税金資産の純額に相当する額は754,912百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は1,244,114百万円であります。

3. 自己資本比率告示第5条第2項(旧自己資本比率告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、平成19年3月末の基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は12.92%であります。

4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号(旧自己資本比率告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣化する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号(旧自己資本比率告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号(旧自己資本比率告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧自己資本比率告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(参考)

旧自己資本比率告示に定められた算式に基づき算出した場合の平成19年3月末の連結自己資本比率(国際統一基準)は、12.12%であります。

(※)

「連結自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、当行と株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行した以下の6件の優先出資証券が含まれております。

1. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Treasury Company L. L. C. ("SBTC-LLC")	SB Equity Securities (Cayman), Limited ("SBES")	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited ("SPCL")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当、金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行が自己資本比率/Tier 1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) ②当行につき、清算、破産又は清算的公司更生が開始された場合 ③当行優先株式 ^{(注)2} 又は普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	規定なし	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内でなければならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」④及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1. 損失吸収事由

当行につき、①自己資本比率/Tier 1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、又は④「管理変更事由」(⑤清算事由(清算、破産又は清算的公司更生)の発生、⑥会社更生、会社整理等の手続開始、⑦監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、又は当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3. 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案

当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内であっても、翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益をもとに計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

6. SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限

SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。

発行体	SMBC Preferred Capital USD 1 Limited	SMBC Preferred Capital GBP 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド
払込日	平成18年12月18日	同左
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当行に「清算事由 ^{(注)1} 」又は「支払不能事由 ^{(注)2} 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^{(注)3} 」に抵触する場合、又は、当行優先株式 ^{(注)4} が存在しない状況で当行普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	同左
配当制限	当行優先株式 ^{(注)4} への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	同左
分配可能額制限	「分配可能額」 ^{(注)5} が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額」 ^{(注)6} に等しい金額となる。	同左
強制配当	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	同左
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^{(注)4} と同格	同左

- (注) 1. 清算事由
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
2. 支払不能事由
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当行が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
3. 監督事由
当行の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
4. 当行優先株式
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。
5. 分配可能額
直前に終了した当行の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度の末時点での当行の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額、及び、当該事業年度において到来するすべての配当支払日に支払われるべきSBTC-LLCの配当総額を差し引いた額をいう。
6. 処分可能分配可能額
当該事業年度中に支払われる当行優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、当行優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、当行優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各当行優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

「株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要」については、135ページをご参照ください。

■ 所要自己資本の額

(金額単位 億円)

		平成19年3月末
	事業法人向けエクスポージャー (除く特定貸付債権)	28,440
	ソブリン向けエクスポージャー	428
	金融機関等向けエクスポージャー	1,347
	特定貸付債権	1,793
	事業法人等向けエクスポージャー	32,008
	居住用不動産向けエクスポージャー	3,321
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	362
	その他リテール向けエクスポージャー	3,393
	リテール向けエクスポージャー	7,076
	経過措置適用分	3,436
	PD/LGD方式適用分	356
	簡易手法適用分	517
	内部モデル手法適用分	—
	マーケット・ベース方式適用分	517
	株式等エクスポージャー	4,309
	信用リスク・アセットのみなし計算	3,015
	証券化エクスポージャー	1,530
	その他	3,096
	内部格付手法適用分	51,035
	標準的手法適用分	3,046
	信用リスクに対する所要自己資本の額	54,081
	金利リスク・カテゴリー	31
	株式リスク・カテゴリー	2
	外国為替リスク・カテゴリー	7
	コモディティ・リスク・カテゴリー	—
	オプション取引	—
	標準的方式適用分	39
	内部モデル方式適用分	282
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	321
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,961
	所要自己資本の額合計	57,363

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「適格購入事業法人向けエクスポージャー」は、該当ありません。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権、その他資産が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

1. 内部格付手法を使用する範囲

平成19年3月末において、当行は基礎的内部格付手法を使用しております。当行と同様に、基礎的内部格付手法を使用する連結子会社は以下のとおりであります。

(1) 国内

SMBC信用保証株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社

(2) 海外

欧州三井住友銀行、カナダ三井住友銀行、ブラジル三井住友銀行、インドネシア三井住友銀行、SMBCリース・ファイナンス会社、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド

また、平成19年3月末において標準的手法を使用している連結子会社のうち、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行については、平成22年3月末より基礎的内部格付手法を使用する予定であります。

(注) 基礎的内部格付手法を使用する連結子会社が設立し実質的に管理を行っているSPC(特別目的会社)、投資事業有限責任組合等の連結子会社については、基礎的内部格付手法を適用しております。また、株式等エクスポージャーについては、標準的手法を使用する連結子会社が保有するエクスポージャーを含め、当行グループ全体で内部格付手法を使用しております。

2. 資産区分別のエクスポージャーの状況

「(1) 事業法人等向けエクスポージャー」、「(2) リテール向けエクスポージャー」、「(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算」の「格付付与手順の概要」については、138～142ページをご参照ください。

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	182,616	133,504	49,111	0.10%	44.97%	22.88%
J4-J6	143,786	113,554	30,232	0.84%	41.78%	63.13%
J7(除くJ7R)	19,780	17,596	2,184	10.67%	40.63%	161.66%
国・地方等	109,830	108,752	1,078	0.00%	44.70%	0.46%
その他	83,557	73,966	9,591	1.04%	43.77%	59.46%
デフォルト(J7R, J8-J10)	9,945	9,650	295	100.00%	43.46%	—
合計	549,515	457,022	92,493	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

2. LGDはデフォルト時損失率であります。

(イ) 海外事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	125,794	69,841	55,953	0.22%	43.73%	38.57%
G4-G6	6,704	4,784	1,920	1.71%	44.66%	105.65%
G7(除くG7R)	1,520	715	805	27.13%	44.89%	251.83%
その他	2,105	1,497	608	0.74%	44.90%	69.41%
デフォルト(G7R, G8-G10)	887	778	109	100.00%	44.95%	—
合計	137,010	77,615	59,395	—	—	—

(注) 「その他」には、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

特定貸付債権

ア. ポートフォリオの状況

(ア)「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高(金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年3月末			
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,004	32	2,746
	(残存期間2年半以上)	70%	4,359	648	6,957
良	(残存期間2年半未満)	70%	348	10	447
	(残存期間2年半以上)	90%	1,468	100	1,050
可		115%	314	90	564
弱い		250%	227	82	15
デフォルト		—	36	—	—
合計			7,756	963	11,779

(イ)「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」の残高 (金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年3月末	
優	(残存期間2年半未満)	70%	59
	(残存期間2年半以上)	95%	56
良	(残存期間2年半未満)	95%	868
	(残存期間2年半以上)	120%	464
可		140%	1,620
弱い		250%	—
デフォルト		—	—
合計			3,067

(2) リテール向けエクスポージャー

居住用不動産向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	89,252	88,188	1,064	0.32%	45.91%	25.11%
		その他	9,153	9,153	—	0.62%	70.60%	67.60%
	延滞等	391	319	73	26.34%	51.49%	287.54%	
デフォルト		1,193	1,167	26	100.00%	46.09%	26.54%	
合計		99,989	98,827	1,162	—	—	—	

(注) 1. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
2. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

②適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PD セグメント 区分	平成19年3月末								
		エクスポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 平均値	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額						
カード ローン	非延滞	4,304	3,563	741	—	1,418	52.24%	2.45%	79.11%	58.93%
	延滞等	299	292	7	—	43	15.33%	9.81%	81.16%	126.30%
クレジット カード債権	非延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト		8	8	0	—	—	—	100.00%	75.40%	48.85%
合計		4,612	3,864	748	—	1,461	—	—	—	—

- (注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCF(未引出額に乗ずる掛目)を乗ずる方法ではなく、一取引あたりの残高増加額を推計する方法を使用しております。
 2. 本資料上のCCFの平均値は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用しておりません。
 3. 「延滞等」には、三月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分	平成19年3月末						
		エクスポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイト の加重平均	
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	18,055	17,901	155	1.82%	60.42%	64.34%
		その他	2,087	2,087	0	1.78%	53.09%	62.24%
	延滞等	3,525	3,485	40	11.06%	60.22%	98.64%	
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,561	3,524	37	1.37%	41.63%	47.26%
		その他	2,493	2,471	23	1.76%	66.29%	64.45%
	延滞等	371	368	3	23.03%	49.72%	115.88%	
デフォルト		1,842	1,838	4	100.00%	55.03%	44.40%	
合計		31,935	31,673	262	—	—	—	

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資が含まれております。
 2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
 3. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

①株式等エクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
マーケット・ベース方式適用分	1,629
簡易手法適用分	1,629
上場株式(300%)	419
非上場株式(400%)	1,210
内部モデル手法適用分	—
PD/LGD方式適用分	3,670
経過措置適用分	40,517
合計	45,815

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」に関する経過措置を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(金額単位 億円)

	平成19年3月末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	3,500	0.05%	105%
J4-J6	89	0.47%	176%
J7 (除く J7R)	44	9.30%	432%
その他	36	2.22%	292%
デフォルト (J7R、J8-J10)	0	100.00%	—
合計	3,670	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。
2. 「その他」には、公共法人等が含まれております。

②信用リスク・アセットのみなし計算

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	18,962

(4) 証券化エクスポージャー

「リスク管理の方針及び手続の概要」、「信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式」、「証券化取引に関する会計方針」、「使用する適格格付機関」については、143ページをご参照ください。

①ポートフォリオの状況

ア. 当行グループがオリジネーターである証券化取引

(ア) オリジネーター (除くスポンサー業務)

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	3,302	1,815	1,487	5,205	133	42	—
住宅ローン	15,509	15,509	—	7,897	3	0	268
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	4,504	—	4,504	3,412	201	21	—
その他	1,688	—	1,688	4	—	—	—
合計	25,004	17,324	7,680	16,517	337	64	268

(注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産のみを含めて記載しております。
2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
3. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
4. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。
5. 「その他」にはPFI事業 (Private Finance Initiative: 民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの) 宛債権、リース料債権等が含まれております。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	1,834	17	—
住宅ローン	1,427	299	401
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,111	68	—
その他	24	24	—
合計	4,396	408	401

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	1,751	12
100%以下	767	10
650%以下	20	7
自己資本控除	1,859	408
合計	4,396	437

(イ) スポンサー業務

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	10,143	10,143	—	58,985	2,060	2,048
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	371	—	5	0	0
その他	1,242	1,242	—	1,750	15	13
合計	11,756	11,756	—	60,740	2,075	2,060

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産のみを含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る当期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当行が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当行が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る当期の損失額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	8,077	131	—
住宅ローン	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	—	—
その他	1,003	—	—
合計	9,451	131	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	8,094	56
100%以下	1,031	37
650%以下	189	24
自己資本控除	137	131
合計	9,451	249

イ. 当行グループが投資家である証券化取引

(ア) 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,016	769	—
住宅ローン	3,793	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	178	—	—
その他	1,240	13	—
合計	8,228	782	—

- (注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。
 2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	6,685	47
100%以下	262	16
650%以下	—	—
自己資本控除	1,281	782
合計	8,228	844

(5) 損失実績の分析

「損失実績の分析」については、145ページをご参照ください。

■ 標準的手法に関する事項

1. 標準的手法を使用する範囲

平成19年3月末基準で、標準的手法によりリスク・アセットの額を算出した連結子会社は、以下のとおり、226ページの「内部格付手法に関する事項」の「1. 内部格付手法を使用する範囲」に示している連結子会社以外の子会社であります。

(1) 基礎的内部格付手法の段階的適用を計画している連結子会社

株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行が該当します。

上記の2社については、平成22年3月末より基礎的内部格付手法を使用する予定であります。

(2) その他の連結子会社

事務系子会社等、その業務内容、資産規模等から信用リスク管理上は重要性が低い連結子会社が該当します。

上記の連結子会社については、標準的手法を使用してまいります。

2. リスク・アセットの額の算出に用いる手法

「リスク・アセットの額の算出に用いる手法」については、146ページをご参照ください。

3. リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
		うち カントリー・リスク・スコア付与分
0%	10,689	837
10%	5,580	—
20%	4,923	2,552
35%	12,475	—
50%	561	18
75%	6,435	—
100%	28,804	4
150%	81	—
合計	69,549	3,411

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額（部分直接償却額控除前）を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。

2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

■信用リスクの削減手法に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法に関する「リスク管理の方針及び手続の概要」については、147ページをご参照ください。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	適格金融資産担保	適格資産担保
基礎的内部格付手法	23,255	26,615
事業法人向けエクスポージャー	16,750	26,602
ソブリン向けエクスポージャー	1	12
金融機関等向けエクスポージャー	6,504	1
標準的手法	1,334	—
合計	24,589	26,615

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	36,597	2,260
事業法人向けエクスポージャー	30,449	2,260
ソブリン向けエクスポージャー	583	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,948	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,613	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	4	—
標準的手法	902	—
合計	37,499	2,260

派生商品取引に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引に関する「リスク管理の方針及び手続の概要」については、148ページをご参照ください。

2. 与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引与信相当額

計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

与信相当額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
グロスの再構築コストの額	30,169
グロスのアドオンの額	39,966
グロスの与信相当額	70,135
外国為替関連取引	30,598
金利関連取引	36,696
金関連取引	—
株式関連取引	23
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	2,651
クレジット・デフォルト・スワップ	168
ネットイングによる与信相当額削減額	32,947
ネットの与信相当額	37,189
担保の額	2,166
適格金融資産担保	1,227
適格資産担保	939
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	37,189

(注) 基礎的内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(金額単位 億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成19年3月末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	12,604	2,260
プロテクションの提供	10,697	—

マーケット・リスクに関する事項

1. 内部モデル方式、標準的方式のポートフォリオの範囲

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式は以下のとおりであります。

(1) 内部モデル方式

株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBC キャピタル・マーケット会社、英国SMBC キャピタル・マーケット会社、SMBC デリバティブ・プロダクツ・リミテッドの一般市場リスク

(2) 標準的方式

・個別リスク

・株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBC キャピタル・マーケット会社、英国SMBC キャピタル・マーケット会社、SMBC デリバティブ・プロダクツ・リミテッド以外の連結子会社の一般市場リスク

2. 取引の特性に応じた価格評価方法

「取引の特性に応じた価格評価方法」については、149ページをご参照ください。

オペレーショナル・リスクに関する事項

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称」については、149ページをご参照ください。

■銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

「銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手順の概要」、「銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針」については、150ページをご参照ください。

1. 連結貸借対照表計上額及び時価

(金額単位 億円)

	平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	40,331	40,331
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー	5,484	—
合計	45,815	—

2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位 億円)

	平成18年度
損益	438
売却益	618
売却損	15
償却	165

(注) 連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益 計算書で認識されない評価損益の額	20,104

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識 されない評価損益の額	658

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

■銀行勘定(バンキング業務)における金利リスクに関する事項

金利リスク計測時の主な前提については、151ページをご参照ください。

1. アウトライヤー基準

平成19年3月期より、金利ショック下における銀行勘定(バンキング業務)の経済価値低下額(アウトライヤー基準対象額)が、基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)の合計額の20%を超える場合、アウトライヤー基準に該当することになります。

三井住友銀行では、月次で経済価値低下額を計測しております。平成19年3月末時点における経済価値低下額は、基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)の合計額の2.1%であり、アウトライヤー基準を大きく下回る水準となっております。

(金額単位 億円)

	経済価値低下額
合計	1,658
うち円金利影響	1,197
うちドル金利影響	336
うちユーロ金利影響	34

Tier 1 + Tier 2比	2.1%
------------------	------

(注) 「経済価値低下額」は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算される現在価値の低下額であります。

■種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分		平成19年3月末				
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
国内 (除く特別 国際金融 取引勘定 分)	製造業	81,360	1,327	4,005	23,375	110,066
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,791	11	90	628	2,521
	建設業	17,734	579	146	1,318	19,776
	運輸、情報通信、公益事業	38,060	1,377	977	7,572	47,986
	卸売・小売業	69,793	643	4,336	4,044	78,816
	金融・保険業	85,884	12,752	12,692	3,129	114,456
	不動産業	87,568	891	400	1,760	90,619
	各種サービス業	71,089	656	885	727	73,358
	地方公共団体	11,338	7,502	11	7	18,857
	その他	174,817	79,128	1,607	29,331	284,883
	合計	639,435	104,865	25,148	71,891	841,339
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	3,158	825	84	—	4,066
	金融機関	27,446	2,439	8,465	—	38,350
	商工業	89,938	2,588	3,079	—	95,605
	その他	20,745	3,504	413	2,444	27,107
	合計	141,287	9,355	12,041	2,444	165,127
総合計		780,722	114,220	37,189	74,335	1,006,466

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
 4. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。

2. 残存期間別エクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	225,639	37,472	4,231	428	267,771
1年超3年以下	118,247	16,286	12,802	6	147,341
3年超5年以下	117,725	14,518	11,127	4	143,374
5年超7年以下	45,056	13,824	4,335	2	63,218
7年超	203,579	32,121	4,693	11	240,404
期間の定めのないもの	70,474	—	—	73,883	144,358
合計	780,722	114,220	37,189	74,335	1,006,466

- (注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
 4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	18,841
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,350
アジア	819
北米	423
その他	108
合計	20,191

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
 2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	1,202
	農業、林業、漁業及び鉱業	63
	建設業	1,930
	運輸、情報通信、公益事業	1,525
	卸売・小売業	1,649
	金融・保険業	165
	不動産業	5,485
	各種サービス業	4,262
	その他	2,560
	合計	18,841
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	11
	商工業	1,339
	その他	—
合計	1,350	
総合計	20,191	

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
 2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,221	6,655	△566
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	10,511	6,478	△4,033
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	10,099	6,151	△3,948
海外及び特別国際金融取引勘定分	412	327	△85
アジア	219	141	△78
北米	162	129	△33
その他	31	57	26
合計	17,756	13,152	△4,604

- (注) 1. 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
 2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,221	6,655	△566
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	10,511	6,478	△4,033
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	10,099	6,151	△3,948
製造業	412	417	5
農業、林業、漁業及び鉱業	5	4	△1
建設業	1,396	353	△1,043
運輸、情報通信、公益事業	623	478	△145
卸売・小売業	664	791	127
金融・保険業	571	87	△484
不動産業	2,962	1,517	△1,445
各種サービス業	2,589	1,352	△1,237
その他	877	1,152	275
海外及び特別国際金融取引勘定分	412	327	△85
金融機関	7	9	2
商工業	405	318	△87
その他	—	—	—
合計	17,756	13,152	△4,604

(注) 1.「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

5. 業種別の貸出金償却の額

(金額単位 億円)

区分	平成18年度	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	105
	農業、林業、漁業及び鉱業	0
	建設業	52
	運輸、情報通信、公益事業	146
	卸売・小売業	208
	金融・保険業	11
	不動産業	△106
	各種サービス業	105
	その他	145
合計	665	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	0
	商工業	△35
	その他	—
合計	△35	
総合計	630	

(注) 「国内」とは当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であり、「海外」とは当行の海外店及び在外連結子会社であります。

単体自己資本比率に関する事項

■ 自己資本の構成に関する事項 (単体自己資本比率 (国際統一基準))

当行は自己資本比率の算定に関し、平成19年3月末から「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。平成18年3月末は、「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、財務諸表の会計監査の一部ではなく、自己資本比率の算定に係る内部管理体制について、外部監査人が、当行との間で合意された手続によって調査した結果を当行宛に報告するものであります。外部監査人が自己資本比率そのものの適正性や自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(金額単位 百万円)

項目		平成18年3月末	平成19年3月末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	664,986	664,986
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—
	新株申込証拠金	—	—
	資本準備金	665,033	665,033
	その他資本剰余金	702,514	702,514
	利益準備金	—	—
	任意積立金	221,502	—
	次期繰越利益	271,368	—
	その他利益剰余金	—	760,100
	その他 ^(※)	840,794	933,063
	自己株式(△)	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	40,057
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	3,366,200	3,685,641	
繰延税金資産の控除金額 ^{(注)2} (△)	—	—	
計	(A)	3,366,200	3,685,641
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}		211,464	523,335
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	593,853	824,998
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	33,345	32,920
	一般貸倒引当金	572,536	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	32,467
	負債性資本調達手段等 ^{(注)4}	2,605,378	2,710,870
	うち永久劣後債務 ^{(注)5}	1,028,778	1,102,044
うち期限付劣後債務及びび期限付優先株 ^{(注)6}	1,576,600	1,383,150	
計	(B)	3,805,114	3,601,257
うち自己資本への算入額	(B)	3,366,200	3,601,257
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額	(C)	—	—
控除項目	控除項目 ^{(注)7}	(D)	95,734
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	6,636,666
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	52,482,811	40,755,261
	オフ・バランス取引等項目	5,676,962	7,871,270
	信用リスク・アセットの額	58,159,773	48,626,532
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%)	(G)	303,674
	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	24,293
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%)	(I)	—
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(J)	—
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	—
計	(L)	58,463,447	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		11.35%	13.45%
Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		5.75%	7.08%
単体総所要自己資本額 = (L) × 8%		—	4,161,149

- (注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年3月末現在1,310,003百万円、平成19年3月末現在210,003百万円であります。
2. 平成19年3月末現在繰延税金資産の純額に相当する額は743.605百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は、1,105,692百万円であります。
3. 自己資本比率告示第17条第2項(旧自己資本比率告示第14条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、平成19年3月末の基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は14.19%であります。
4. 平成19年3月末の「負債性資本調達手段等」には、自己資本比率告示第17条第3項に基づく海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入限度を超過するものうち、補完的項目の算入対象となる額225,675百万円を含めて記載しております。
5. 自己資本比率告示第18条第1項第4号(旧自己資本比率告示第15条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
6. 自己資本比率告示第18条第1項第5号及び第6号(旧自己資本比率告示第15条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
7. 自己資本比率告示第20条第1項第1号から第5号(旧自己資本比率告示第17条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(参考)

旧自己資本比率告示に定められた算式に基づき算出した場合の平成19年3月末の単体自己資本比率(国際統一基準)は、11.84%であります。

(※)

「単体自己資本比率(国際統一基準)」における「基本的項目」の中の「その他」には、当行の海外特別目的会社が発行した5件の優先出資証券が含まれております。詳細は223ページをご参照ください。

■ 所要自己資本の額

(金額単位 億円)

		平成19年3月末
信用リスクに対する所要自己資本の額	事業法人向けエクスポージャー (除く特定貸付債権)	26,762
	ソブリン向けエクスポージャー	424
	金融機関等向けエクスポージャー	1,138
	特定貸付債権	1,635
	事業法人等向けエクスポージャー	29,958
	居住用不動産向けエクスポージャー	3,257
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	362
	その他リテール向けエクスポージャー	3,377
	リテール向けエクスポージャー	6,996
	経過措置適用分	4,272
	PD/LGD方式適用分	449
	簡易手法適用分	538
	内部モデル手法適用分	—
	マーケット・ベース方式適用分	538
	株式等エクスポージャー	5,259
	信用リスク・アセットのみなし計算	2,880
	証券化エクスポージャー	1,454
	その他	2,929
	内部格付手法適用分	49,475
	標準的手法適用分	—
	信用リスクに対する所要自己資本の額	49,475
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	金利リスク・カテゴリー	30
	株式リスク・カテゴリー	2
	外国為替リスク・カテゴリー	—
	コモディティ・リスク・カテゴリー	—
	オプション取引	—
	標準的方式適用分	31
	内部モデル方式適用分	237
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	268	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,443	
所要自己資本の額合計	52,186	

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「適格購入事業法人向けエクスポージャー」は、該当ありません。
4. 「その他」には、購入債権、その他資産が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

1. 内部格付手法を使用する範囲

平成19年3月末において、基礎的内部格付手法を使用しております。

2. 資産区分別のエクスポージャーの状況

「(1) 事業法人等向けエクスポージャー」、「(2) リテール向けエクスポージャー」、「(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算」の「格付付与手続の概要」については、138～142ページをご参照ください。

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	176,849	129,062	47,787	0.10%	45.12%	23.11%
J4-J6	141,447	111,303	30,145	0.84%	41.81%	63.16%
J7 (除く J7R)	19,332	17,153	2,179	10.66%	40.61%	161.38%
国・地方等	109,796	108,752	1,044	0.00%	44.70%	0.46%
その他	85,635	70,997	14,638	0.94%	43.86%	54.36%
デフォルト(J7R、J8-J10)	9,409	9,115	294	100.00%	43.51%	—
合計	542,469	446,382	96,087	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

2. LGDはデフォルト時損失率であります。

(イ) 海外事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	102,475	61,000	41,475	0.22%	43.58%	38.92%
G4-G6	4,553	2,988	1,565	1.89%	44.51%	109.48%
G7 (除く G7R)	1,284	563	721	27.88%	44.87%	251.14%
その他	8,551	5,954	2,597	0.19%	45.80%	23.44%
デフォルト(G7R、G8-G10)	620	612	8	100.00%	44.93%	—
合計	117,484	71,118	46,366	—	—	—

(注) 「その他」には、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

特定貸付債権

ア. ポートフォリオの状況

(ア)「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高(金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年3月末			
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	843	25	2,737
	(残存期間2年半以上)	70%	3,116	553	6,933
良	(残存期間2年半未満)	70%	308	—	447
	(残存期間2年半以上)	90%	1,089	98	1,050
可		115%	305	75	564
弱い		250%	202	82	15
デフォルト		—	24	—	—
合計			5,888	834	11,746

(イ)「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」の残高 (金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年3月末	
優	(残存期間2年半未満)	70%	59
	(残存期間2年半以上)	95%	39
良	(残存期間2年半未満)	95%	868
	(残存期間2年半以上)	120%	357
可		140%	1,620
弱い		250%	—
デフォルト		—	—
合計			2,942

(2) リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	88,188	88,188	—	0.32%	45.95%	25.15%
		その他	9,153	9,153	—	0.62%	70.60%	67.60%
	延滞等	319	319	—	22.90%	52.85%	295.79%	
デフォルト			1,167	1,167	—	100.00%	45.97%	26.69%
合計			98,827	98,827	—	—	—	—

(注) 1.「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注先債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
2.「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

②適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PD セグメント 区分	平成19年3月末								
		エクス ポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 平均値	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額						
カード ローン	非延滞	4,304	3,563	741	—	1,418	52.24%	2.45%	79.11%	58.93%
	延滞等	299	292	7	—	43	15.33%	9.81%	81.16%	126.30%
クレジット カード債権	非延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	延滞等	—	—	—	—	—	—	—	—	—
デフォルト		8	8	0	—	—	—	100.00%	75.40%	48.85%
合計		4,612	3,864	748	—	1,461	—	—	—	—

- (注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCF(未引出額に乗ずる掛目)を乗ずる方法ではなく、一取引あたりの残高増加額を推計する方法を使用しております。
 2. 本資料上のCCFの平均値は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用しておりません。
 3. 「延滞等」には、三月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	17,907	17,901	6	1.83%	60.59%	64.55%
		その他	2,087	2,087	0	1.78%	53.09%	62.24%
	延滞等		3,488	3,485	3	11.11%	60.39%	98.97%
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,524	3,524	—	1.38%	41.68%	47.34%
		その他	2,459	2,459	—	1.76%	66.15%	64.01%
	延滞等		368	368	—	23.00%	49.74%	115.89%
デフォルト		1,838	1,838	0	100.00%	55.03%	44.41%	
合計		31,671	31,662	10	—	—	—	

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
 3. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

①株式等エクスポージャー

ア. ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
マーケット・ベース方式適用分	1,652
簡易手法適用分	1,652
上場株式 (300%)	262
非上場株式 (400%)	1,390
内部モデル手法適用分	—
PD/LGD方式適用分	4,542
経過措置適用分	50,373
合計	56,567

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、財務諸表上の株式とは異なっております。
 2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(金額単位 億円)

	平成19年3月末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	4,269	0.06%	106%
J4-J6	89	0.47%	176%
J7 (除くJ7R)	71	9.26%	432%
その他	113	0.75%	163%
デフォルト (J7R、J8-J10)	0	100.00%	—
合計	4,542	—	—

- (注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、財務諸表上の株式とは異なっております。
2. 「その他」には、公共法人等が含まれております。

②信用リスク・アセットのみなし計算

ア. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	18,389

(4) 証券化エクスポージャー

「リスク管理の方針及び手続の概要」、「信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式」、「証券化取引に関する会計方針」、「使用する適格格付機関」については、143ページをご参照ください。

①ポートフォリオの状況

ア. 当行がオリジネーターである証券化取引

(ア) オリジネーター (除くスポンサー業務)

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	3,292	1,805	1,487	5,190	133	42	—
住宅ローン	15,509	15,509	—	7,897	3	0	268
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	4,504	—	4,504	3,412	201	21	—
その他	—	—	—	—	—	—	—
合計	23,306	17,314	5,992	16,498	337	64	268

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
3. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
4. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	1,823	17	—
住宅ローン	1,427	299	401
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,111	68	—
その他	—	—	—
合計	4,362	384	401

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	1,749	12
100%以下	758	9
650%以下	20	7
自己資本控除	1,834	384
合計	4,362	412

(イ) スポンサー業務

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	10,143	10,143	—	58,985	2,060	2,048
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	371	—	5	0	0
その他	1,242	1,242	—	1,750	15	13
合計	11,756	11,756	—	60,740	2,075	2,060

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る当期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当行が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当行が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る当期の損失額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記(1)に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	8,077	131	—
住宅ローン	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	—	—
その他	1,003	—	—
合計	9,451	131	—

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	8,094	56
100%以下	1,031	37
650%以下	189	24
自己資本控除	137	131
合計	9,451	249

イ. 当行が投資家である証券化取引

(ア) 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	2,821	719	—
住宅ローン	3,793	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	178	—	—
その他	1,240	13	—
合計	8,032	732	—

- (注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。
 2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	6,540	46
100%以下	262	16
650%以下	—	—
自己資本控除	1,231	732
合計	8,032	793

(5) 損失実績の分析

「損失実績の分析」については、145ページをご参照ください。

■ 標準的手法に関する事項

該当ありません。

■ 信用リスクの削減手法に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクの削減手法に関する「リスク管理の方針及び手続の概要」については、147ページをご参照ください。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	適格金融資産担保	適格資産担保
基礎的内部格付手法	23,158	26,626
事業法人向けエクスポージャー	16,688	26,613
ソブリン向けエクスポージャー	1	12
金融機関等向けエクスポージャー	6,469	1
標準的手法	—	—
合計	23,158	26,626

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	35,369	2,260
事業法人向けエクスポージャー	29,253	2,260
ソブリン向けエクスポージャー	583	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,917	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,613	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	4	—
標準的手法	—	—
合計	35,369	2,260

■派生商品取引に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引に関する「リスク管理の方針及び手続の概要」については、148ページをご参照ください。

2. 与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引与信相当額

①計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

②与信相当額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
グロスの再構築コストの額	22,359
グロスのアドオンの額	32,345
グロスの与信相当額	54,704
外国為替関連取引	20,841
金利関連取引	31,235
金関連取引	—
株式関連取引	23
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	2,475
クレジット・デフォルト・スワップ	131
ネットイングによる与信相当額削減額	28,282
ネットの与信相当額	26,422
担保の額	2,166
適格金融資産担保	1,227
適格資産担保	939
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	26,422

(注) 基礎的内部格付手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(金額単位 億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成19年3月末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	2,545	2,260
プロテクションの提供	305	—

■マーケット・リスクに関する事項

1. 内部モデル方式、標準的方式のポートフォリオの範囲

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式は以下のとおりであります。

- (1) 内部モデル方式
 - 一般市場リスク
- (2) 標準的方式
 - 個別リスク

2. 取引の特性に応じた価格評価方法

「取引の特性に応じた価格評価方法」については、149ページをご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関する事項

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

「オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称」については、149ページをご参照ください。

■ 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定で保有する株式等については、保有目的とリスク特性に応じ、市場リスクあるいは信用リスク管理の枠組みに基づき、リスクの許容量に上限を設定する等適切な方法で管理を行っております。

このうち「その他有価証券」の区分で保有する株式については、株価変動リスクを適切に管理するためにリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しております。

なお、これらリスク許容量の上限は、自己資本等の経営体力を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で設定しております。

「子会社株式・関連会社株式」については150ページに記載のとおり連結ベースでリスク管理を行っているため、株式としてのリスク計測は行っておりません。

2. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

「銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針」については、150ページをご参照ください。

3. 貸借対照表計上額及び時価

(金額単位 億円)

	平成19年3月末	
	貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	41,755	41,755
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	14,812	—
合計	56,567	—

4. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位 億円)

	平成18年度
損益	111
売却益	502
売却損	5
償却	386

(注) 損益計算書における、株式等損益について記載しております。

5. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	19,887

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

6. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	80

(注) 時価のある子会社・関連会社の株式について記載しております。

■ 銀行勘定(バンキング業務)における金利リスクに関する事項

金利リスク計測時の主な前提については、151ページをご参照ください。

1. アウトライヤー基準

平成19年3月期より、金利ショック下における銀行勘定(バンキング業務)の経済価値低下額(アウトライヤー基準対象額)が、基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)の合計額の20%を超える場合、アウトライヤー基準に該当することになります。

三井住友銀行では、月次で経済価値低下額を計測しております。平成19年3月末時点における経済価値低下額は、基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)の合計額の2.1%であり、アウトライヤー基準を大きく下回る水準となっております。

(金額単位 億円)

	経済価値低下額
合計	1,513
うち円金利影響	1,125
うちドル金利影響	281
うちユーロ金利影響	29

Tier 1 + Tier 2比	2.1%
------------------	------

(注)「経済価値低下額」は、保有期間1年、観測期間5年で計測される信頼区間99%の金利ショックによって計算される現在価値の低下額であります。

■種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分		平成19年3月末				合計
		貸出金等	債券	デリバティブ	その他	
国内 (除く特別 国際金融取引 勘定分)	製造業	77,722	1,245	3,999	23,141	106,107
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,728	10	90	626	2,454
	建設業	15,564	126	146	1,297	17,132
	運輸、情報通信、公益事業	36,635	1,237	977	7,593	46,442
	卸売・小売業	65,579	541	4,323	3,968	74,411
	金融・保険業	90,121	11,390	12,628	5,559	119,698
	不動産業	74,818	654	398	1,563	77,433
	各種サービス業	64,704	487	884	2,383	68,458
	地方公共団体	10,771	6,998	11	—	17,781
	その他	155,144	71,991	1,607	24,951	253,692
	合計	592,787	94,678	25,062	71,082	783,609
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	1,094	825	1	—	1,920
	金融機関	23,276	1,976	692	—	25,944
	商工業	78,291	2,447	640	—	81,378
	その他	15,061	—	28	8,264	23,353
	合計	117,722	5,248	1,360	8,264	132,594
総合計		710,509	99,926	26,422	79,346	916,203

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。
 4. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」等の資産が含まれております。

2. 残存期間別エクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末				合計
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	
1年以下	212,691	34,717	2,618	—	250,026
1年超3年以下	110,199	11,226	7,449	—	128,874
3年超5年以下	108,746	12,004	9,243	—	129,993
5年超7年以下	38,937	12,918	3,811	—	55,666
7年超	176,387	29,062	3,301	—	208,749
期間の定めのないもの	63,549	—	—	79,346	142,895
合計	710,509	99,926	26,422	79,346	916,203

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」等の資産が含まれております。
 4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	12,243
海外及び特別国際金融取引勘定分	770
アジア	531
北米	208
その他	31
合計	13,013

- (注) 1. 「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
 2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	890
	農業、林業、漁業及び鉱業	64
	建設業	642
	運輸、情報通信、公益事業	1,588
	卸売・小売業	1,592
	金融・保険業	93
	不動産業	3,360
	各種サービス業	2,404
	その他	1,610
	合計	12,243
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	7
	商工業	763
	その他	—
合計	770	
総合計	13,013	

- (注) 1. 「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。
 2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
 3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	5,725	5,308	△417
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	8,451	4,431	△4,020
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,088	4,182	△3,906
海外及び特別国際金融取引勘定分	363	249	△114
アジア	207	138	△69
北米	154	81	△73
その他	2	30	28
合計	14,200	9,758	△4,442

- (注) 1. 「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
 2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	5,725	5,308	△417
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	8,451	4,431	△4,020
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,088	4,182	△3,906
製造業	353	328	△25
農業、林業、漁業及び鉱業	5	3	△2
建設業	1,112	155	△957
運輸、情報通信、公益事業	569	439	△130
卸売・小売業	534	694	160
金融・保険業	556	72	△484
不動産業	2,498	1,257	△1,241
各種サービス業	2,170	958	△1,212
その他	291	276	△15
海外及び特別国際金融取引勘定分	363	249	△114
金融機関	3	6	3
商工業	360	243	△117
その他	—	—	—
合計	14,200	9,758	△4,442

(注) 1.「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。
2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

5. 業種別の貸出金償却の額

(金額単位 億円)

区分	平成18年度	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	100
	農業、林業、漁業及び鉱業	0
	建設業	56
	運輸、情報通信、公益事業	164
	卸売・小売業	204
	金融・保険業	11
	不動産業	△111
	各種サービス業	103
	その他	14
	合計	541
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	0
	商工業	△36
	その他	—
	合計	△36
総合計	505	

(注)「国内」とは国内店であり、「海外」とは海外店であります。

決算公告 (写)

銀行法第52条の28に基づく決算公告を行い、銀行法第52条の29第1項の規定により決算公告の写しを本誌に掲載しております。
 なお、本決算公告に掲載されている銀行法第52条の28第2項の規定により作成した連結貸借対照表等は、会社法第396条第1項の規定により、あずさ監査法人の監査を受けております。

第5期決算公告

平成19年6月29日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
 株式会社三井住友フィナンシャルグループ
 取締役社長 北山 禎介

第5期末(平成19年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	109,364	流 動 負 債	961,372
現金及び預金	37,073	短期借入金	959,030
前払費用	21	未払金	108
繰延税金資産	265	未払費用	48
未収収益	23	未払法人税等	964
未収還付法人税等	71,377	未払事業所得税	4
その他	603	賞与引当金	83
		その他	1,132
固 定 資 産	3,850,079	固 定 負 債	174
有形固定資産	7	役員退職慰労引当金	174
建物	0	負 債 合 計	961,546
器具及び備品	6	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	20	株 主 資 本	2,997,898
ソフトウェア	20	資 本 金	1,420,877
投資その他の資産	3,850,052	資 本 剰 余 金	930,469
投資有価証券	20	資 本 準 備 金	642,355
関係会社株式	3,847,716	その他資本剰余金	288,113
繰延税金資産	2,315	利 益 剰 余 金	729,129
		その他利益剰余金	729,129
		別 途 積 立 金	30,420
		繰越利益剰余金	698,709
		自 己 株 式	△ 82,578
		純 資 産 合 計	2,997,898
資 産 合 計	3,959,444	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,959,444

第5期（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金	額
営業収益		
関係会社受取配当金	366,680	
関係会社受入手数料	9,798	376,479
営業費用		
販売費及び一般管理費	3,641	3,641
営業利益		372,838
営業外収益		
受取利息	213	
受入手数料	20	
その他	0	234
営業外費用		
支払利息	4,311	
創立費償却	301	
支払手数料	3,978	
その他	3	8,594
経常利益		364,477
税引前当期純利益		364,477
法人税、住民税及び事業税	2,918	
法人税等調整額	△ 1,975	942
当期純利益		363,535

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
子会社株式及び関連会社株式・・移動平均法による原価法により行っております。
その他有価証券・・・・・時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
定率法（ただし、建物については定額法）を採用しております。
 - (2) 無形固定資産
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
3. 繰延資産の処理方法
創立費は、資産として計上し、旧商法施行規則第35条の規定により5年間にわたり均等償却を行っております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (2) 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ174百万円減少しております。
6. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
7. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<会計方針の変更>

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が当事業年度から適用されることになったことから、以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」としております。なお、当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は2,997,898百万円であります。
- (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(ストック・オプション等に関する会計基準)

「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を当事業年度から適用しております。この変更による当事業年度の損益に与える影響はありません。

(企業結合に係る会計基準等)

「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)を当事業年度から適用しております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額 4百万円
3. 保証債務
株式会社三井住友銀行デュッセルドルフ支店の対顧預金払い戻しに関し、ドイツ銀行協会預金保険基金に対して52,969百万円の保証を行っております。
4. 関係会社に対する短期金銭債権 37,119百万円
関係会社に対する短期金銭債務 959,061百万円

<損益計算書に関する注記>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引高
営業収益 376,479百万円
営業費用 464百万円
営業取引以外の取引高 4,740百万円

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式	1,202,944 百万円
その他	<u>2,651 百万円</u>
繰延税金資産小計	1,205,596 百万円
評価性引当額	<u>△ 1,203,015 百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>2,581 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>2,581 百万円</u>

<リースにより使用する固定資産に関する注記>

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務用機器の一部については、リース契約により使用しております。

<1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額	342,382円75銭
1株当たり当期純利益	46,326円41銭

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	4,036,856	預 金	72,156,224
コールローン及び買入手形	1,107,078	譲 渡 性 預 金	2,589,217
買 現 先 勘 定	76,551	コールマネー及び売渡手形	2,286,698
債券貸借取引支払保証金	2,276,894	売 現 先 勘 定	140,654
買 入 金 銭 債 権	963,916	債券貸借取引受入担保金	1,516,342
特 定 取 引 資 産	3,277,885	特 定 取 引 負 債	1,942,973
金 銭 の 信 託	2,924	借 用 金	3,214,137
有 価 証 券	20,537,500	外 国 為 替	323,890
貸 出 金	58,689,322	短 期 社 債	439,600
外 国 為 替	881,436	社 債	4,093,525
そ の 他 資 産	3,349,949	信 託 勘 定 借	65,062
有 形 固 定 資 産	817,567	そ の 他 負 債	2,981,714
建 物	226,593	賞 与 引 当 金	27,513
土 地	476,059	退 職 給 付 引 当 金	34,424
建 設 仮 勘 定	703	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,371
その他の有形固定資産	114,211	特 別 法 上 の 引 当 金	1,137
無 形 固 定 資 産	234,896	繰 延 税 金 負 債	50,953
ソ フ ト ウ ェ ア	123,151	再評価に係る繰延税金負債	49,536
の れ ん	100,850	支 払 承 諾	3,606,050
その他の無形固定資産	10,894	負 債 の 部 合 計	95,527,029
リ ー ス 資 産	1,001,346	（純資産の部）	
繰 延 税 金 資 産	887,224	資 本 金	1,420,877
支 払 承 諾 見 返	3,606,050	資 本 剰 余 金	57,773
貸 倒 引 当 金	△ 889,093	利 益 剰 余 金	1,386,436
		自 己 株 式	△ 123,454
		株 主 資 本 合 計	2,741,632
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,262,135
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 87,729
		土 地 再 評 価 差 額 金	37,605
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 30,656
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,181,353
		新 株 予 約 権	14
		少 数 株 主 持 分	1,408,279
		純 資 産 の 部 合 計	5,331,279
資 産 の 部 合 計	100,858,309	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	100,858,309

<連結貸借対照表及び連結損益計算書に関する作成方針>

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 181社
- | | |
|--------|---|
| 主要な会社名 | 株式会社三井住友銀行
三井住友カード株式会社
三井住友銀リース株式会社
株式会社日本総合研究所
SMBCフレンド証券株式会社
SMBCファイナンスサービス株式会社
株式会社みなと銀行
株式会社関西アーバン銀行
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
SMBC Capital Markets, Inc. |
|--------|---|

なお、株式会社日本総研ソリューションズ他41社は新規設立等により、当連結会計年度から連結される子会社及び子法人等としております。

住銀保証株式会社他3社は合併等により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

また、エスエムエルシー・マホガニー有限会社他18社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当連結会計年度より連結される子会社から除外し、持分法非適用の非連結の子会社としております。

- ② 非連結の子会社及び子法人等
- | | |
|--------|----------------|
| 主要な会社名 | SBCS Co., Ltd. |
|--------|----------------|

子会社エス・ビー・エル・ジュピター有限会社他123社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第2号により、連結の範囲から除外しております。

また、SBCS Co., Ltd. 他、非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子法人等及び関連法人等 62社
- | | |
|--------|--|
| 主要な会社名 | 大和証券エスエムビーシー株式会社
大和住銀投信投資顧問株式会社
プロミス株式会社 |
|--------|--|

NIF SMBC-V2006S1 投資事業有限責任組合体3社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等としております。

また、SMFC Holdings (Cayman) Limited 他4社は清算等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

- ② 持分法非適用の非連結の子会社及び関連法人等

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 主要な会社名 | Daiwa SB Investments (USA) Ltd. |
|--------|---------------------------------|

子会社エス・ビー・エル・ジュピター有限会社他123社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用としております。

また、Daiwa SB Investments (USA) Ltd. 他、持分法非適用の関連法人等の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

6月末日	2社
7月末日	1社
9月末日	7社
10月末日	2社
11月末日	2社
12月末日	70社
1月末日	1社
2月末日	3社
3月末日	93社

当連結会計年度より、連結される在外子会社1社において、決算日を従来の12月末日から3月末日に変更しているため、連結財務諸表上、同社の損益は平成18年1月1日から平成19年3月31日までの15ヶ月となっております。なお、当該変更による連結財務諸表への影響は軽微であります。

② 6月末日、9月末日及び11月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等は3月末日現在、7月末日を決算日とする連結される子会社は1月末日現在、10月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については1月末日及び3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等についてはそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

SMBCFレンド証券株式会社に係るのれんは20年間の均等償却、三井住友銀リース株式会社に係るのれんは5年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の連結される在外子会社及び子法人等においては、現地の会計基準に従って処理しております。

6. 当社及び連結される子会社である三井住友銀行の有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 2年～20年

その他の連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積価額を残余価額とする定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 創立費は資産として計上し、旧商法施行規則第35条の規定により5年間にわたり均等償却を行っております。また、株式交付費及び社債発行費については原則として支出時に全額費用として処理しております。

従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っていましたが、「金融商品に関する会計基準」（企業会計審議会平成11年1月22日）が平成18年8月11日付で一部改正され（「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当社及び連結される子会社である三井住友銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、その他の連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、連結される子会社である三井住友銀行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記27.の3カ月以上延滞債権又は下記28.の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は490,123

- 百万円であります。
11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から連結会計年度から損益処理
 13. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ7,371百万円減少しております。なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ6,241百万円多く計上されております。
 14. 当社並びに連結される国内子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
 15. 連結される子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングの有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円（同前）であります。
 16. 連結される子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
 17. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、三井住友銀行以外の一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。また、連結される国内リース子会社において、部分的に「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第19号）に定められた処理を行っております。
 18. 当社並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。

金融先物取引責任準備金	18百万円	金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。
証券取引責任準備金	1,118百万円	証券取引法第51条の規定に基づく準備金であります。
 20. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません
 21. 当社の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 該当ありません

22. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く）	430,090百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額	555,288百万円
リース資産の減価償却累計額	1,592,098百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額	67,070百万円
25. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細は以下のとおりであります。	
1. 取得価額相当額	
動産	11,843百万円
その他	721百万円
合計	12,564百万円
2. 減価償却累計額相当額	
動産	5,188百万円
その他	423百万円
合計	5,612百万円
3. 年度末残高相当額	
動産	6,654百万円
その他	298百万円
合計	6,952百万円
4. 未経過リース料年度末残高相当額	
1年内	3,006百万円
1年超	4,205百万円
合計	7,212百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	3,046百万円
減価償却費相当額	2,690百万円
支払利息相当額	179百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
7. 利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
26. 貸出金のうち、破綻先債権額は60,715百万円、延滞債権額は507,289百万円であります。	
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
27. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,018百万円であります。	
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は477,362百万円であります。	
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
29. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,067,386百万円であります。	
なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	
30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は915,318百万円であります。	
31. 担保に供している資産は次のとおりであります。	
担保に供している資産	
現金預け金	104,328百万円
特定取引資産	202,292百万円
有価証券	3,043,253百万円
貸出金	934,423百万円
その他資産（延払資産等）	1,946百万円
担保資産に対応する債務	
預金	20,588百万円
コールマネー及び売渡手形	1,335,000百万円
売現先勘定	128,695百万円
債券貸借取引受入担保金	1,250,450百万円
特定取引負債	84,532百万円
借入金	1,112,257百万円
その他負債	23,207百万円

支払承諾 167,153百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,761百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券3,946,194百万円及び貸出金535,770百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は94,129百万円、先物取引差入証拠金は3,140百万円であります。

32. 連結される子会社である三井住友銀行は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、その他の一部の連結される子会社も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結される子会社である三井住友銀行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結される子会社 平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結される子会社である三井住友銀行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結される子会社 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

33. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金559,500百万円が含まれております。

34. 社債には、劣後特約付社債2,183,810百万円が含まれております。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,421,446百万円であります。

36. 1株当たりの純資産額 469,228円59銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は11,596円71銭減少しております。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下40. まで同様であります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,149,952	438

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	629,762	621,717	△8,045	20	8,065
地方債	97,102	95,307	△1,794	—	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	—	3,406
その他	5,445	5,626	180	180	—
合計	1,112,452	1,099,387	△13,065	200	13,266

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	1,953,767	3,926,414	1,972,647	1,987,337	14,689
債券	8,481,507	8,324,140	△157,367	1,805	159,173
国債	7,150,792	7,010,306	△140,485	1,182	141,668
地方債	482,555	474,001	△8,554	119	8,674
社債	848,158	839,831	△8,327	503	8,830
その他	2,754,061	2,763,949	9,888	42,977	33,089
合計	13,189,336	15,014,504	1,825,168	2,032,120	206,952

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債567,714百万円を差し引いた額1,257,453百万円のうち少数株主持分相当額8,589百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額13,004百万円を加算した額1,261,869百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、

評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は7,296百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

38. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	21,543,637	87,911	141,143

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	17
その他	5,422
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	402,141
非上場債券	2,846,521
非上場外国証券	595,286
その他	476,942

40. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,564,060	4,284,559	2,346,081	2,082,953
国債	2,824,945	1,872,346	956,640	1,986,136
地方債	101,824	161,564	307,293	421
社債	637,290	2,250,648	1,082,146	96,396
その他	665,251	495,728	701,134	956,785
合計	4,229,311	4,780,288	3,047,215	3,039,739

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭 の信託	2,602	2,924	322	322	—

なお、上記の評価差額から繰延税金負債130百万円を差し引いた額191百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

42. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計2,188百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は2,088,859百万円、当連結会計年度末に当該処分をせず所有しているものは154,192百万円であります。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は40,947,052百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,769,824百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△910,139百万円
年金資産(時価)	1,186,060
未積立退職給付債務	275,921
未認識数理計算上の差異	△83,905
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△48,257
連結貸借対照表計上額の純額	143,757
前払年金費用	178,182
退職給付引当金	△34,424

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。
なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,010,715百万円であります。
- (2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
- ① 「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、建設仮払金は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
- ② 「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」に含めて表示しております。
- ③ 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
- (6) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」中の「のれん」として表示しております。これに伴い、連結調整勘定償却は、従来、「その他経常費用」中「その他の経常費用」で処理しておりましたが、当連結会計年度からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。
46. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
47. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を当連結会計年度から適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
48. スtock・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

- (1) スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 14百万円
- (2) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

① 当社

(イ) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数(人)	当社及び三井住友銀行の役職員 677
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 1,620
付与日	平成14年8月30日
権利確定条件	付されていない
対象勤務期間	定めがない
権利行使期間	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(ロ) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	平成14年6月27日
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	1,215
権利確定	—
権利行使	99
失効	—
未行使残	1,116

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成14年6月27日
権利行使価格 (円)	669,775
行使時平均株価 (円)	1,188,686
付与日における 公正な評価単価 (円)	—

② 連結される子会社である関西アーバン銀行

(イ) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び 人数 (人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプション の数(株) (注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年6月29日 から平成23年6月 28日まで	平成16年6月28日 から平成24年6月 27日まで	平成17年6月28日 から平成25年6月 27日まで	平成18年6月30日 から平成26年6月 29日まで

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び 人数 (人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しな い執行役員 14 使用人 46
ストック・オプション の数(株) (注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年6月30日 から平成27年6月 29日まで	平成20年6月30日 から平成28年6月 29日まで	平成20年6月30日 から平成28年6月 29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(ロ) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数(注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	399,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	220,000	204,000	282,000	—
権利確定	—	—	—	399,000
権利行使	46,000	30,000	26,000	36,000
失効	—	—	—	—
未行使残	174,000	174,000	256,000	363,000

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	464,000	—	—
付与	—	162,000	115,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	464,000	162,000	115,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	488	489	486	487
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利行使価格(円)	313	490	490
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138

(ハ) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(a) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(b) 主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成18年6月29日
株価変動性(注)1	38.84%
予想残存期間(注)2	5年
予想配当(注)3	4円/株
無リスク利子率(注)4	1.40%

(注)1. 5年間(平成13年6月から平成18年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

- 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
- 平成18年3月期の配当実績によります。
- 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(ニ) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

49. 「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 15 年 10 月 31 日））、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 17 年 12 月 27 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 最終改正平成 18 年 12 月 22 日）が平成 18 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
50. 共通支配下の取引等関係
- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
SMBC フレンド証券株式会社（事業の内容：証券業）
- ② 企業結合の法的形式
株式交換
- ③ 結合後企業の名称
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
- ④ 取引の目的を含む取引の概要
わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当社は、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBC フレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に係る会計基準 三 企業結合に係る会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理 (2) 少数株主との取引」に規定する個別財務諸表上及び連結財務諸表上の会計処理を適用いたしました。
- (3) 子会社株式の追加取得に関する事項
- ① 取得原価及びその内訳
- | | |
|-------------|-------------|
| 当社普通株式 | 221,365 百万円 |
| 取得に直接要した支出額 | 160 百万円 |
| 取得原価 | 221,525 百万円 |
- ② 株式種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額
- (イ) 株式の種類及び交換比率
普通株式 当社 1 株：SMBC フレンド証券株式会社 0.0008 株
- (ロ) 交換比率の算定方法
当社はゴールドマン・サックス証券会社を、SMBC フレンド証券株式会社はメリルリンチ日本証券株式会社を株式交換比率算定に関するそれぞれの財務アドバイザーに任命し、その分析結果、その他の様々な要因を総合的に勘案した上で協議を行い決定いたしました。
- (ハ) 交付株式数及びその評価額
249,015 株 221,525 百万円
- ③ 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- (イ) のれん
99,995 百万円
- (ロ) 発生原因
追加取得した SMBC フレンド証券株式会社の普通株式の取得原価と減少する少数株主持分の金額の差額をのれんとして処理しております。
- (ハ) 償却方法及び償却期間
20 年間で均等償却
51. 連結自己資本比率（第一基準） 11.31%

連結損益計算書 〔 平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで 〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		3,901,259
資金運用収益	1,979,069	
貸出金利息	1,375,851	
有価証券利息配当金	369,770	
コールローン利息及び買入手形利息	28,208	
買現先利息	7,098	
債券貸借取引受入利息	4,857	
預け金利息	96,763	
その他の受入利息	96,517	
信託報酬	3,508	
役員取引等収益	705,998	
特定取引収益	127,561	
その他の業務収益	1,003,632	
リース料収入	426,154	
割賦売上高	277,405	
その他の業務収益	300,072	
その他経常収益	81,489	
経常費用		3,102,649
資金調達費用	810,476	
預金利息	457,078	
譲渡性預金利息	43,476	
コールマネー利息及び売渡手形利息	18,807	
売現先利息	18,354	
債券貸借取引支払利息	60,856	
コマーシャル・ペーパー利息	1	
借入金利息	32,175	
短期社債利息	1,503	
社債利息	89,719	
その他の支払利息	88,502	
役員取引等費用	96,812	
特定取引費用	1,936	
その他の業務費用	1,004,370	
貸借原価	376,098	
割賦原価	258,606	
その他の業務費用	369,666	
営業経常費用	888,561	
その他経常費用	300,491	
貸倒引当金繰入額	23,663	
その他経常費用	276,827	
経常特別利益		798,610
固定資産処分利益	4,730	
償却債権取立利益	1,236	
証券取引責任準備金取崩額	3	
その他の特別利益	40,556	
特別損失		38,347
固定資産処分損失	7,798	
減損損失	30,548	
税金等調整前当期純利益		806,790
法人税、住民税及び事業税		87,818
法人税等調整額		218,770
少数株主利益		58,850
当期純利益		441,351

<連結損益計算書に関する注記>

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 57,085円83銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 51,494円17銭
 4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
 5. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) リース取引のリース料収入の計上方法
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
 - (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
 6. 「その他経常収益」には、株式等売却益62,793百万円を含んでおります。
 7. 「その他の経常費用」には、貸出金償却81,415百万円、株式等償却16,562百万円、延滞債権等を売却したことによる損失39,302百万円及び持分法による投資損失104,170百万円を含んでおります。
 8. 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益36,330百万円及び子会社の増資に伴う持分変動利益4,226百万円であります。
 9. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 2ヵ店	土地、建物等	25,799百万円
	遊休資産 32物件		1,782百万円
近畿圏	営業用店舗 19ヵ店	土地、建物等	839百万円
	遊休資産 22物件		443百万円
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683百万円

連結される子会社である三井住友銀行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、当社並びにその他の連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、三井住友銀行では遊休資産について、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

決算公告 (写)

銀行法第20条に基づく決算公告を行い、銀行法第21条第1項及び第2項の規定により決算公告の写しを本誌に掲載しております。
 なお、本決算公告に掲載されている銀行法第20条第3項の規定により作成した連結貸借対照表等及び貸借対照表等は、会社法第396条第1項の規定により、あす監査法人の監査を受けております。

第 4 期 決 算 公 告

平成19年6月29日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
 株式会社三井住友銀行
 頭取 奥 正 之

貸借対照表(平成19年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(現 預 金)	3,999,561	預 金	66,235,002
現 預 金	1,011,068	当 座 預 金	6,446,764
コ ー ン 預 金	2,988,492	普 通 預 金	31,725,023
コ ー ン 預 金	1,003,796	貯 蓄 預 金	840,465
債 券 借 入	39,725	通 知 預 金	4,969,463
債 券 借 入	2,213,314	定 期 預 金	19,001,432
買 入 債 券	2,861	定 額 積 蓄 預 金	48
買 入 債 券	333,524	の 他 の 預 金	3,251,804
買 入 債 券	2,914,023	譲 渡 性 マ ー ケ ッ グ 預 金	2,574,335
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	11,683	コ ー ン 現 貨 預 金	2,291,128
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	373	売 付 債 券 借 入	104,640
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	2,344	債 券 借 入	1,516,342
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	1,802,957	特 定 引 当 金	1,578,730
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	1,096,664	商 品 有 価 証券 派 生 商 品	10,247
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	2,924	特 定 引 当 金	275
金 有 価 証券	20,060,873	特 定 引 当 金	1,975
金 有 価 証券	6,927,353	借 入 金	1,566,232
金 有 価 証券	520,708	借 入 金	3,371,846
金 有 価 証券	3,831,945	借 入 金	3,371,846
金 有 価 証券	4,830,277	外 債	329,695
金 有 価 証券	3,950,589	外 債	207,596
金 有 価 証券	53,756,440	外 債	39,548
金 有 価 証券	377,183	外 債	20,415
金 有 価 証券	3,048,905	外 債	62,136
金 有 価 証券	41,044,903	外 債	3,647,483
金 有 価 証券	9,285,448	外 債	65,062
金 有 価 証券	835,617	外 債	1,588,683
金 有 価 証券	67,146	外 債	9,033
金 有 価 証券	120,758	外 債	2,370
金 有 価 証券	451,156	外 債	149,212
金 有 価 証券	196,555	外 債	36,540
金 有 価 証券	1,442,066	外 債	43,006
金 有 価 証券	7,118	外 債	0
金 有 価 証券	7,205	外 債	1,842
金 有 価 証券	223,270	外 債	841,083
金 有 価 証券	2,241	外 債	334,302
金 有 価 証券	671,723	外 債	171,291
金 有 価 証券	530,507	外 債	8,892
金 有 価 証券	678,581	外 債	4,757
金 有 価 証券	179,974	外 債	990
金 有 価 証券	427,642	外 債	18
金 有 価 証券	699	外 債	18
金 有 価 証券	70,265	外 債	48,917
金 有 価 証券	87,615	外 債	4,177,816
金 有 価 証券	8,345	外 債	
金 有 価 証券	743,605	外 債	
金 有 価 証券	4,177,816	外 債	
金 有 価 証券	△677,573	外 債	
金 有 価 証券	△77,547	外 債	
純 資 産 の 部 合 計		負 債 の 部 合 計	87,544,344
資 産 の 部 合 計	91,537,228	(純 資 産 の 部)	
		資 産	664,986
		本 金	1,367,548
		本 金	665,033
		の 他 資 本	702,514
		利 益	761,028
		そ の 他 利 益	761,028
		海 外 投 資 等	0
		行 員 退 職 積 立	1,656
		別 途 利 益 積 立	219,845
		繰 越 利 益	539,526
		株 主 本 金	2,793,563
		そ の 他 有 価 証券 評 価 差 額 金	1,259,814
		繰 延 税 金	△84,733
		土 地 再 評 価 差 額 金	24,240
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,199,320
		純 資 産 の 部 合 計	3,992,884
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	91,537,228

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
 - 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.及び3.と同じ方法により行っております。
 - デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。
 - 有形固定資産の減価償却は、定額法(ただし、動産については定率法)を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7年～50年
動産	2年～20年
 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 - 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に係る会計基準」(企業会計審議会平成11年1月22日)が平成18年8月11日付けで一部改正され(「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号)、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の「社債発行差金」は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。
なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。
 - 外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記29.の3カ月以上延滞債権又は下記30.の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法(DCF法)を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は298,314百万円であります。
 - 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
 - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
 - 役員退職慰労引当金は、役員(執行役員を含む)に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日)が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号)が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見込額を当該役員が在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当事業年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方法による場合に比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,757百万円減少しております。
 - 「One's plus」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与ポイント金額を換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
ポイント使用による費用は、従来はポイント使用時に費用処理しておりましたが、利用見込額を合理的に算定することが可能となったため、当事業年度よりポイント引当金を計上しております。この変更に伴い、従来の方法による場合に比べ経常利益及び税引前当期純利益は990百万円それぞれ減少しております。
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。
- また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当分の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してあります多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円（同前）であります。
18. 異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。
- これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
19. デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
20. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
21. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
- 金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。
22. 親会社株式の金額 110,050百万円
23. 関係会社に対する金銭債権総額 2,472,084百万円
24. 関係会社に対する金銭債務総額 2,444,555百万円
25. 有形固定資産の減価償却累計額 441,319百万円
26. 有形固定資産の圧縮記帳額 65,523百万円
27. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細は以下のとおりであります。
- | | | |
|--|---|----------|
| 1. 取得原価相当額 | 動産 | 5,205百万円 |
| | その他 | 669百万円 |
| | 合計 | 5,874百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 動産 | 1,694百万円 |
| | その他 | 426百万円 |
| | 合計 | 2,121百万円 |
| 3. 事業年度末残高相当額 | 動産 | 3,510百万円 |
| | その他 | 242百万円 |
| | 合計 | 3,753百万円 |
| 4. 未経過リース料 | 1年内 | 851百万円 |
| 事業年度末残高相当額 | 1年超 | 2,997百万円 |
| | 合計 | 3,849百万円 |
| 5. 当事業年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 | | |
| 支払リース料 | 921百万円 | |
| 減価償却費相当額 | 829百万円 | |
| 支払利息相当額 | 126百万円 | |
| 6. 減価償却費相当額の算定方法 | | |
| | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| 7. 利息相当額の算定方法 | | |
| | リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。 | |
| 28. 貸出金のうち、破綻先債権額は33,754百万円、延滞債権額は357,632百万円であります。 | | |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未取利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

29. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は20,543百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
30. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は309,133百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
31. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は721,064百万円であります。
なお、28. から31. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
32. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は828,339百万円であります。
33. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|-------------|--------------|
| 現金預け金 | 40,567百万円 |
| 特定取引資産 | 184,161百万円 |
| 有価証券 | 2,684,529百万円 |
| 貸出金 | 885,490百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| コールマナー | 1,335,000百万円 |
| 売現先勘定 | 104,640百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,250,450百万円 |
| 借入金 | 1,043,900百万円 |
| 支払承諾 | 48,963百万円 |
- 上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,731百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券4,343,703百万円、貸出金535,770百万円を差し入れております。
また、「その他の資産」のうち保証金は70,287百万円であります。
34. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成10年3月31日及び平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出
35. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,984,631百万円が含まれております。
36. 社債には、劣後特約付社債1,910,026百万円が含まれております。
37. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,388,686百万円であります。
38. 1株当たりの純資産額67,124円90銭
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出してあります。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,503円55銭減少しております。
39. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期資産、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権及び商品投資受益権が含まれております。以下42.まで同様であります。

売買目的有価証券	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,108,347	400

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	629,562	621,518	△8,044	20	8,064
地方債	97,102	95,307	△1,794	-	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	-	3,406
その他	5,326	5,507	180	180	-
合計	1,112,133	1,099,069	△13,064	200	13,265

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	43,569	102,243	58,674
関連法人等株式	228,334	177,618	△50,716
合計	271,903	279,861	7,958

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	1,924,707	3,903,456	1,978,749	1,990,476	11,727
債券	7,511,158	7,359,713	△151,444	748	152,193
国債	6,433,016	6,297,790	△135,225	367	135,593
地方債	431,667	423,605	△8,062	112	8,175
社債	646,474	638,317	△8,157	267	8,425
その他	2,478,521	2,484,108	5,587	37,469	31,882
合計	11,914,387	13,747,279	1,832,891	2,028,694	195,802

なお、上記の評価差額から繰延税金負債573,268百万円を差し引いた額1,259,623百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当事業年度におけるこの減損処理額は6,453百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

40. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	20,172,024	70,209	135,005

41. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	1,164,526
関連法人等株式	10,417
その他	46,711
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く。)	358,692
非上場債券	2,813,486
非上場外国証券	428,635
その他	447,546

42. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,423,932	3,593,280	2,261,919	2,000,875
国債	2,784,983	1,353,791	884,520	1,904,058
地方債	83,763	132,485	304,038	421
社債	555,185	2,107,003	1,073,360	96,396
その他	501,595	422,888	678,139	783,940
合計	3,925,527	4,016,169	2,940,058	2,784,816

43. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	2,602	2,924	322	322	—

なお、上記の評価差額から繰延税金負債130百万円を差し引いた額191百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

44. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」及び「株式」に合計2,188百万円含まれております。無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,076,900百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは129,329百万円あります。

45. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,163,210百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,654,634百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

46. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	1,112,314 百万円
貸出金償却	101,514
有価証券償却	425,880
貸倒引当金	79,497
投資損失引当金	31,507
退職給付引当金	57,805
減価償却費	6,848
繰延ヘッジ損益	59,765
その他	49,931
繰延税金資産小計	1,925,065
評価性引当額	△535,738
繰延税金資産合計	1,389,326

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△573,399
退職給付信託設定益	△41,722
退職給付信託返還有価証券	△20,312
その他	△10,286
繰延税金負債合計	△645,720
繰延税金資産の純額	743,605

47. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する当事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号 平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から以下のとおり表示を変更しております。
- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当事業年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,077,618百万円であります。
 - (2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期末処分利益」は、「その他利益剰余金」の「海外投資等損失準備金」、「行員退職積立金」、「別途準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。
 - (3) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
 - (4) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
 - (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。
 - ① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、「建設仮払金」は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。
 - ② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示しております。
 - ③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。
48. 「企業結合に係る会計基準」（「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成17年12月27日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日）が平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。
49. 単体自己資本比率（国際統一基準） 13.45%

損益計算書 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		2,451,351
貸付金	1,706,170	
有価証券	1,143,361	
買戻金	369,039	
預金	23,503	
貸付金	4,064	
有価証券	4,827	
買戻金	102	
預金	77,722	
貸付金	83,548	
有価証券	3,482	
買戻金	465,171	
預金	124,327	
貸付金	340,844	
有価証券	103,719	
買戻金	99,671	
預金	4,047	
貸付金	106,725	
有価証券	55,243	
買戻金	20,859	
預金	1,119	
貸付金	29,503	
有価証券	66,082	
買戻金	50,204	
預金	0	
貸付金	15,878	
有価証券		1,878,037
経常費用		
貸付金	768,722	
有価証券	396,300	
買戻金	33,745	
預金	18,718	
貸付金	16,523	
有価証券	60,770	
買戻金	220	
預金	84,150	
貸付金	73,483	
有価証券	52,676	
買戻金	32,132	
預金	111,754	
貸付金	24,999	
有価証券	86,755	
買戻金	2,098	
預金	162	
貸付金	1,936	
有価証券	158,207	
買戻金	130,903	
預金	3,488	
貸付金	799	
有価証券	17,606	
買戻金	5,409	
預金	609,816	
貸付金	227,438	
有価証券	450	
買戻金	50,468	
預金	546	
貸付金	38,559	
有価証券	137,413	
買戻金		573,313
経常利益		41,226
特別利益		
固定資産	4,440	
の売却	455	
の利益	36,330	
特別損失		27,610
固定資産	6,120	
の減価償却	3,680	
の損失	17,809	
税引前当期純利益		586,928
法人税		16,507
引当金		254,680
当期純利益		315,740

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 78,084百万円 |
| 役員取引等に係る収益総額 | 4,101百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 9,618百万円 |
| その他の取引に係る収益総額 | 16,200百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|-----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 89,224百万円 |
| 役員取引等に係る費用総額 | 40,243百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 3,668百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 80,786百万円 |
3. 1株当たり当期純利益金額 5,533円69銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額 77,547百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失 35,456百万円を含んでおります。
6. 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益 36,330百万円であります。
7. 「その他の特別損失」は、清算手続きに入った子会社の株式に係る損失 17,809百万円であります。
8. 当事業年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	遊休資産 32物件	土地、建物等	1,782百万円
近畿圏	遊休資産 11物件	土地、建物等	214百万円
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683百万円

当行は、継続的な取支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグループの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグループの単位としております。

当事業年度は、遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

信託財産残高表
(平成19年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	5,350	指 定 金 銭 信 託	358,058
証 書 貸 付	5,350	特 定 金 銭 信 託	91,741
有 価 証 券	267,110	有 価 証 券 の 信 託	3,000
国 債	168,798	金 銭 債 権 の 信 託	598,236
社 債	12,000	包 括 信 託	123,359
外 国 証 券	86,312		
受 託 有 価 証 券	3,000		
金 銭 債 権	703,199		
住 宅 貸 付 債 権	123,148		
そ の 他 の 金 銭 債 権	580,051		
有 形 固 定 資 産	25		
動 産	25		
そ の 他 債 権	1,245		
銀 行 勘 定 貸	65,062		
現 金 預 け 金	129,401		
預 け 金	129,401		
合 計	1,174,396	合 計	1,174,396

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産はありません。
 3. 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

連結貸借対照表（平成19年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	3,954,022	預 金	72,200,343
コールローン及び買入手形	1,102,078	譲 渡 性 預 金	2,626,217
買 現 先 勘 定	76,551	コールマネー及び売渡手形	2,286,698
債券貸借取引支払保証金	2,276,894	売 現 先 勘 定	140,654
買 入 金 銭 債 権	960,591	債券貸借取引受入担保金	1,516,342
特 定 取 引 資 産	3,262,341	特 定 取 引 負 債	1,941,142
金 銭 の 信 託	2,924	借 用 金	2,034,633
有 価 証 券	20,304,639	外 国 為 替	323,890
貸 出 金	59,617,850	短 期 社 債	3,500
外 国 為 替	881,436	社 債	3,929,325
そ の 他 資 産	1,630,049	信 託 勘 定 借	65,062
有 形 固 定 資 産	755,891	そ の 他 負 債	2,279,167
建 物	210,028	賞 与 引 当 金	18,919
土 地	465,486	退 職 給 付 引 当 金	13,382
建 設 仮 勘 定	703	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,233
その他の有形固定資産	79,673	特 別 法 上 の 引 当 金	18
無 形 固 定 資 産	101,219	繰 延 税 金 負 債	49,714
ソ フ ト ウ ェ ア	90,844	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	49,536
の れ ん	4	支 払 承 諾	3,673,396
その他の無形固定資産	10,370	負 債 の 部 合 計	93,158,180
リ ー ス 資 産	26,922	（純資産の部）	
繰 延 税 金 資 産	804,627	資 本 金	664,986
支 払 承 諾 見 返	3,673,396	資 本 剰 余 金	1,603,512
貸 倒 引 当 金	△ 860,799	利 益 剰 余 金	581,619
		株 主 資 本 合 計	2,850,119
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,269,385
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 87,571
		土 地 再 評 価 差 額 金	37,526
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 37,194
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,182,145
		新 株 予 約 権	14
		少 数 株 主 持 分	1,380,179
		純 資 産 の 部 合 計	5,412,458
資 産 の 部 合 計	98,570,638	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	98,570,638

<連結貸借対照表及び連結損益計算書に関する作成方針>

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等	124社
主要な会社名	SMB Cファイナンスサービス株式会社 株式会社みなと銀行 株式会社関西アーバン銀行 Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited SMB C Capital Markets, Inc.

なお、SMB C Leasing(UK) Limited 他15社は株式取得等により、当連結会計年度から連結される子会社及び子法人等としております。

住銀保証株式会社他2社は合併等により、SMB Cフレンド証券株式会社他1社は、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの完全子会社となったこと等により、子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

②非連結の子法人等

主要な会社名	SBCS Co., Ltd.
--------	----------------

非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用の非連結の子法人等及び関連法人等 29社

主要な会社名	プロミス株式会社 株式会社クオーク エヌ・アイ・エフSMB Cベンチャーズ株式会社
--------	---

N I F S M B C - V 2 0 0 6 S 1 投資事業有限責任組合他2社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等としております。

また、エヌエスエス投資事業有限責任組合他3社は連結される子法人等となったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

②持分法非適用の関連法人等

主要な会社名	Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.
--------	--

持分法非適用の関連法人等の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

①連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

9月末日	5社
10月末日	1社
12月末日	56社
1月末日	1社
3月末日	61社

②9月末日を決算日とする連結される子法人等は、3月末日現在、10月末日を決算日とする連結される子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。
連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

発生年度に全額償却しております。

<連結貸借対照表に関する注記>

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. 及び3. と同じ方法により行っております。

5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

なお、一部の連結される在外子会社及び子法人等においては、現地の会計基準に従って処理しております。

6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定額法（ただし、動産については定率法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

動 産 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により、リース資産については、主にリース期間を耐用年数としリース期間満了時のリース資産の処分見積額を残存価額とする定額法により償却しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

8. 株式交付費及び社債発行費は原則として支出時に全額費用として処理しております。

また、従来、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行ってまいりましたが、「金融商品に係る会計基準」（企業会計審議会 平成11年1月22日）が平成18年8月11日付けで一部改正され（「金融商品に関する会計基準」企業会計基準第10号）、改正会計基準の公表日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は2,308百万円、「社債」は2,308百万円、それぞれ減少しております。

なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

9. 当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

10. 当行並びに主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が下記27. の3カ月以上延滞債権又は下記28. の貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は454,380百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年

- 度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理
13. 役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。役員退職慰労金は、従来は支出時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査第一委員会報告第42号 昭和57年9月21日）が一部改正され、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号）が平成19年4月13日付けで公表されたことを踏まえ、役員に対する退職慰労金の支給見積額を当該役員の在任期間にわたり費用配分することで期間損益の適正化を図るために、当連結会計年度より役員退職慰労引当金を計上しております。この結果、従来の方による場合に比べ、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,233百万円減少しております。なお、上記改正は平成19年4月13日に公表されたため、当中間連結会計期間は従来の方によるっております。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法による場合に比べ、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ5,693百万円多く計上されております。
14. 当行並びに連結される国内子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によるおります。
15. 当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。
- また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は41,522百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は29,583百万円（同前）であります。
16. 当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。
- これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。
- また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。
17. デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。
- なお、一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ会計又は「金利スワップの特例処理」を適用しております。
18. 当行並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によるおります。
19. 特別法上の引当金は、次のとおり計上しております。
- 金融先物取引責任準備金 18百万円 金融先物取引法第81条の規定に基づく準備金であります。
20. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません
21. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 該当ありません
22. 関係会社の株式（及び出資）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資）を除く） 178,376百万円
23. 有形固定資産の減価償却累計額 484,235百万円
- リース資産の減価償却累計額 29,383百万円
24. 有形固定資産の圧縮記帳額 67,070百万円

25. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機械等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。なお、詳細は以下のとおりであります。

1. 取得原価相当額

動産	10,561百万円
その他	1,253百万円
合計	11,815百万円
2. 減価償却累計額相当額

動産	4,763百万円
その他	720百万円
合計	5,483百万円
3. 年度末残高相当額

動産	5,798百万円
その他	533百万円
合計	6,331百万円
4. 未経過リース料年度末残高相当額

1年内	1,786百万円
1年超	4,755百万円
合計	6,542百万円
5. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	2,662百万円
減価償却費相当額	2,347百万円
支払利息相当額	284百万円
6. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
7. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

26. 貸出金のうち、破綻先債権額は60,068百万円、延滞債権額は488,812百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

27. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は22,018百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

28. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は476,665百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

29. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,047,566百万円であります。
 なお、26. から29. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

30. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は915,318百万円であります。

31. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 現金預け金 | 104,328百万円 |
| 特定取引資産 | 202,292百万円 |
| 有価証券 | 3,033,868百万円 |
| 貸出金 | 934,423百万円 |
| その他資産（延払資産等） | 1,946百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 20,588百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 1,335,000百万円 |
| 売現先勘定 | 128,695百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 1,250,450百万円 |
| 特定取引負債 | 84,532百万円 |
| 借入金 | 1,112,257百万円 |
| その他負債 | 492百万円 |
| 支払承諾 | 167,153百万円 |

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金6,761百万円、特定取引資産500,158百万円、有価証券3,946,194百万円及び貸出金535,770百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は85,530百万円、先物取引差入証拠金は2,943百万円であります。

32. 当行は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の連結される子会社及び子法人等も、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

当行 平成10年3月31日及び平成14年3月31日
一部の連結される子会社及び子法人等 平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

当行 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の連結される子会社及び子法人等 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

33. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金559,500百万円が含まれております。

34. 社債には、劣後特約付社債2,183,810百万円が含まれております。

35. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,421,446百万円であります。

36. 1株当たりの純資産額 67,823円69銭

「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成14年9月25日）が平成18年1月31日付けで改正され、会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、1株当たりの純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は1,553円91銭減少しております。

37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下40. まで同様であります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	1,134,408	410

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
国債	629,762	621,717	△8,045	20	8,065
地方債	97,102	95,307	△1,794	—	1,794
社債	380,142	376,735	△3,406	—	3,406
その他	5,445	5,626	180	180	—
合計	1,112,452	1,099,387	△13,065	200	13,266

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	1,956,522	3,956,984	2,000,462	2,012,992	12,530
債券	8,481,502	8,324,135	△157,367	1,805	159,173
国債	7,150,787	7,010,301	△140,485	1,182	141,668
地方債	482,555	474,001	△8,554	119	8,674
社債	848,158	839,831	△8,327	503	8,830
その他	2,753,890	2,763,767	9,876	42,965	33,089
合計	13,191,915	15,044,886	1,852,971	2,057,764	204,792

なお、上記の評価差額から、繰延税金負債580,657百万円を差し引いた額1,272,313百万円のうち少数株主持分相当額6,064百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額2,871百万円を加算した額1,269,121百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は7,239百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

38. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	21,535,631	89,428	141,143

39. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的の債券 売掛債権信託受益権等	5,422
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	451,487
非上場債券	2,846,521
非上場外国証券	593,724
その他	458,441

40. その他有価証券のうち、満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,564,060	4,284,554	2,346,081	2,082,953
国債	2,824,945	1,872,341	956,640	1,986,136
地方債	101,824	161,564	307,293	421
社債	637,290	2,250,648	1,082,146	96,396
その他	665,206	495,572	701,134	956,785
合計	4,229,267	4,780,127	3,047,215	3,039,739

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭 の信託	2,602	2,924	322	322	—

なお、上記の評価差額から繰延税金負債130百万円を差し引いた額191百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

42. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び株式に合計2,188百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,088,859百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずして所有しているものは154,192百万円であります。

43. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,632,746百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが32,455,517百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

44. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△878,796百万円
年金資産(時価)	1,174,285
未積立退職給付債務	295,488
未認識数理計算上の差異	△82,985
未認識過去勤務債務(債務の減額)	△47,855
連結貸借対照表計上額の純額	164,648
前払年金費用	178,030
退職給付引当金	△13,382

45. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号 平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は4,119,836百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

- (5) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

①「動産不動産」中の土地建物動産は、「有形固定資産」中の「建物」、「土地」、「その他の有形固定資産」に区分表示し、建設仮払金は、「有形固定資産」中の「建設仮勘定」として表示しております。

②「動産不動産」中の保証金権利金のうち、権利金は「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として表示し、保証金は「その他資産」に含めて表示しております。

③「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

46. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第20号 平成18年9月8日)が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

47. 「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 最終改正平成18年5月31日)を当連結会計年度から適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

48. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

- (1) ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 14百万円

- (2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結される子法人等である関西アーバン銀行

①ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年6月29日から平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない執行役員 14 使用人 46
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年6月30日 から平成27年6月 29日まで	平成20年6月30日 から平成28年6月 29日まで	平成20年6月30日 から平成28年6月 29日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

②ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数(注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	399,000
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	399,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	220,000	204,000	282,000	—
権利確定	—	—	—	399,000
権利行使	46,000	30,000	26,000	36,000
失効	—	—	—	—
未行使残	174,000	174,000	256,000	363,000

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	464,000	—	—
付与	—	162,000	115,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	464,000	162,000	115,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	488	489	486	487
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日
権利行使価格(円)	313	490	490
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138

③ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ) 主な基礎数値及び見積方法

決議年月日	平成18年6月29日
株価変動性 (注)1	38.84%
予想残存期間 (注)2	5年
予想配当 (注)3	4円/株
無リスク利子率(注)4	1.40%

(注)1. 5年間(平成13年6月から平成18年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。

3. 平成18年3月期の配当実績によります。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

④ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

49. 「企業結合に係る会計基準」(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日))、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成18年12月22日)が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び同適用指針を適用しております。

50. 子法人等の企業結合関係

- (1) 子法人等を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日並びに法的形式を含む企業結合の概要

①子法人等を含む結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(事業の内容:銀行持株会社)

SMBCフレンド証券株式会社(事業の内容:証券業)

②企業結合を行った主な理由

わが国の金融市場の正常化に伴い、個人の家計金融資産動向は「貯蓄」から「投資」へのトレンドを一段と明確化させており、今後も個人における資産運用ニーズはますます多様化していくことが見込まれております。また個人投資家の金融知識の一段の向上とアセットアロケーションを通じたポートフォリオマネジメントへの関心の高まりにより、新たな資産運用ビジネスが広まっていくものと考えております。これらを背景に、当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、銀行と証券との間のシナジー極大化を追求する、従来型のビジネスモデルとは一線を画した真の「銀・証融合ビジネスモデル」の構築を推進するため、SMBCフレンド証券株式会社を完全子会社化することによりグループ連携を一段と強化しグループ全体の企業価値の向上に努めることといたしました。

③企業結合日

平成18年9月1日

④法的形式を含む企業結合の概要

当行の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループは、株式交換により当行の子法人等であったSMBCフレンド証券株式会社を完全子会社といたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

①個別財務諸表上の会計処理

株式会社三井住友フィナンシャルグループ株式の取得原価は、株式交換直前のSMBCフレンド証券株式会社株式の帳簿価額に基づいて算定しており、交換損益の計上はありません。

②連結財務諸表上の会計処理

SMBCフレンド証券株式会社への投資の修正額は取り崩し、「連結子会社・子法人等の減少に伴う減少」として利益剰余金を減少させております。

(3) 事業の種類別セグメントにおいて、当該子法人等が含まれていた事業区分

その他事業

(4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている当該子法人等に係る損益の概算額

経常収益 27,565百万円

経常利益 8,955百万円

51. 連結自己資本比率(国際統一基準) 12.95%

連結損益計算書

平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		2,925,665
資金運用収益	1,950,234	
貸出金利息	1,348,997	
有価証券利息配当金	369,548	
コールローン利息及び買入手形利息	28,192	
買入先利息	7,098	
債券貸借取引受入利息	4,857	
預け金利息	96,700	
その他の受入利息	94,840	
信託報酬	3,482	
役務取引等収益	577,435	
特定取引収益	118,589	
その他の業務収益	197,172	
リース料収入	13,037	
割賦売上高	5,155	
その他の業務収益	178,979	
経常収益	78,750	
経常費用		2,208,967
資金調達費用	796,784	
預金利息	457,221	
譲渡性預金利息	43,683	
コールマネー利息及び売渡手形利息	18,815	
売入先利息	18,353	
債券貸借取引支払利息	60,856	
借入金利息	22,504	
短期社債利息	14	
社債利息	88,338	
その他の支払利息	86,996	
役務取引等費用	111,413	
特定取引費用	1,936	
その他の業務費用	236,292	
貸借原価	7,969	
割賦原価	4,733	
その他の業務費用	223,589	
営業経費	768,498	
その他の経常費用	294,042	
貸倒引当金繰入額	19,940	
その他の経常費用	274,101	
経常利益		716,697
特別利益		46,028
固定資産処分益	4,669	
償却債権取立益	798	
証券取引責任準備金取崩額	4	
その他の特別利益	40,556	
特別損失		12,003
固定資産処分損失	7,253	
減損損失	4,750	
税金等調整前当期純利益		750,722
法人税、住民税及び事業税		47,601
法人税等調整額		238,764
少数株主利益		62,561
当期純利益		401,795

＜連結損益計算書に関する注記＞

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益金額 7,072円09銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 7,012円46銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

5. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準は、次のとおりであります。
 - (1) リース取引のリース料収入の計上方法
主に、リース期間に基づくリース契約上の收受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
 - (2) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上方法
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
6. 「その他経常収益」には、株式等売却益61,802百万円を含んでおります。
7. 「その他の経常費用」には、貸出金償却63,031百万円、株式等償却16,467百万円、延滞債権等を売却したことによる損失38,953百万円及び持分法による投資損失123,266百万円を含んでおります。
8. 「その他の特別利益」は、退職給付信託返還益36,330百万円及び子会社の増資に伴う持分変動利益4,226百万円であります。
9. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	営業用店舗 1ヵ店	土地、建物等	7百万円
	遊休資産 32物件		1,782百万円
近畿圏	営業用店舗 18ヵ店	土地、建物等	833百万円
	遊休資産 22物件		443百万円
その他	遊休資産 18物件	土地、建物等	1,683百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、当行では遊休資産について、また、連結される子法人等については、営業用店舗、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26

三井住友
フィナンシャルグループ

銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織（銀行持株会社の子会社等（法第52条の25に規定する子会社等（法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く）以下この項において同じ）の経営管理に係る体制を含む）	62～63
2. 資本金及び発行済株式の総数	125～126
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
① 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	127～128
② 各株主の持株数	127～128
③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	127～128
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	63

銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項

5. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	62～64、66～70、84
6. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
① 名称	68～70
② 主たる営業所又は事務所の所在地	68～70
③ 資本金又は出資金	68～70
④ 事業の内容	68～70
⑤ 設立年月日	68～70
⑥ 銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	68～70
⑦ 銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	68～70

銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項

7. 直近の事業年度における事業の概況	26～28
8. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	22～23
② 経常利益又は経常損失	22～23
③ 当期純利益又は当期純損失	22～23
④ 純資産額	22～23
⑤ 総資産額	22～23
⑥ 連結自己資本比率	22～23

銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

9. 直近の2連結会計年度における銀行持株会社及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	86～90
10. 直近の2連結会計年度における銀行持株会社及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	35、124
② 延滞債権に該当する貸出金	35、124
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	35、124
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	35、124
11. 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況	131～153
12. 直近の2連結会計年度における銀行持株会社及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの（各経常収益等の額の総額に占める割合が少ない場合を除く）	111
13. 法第52条の28第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	252
14. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	86
15. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	131

銀行法施行規則第19条の2（単体）

三井住友銀行

銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項

1. 経営の組織	66～67
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
① 氏名（株主が法人その他の団体である場合には、その名称）	214
② 各株主の持株数	214

③ 発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	214
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	65
4. 営業所の名称及び所在地	71～83
5. 当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
① 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	76
② 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	76
銀行の主要な業務の内容	
6. 銀行の主要な業務の内容（信託業務・併営業務を含む）	20、84
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
7. 直近の事業年度における事業の概況	12～19、20、29～31
8. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	25
② 経常利益又は経常損失	25
③ 当期純利益又は当期純損失	25
④ 資本金及び発行済株式の総数	25
⑤ 純資産額	25
⑥ 総資産額	25
⑦ 預金残高	25
⑧ 貸出金残高	25
⑨ 有価証券残高	25
⑩ 単体自己資本比率	25
⑪ 配当性向	25
⑫ 従業員数	25
9. 直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	200
10. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
① 資金運用収支	200
② 役員取引等収支	200
③ 特定取引収支	200
④ その他業務収支	200
11. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
① 平均残高	200～201
② 利息	200～201
③ 利回り	200～201
④ 資金利ざや	212
12. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	202
13. 直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	212
14. 直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	212
15. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	204
16. 直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	205
17. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	206
18. 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	207
19. 直近の2事業年度における担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の貸出金残高及び支払承諾見返額	206、216
20. 直近の2事業年度における使途別（設備資金及び運転資金の区分）の貸出金残高	206
21. 直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	207
22. 直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	208
23. 直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	209
24. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	212
25. 直近の2事業年度における有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分）の残存期間別の残高	211
26. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分）の平均残高	210
27. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	212

銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

28. リスク管理の体制	36～44
29. 法令遵守の体制	48～49

直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

30. 直近の2事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	179～184
31. 直近の2事業年度における貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	35、209
② 延滞債権に該当する貸出金	35、209
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	35、209
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	35、209
32. 直近の2事業年度における自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	238～251
33. 直近の2事業年度における有価証券に関する次に掲げる事項	
① 取得価額又は契約価額	190～191
② 時価	190～191
③ 評価損益	190～191
34. 直近の2事業年度における金銭の信託に関する次に掲げる事項	
① 取得価額又は契約価額	192
② 時価	192
③ 評価損益	192
35. 直近の2事業年度における第13条の3第1項第5号に掲げる取引に関する次に掲げる事項	
① 取得価額又は契約価額	193～194
② 時価	193～194
③ 評価損益	193～194
36. 直近の2事業年度における貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	208
37. 直近の2事業年度における貸出金償却の額	208
38. 銀行法第20条第1項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	271
39. 直近の2事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	179
40. 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	238

信託業務に関する事項

41. 信託業務の内容	84
42. 直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 信託報酬	25
② 信託勘定貸出金残高	25
③ 信託勘定有価証券残高	25
④ 信託財産額	25
43. 直近の2事業年度における信託業務に係る業務及び財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 信託財産残高表（注記事項を含む）	217
② 金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託（以下「金銭信託等」という）の受託残高	217
③ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の種類別の受託残高	217
④ 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	217
⑤ 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	217
⑥ 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	218
⑦ 金銭信託等に係る貸出金の科目別（証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分）の残高	218
⑧ 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	218
⑨ 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	218
⑩ 用途別（設備資金及び運転資金の区分）の金銭信託等に係る貸出金残高	219
⑪ 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	219
⑫ 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	219
⑬ 金銭信託等に係る有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分）の期末残高	219

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条（単体・資産の査定基準）	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	34～35、209
2. 危険債権	34～35、209
3. 要管理債権	34～35、209
4. 正常債権	34～35、209

銀行法施行規則第19条の3（連結）	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	64、84
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
① 名称	68～70
② 主たる営業所又は事務所の所在地	68～70
③ 資本金又は出資金	68～70
④ 事業の内容	68～70
⑤ 設立年月日	68～70
⑥ 銀行が保有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	68～70
⑦ 銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	68～70

銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3. 直近の事業年度における事業の概況	12～19、20
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
① 経常収益	24
② 経常利益又は経常損失	24
③ 当期純利益又は当期純損失	24
④ 純資産額	24
⑤ 総資産額	24
⑥ 連結自己資本比率	24

銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 直近の2連結会計年度における銀行及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	154～157
6. 直近の2連結会計年度における銀行及びその子会社等の貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破綻先債権に該当する貸出金	209
② 延滞債権に該当する貸出金	209
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	209
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	209
7. 自己資本（基本的項目に係る細目を含む）の充実の状況	220～237
8. 直近の2連結会計年度における銀行及びその子会社等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	177
9. 法第20条第2項の規定により作成した書面について会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	271
10. 直近の2連結会計年度における連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について証券取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	154
11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	220

平成19年金融庁告示第15号第7条	三井住友 フィナンシャルグループ
-------------------	---------------------

（定性的な開示事項）

連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 連結自己資本比率告示第3条又は第15条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	131
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	131
3. 連結自己資本比率告示第9条又は第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	131

4. 連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	131
5. 法第52条の23第1項第10号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むもの又は同項第11号に掲げる会社であって、持株会社グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	131
6. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	131
自己資本調達手段の概要	131～136
持株会社グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	37
信用リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	32～33、 37～41、138、146
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）	146
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	146
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① 使用する内部格付手法の種類	138
② 内部格付制度の概要	38～39、138～142
③ 次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	138～139
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	138
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	138
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	142
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	140
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	140
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	141
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	147～148
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32～33、40、148
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	143
2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	143
3. 証券化取引に関する会計方針	143
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	143
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 (連結自己資本比率告示第2条又は第14条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。)	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～43
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）	149
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	149
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	42
5. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	37
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	43～44
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）	149
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
① 当該手法の概要	—

② 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）	—
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	41～43、150
銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～43、151
2. 持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要	41～43、151
(定量的な開示事項)	
連結自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第20条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	131
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 連結における基本的項目の額及び次に掲げる項目の額	132
① 資本金及び資本剰余金	132
② 利益剰余金	132
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	132
④ 連結自己資本比率告示第5条第2項又は第17条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び連結における基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	132
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	132
⑥ 連結自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第17条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	132
⑦ 連結自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第17条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	132
⑧ 連結自己資本比率告示第5条第7項又は第17条第3項の規定により基本的項目から控除した額	132
2. 連結自己資本比率告示第6条又は第18条に定める補完的項目の額及び連結自己資本比率告示第7条又は第19条に定める準補完的項目の額の合計額	132
3. 連結自己資本比率告示第8条又は第20条に定める控除項目の額	132
連結における自己資本の額	132
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	137
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	137
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による持株会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	137
(i) 事業法人向けエクスポージャー	137
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	137
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	137
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	137
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	137
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	137
③ 証券化エクスポージャー	137
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	137
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	137
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	137
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	137
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	137
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	137
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	137
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）	137
② 内部モデル方式	137
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち持株会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	137
① 基礎的手法	137
② 粗利益配分手法	—

③ 先進的計測手法	—
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第14条）の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の割合をいう。第9条第2号において同じ。）	132
7. 連結総所要自己資本額（連結自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては連結自己資本比率告示第14条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有する銀行を子会社としていない銀行持株会社にあつては4パーセント）を乗じた額をいう。第9条第5号において同じ。）	132
信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	151
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	151
② 業種別又は取引相手の別	151
③ 残存期間別	151
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	152
① 地域別	152
② 業種別又は取引相手の別	152
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	152
① 地域別	152
② 業種別又は取引相手の別	153
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	153
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）又は第20条第1項第3号及び第6号（連結自己資本比率告示第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	144～146
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本比率告示第131条第3項及び第5項並びに第144条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	139～140、142
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
① 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値を含む。）	139
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	142
③ 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値	140～141
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	145
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	145

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	
① 適格金融資産担保	148
② 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	148
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	148

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	149
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	149
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	149
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	149
5. 担保の種類別の額	149
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	149
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	149
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	149

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 持株会社グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	144～145
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、持株会社グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	144～145
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	144～145
④ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	144～145
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	144～145
⑥ 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	144～145
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	144～145
(ii) 持株会社グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	144～145
(iii) 持株会社グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	144～145
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	144～145
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	144～145
⑩ 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	144～145
2. 持株会社グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	144～145
② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	144～145
③ 連結自己資本比率告示第225条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	144～145
④ 連結自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	144～145

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する持株会社グループに限る。）

1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	42
---	----

2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	150
① 上場株式等エクスポージャー	150
② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	150
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	150
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	150
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	150
5. 海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社については、連結自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	132
6. 連結自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	142
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	142
銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	42
平成19年金融庁告示第15号第2条	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
自己資本調達手段の概要	238～239
銀行の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	37
信用リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	32～33、 37～41、241、246
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）	246
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	246
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① 使用する内部格付手法の種類	241
② 内部格付制度の概要	38～39、241
③ 次に掲げるポートフォリオごとの格付付と手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	
(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	241
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	241
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	241
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	241
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	241
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	241
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	241
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	246～247
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32～33、40、247
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	244
2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	244
3. 証券化取引に関する会計方針	244
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	244

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（自己資本比率告示第14条又は第37条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～43
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）	247
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	247
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	42
5. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	37
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	43～44
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）	247
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
① 当該手法の概要	—
② 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）	—
銀行勘定における銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第4条第4項第3号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	
	41～43、248
銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～43、248～249
2. 銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	41～43、248～249
（定量的な開示事項）	
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	238
① 資本金及び資本剰余金	238
② 利益剰余金	238
③ 自己資本比率告示第17条第2項又は第40条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	238
④ 基本的項目の額のうち①から③までに該当しないもの	238
⑤ 自己資本比率告示第17条第1項第1号から第4号まで又は第40条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	238
⑥ 自己資本比率告示第17条第1項第5号又は第40条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	238
⑦ 自己資本比率告示第17条第8項又は第40条第3項の規定により基本的項目から控除した額	238
2. 自己資本比率告示第18条又は第41条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第19条又は第42条に定める準補完的項目の額の合計額	238
3. 自己資本比率告示第20条又は第43条に定める控除項目の額	238
4. 自己資本の額	238
自己資本の充実度に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	240
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び標準的手法が複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	240
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による銀行のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	240
(i) 事業法人向けエクスポージャー	240
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	240
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	240
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	240
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	240
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	240
③ 証券化エクスポージャー	240
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	240

① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	240
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	240
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	240
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	240
3. 信用リスク・アセットのみなし計算（自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条及び第4条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	240
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる方式ごとの額	240
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引の категорияごとの開示することを要する。）	240
② 内部モデル方式	240
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額	240
① 基礎的手法	240
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	—
6. 単体自己資本比率及び単体基本的項目比率（自己資本比率告示第14条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ。）	238
7. 単体総所要自己資本額（自己資本比率告示第14条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第37条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ。）	238
信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項	
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	249
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	249
② 業種別又は取引相手の別	249
③ 残存期間別	249
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	250
① 地域別	250
② 業種別又は取引相手の別	250
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	250
① 地域別	250
② 業種別又は取引相手の別	251
5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	251
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）又は第43条第1項第2号及び第5号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	244～246
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッシング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	242～243
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
① 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乘する掛目の推計値の加重平均値を含む。）	241
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	244
③ 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) ブール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む。）の	

加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	242～243
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	245
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	245
信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項	
1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	
① 適格金融資産担保	246
② 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	246
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	246
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項	
1. 与信相当額の算出に用いる方式	247
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	247
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあつては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	247
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	247
5. 担保の種類別の額	247
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	247
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	247
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	247
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	244～245
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	244～245
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	244～245
④ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	244～245
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	244～245
⑥ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	244～245
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	244～245
(ii) 銀行がオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	244～245
(iii) 銀行が投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	244～245
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	244～245
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	244～245
⑩ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	244～245

2. 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	244～245
② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	244～245
③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	244～245
④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	244～245

マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する銀行に限る。）

1. 期末のバリュー・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュー・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	42
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュー・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額	248
① 上場している出資等又は株式等エクスポージャー（以下「上場株式等エクスポージャー」という。）	248
② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	248
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	248
3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額	248
4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	248
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	238
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	243

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	244
----------------------------------	-----

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	42、248～249
--	------------

平成19年金融庁告示第15号第4条

三井住友銀行

（定性的な開示事項）

連結の範囲に関する次に掲げる事項

1. 自己資本比率告示第3条又は第26条に規定する連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「連結グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点	220
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	220
3. 自己資本比率告示第9条又は第32条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容	220
4. 自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	220
5. 銀行法（昭和56年法律第59号。以下「法」という。）第16条の2第1項第11号に掲げる会社のうち従属業務を専ら営むもの又は同項第12号に掲げる会社であって、連結グループに属していない会社の数並びに主要な会社の名称及び主要な業務の内容	220
6. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	220

自己資本調達手段の概要	220～224
-------------	---------

連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	37
----------------------------	----

信用リスクに関する次に掲げる事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要	32～33、 37～41、226、231
2. 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）	231
② エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称	231
3. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項	
① 使用する内部格付手法の種類	226
② 内部格付制度の概要	38～39、226
③ 次に掲げるポートフォリオごとの格付付と手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	

(i) 事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）	226
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	226
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	226
(iv) 株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD/LGD方式を適用する場合に限る。）	226
(v) 居住用不動産向けエクスポージャー	226
(vi) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	226
(vii) その他リテール向けエクスポージャー	226
信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	232～233
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	32～33、40、233
証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	229
2. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称	229
3. 証券化取引に関する会計方針	229
4. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）	229
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項 （自己資本比率告示第2条又は第25条の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る。）	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～43
2. マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称（複数の方式を使用する場合には、業務の別、拠点の別又は個別リスク若しくは一般市場リスクの別に開示することを要する。）	233
3. 想定される保有期間及び保有期間が想定を超える蓋然性等を踏まえ、取引の特性に応じて適切に価格を評価するための方法	233
4. 内部モデル方式を使用する場合における使用するモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明	42
5. マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法	37
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	43～44
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）	233
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
① 当該手法の概要	—
② 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）	—
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	41～43、234
銀行勘定における金利リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	41～43、234
2. 連結グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要	41～43、234
（定量的な開示事項）	
自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	220
自己資本の構成に関する次に掲げる事項	
1. 基本的項目の額及び次に掲げる事項の額	221
① 資本金及び資本剰余金	221
② 利益剰余金	221
③ 連結子法人等の少数株主持分の合計額	221
④ 自己資本比率告示第5条第2項又は第28条第2項に規定するステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等の額及び基本的項目の額に対する当該株式等の額の割合	221
⑤ 基本的項目の額のうち①から④までに該当しないもの	221
⑥ 自己資本比率告示第5条第1項第1号から第4号まで又は第28条第1項第1号から第4号までの規定により基本的項目から控除した額	221
⑦ 自己資本比率告示第5条第1項第5号又は第28条第1項第5号の規定により基本的項目から控除した額	221
⑧ 自己資本比率告示第5条第7項又は第28条第3項の規定により基本的項目から控除した額	221

2. 自己資本比率告示第6条又は第29条に定める補完的項目の額及び自己資本比率告示第7条又は第30条に定める準補完的項目の額の合計額	221
3. 自己資本比率告示第8条又は第31条に定める控除項目の額	221
4. 自己資本の額	221

自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額（2.及び3.の額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額	225
① 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳	225
② 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）	225
(i) 事業法人向けエクスポージャー	225
(ii) ソブリン向けエクスポージャー	225
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー	225
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー	225
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	225
(vi) その他リテール向けエクスポージャー	225
③ 証券化エクスポージャー	225
2. 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額	225
① マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳	225
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー	225
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー	225
② PD/LGD方式が適用される株式等エクスポージャー	225
3. 信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額	225
4. マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる方式ごとの額	225
① 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに開示することを要する。）	225
② 内部モデル方式	225
5. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額	225
① 基礎的手法	225
② 粗利益配分手法	—
③ 先進的計測手法	—
6. 連結自己資本比率及び連結基本的項目比率（自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条）の算式の分母の額に対する基本的項目の額の割合をいう。第6条第2号において同じ。）	221
7. 連結総所要自己資本額（自己資本比率告示第2条（海外営業拠点を有しない銀行にあっては自己資本比率告示第25条）の算式の分母の額に8パーセント（海外営業拠点を有しない銀行にあっては4パーセント）を乗じた額をいう。第6条第5号において同じ。）	221

信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の開示も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳	235
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳	
① 地域別	235
② 業種別又は取引相手の別	235
③ 残存期間別	235
3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	236
① 地域別	236
② 業種別又は取引相手の別	236
4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）	236
① 地域別	236
② 業種別又は取引相手の別	237

5. 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額	237
6. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の1パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第8条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）又は第31条第1項第3号及び第6号（自己資本比率告示第127条及び第136条第1項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額	229～231
7. 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロットティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第153条第3項及び第5項並びに第166条第4項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高	227～228
8. 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）	
① 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）	226
② PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー 債務者格付ごとのPDの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高	229
③ 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの事項	
(i) プール単位でのPDの推計値、LGDの推計値（デフォルトしたエクスポージャーに係るEL defaultを含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値、オフ・バランス資産項目のEADの推計値、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値	227～228
(ii) 適切な数のEL区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析	—
9. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの直前期における損失の実績値及び当該実績値と過去の実績値との対比並びに要因分析	230
10. 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、PD/LGD方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値の対比	230

信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

1. 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポージャーの額の上調整を行っている場合は、当該上調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	
① 適格金融資産担保	232
② 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用行に限る。）	232
2. 標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー（信用リスク削減手法の効果が勘案された部分に限る。）の額（内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとに開示することを要する。）	232

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する次に掲げる事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式	233
2. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額	233
3. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）	233
4. 2.に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から3.に掲げる額を差し引いた額（カレント・エクスポージャー方式を用いる場合に限る。）	233
5. 担保の種類別の額	233
6. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	233
7. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額	233
8. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	233

証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

1. 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	229～230
② 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当期の証券化取引に係るものに限る。）	229～230
③ 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229～230
④ 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	229～230
⑤ 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳	229～230
⑥ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229～230
⑦ 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、次に掲げる事項（主な原資産の種類別の内訳を含む。）	
(i) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額	229～230
(ii) 連結グループがオリジネーターとして留保する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	229～230
(iii) 連結グループが投資家の持分に対して算出する早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額のEADの額の合計額に対する所要自己資本の額	229～230
⑧ 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略（当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳を含む。）	229～230
⑨ 証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳	229～230
⑩ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	229～230
2. 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229～230
② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額	229～230
③ 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳	229～230
④ 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額	229～230
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する連結グループに限る。）	
1. 期末のバリュエーション・アット・リスクの値並びに開示期間におけるバリュエーション・アット・リスクの最高、平均及び最低の値	42
2. バック・テストの結果及び損益の実績値がバリュエーション・アット・リスクの値から大幅に下方乖離した場合についての説明	42
銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項	
1. 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額	234
① 上場株式等エクスポージャー	234
② 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	234
2. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額	234
3. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	234
4. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	234
5. 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額	221
6. 自己資本比率告示附則第13条が適用される株式等エクスポージャーの額及び株式等エクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの額	228
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	229
銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用了金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	42、234

www.smfg.co.jp